

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2023年4月1日  
(第122期) 至 2024年3月31日

第一生命ホールディングス株式会社

(E06141)



第122期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

# 有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

第一生命ホールディングス株式会社

# 目 次

頁

## 第122期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	10
第2 【事業の状況】	12
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	12
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	22
3 【事業等のリスク】	29
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	45
5 【経営上の重要な契約等】	100
6 【研究開発活動】	103
第3 【設備の状況】	104
1 【設備投資等の概要】	104
2 【主要な設備の状況】	105
3 【設備の新設、除却等の計画】	107
第4 【提出会社の状況】	108
1 【株式等の状況】	108
2 【自己株式の取得等の状況】	129
3 【配当政策】	131
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	132
第5 【経理の状況】	174
1 【連結財務諸表等】	175
2 【財務諸表等】	267
第6 【提出会社の株式事務の概要】	278
第7 【提出会社の参考情報】	279
1 【提出会社の親会社等の情報】	279
2 【その他の参考情報】	279
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	280

## 監査報告書

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2024年6月25日

**【事業年度】** 第122期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

**【会社名】** 第一生命ホールディングス株式会社

**【英訳名】** Dai-ichi Life Holdings, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 菊田 徹也

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

**【電話番号】** 03-3216-1222(代)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員 甲斐 章文

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

**【電話番号】** 03-3216-1222(代)

**【事務連絡者氏名】** 経営企画ユニット IRグループ長 澤田 洋一

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第118期	第119期	第120期	第121期	第122期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
保険料等収入 (百万円)	4,885,407	4,730,301	5,291,973	6,654,426	7,526,357
資産運用収益 (百万円)	1,876,634	2,719,584	2,551,112	2,280,869	3,033,982
保険金等支払金 (百万円)	4,870,794	5,001,109	5,855,703	6,548,179	6,756,863
経常利益 (百万円)	218,380	552,861	590,897	387,500	539,006
契約者配当準備金繰入額 (百万円)	82,500	77,500	87,500	95,000	87,500
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	32,433	363,777	409,353	173,735	320,765
包括利益 (百万円)	167,564	1,143,981	△130,395	△1,344,017	1,425,209
純資産額 (百万円)	3,776,918	4,807,129	4,210,341	2,661,764	3,882,157
総資産額 (百万円)	60,011,999	63,593,705	65,896,142	61,653,699	67,540,309
1株当たり純資産額 (円)	3,344.23	4,329.08	4,109.13	2,706.78	4,107.03
1株当たり当期純利益 (円)	28.53	325.61	383.15	171.01	329.68
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	28.51	325.41	382.96	170.94	329.60
自己資本比率 (%)	6.3	7.6	6.4	4.3	5.7
自己資本利益率 (%)	0.9	8.5	9.1	5.1	9.8
株価収益率 (倍)	45.4	5.8	6.5	14.2	11.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	590,084	△79,904	△462,076	△132,492	997,377
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△896,437	551,362	963,276	310,460	△601,649
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	784,869	65,587	△180,707	△325,447	△145,763
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	1,697,582	2,262,910	2,616,743	2,517,285	2,772,370
従業員数 (名)	63,719	64,823	62,260	60,997	59,495

(注) 1 1株当たり情報の算定上の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた連結会計年度末の普通株式の数」並びに「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式には、株式給付信託(J-ESOP)により信託口が所有する当社株式が含まれております。

2 「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (会計方針の変更)」に記載のとおり 第122期連結会計年度の期首より、一部の在外連結子会社において、Australian Accounting Standards Board 及びNew Zealand Accounting Standards Boardが公表した会計基準「保険契約」(AASB第17号) (NZ IFRS第17号)を適用しております。これに伴い、第121期連結会計年度については遡及適用後の数値を記載しております。また、第120期については純資産額・総資産額・1株当たり純資産額・自己資本比率・自己資本利益率は遡及適用後の数値を記載しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第118期	第119期	第120期	第121期	第122期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
営業収益 (百万円)	185,846	190,425	205,479	269,261	195,553
経常利益 (百万円)	171,555	175,928	188,635	249,258	171,778
当期純利益 (百万円)	87,126	216,513	167,237	249,633	174,396
資本金 (百万円)	343,517	343,732	343,926	344,074	344,205
発行済株式総数 (株)	1,198,443,000	1,198,755,800	1,031,348,700	989,888,900	952,672,300
純資産額 (百万円)	1,249,959	1,367,153	1,266,171	1,311,178	1,282,215
総資産額 (百万円)	1,698,789	1,896,259	1,868,818	2,017,358	2,366,425
1株当たり純資産額 (円)	1,106.13	1,230.60	1,235.26	1,333.11	1,356.27
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	62.00 (—)	62.00 (—)	83.00 (—)	86.00 (—)	113.00 (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	76.65	193.80	156.53	245.71	179.24
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	76.60	193.68	156.46	245.62	179.20
自己資本比率 (%)	73.5	72.0	67.7	65.0	54.2
自己資本利益率 (%)	7.0	16.6	12.7	19.4	13.5
株価収益率 (倍)	16.9	9.8	16.0	9.9	21.5
配当性向 (%)	80.9	32.0	53.0	35.0	63.0
従業員数 (名)	685	726	801	801	895
株主総利回り (%) (比較指標：TOPIX (配当込 み)) (%)	88.3 (90.5)	131.7 (128.6)	175.9 (131.2)	177.4 (138.8)	276.9 (196.2)
最高株価 (円)	1,899.50	2,047.50	2,816.50	3,130.00	4,012.00
最低株価 (円)	1,018.50	1,203.50	1,880.00	2,211.50	2,377.50

(注) 1 1株当たり情報の算定上の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた事業年度末の普通株式の数」並びに「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式には、株式給付信託 (J-ESOP) により信託口が所有する当社株式が含まれております。

2 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所 (市場第一部) におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所 (プライム市場) におけるものであります。

## 2 【沿革】

当社は1902年9月、日本で最初の相互会社形態による保険会社として設立されました。

当社の設立日以後の当社及び当社関係会社に係る重要な事項は以下に記載のとおりであります。

年月	概要
1902年 9月	当社を設立(基金20万円)
1985年 7月	第一生命投資顧問株式会社(現アセットマネジメントOne株式会社)を設立
1998年 10月	株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほフィナンシャルグループ)と全面業務提携
1999年 10月	興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社(現アセットマネジメントOne株式会社)を発足
2000年 8月	安田火災海上保険株式会社(現損害保険ジャパン株式会社)と包括業務提携
2000年 9月	American Family Life Assurance Company of Columbusと業務提携
2001年 10月	企業年金ビジネスサービス株式会社を設立
2005年 7月	ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社へ出資
2006年 12月	第一フロンティア株式会社(現第一フロンティア生命保険株式会社)を設立
2007年 1月	Bao Minh CMG Life Insurance Company Limitedを買収し、Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limitedとして子会社化
2007年 7月	株式会社りそなホールディングスと業務提携
2007年 12月	インドのStar Union Dai-ichi Life Insurance Company Limitedへ出資
2008年 7月	タイのOcean Life Insurance Co., Ltd.(現OCEAN LIFE INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED)へ出資及び業務提携
2008年 8月	オーストラリアのTower Australia Group Limited(現TALグループ)へ出資及び業務提携
2010年 4月	相互会社から株式会社への組織変更を実施し、当社株式を東京証券取引所市場第一部へ上場
2011年 5月	Tower Australia Group Limited(現TALグループ)の全株取得を行い、同社を子会社化
2013年 10月	インドネシアのPT Panin Life(現PT Panin Dai-ichi Life)及びその中間持株会社であるPT Panin Internasionalへ出資し、両社を関連会社化
2014年 3月	第一フロンティア生命保険株式会社の全株取得を行い、同社を完全子会社化
2014年 8月	損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社(現ネオファースト生命保険株式会社)の全株取得を行い、同社を子会社化
2015年 2月	米国のProtective Life Corporationの全株取得を行い、同社を子会社化
2016年 3月	株式会社かんぼ生命保険と業務提携
2016年 10月	第一生命ホールディングス株式会社に商号変更し、事業目的をグループ会社の経営管理等に変更 DIAMアセットマネジメント株式会社が、みずほ信託銀行株式会社の資産運用部門、みずほ投信投資顧問株式会社及び新光投信株式会社と統合し、アセットマネジメントOne株式会社を発足
2018年 3月	カンボジアでDai-ichi Life Insurance (Cambodia) PLC.を設立
2019年 5月	ミャンマーでDai-ichi Life Insurance Myanmar Ltd.を設立
2020年 6月	第一生命インターナショナルホールディングス合同会社を設立
2020年 12月	英領バミューダでDai-ichi Life Reinsurance Bermuda Ltd.を子会社化
2021年 4月	第一スマート少額短期保険株式会社が少額短期保険営業を開始
2022年 8月	バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社を設立
2022年 11月	ニュージーランドのPartners Group Holdings Limitedを買収し、同社を子会社化
2023年 1月	アイペットホールディングス株式会社を株式公開買付けにより買収し、同社を子会社化
2024年 3月	株式会社ベネフィット・ワンを株式公開買付けにより買収し、同社を関連会社化(同5月に当社による株式併合及び自己株式取得に伴い、同社を子会社化)
2024年 5月	米国のCanyon Partners, LLC、及びCanyon Partners Real Estate LLC等の持株会社であるCP New Co LLCへ出資し、同社を関連会社化

### 3 【事業の内容】

当社グループは2024年3月31日現在、当社(保険持株会社)及び当社の関係会社(子会社154社及び関連会社47社)によって構成されております。

事業の系統図は、次のとおりであります。

会社名は主要な連結子会社・持分法適用関連会社を記載しております。「※」を表示した会社は2024年3月期末時点での連結子会社、「○」を表示した会社は同持分法適用関連会社であります。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。



#### 4 【関係会社の状況】

当社の関係会社（非連結子会社・持分法を適用していない関連会社を除く。）の状況は以下のとおりであります（2024年3月31日現在）。

ただし、Protective Life Corporation傘下の49社（当社の連結子会社43社及び持分法適用関連会社6社）、TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd傘下の19社のうち、TAL Life Limited、TAL Life Insurance Services Limited以外の17社（当社の連結子会社16社）、Partners Group Holdings Limited傘下4社のうち、Partners Life Limited以外の3社（当社の連結子会社3社）、Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limited傘下の1社（当社の連結子会社1社）、PT Panin Internasional傘下の3社のうち、PT Panin Dai-ichi Life以外の2社（当社の持分法適用関連会社2社）、アセットマネジメントOne株式会社の傘下の7社（当社の持分法適用関連会社7社）、株式会社ベネフィット・ワンの傘下の11社（当社の持分法適用関連会社11社）は重要性に乏しいため、記載を省略しております。

名称	住所	資本金又は 出資金 (億円)	主要な事業 の内容(注)1	議決権の所 有割合(注)2 (%)	当社との関係内容(注)3
(連結子会社) 第一生命保険株式会社 (注)4(注)5	東京都千代田区	600	国内保険事業	100.0	国内保険事業における子会社として生命保険事業を営んでおり、当社と経営管理契約を締結しております（役員の兼務3名）。
第一フロンティア 生命保険株式会社 (注)4(注)6	東京都港区	1,175	国内保険事業	100.0	国内保険事業における子会社として生命保険事業を営んでおり、当社と経営管理契約を締結しております。
ネオファースト 生命保険株式会社(注)4	東京都品川区	475	国内保険事業	100.0	国内保険事業における子会社として生命保険事業を営んでおり、当社と経営管理契約を締結しております。
アイペットホールディングス 株式会社	東京都江東区	1	国内保険事業	100.0	国内保険事業における持株会社として傘下の会社が損害保険事業を営んでおり、当社と経営管理契約を締結しております。
アイペット損害保険株式会社	東京都江東区	46	国内保険事業	100.0 (100.0)	国内保険事業における子会社として損害保険事業を営んでおります。
Protective Life Corporation (注)4(注)7	アメリカ バーミングハム	10 米ドル	海外保険事業	100.0 (100.0)	海外保険事業における持株会社として傘下の会社が主に生命保険事業を営んでおり、当社と経営管理契約を締結しております（役員の兼務1名）。
TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd(注)4	オーストラリア シドニー	3,055百万 豪ドル	海外保険事業	100.0 (100.0)	海外保険事業における持株会社として傘下の会社が主に生命保険事業を営んでおり、当社と経営管理契約を締結しております（役員の兼務1名）。
TAL Life Limited(注)4	オーストラリア シドニー	654百万 豪ドル	海外保険事業	100.0 (100.0)	海外保険事業における子会社として生命保険事業を営んでおります（役員の兼務1名）。
TAL Life Insurance Services Limited(注)4	オーストラリア シドニー	856百万 豪ドル	海外保険事業	100.0 (100.0)	海外保険事業における子会社として生命保険事業を営んでおります（役員の兼務1名）。
Partners Group Holdings Limited(注)4	ニュージーランド オークランド	486百万 ニュージー ランドドル	海外保険事業	100.0 (100.0)	海外保険事業における持株会社として生命保険事業を営んでおり、当社と経営管理契約を締結しております（役員の兼務1名）。

名称	住所	資本金又は 出資金 (億円)	主要な事業 の内容(注)1	議決権の所 有割合(注)2 (%)	当社との関係内容(注)3
(連結子会社) Partners Life Limited(注)4	ニュージーランド オークランド	519百万 ニュージー ランドドル	海外保険事業	100.0 (100.0)	海外保険事業における子会社として生命保険事業を営んでおります(役員の兼務1名)。
Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limited(注)4	ベトナム ホーチミン	97,975億 ベトナムドン	海外保険事業	100.0	海外保険事業における子会社として生命保険事業を営んでおり、当社と経営管理契約を締結しております(役員の兼務1名)。
Dai-ichi Life Insurance (Cambodia) PLC.	カンボジア プノンペン	56百万 米ドル	海外保険事業	100.0 (100.0)	海外保険事業における子会社として生命保険事業を営んでおり、当社と経営管理契約を締結しております。
Dai-ichi Life Insurance Myanmar Ltd.	ミャンマー ヤンゴン	67百万 米ドル	海外保険事業	100.0 (100.0)	海外保険事業における子会社として生命保険事業を営んでおり、当社と経営管理契約を締結しております。
Dai-ichi Life Reinsurance Bermuda Ltd.	英領 バミューダ	195百万 米ドル	海外保険事業	100.0	海外保険事業における子会社として再保険事業を営んでおります。
第一生命インターナショナル ホールディングス合同会社 (注)4	東京都千代田区	0.05	その他事業	100.0	その他事業における子会社として日本国外において保険業を行う会社その他の子会社・関連会社の経営管理業務を営んでおります。
パーテックス・インベストメ ント・ソリューションズ株式 会社	東京都千代田区	15	その他事業	100.0	その他事業における子会社として投資運用業、投資助言・代理業を営んでおり、当社と経営管理契約を締結しております。

名称	住所	資本金又は 出資金 (億円)	主要な事業 の内容(注) 1	議決権の所 有割合(注) 2 (%)	当社との関係内容(注) 3
(持分法適用関連会社) Star Union Dai-ichi Life Insurance Company Limited	インド ナビムンバイ	3,389百万 インドルピー	海外保険事業	45.9 (45.9)	海外保険事業における関連会社として 生命保険事業を営んでおります。
PT Panin Internasional	インドネシア ジャカルタ	10,225億 インドネシア ルピア	海外保険事業	36.8 (36.8)	海外保険事業における持株会社として 傘下の会社が主に生命保険事業を営ん でおります。
PT Panin Dai-ichi Life	インドネシア ジャカルタ	10,673億 インドネシア ルピア	海外保険事業	5.0 [95.0]	海外保険事業における関連会社として 生命保険事業を営んでおります。
OCEAN LIFE INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED	タイ バンコク	2,360百万 タイバーツ	海外保険事業	24.0 (24.0)	海外保険事業における関連会社として 生命保険事業を営んでおります。
企業年金ビジネスサービス 株式会社	大阪府大阪市	60	その他事業	50.0 (50.0)	その他事業における関連会社として生 命保険関連事業を営んでおります。
アセットマネジメントOne 株式会社	東京都千代田区	20	その他事業	49.0	その他事業における関連会社として投 資運用業、投資助言・代理業を営んで おり、当社と経営管理契約を締結して おります。
株式会社ベネフィット・ワン	東京都新宿区	15	その他事業	37.3	その他事業における関連会社として福 利厚生事業を営んでおります。
ジャパンエクセレントアセッ トマネジメント株式会社	東京都港区	4	その他事業	36.0 (36.0)	その他事業における関連会社として投 資運用業を営んでおります。
日本インベスター・ソリュー ション・アンド・テクノロジ ー株式会社	神奈川県横浜市	258	その他事業	18.6 (18.6)	その他事業における関連会社として確 定拠出年金運営管理業を営んでおりま す。

なお、関係会社のうち、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社及び重要な債務超過の状況にある会社はありません。

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
- 2 「議決権の所有割合」欄の( )内は、子会社による間接所有の割合で内書きとしております。また、PT Panin Dai-ichi Lifeについては[ ]内に、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合で外書きとしております。
- 3 「当社との関係内容」欄の役員の兼務に記載がある場合は、当社役員(取締役)と関係会社役員(取締役・監査役)の兼務人数を記載しております。
- 4 第一生命保険株式会社、第一フロンティア生命保険株式会社、ネオファースト生命保険株式会社、Protective Life Corporation、TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd、TAL Life Limited、TAL Life Insurance Services Limited、Partners Group Holdings Limited、Partners Life Limited、Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limited、第一生命インターナショナルホールディングス合同会社は、当社の特定子会社であります。

- 5 第一生命保険株式会社は、当社の特定子会社であり、連結財務諸表の売上高（経常収益）に占める同社の売上高（経常収益）の割合が100分の10を超えております。

〔主要な損益情報等（億円）〕

経常収益	40,870
経常利益	3,913
当期純利益	2,038
純資産額	28,979
総資産額	359,822

- 6 第一フロンティア生命保険株式会社は、当社の特定子会社であり、連結財務諸表の売上高（経常収益）に占める同社の売上高（経常収益）の割合が100分の10を超えております。

〔主要な損益情報等（億円）〕

経常収益	43,938
経常利益	210
当期純利益	156
純資産額	2,213
総資産額	93,120

- 7 Protective Life Corporationは、当社の特定子会社であり、連結財務諸表の売上高（経常収益）に占める同社の売上高（経常収益）の割合が100分の10を超えております。

〔主要な損益情報等（億円）〕

経常収益	19,192
経常利益	195
当期純利益	164
純資産額	4,701
総資産額	167,906

（なお、数値は同社の子会社43社及び関連会社6社を連結したものであります。）

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2024年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(注)
国内保険事業	48,706名
海外保険事業	9,867名
その他事業	922名
合 計	59,495名

(注) 従業員数は、就業人員数（当社及び連結子会社から他社への出向者を除き、他社から当社及び連結子会社への出向者を含んでおります。）であり、執行役員は含んでおりません。また、パートタイマー等の臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

### (2) 提出会社の状況

2024年3月31日現在  
(単位未満切捨)

従業員数(注) 1	平均年齢	平均勤続年数(注) 2	平均年間給与(注) 3
895名	41歳 9ヶ月	14年 6ヶ月	9,499千円

- (注) 1 従業員数は、就業人員数（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者及び他社との兼務者を含んでおります。）であり、執行役員は含んでおりません。また、パートタイマー等の臨時従業員数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
- 2 当社従業員は全て、他社からの出向者及び他社との兼務者であり、平均勤続年数は各社での勤続年数を通算しております。
- 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 4 当社のセグメントはその他事業のみの単一セグメントであり、当社従業員は全て、セグメント情報の「その他事業」に属しております。
- 5 前連結会計年度末に比べ従業員数が94名増加しております。主な要因は、コーポレート機能強化を目的としたグループ内人員再配置によるものであります。

### (3) 労働組合との間で特記すべき事項

当社グループ従業員に関する労働組合としては、1952年3月31日に結成された第一生命労働組合があり、全国生命保険労働組合連合会に加盟しております。また、Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limitedには、従業員の過半数が加入し、同社と労働条件に係る折衝を行う第一生命ベトナム労働組合（正式名称：The Trade Union of Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Ltd.）があります。いずれも労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

## (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

2024年3月31日現在

名称	管理職に占める女性労働者の割合 (%)	男性労働者の育児休業取得率 (%)	労働者の男女の賃金の格差 (%)		
			全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
国内5社計	29.6	100.0	41.6	41.8	41.8
第一生命ホールディングス株式会社	18.5	100.0	61.0	61.6	44.0
第一生命保険株式会社	32.0	100.0	41.5	41.7	44.0
第一フロンティア生命保険株式会社	15.6	88.9	56.3	56.3	-
ネオファースト生命保険株式会社	16.4	83.3	55.5	55.9	12.4
アイペット損害保険株式会社	27.9	33.3	55.9	56.0	100.0

- (注) 1 管理職に占める女性労働者の割合については、2024年4月1日時点で算出しております。
- 2 男性の育児休業等取得率及び男女の賃金の格差の算出対象期間は、2024年3月期であります。
- 3 男性の育児休業等取得率については、改正「育児・介護休業法」(2023年4月施行)で公表が義務付けられる育児休業等の取得割合の算出基準に則して算出しており、結果が100%を超過する場合には100%と表示しております。
- 4 男女の賃金の格差＝女性の平均年間賃金÷男性の平均年間賃金×100%として算出しております。また、平均年間賃金は、総賃金÷従業員数として算出しております。
- 5 総賃金は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 6 第一生命保険株式会社の従業員数は、他社から第一生命保険株式会社への出向者を除き、第一生命保険株式会社から当社及び連結子会社以外の他社への出向者を含んでおり、執行役員は含んでおりません。当社及びその他連結子会社の従業員数は、就業人員数(当社及び連結子会社から他社への出向者を除き、第一生命保険株式会社から当社及び連結子会社への出向者及び兼務者を含んでおります。)であり、執行役員は含んでおりません。
- 7 正規雇用従業員は、正社員及び無期雇用化したフルタイムの非正社員を含んでおります。
- 8 パート・有期労働者は、パートタイム又は有期雇用の非正社員であり、派遣社員を除いております。
- 9 当社グループでは、採用・評価・登用等に関し、性別や国籍、年齢等の属性に関わらず、個人の成果や成長に基づいた処遇を行っております。賃金差異の主要因は、職種・職掌内区分別人数構成の差によるものであり、同一労働の賃金に差はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

#### (1) グループ企業理念

1902年に日本で創業し、アジア・パシフィック、北米等グローバルに事業を展開しております当社グループでは、グループ理念を共有・浸透することで、グループ各社が、それぞれの地域や国で、生命保険の提供を中心に人々の安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献するとともに、グループの提供価値を最大化し持続的な成長を実現することを目指してまいりました。

社会の変化が一層激しくなる中で、グループが目指す新たな未来に向け変革を実践するために、グループ企業理念を刷新いたしました。具体的には、「グループの社会における存在意義」であるパーパス (Purpose) とパーパスを実現するためのバリューズ (Values) 「大切にする価値観」について、策定いたしました。当社グループは、新たなパーパス及びバリューズの浸透を通じ、グループ社員の一体感醸成により従業員エンゲージメントを高めるとともに、積極的な挑戦・変革を通じ、企業の革新性を高めることで、社会課題の解決と企業価値向上に向けて常に挑戦し続けてまいります。

〈グループ企業理念〉

#### Purpose

グループの社会における存在意義

共に歩み、未来をひらく  
多様な幸せと希望に満ちた世界へ

Partnering with you to build a brighter and more secure future

#### Values

大切にする価値観

いちばん、  
人を考える

We care

まっすぐに、  
最良を追求する

We do what's right

まっさきに、  
変革を実現する

We innovate

#### Brand Message

Purposeを端的に表した  
コミュニケーションメッセージ

一生涯のパートナー  
By your side, for life

Purpose : グループの社会における存在意義

「共に歩み、未来をひらく 多様な幸せと希望に満ちた世界へ」

“Partnering with you to build a brighter and more secure future”

当社グループの目指す世界は、1人ひとりの異なる価値観や生き方が尊重され、多様な幸せと未来への希望に満ちた世界です。このような世界を実現するために、私たちは、お客さまをはじめとするステークホルダーと共に歩み、未来を切りひらくための挑戦を続けてまいります。

Values : 大切にしている価値観

Purposeの実現のためにグループのすべての従業員が大切にしている価値観として、Valuesを定めます。

「いちばん、人を考える」

“We care”

私たちは、お客さま、地域・社会、株主・投資家、お取引先、従業員など、企業活動を通じて関わるあらゆる「人」のことを誰よりも真剣に考えます。

「まっすぐに、最良を追求する」

“We do what’s right”

私たちは、お客さまや社会にとっての「最良」を常に誠実に追い求めます。

「まっさきに、変革を実現する」

“We innovate”

私たちは、スピード感をもって自ら変革し続けます。

Brand Message : Purposeを端的に表したコミュニケーションメッセージ

「一生涯のパートナー」

“By your side, for life”

当社グループはPurposeを実現するため、事業活動を通じた社会的価値の創造に取り組みます。

(2) 経営環境及び対処すべき課題

グローバルに事業を展開する当社グループを取り巻く経営環境は、複雑さを増しております。世界各地で地政学的な緊張が継続し世界経済に大きな影響を及ぼす一方、生成AIや半導体が世界の株高を牽引しております。国内においても、マイナス金利政策の解除により金利のある世界が戻ってきた他、コロナ禍以降の急速なデジタル化を背景に、お客さまの暮らしや価値観の多様化が加速的に進展しております。

また、世界的に経済成長やテクノロジーの劇的な進化が続く一方で、国内外を問わず社会の分断や様々な二極化が発生しております。当社グループは目を背けることなく、社会や人々に寄り添い、社会課題の解決に向けて真摯な取り組みを続けていかなくてはならないと考えております。

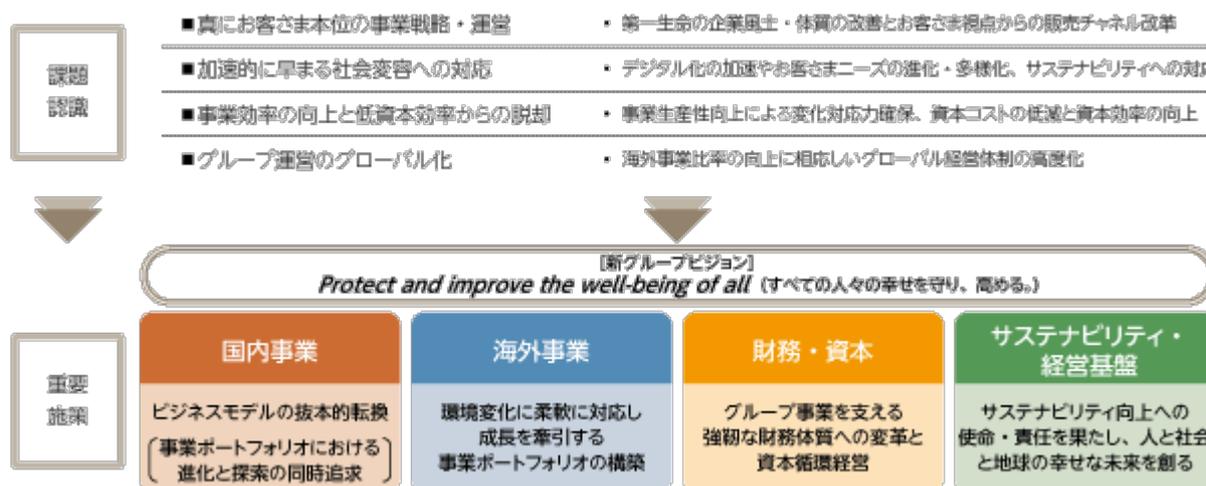
こうした複雑化・多様化が進む環境にあって、当社グループは、狭義の生命保険業を続けているだけでは、持続的に社会に貢献し、企業として成長していくことが難しくなっております。今後もステークホルダーの皆さまからの期待にお応えしていくためには、お客さまの日々の生活をあらゆる面でサポートする保険サービス業への変革を実現することが、不可欠だと考えております。

①経営環境

2024年3月期の世界経済は各国中央銀行による金融引締め等を背景に全般的に減速したものの、米国経済が堅調さを保ったことで全体としては緩やかな減速にとどまりました。日本経済は、新型コロナウイルスに伴う行動制限の緩和やインバウンド需要の回復が追い風となる一方、物価高による実質賃金の減少を背景に個人消費は伸び悩み、海外経済の減速や能登半島地震の影響等もあり、景気の回復ペースは緩やかなものとどまりました。

金融環境については、多くの国で引締めの金融政策が取られる中にありながら、米国経済の落込みが市場の想定を下回ったことや、AIをはじめとした新技術に対する期待が高まったことで、世界の株式市場は堅調に推移しました。為替市場ではFRBの金融引き締めが長期化すると観測の下、円安ドル高が進みました。国内では、日本銀行が2023年10月にイールドカーブコントロール（YCC）の柔軟化、2024年3月にはマイナス金利政策の解除、YCCの廃止等を実施する中、長期金利は緩やかに上昇しました。

国内外で生命保険事業を中心に事業を展開する当社グループは、確実な保険金及び給付金のお支払い等を通じて、保険事業者としての役割を継続して果たしてまいりました。また、外部環境が大きく変化する中、中期経営計画「Re-connect 2023」における4つの重要施策（国内事業、海外事業、財務・資本、サステナビリティ・経営基盤）を着実に進展させました。



## ②優先的に対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、生成AIの実装に見られるデジタル技術の急速な進化や、日本銀行によるマイナス金利政策の解除や株価上昇といった経済環境の急変等を通じて、大きく変化しました。経営環境の変化は当社グループの事業・業績にも大きな影響を与えており、今後、当社グループが持続的に成長していくためには、今までにない大きな変革が必要になると考えております。このような環境認識の下、当社グループは2025年3月期から新たな中期経営計画を開始いたしました。お客さま満足度、従業員満足度、商品・サービスの革新性、企業価値の4つの領域で2030年までに国内No. 1を目指すとともに、保険業の未来を先導する存在として、グローバルトップティアに伍する存在を目指します。新中期経営計画期間である3年間は、当社が2030年に目指す姿に向けて成長を加速させるステージと位置付けており、目指すべき姿への指針として策定した、パーパス・バリューズを道標として企業価値の向上に向けた取組みを加速してまいりたいと考えております。

国内事業では、新契約業績の早期回復に向けた取組みと、質と生産性を重視した中長期的なビジネスモデル変革を同時追求してまいります。「保障」と「資産形成・承継」の両面における一体的な商品・サービスの提供とコンサルティング推進によってお客さまに共感される価値提供に取り組むとともに、生成AIをはじめとしたテクノロジーの活用・DX推進により、価値創造とチャネル生産性の向上を実現してまいります。また、非保険領域の取組みも加速し、人生100年時代における社会課題解決に貢献するとともに、第一生命保険株式会社（以下、「第一生命」という。）では金銭に係る不正行為撲滅に向けた経営品質刷新に取り組み、多様化するお客さまのニーズを捉えた新商品の開発と、デジタルとリアルを最適に組み合わせたコンサルティング能力の強化によって、コロナ前水準の新契約業績への回帰に向けた取組みを加速させてまいります。

海外事業では、既存進出国の市場規模、事業ステージ及び各社の業界ポジション等を踏まえて策定した戦略に基づき、資本効率の改善や利益貢献の拡大に取り組めます。新中期経営計画で掲げる利益目標について、各地域における既存事業のオーガニック成長だけでは不足する部分は、M&A等を通じたインオーガニック成長によってカバーしてまいりたいと考えております。

財務・資本政策では、高い資本効率や成長性が見込まれる事業への資本投下を通じ、グループの資本効率とキャッシュ創出力を高めるとともに、充実・安定した株主還元を目指す資本循環経営を引き続き推進してまいります。資本効率の改善及び資本コストの低減を通じて、資本コストを安定的に上回る資本効率を実現することで、当社の企業価値の向上を目指してまいります。

グループ経営管理態勢の面では、CXOポストを更に拡充し、コーポレート機能の強化を図りつつ、新たに事業オーナー制を導入することで、事業と機能のマトリクス経営を本格的に推進いたします。また、事業運営の大前提である持続可能な社会の実現に向けては、新たに重要課題（コア・マテリアリティ）を策定し、事業と社会価値創造の共創に取り組んでまいります。

当社グループは、今後も目指すべき姿に向けて企業価値増加に資する変革を加速させてまいります。

### (3) 中期経営計画「Re-connect 2023」の進捗

2024年3月期は中期経営計画「Re-connect 2023」の最終年度であります。当社グループは、2024年3月期までの中期経営計画「Re-connect 2023」で掲げた4つの重要施策（国内事業、海外事業、財務・資本、サステナビリティ・経営基盤）を着実に進展させ、一部に課題は残したものの、重要経営指標（KPI）の目標水準を概ね達成いたしました。「Re-connect 2023」グループ重要経営指標（KPI）の状況については、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）財政状態、経営成績」をご参照下さい。

2024年3月期における各事業の主な取組みは次のとおりであります。

#### ①国内事業

国内事業では、お客さまに選ばれ続ける保険グループとなることを目指し、顕在化する社会課題の解決とデジタル化の潮流を捉えた商品・サービスの改革に取り組んでおります。従来の保険の枠にとどまらない4つの体験価値（保障、資産形成・承継、健康・医療、つながり・絆）をお届けすることで、すべての人々の“well-being（幸せ）”に貢献する取組みを推進しました。また、それぞれの体験価値をより多くのお客さまに日常的に体験いただけるよう、デジタルの利点とリアルな強みを融合した当社グループ版OMO（※1）の実現を目指し、デジタル接点の拡充と、リアルチャネルのコンサルティング力向上等に取り組ましました。

※1 Online Merges with Offlineの略語であります。

< 4つの体験価値（保障、資産形成・承継、健康・医療、つながり・絆） >

##### 「保障」

当社グループでは、第一生命、ネオファースト生命保険株式会社（以下、「ネオファースト生命」という。）、第一スマート少額短期保険株式会社の国内3社で「保障」をお届けし、多様化するお客さまニーズにお応えしております。

第一生命では、生涯設計デザイナーチャネル体制の改革に取り組むとともに、社会保障制度と連動したライフプランコンサルティングの推進、保障と資産形成・承継の一体的な価値提供に向けた商品ラインアップの拡充に取り組ましました。

ネオファースト生命では、三大疾病の治療等にかかる費用をまとめた一時金でサポートする三大疾病一時給付保険「ネオde3疾病サポート」を新たに発売する等、お客さまの「ココロとカラダの充実（wellness）」を応援する商品・サービスの拡充に取り組ましました。また、第一スマート少額短期保険株式会社では旅行・宿泊予約のキャンセル費用を補償するデジタル完結型保険「トラベルキャンセル保険」を発売する等、新たな保険体験価値の創出に取り組ましました。今後もグループ一体となって、多様化するお客さまニーズにお応えしてまいります。

##### 「資産形成・承継」

当社グループでは、個人向け貯蓄・投信事業、団体年金事業、投信窓販事業等、資産形成・承継領域における各事業が持つ強みを活かし、お客さまのライフステージごとのニーズをサポートできる「商品競争力の強化・拡充」、「コンサルティング機能の高度化」、「デジタル接点の強化」に取り組んでおります。

人生100年時代に資する貯蓄性商品の競争力向上、商品開発力の強化、アセットマネジメント事業の強化・拡大に向けて、オルタナティブ運用機能の拡充にも取り組んでおり、2023年12月にトパーズ・キャピタル株式会社を買収、2024年3月には米国のキャニオン・パートナーズ・グループ（※2）への出資について同社と合意しました。また、パーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社のクオンツ運用ノウハウを活用した指数連動型年金「ステップジャンプ」を2023年12月に第一生命で発売し、第一フロンティア生命保険株式会社（以下、「第一フロンティア生命」という。）では資産承継ニーズにも対応できる「プレミアレシーブ2」を2024年1月に発売する等、お客さまにとって魅力ある商品・サービスの提供に努め、当社グループ全体の運用機能の強化を推進しました。

さらに第一生命では、保障性商品に加えてiDeCoや投資信託等も取り扱う資産形成・承継・相続アドバイザーの育成を開始し、2024年3月末時点で300名以上が保障と資産形成の一体コンサルティング活動を行っております。また、資産形成をサポートするWebプラットフォーム「資産形成プラス」の機能強化を図り、対面・デジタル両面からお客さまに最適なソリューションを提供できるよう取り組んでおります。

※2 Canyon Partners, LLC, Canyon Partners Real Estate LLC及び傘下関連法人であります。

## 「健康・医療」

当社グループは、「生活習慣病予防」、「メンタルヘルス対策」の2つを柱とした健康維持・増進施策を通じた重症化予防、女性の健康、両立支援策に取り組むことで、社員well-being実現の土台となる「健康経営®」を推進しております。また、社員のみならず、お客さま、地域・社会の健康増進に寄与する「健康経営®」を推進することを通じて、すべての人々のwell-beingへの貢献に挑戦しております。

第一生命では、「健康寿命の延伸」という社会課題の解決に向け、将来の医療費適正化や効率的な保健事業運営をワンパッケージで支援する健康保険組合向けサービスHealstep®（ヘルステップ）のサービス拡充に取り組みました。また、Healstep®を導入いただいている健康保険組合は着実に増加しており、事業主マーケットへのサービス提供を拡大しました。

## 「つながり・絆」

当社グループでは、従来の保障や資産形成・承継領域の商品・サービスの提供に留まらず、健康・医療やつながり・絆を含む新規領域の商品・サービスを、エコシステムを通じてシームレスにお客さまに提供することを目指しております。

2024年3月期は、アイペットホールディングス株式会社において主力商品であるペット保険の販売が好調に推移しました。また、新たに株式会社ベネフィット・ワンの買収に向けたTOBを完了し、エコシステムのハブとなる企業福利厚生プラットフォーム機能の獲得に向けた取組みを前進させました。今後、同社のプラットフォームの活用を戦略の中核に据え、グループ各社と連携しながら協業メニューを策定し、国内事業における“深化”と“探索”を図ります。

## ②海外事業

海外事業では、グループ全体の持続的な企業価値向上に向けて、海外各社の成長戦略の推進と、資本効率の追求によるフリーキャッシュ・フローの創出に取り組みました。また、新規取組みでは、資本効率の高い良質な投資機会を追求し、新たな事業領域の探索を行っております。

### <既存進出国における取組み内容・新規取組み>

#### 「既存進出国（アメリカ・オーストラリア・ベトナム等）」

Protective Life Corporation（以下、「プロテクティブ」という。）では、破綻した米国銀行の債券に関する損失や、解約率等の保険負債前提の見直しの影響を受けて、修正利益（※3）は減益となりましたが、世界最大の生命保険市場であるアメリカにおいて、リテール事業と買収事業の両輪の拡大に向けた取組みを継続しました。

TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd（以下、「TAL」という。）では、2023年3月期に買収完了したTAL Life Insurance Services Limited（旧Westpac Life Insurance Services Limited）からの収益貢献が利益を押し上げ、オーストラリアの保障性市場における業界首位の事業基盤が一層強化されました。基礎的収益力が堅調に推移したことに加えて、金利環境もポジティブに作用し、修正利益は増益となりました。

ベトナムでは、銀行チャネルの販売モメンタムが低下した影響等により、業界全体で販売が大きく落ち込みました。この影響を受けて、Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limited（以下、「第一生命ベトナム」という。）は減収減益となりましたが、販売チャネルの体制強化、募集品質の改善及びお客さまの体験価値向上等に取り組むことで、他社と比べて販売減を抑制させました。この結果、販売シェアが上昇する等、業界大手のポジションを維持・拡大させております。

その他の進出国においても、各社の事業ステージに応じた成長戦略に基づく取組みを行いました。

※3 キャッシュベースの実質的な利益を示す当社独自の指標であります。

#### 「新規取組み」

新たな事業領域の探索では、インドの大手デジタル保険ブローカーRenewBuy社（D2C Consulting Services Private Limited）へ出資を行い、同社の広範な販売網の活用による当社インド事業の強化に取り組むとともに、同社の先進的なテクノロジーや組織能力について、当社グループへ展開することを企画・検討しております。また、2023年3月期に出資をしたYuLife Holdings Ltd.との共同取組みの第一弾として、日本国内で、当社が提供するサービス（YuLifeアプリ）のトライアル展開を開始いたしました。

### ③財務・資本政策

#### <資本循環経営の実践>

当社グループは、財務健全性を維持しつつ、持続的な企業価値向上と株主還元の更なる充実を目指して、ERM (Enterprise Risk Management) (※4) の枠組みに基づく資本政策運営を行っております。中期経営計画「Re-connect 2023」では、高い資本効率や成長性が見込まれる事業への資本投下を通じてグループの資本効率・キャッシュ創出力を高めるとともに、株主還元を充実させる「資本循環経営」(※5)を推進しました。2024年3月期実績に基づくキャッシュ・フローについては、グループ会社からの配当等により創出したキャッシュを戦略投資や株主に活用し、成長に向けた戦略的投資と株主還元の充実が両立する資本配賦を実現しております。2024年3月期グループ修正利益をベースとしたグループ会社からの配当等は、前期を上回る約3,000億円を確保する見通しであります。

※4 ERMとは、事業におけるリスクの種類や特性を踏まえ、利益・資本・リスクの状況に応じた経営計画・資本政策を策定し、事業活動を推進することを指しております。

※5 「資本循環経営」とは、事業運営を通じて稼得した資本や、リスク削減によって解放された資本を財源として、財務健全性を確保しつつ、より高資本効率・高成長事業へと資本を再配賦することで資本・キャッシュ創出の好循環を生み出し、企業価値向上を目指す考え方であります。

#### <リスクプロファイルの変革に向けた市場関連リスク削減の取組み>

当社グループでは、資本コストの低減とリスク・リターンの向上を通じた資本効率の改善を目指しております。中長期的に目指す姿として、市場関連リスクに偏った現在のリスクプロファイルを、保険リスク中心のリスクプロファイルにシフトすることを企図しており、中期経営計画「Re-connect 2023」では第一生命における金利・株式リスク量の削減目標をグループ重要経営指標に設定し、取組みを推進いたしました。

2024年3月期の第一生命における市場関連リスク削減の取組みは、中期経営計画「Re-connect 2023」の当初掲げた削減計画を上回りました。金利リスク削減については、2024年3月期は超長期債券の継続的な購入や銘柄の入替えによるデュレーションの長期化等の取組みを着実に進めることで、当初想定を大きく上回る取組み実績となりました。株式リスク削減については、保有する国内株式の売却等を通じ、取組みを着実に進めたものの、2024年3月期の国内株式の時価上昇に伴う影響を受け株式リスクは増加することになりました。資本効率の更なる改善に向けて、歩みを止めることなく、市場関連リスク削減への取組みをはじめとする、リスクプロファイルの変革に引き続き取り組んでまいります。

### ④サステナビリティ・経営基盤

#### <持続的社会的実現に向けて>

当社グループは、気候変動問題を地球環境への取組みにおける最重要課題と位置付け、機関投資家と事業会社の両面の立場から、ネットゼロの実現に向けた取組みを推進しております。2024年3月期の取組みにおいて、事業会社としては、前期実績におけるRE100(※6)達成企業の認定(※7)を受けました。機関投資家としては、資産運用ポートフォリオにおける温室効果ガス(GHG)排出量を、2030年3月期までに50%削減するという中間目標(※8)を設定いたしました。また、第一生命と第一フロンティア生命共同で「責任投資の中期取組方針(2030年3月まで)(※9)」を策定し、GHG排出量削減や社会課題解決に向けた投融資に関する共通の目標を設定する等、責任投資の更なる高度化に取り組んでおります。

2024年3月期は、GFANZ(※10)移行計画ガイダンスに基づき、ネットゼロ実現に関する行動計画である「ネットゼロ移行計画」を日本の保険会社として初めて策定・開示いたしました。また、2023年6月に始動したGFANZ初の国別支部である日本支部においては、コンサルテティブグループ(※11)の初代議長に当社取締役会長の稲垣 精二が就任し、COP28をはじめとする様々な国際会合の場で、ネットゼロ移行に向けた金融機関としての意見発信を行っております。加えて、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)(※12)開示提言へのEarly Adopter登録(※13)等、各種イニシアティブへの参画を通じてネイチャーポジティブの実現に向けた取組みにも貢献しております。

当社グループでは、持続的社会的実現に向けた取組みを力強く推進するために、当社グループの経営幹部とサステナビリティや気候変動問題、well-beingといった各分野の外部有識者で構成する「グループサステナビリティ推進委員会」を年4回開催し、グループ横断的かつ中長期的な視点で議論を行っております。こうした取組みを受けて、2024年3月期に当社はアジア・太平洋地域におけるサステナビリティに関する取組みが優れた企業として、S&P社の“Dow Jones Sustainability Asia Pacific Index”の構成銘柄に継続選定されました。

- ※6 事業活動で消費する電力を100%再生可能エネルギーで調達することを目標とする国際的イニシアティブであります。第一生命が加盟しております。
- ※7 RE100 Annual Disclosure Report 2023のデータを参照しております。
- ※8 上場株式、社債、不動産、融資に対する削減目標であります。
- ※9 方針の内容については下記リンク先をご覧ください。  
[https://www.dai-ichi-life-hd.com/newsroom/newsrelease/2023/pdf/index\\_052.pdf](https://www.dai-ichi-life-hd.com/newsroom/newsrelease/2023/pdf/index_052.pdf)
- ※10 Glasgow Financial Alliance for Net Zeroの略称で、ネットゼロへの移行を目的に設立されたアセットオーナー、銀行、保険、運用会社等のイニシアティブの連合体であります。
- ※11 金融機関や政府機関の代表者等で構成される助言機関であります。
- ※12 Taskforce on Nature-related Financial Disclosures：2021年6月に発足した自然関連の財務情報を開示する枠組みの開発・提供をめざす国際イニシアティブ
- ※13 TNFD 提言に基づく開示を行う意思をTNFDのウェブサイトで登録した企業等のことでもあります。登録した企業は2024年度分もしくは2025年度分のいずれかにおいてTNFD提言に準拠した開示を行う必要があります。

#### <人財・ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン・人権尊重>

当社グループが成長し、企業価値の更なる向上を成し遂げるには、多様な人財の活躍が必要不可欠です。グループの経営戦略と連動しつつ、各社の独自性を理解・尊重すると同時に、性別、年齢、経歴、国籍等に関係なく、価値創造に貢献できる人財の育成、環境づくりが欠かせません。

企業価値向上を支える多様な人財を育成するため、2027年3月期を目途に3,400名程度の人財の戦略的シフトに取り組んでおります。特にビジネスモデル変革の推進力となる人財育成を強化し、グループ内外を問わず収益力強化につながる領域や新規事業への人員配置を進めてまいります。また、お客さま第一の業務運営方針の実践に向けて組織と社員の結び付きをより高めるため、全役員と社員との対話の機会の場としてタウンホールミーティングや、少人数での「役員と語る」会を継続して実施している他、組織と社員の結び付きをエンゲージメント調査にて定期的に測定しております。こうした取組みを通じてグローバルトップレベルの保険グループを目指すとともに、全世界の社員が生き生きと個性を發揮し、活躍できる企業風土の実現を引き続き目指してまいります。

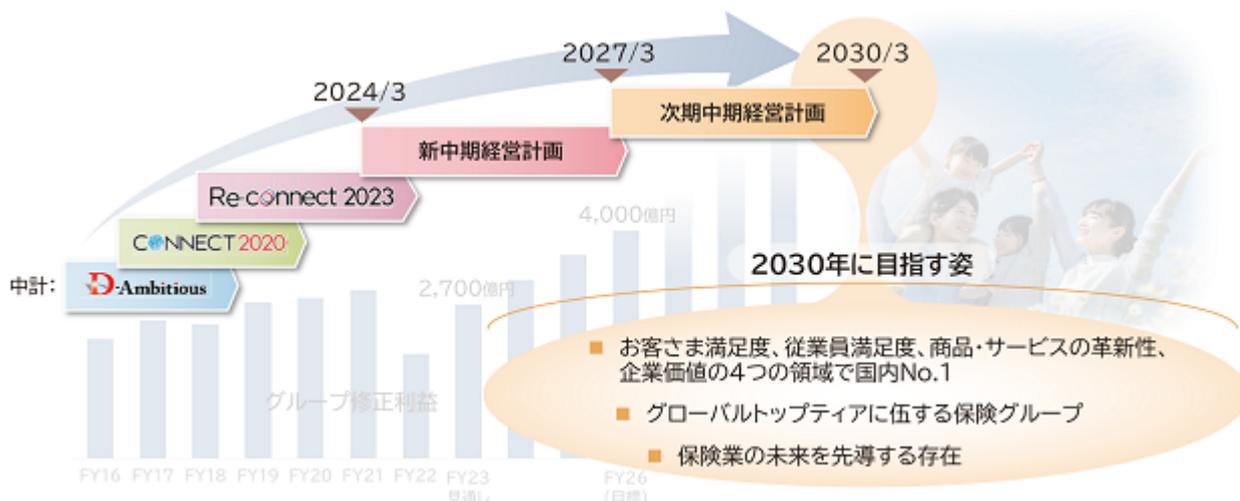
また、当社グループでは、第一生命グループ人権方針において、事業に関わるすべての方の人権を尊重する責任を果たすことを表明しております。海外グループ会社では、I C C S（※14）のフレームワークを用いて人権デュー・ディリジェンス（以下、「人権DD」という。）体制の整備を着実に進めつつ、国内グループ会社では業務委託先における人権DD取組みを推進いたしました。

- ※14 海外生命保険会社の内部統制態勢の整備状況を確認・評価するツールであります。

(4) 当社グループの目指す姿と2024-2026年度中期経営計画

<当社グループの目指す姿>

2025年3月期より始まった新たな中期経営計画は、『お客さま満足度、従業員満足度、商品・サービスの革新性、企業価値の4つの領域で国内No. 1』、『グローバルトップティアの保険グループに伍する存在になること』、『保険業の未来を先導する存在になること』を2030年に目指す姿として定め、その目指す姿からバックキャストして、次の3年間で実現すべき取組みを具体化する形で策定いたしました。



<グループパーパス・バリューズの制定>

「(1) グループ企業理念」に記載のとおり、当社グループでは、社会の変化が一層激しくなる中で、新中期経営計画で目指す姿の実現に向け、グループ一丸となって邁進するべく、「グループの社会における存在意義」であるパーパスを新たに制定するとともに、バリューズも「大切にしている価値観」として、創業以来大切にしてきた価値観をベースに改めて見直しました。

<コア・マテリアリティの策定>

グループパーパスの制定と合わせて、事業と社会価値創造の共創に取り組むことで2030年に目指す姿を実現すべく、当社グループが優先的に取り組む重要課題を「コア・マテリアリティ」として定義し、具体的には、「Financial Well-being for All (すべての世代を支える金融サービスの提供)」、「Healthy People and Society (一人ひとりのWell-beingと健全な社会への貢献)」、「Green Leadership (気候変動を中心とした環境課題への戦略的対応)」、「Proactive Governance and Engagement (経営基盤の強化と社員・多様なステークホルダーとの積極的な向き合い)」としました。

財務的価値だけではなく、非財務面での社会的価値を創造することが真のサステナブルな企業グループであり、各種の事業戦略や経営基盤の大前提として、引き続き積極的に取り組んでまいります。

### コア・マテリアリティ

(私たちが取り組む重要課題)

I. Financial Well-being for All

(すべての世代を支える金融サービスの提供)

II. Healthy People and Society

(一人ひとりのWell-beingと健全な社会への貢献)

III. Green Leadership

(気候変動を中心とした環境課題への戦略的対応)

IV. Proactive Governance and Engagement

(経営基盤の強化と社員・多様なステークホルダーとの積極的な向き合い)

## <新中期経営計画における重要取組み>

### ①事業戦略

国内の市場規模が今後縮小していくことを前提に、より資本効率・成長性の高い領域へ経営資源をシフトすることで、グループ全体の企業価値向上を目指します。国内事業においては、国内保険事業で安定的かつ持続的な利益・キャッシュの創出を維持しながら、新規事業やデジタル分野を強化することで、商品・サービスの革新性を高めてまいります。海外事業では事業規模の拡大を目指します。海外保険事業では当社の成長ドライバーとして、順調に利益規模を拡大してきており、現在30%前後のグループ修正利益における海外保険事業の利益占率を2027年3月期に40%、2030年には50%へ拡大させてまいります。

### ②財務・資本戦略

事業運営を通じて稼得した資本やリスク削減によって解放された資本を財源として、財務健全性を維持しつつ、より高い資本効率・高い成長性の事業へ資本を再配賦する資本循環経営を継続することで、資本・キャッシュ創出の好循環を生み出し、企業価値向上を目指します。これにより、新中期経営計画末までに資本効率（修正ROE（※1）目標10%）が資本コスト（目標8%）を安定的に上回る状態の実現を目指します。2028年3月期以降は戦略投資を拡大することで、更なる利益成長を目指してまいります。当社の資本政策については、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（2）資本政策」をご参照下さい。

※1 キャッシュベースの実質的な利益を示す修正利益を分子、キャッシュベースの実質的な純資産を示す修正ROE用純資産を分母とした当社独自の指標であります。

### ③経営基盤

企業価値向上に向けた事業戦略・財務戦略を安定的に支える経営基盤としてグループガバナンス態勢を一層強化してまいります。C X Oポストの拡充と事業オーナー制の導入によりマトリクス型経営管理体制を強化し、レポートラインの整備・見直しを図ります。当社のC X O体制と事業オーナー制については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（2）役員の状況」をご参照下さい。

## 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

文中の将来に関する事項は、別段の記載がない限り、本書提出日現在において、当社及び当社グループが判断したものであり、その達成を保証するものではありません。

### <サステナビリティ共通>

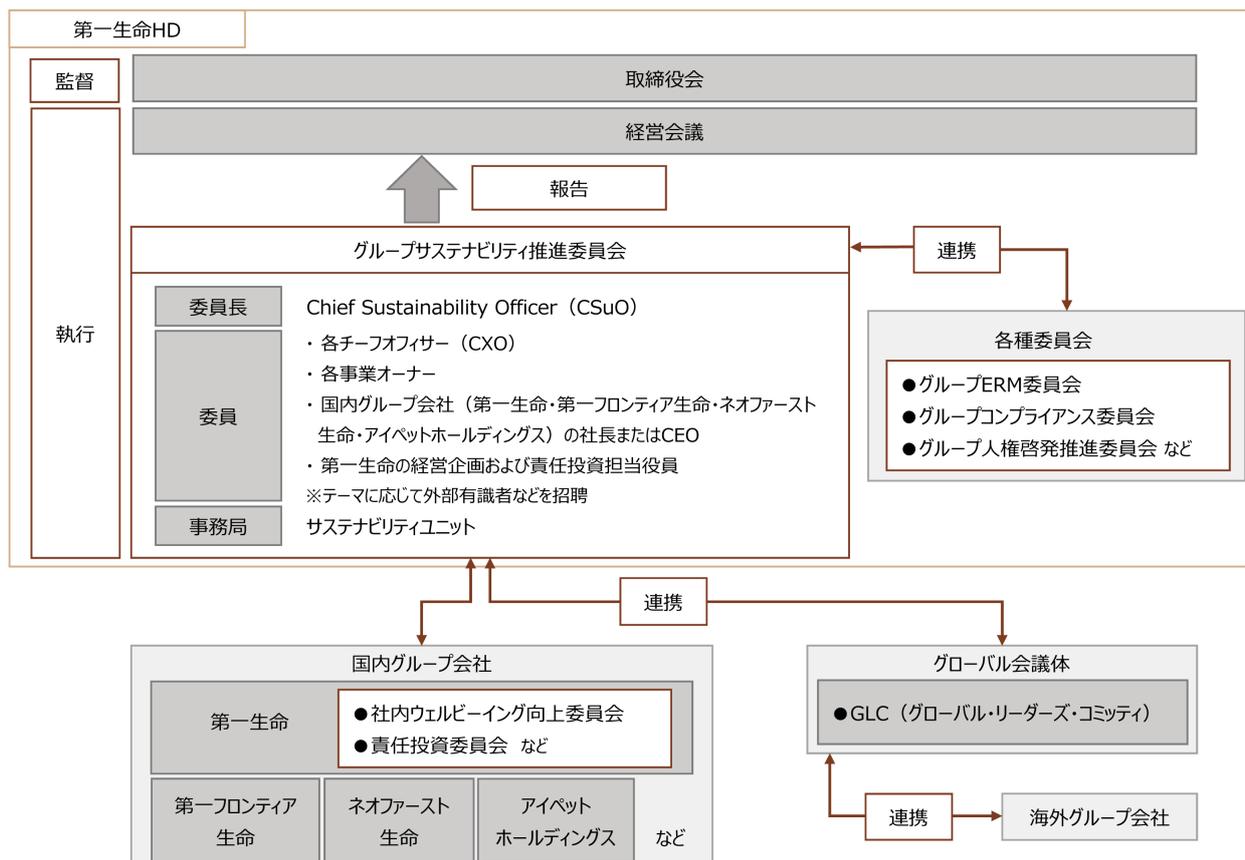
当社グループでは、グループパーパスを基点として、2030年に当社グループが目指す姿を実現するために優先的に取り組む重要課題を「コア・マテリアリティ」として定義しております。当社グループは、事業を通じた社会的価値の創造に取り組むことで、現世代・将来世代のwell-beingの向上に貢献し、サステナブルな社会の実現と社会からの信頼・お客さまとの共感を通じた当社事業のサステナブルな成長を目指しております。



### (1) ガバナンス

当社グループでは、持続可能な社会の実現に向けた取組みを力強く推進するために、「グループサステナビリティ推進委員会」を中心としたサステナビリティ推進体制を構築しております。2023年4月には「Chief Sustainability Officer (CSu0)」を新設し、CSu0がグループサステナビリティ戦略を推進する職責を担うとともに、グループサステナビリティ推進委員会の委員長を務めております。また、2022年7月より、当社役員報酬の業績連動型株式報酬の一部に、CO<sub>2</sub>排出量削減進捗に関する指標を含むサステナビリティ指標を導入しております。

サステナビリティ推進体制（2024年4月時点）



グループサステナビリティ推進委員会では、サステナビリティに関するグループ方針・戦略や対外コミットメントを含む効果的な情報発信の検討、グループ各社における取組遂行状況のモニタリングなどについて、複数の外部有識者の意見も踏まえ、グループ横断的かつ中長期的な視点で議論しております。委員会にて議論された内容は経営会議・取締役会に報告しております。

2024年3月期の主な議論

開催月	概要
2023年5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>サステナビリティ取組みと事業活動の位置付け</li> <li>第一生命のトランジション・ファイナンスに関する取組み</li> </ul>
2023年9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要課題（マテリアリティ）の見直し</li> <li>ISSB基準、外部ESG評価を踏まえた当社グループの課題と対応の方向性</li> </ul>
2023年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期中期経営計画期間でのサステナビリティ方針</li> </ul>
2024年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期中期経営計画期間でのサステナビリティ経営推進</li> <li>人権取組みの状況</li> </ul>

## (2) 戦略

当社グループでは、SDGsの17の目標・169のターゲットをもとに、国際機関のレポートや外部有識者からの助言などを踏まえて、35の社会課題を選定しております。また、35の社会課題について、当社グループの事業に及ぼす中長期のリスク・機会を把握したうえで、マテリアリティ・マップを作成し、優先順位付けを行っております。さらに、グループサステナビリティ推進委員会および経営会議・取締役会での議論を踏まえ、フォーカス・エリア内の20項目を当社グループの事業を通じて重点的に取り組むべき重要課題として特定しております。なお、この20項目の共通項などを考慮して、「コア・マテリアリティ」を策定しております。

マテリアリティ・マップ



## (3) リスク管理

当社グループでは、経営に重要な影響を及ぼす可能性のある予見可能なリスクを「重要なリスク」として特定し、そのリスクを踏まえた事業計画の策定を推進することで、予兆段階から適切に対処するリスク管理を実施しております。グループの重要なリスクの特定にあたっては、グループ会社における重要なリスクの洗い出し結果をもとに、各リスクの影響度・発生可能性を4段階で評価し、ヒートマップを用いて、重要度の高いリスクを重要なリスクとしてリスク管理統括ユニットにて特定し、毎年度見直す運営としております。サステナビリティに関連するリスクとして、気候変動に関するリスクや人権侵害に関するリスクなどを「重要なリスク」として特定し、リスク管理を強化しております。

## (4) 指標及び目標

持続可能な社会の実現に向けた中長期の目標を定め、グループを挙げた取組みを着実に進めております。2025年3月期より、コア・マテリアリティの進捗を測る指標の中でも特に重視している指標として、「お客さま数」「ESG総合インデックス」を中期経営計画のKPIターゲットに設定しております。具体的な目標については、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 財政状態、経営成績」をご参照下さい。また、気候変動や人的資本に関する具体的な目標については「気候変動に関する取組み」の「(2) 戦略」「(3) 指標及び目標」や、「人的資本・多様性に関する取組み」の「(2) 人材の育成及び社内環境整備に関する方針」に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績」をご参照下さい。

<気候変動に関する取組み>

当社グループでは、気候変動問題を地球環境への取組みにおける最重要課題の一つと位置付け、保険事業にかかる運営・管理などを行う事業会社と保険契約者からお預かりした保険料の運用を行う機関投資家の両面の立場から、ネットゼロを実現するための目標を掲げ、取組みを推進しております。2023年8月には、ネットゼロへの移行を目的に設立された主要金融機関によるグローバルな連合体であるGFANZ（Glasgow Financial Alliance for Net Zero）が策定した移行計画ガイダンスに基づき、ネットゼロ実現に関する行動計画である「ネットゼロ移行計画」を日本の保険会社として初めて策定・開示いたしました。また、当社取締役会長の稲垣 精二がGFANZの最上位意思決定機関であるプリンシパルズ・グループの一員や、2023年に6月に始動したGFANZ日本支部のコンサルテティブグループ（※1）の初代議長を務めるなど、世界の脱炭素化を実現していくため、リーダーシップの発揮に努めております。

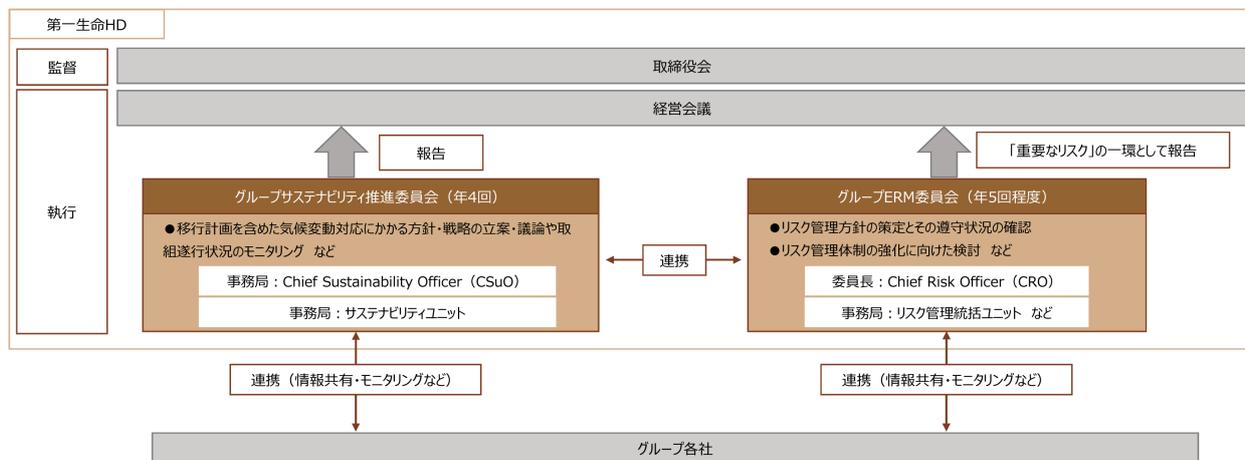
なお、具体的な取組みの詳細については、2023年8月発行の統合報告書2023やネットゼロ移行計画、2024年8月発行予定の統合報告書2024をご参照ください。

※1 金融機関や政府機関の代表者等で構成される助言機関であります。

(1) ガバナンス/リスク管理

2016年のパリ協定発効により、気候変動への対応は国際社会全体で取り組む課題であるとの認識が高まっており、当社グループにおいても、気候変動への対応はお客様の生命や健康、企業活動、社会の持続可能性などに大きな影響を与える重要な経営課題と認識し、2020年3月期以降、気候変動に関するリスクを「重要なリスク」の一つとして選定し、リスク管理を強化しております。具体的には、Chief Risk Officer（CRO）が委員長を務める「グループERM委員会」のなかで、物理的リスク・移行リスクの評価・対応方法について議論を行い、必要に応じて、経営会議・取締役会にも報告しております。グループガバナンス態勢の強化の一つとして、「グループサステナビリティ推進委員会」では、気候変動への対応をはじめとするサステナビリティに関わる方針・戦略の立案や取組遂行状況のモニタリングなどを実施しております。

気候変動対応に関するガバナンス/リスク管理体制（2024年4月時点）



## (2) 戦略

### ①気候変動関連のリスク・機会、当社グループ事業への影響

当社グループとして、気候変動によって中長期的にもたらされる影響を、複数のシナリオを用いて分析した結果に基づき、事業会社・機関投資家として、気候変動に対する強靱性の確保・機会獲得に向けた取組みを推進してまいります。

### ②シナリオ分析

気候変動リスクは広範な波及経路が想定され、かつ様々な時間軸で顕在化する可能性があります。当社グループではTCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures) の提言を踏まえ、気候変動リスクを移行リスクと物理的リスクに分類したうえでリスクカテゴリごとに整理して認識しております。当社グループにおいては、短期的には3年程度、長期的には10年超の時間軸において顕在化する気候変動リスクとして、リスクカテゴリごとに様々な事例を想定し、保険引受リスクおよび市場・信用リスクについてはシナリオ分析を実施しております。

保険金・給付金支払いに関するリスク把握の取組みでは、2021年3月期より、気温と第一生命の保険金・給付金の関係を、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー社と共同で分析してまいりました。具体的には、第一生命の過去の支払実績をもとに、夏季の気温上昇による健康被害の増大に着目した分析を行って最高気温との関係性を推定したうえで、そこに将来の気候シナリオを仮定し、国内生命保険会社3社（第一生命、第一フロンティア生命、ネオファースト生命）の死亡・入院への影響分析を実施いたしました。

また、市場・信用リスクの分析として、MSCI社の気候バリューアットリスク (CVaR:Climate Value-at-Risk) という手法を用いて、投資資産の移行リスクと物理的リスクの分析を行っております。2023年3月末のデータに基づく分析では、ベンチマークとの比較において、1.5°C Orderlyシナリオで移行リスク、物理的リスクともに優位な結果となりました。

## (3) 指標及び目標

### ①事業会社としての取組み

当社グループでは、スコープ1及びスコープ2のCO<sub>2</sub>排出量について、パリ協定での目標を見据え、2026年3月期に50%削減（2020年3月期比）、2031年3月期に75%削減（2020年3月期比）、2041年3月期にネットゼロという目標を設定しております。加えて、グループ中核会社の第一生命では、全社員一体となった取組みを推進するため、「事業や社員の行動変容につながる視点で重視すべき項目」を対象に、スコープ3（カテゴリ15以外）のCO<sub>2</sub>排出量を2031年3月期に30%削減（2020年3月期比）、2051年3月期にネットゼロという目標を設定しております。

2023年3月期のCO<sub>2</sub>排出量について、当社グループのスコープ1及びスコープ2は約2.4万t（2020年3月期比約83%削減）、第一生命のスコープ3（カテゴリ15以外）は約4.7万t（同約6%削減）となりました。2024年3月期のCO<sub>2</sub>排出量は2024年8月発行予定の統合報告書2024をご参照ください。

### ②機関投資家としての取組み

第一生命では、気候変動問題の解決を責任投資における最重要課題と位置付け、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでおります。2021年2月には国内で初めてNZA0A (Net-Zero Asset Owner Alliance) に加盟し、2050年までの投融資ポートフォリオのネットゼロ実現をコミットいたしました。その実現に向け、NZA0Aプロトコル（目標設定ガイドライン）に従い、上場株式・社債・不動産ポートフォリオにおける温室効果ガス（GHG）排出量の中間削減目標（2025年3月期までに25%削減（2020年3月期比））を設定し、取組みを進めております。また、2023年8月には、2030年を目標年とする新たな中間削減目標として、2030年3月期までに投融資ポートフォリオにおけるGHG排出量50%削減（2020年3月期比）（※2）を設定いたしました。なお、第一生命の上場株式・社債・不動産ポートフォリオにおける2022年3月期時点のGHG排出量は約450万tCO<sub>2</sub>e（2020年3月期比約16%削減）となりました。2023年3月期のGHG排出量は2024年8月発行予定の統合報告書2024をご参照ください。

脱炭素社会の実現に向けた機関投資家としての取組みは当社グループ各社にも広がっており、2022年5月には、第一フロンティア生命が、2025年3月期までに投融資ポートフォリオにおけるGHG排出量15%削減（2021年3月期比）を設定いたしました。また、2024年3月には、第一生命と第一フロンティア生命が共同で「責任投資の

中期取組方針（2030年3月まで）」を策定し、第一フロンティア生命でも第一生命と同水準の中間削減目標（2030年3月期までに50%削減（2020年3月期比））（※3）を設定いたしました。

また、第一生命では、2022年9月に「トランジション・ファイナンスに関する取組方針」を公表いたしました。トランジション・ファイナンスに取り組むことで同社のファイナンス・エミッションが一時的に増加する可能性はあるものの、社会全体のネットゼロ達成に向けてはGHG多排出産業の脱炭素化が不可欠であることから、適切なトランジションに資する投資であるならば、当該トランジションの遂行を積極的に支援することを通じて、脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

これに加えて、第一生命と第一フロンティア生命では、気候変動を含む社会課題の解決に向けた投融資（サステナビリティ・テーマ型投融資）を拡大しております。同投融資の累計は、2024年3月期末時点で約2.5兆円に到達しておりますが、さらなる社会へのポジティブ・インパクト創出に向けて、2030年3月期末までに同投融資を5兆円以上に拡大してまいります。なかでも、同社の責任投資における最重要テーマである気候変動問題への対応強化として、2024年3月期末時点で累計約1.2兆円である環境・気候変動問題の解決に資する投融資を2030年3月期末までに2.5兆円以上に拡大してまいります。

※2 上場株式・社債・不動産・融資ポートフォリオを対象。絶対量ベース。

※3 社債ポートフォリオを対象。インテンシティベース。

## <人的資本・多様性に関する取組み>

### (1) 人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略

#### ①人財育成方針

当社グループは、お客さま本位の姿勢と革新的なサービス提供をもとにグローバルな保険グループへの進化を目指しております。多様なお客さまニーズにお応えするため、4つの領域（保障、資産形成・承継、健康・医療、つながり・絆）で価値を提供する保険サービス業への進化を目指しており、そのためには、多様な人財の活躍が必要不可欠と考えております。また、成長著しいアジア市場や競争の激しい先進国市場への対応など、グローバル市場での更なる成長を成し遂げるため、グループ各社の独自性を理解・尊重すると同時に、性別、年齢、経歴、国籍等に関係なく、価値創造に貢献できる人財の育成、環境づくりを目指しております。

#### 多様化するお客さまニーズへの対応

多様性を組織の力に変え新たな価値を創造していくために、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン推進の重要取組みの一つとして、女性の活躍推進に力を入れております。

#### グローバル人財育成

グローバルビジネスの拡大に向け、海外グループ各社の経営課題への対応や、成長戦略の遂行並びにガバナンス体制強化を目的としたグローバル人財育成を推進いたします。

#### ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン

経営層やリーダー層の多様性を組織の変革を生む力に変えていくためにダイバーシティ&インクルージョン推進の重要取組みの一つとして、女性の活躍推進に力を入れております。

#### ②社内環境整備方針

当社グループは、「一生涯のパートナー」として、将来にわたる人々の安心に満ちた豊かな人生と地域社会の発展に貢献し続けることを目指し、多様な人財が成長し、グループの価値創造に積極的に貢献できる環境づくりを進めております。社員が自身のキャリアを自律的に考え、自ら将来に向けたキャリアを構築するためのサポートを提供するとともに、多様な人財が活躍する職場環境・風土づくりを実現いたします。また、社員のwell-being実現に向けて、全社員が健康で、誇りとやりがいを持ち、仲間とともに自分らしく活躍できる風土づくりに向けた取組みを推進いたします。

社員が自身のキャリアを自律的に考え、自らキャリアを切り拓くための制度を推進しており、当社グループ内に留まらずグループ外企業の職務を含め、保険の枠組みを超えた多様なフィールドで活躍できる環境を拡充しております。

社員自身が働く場所と時間を自由に選択し、より柔軟な働き方ができる職場環境を目指して、テレワークやフレックスタイム制度の活用など、組織・個人の付加価値向上や生産性向上につながる取組みを推進しております。

当社グループは、「生活習慣病予防」「メンタルヘルス対策」の2つを柱とした健康維持・増進施策を通じた重症化予防、女性の健康、両立支援策に取り組むことで、社員well-being実現の土台となる「健康経営®」を推進しております。また、社員のみならず、お客さま、地域・社会の健康増進に寄与する「健康経営®」を推進することを通じて、すべての人々のwell-beingへの貢献に挑戦しております。

(2) 人材の育成及び社内環境整備に関する方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績

指標	実績	目標
事業戦略に伴う人財シフト等(注) 1	2,016名	3,400名
次世代グローバル経営リーダー候補(注) 2	314名	300名
女性組織長比率(注) 3	19.1%	30.0%
Myキャリア制度における公募職数(注) 4	369ポジション	-

(注) 1 実績は2024年4月時点、目標は2027年4月時点です。

2 実績は2024年3月期末、目標は2024年4月時点です。

3 実績は2024年4月時点、目標は2030年4月時点です。

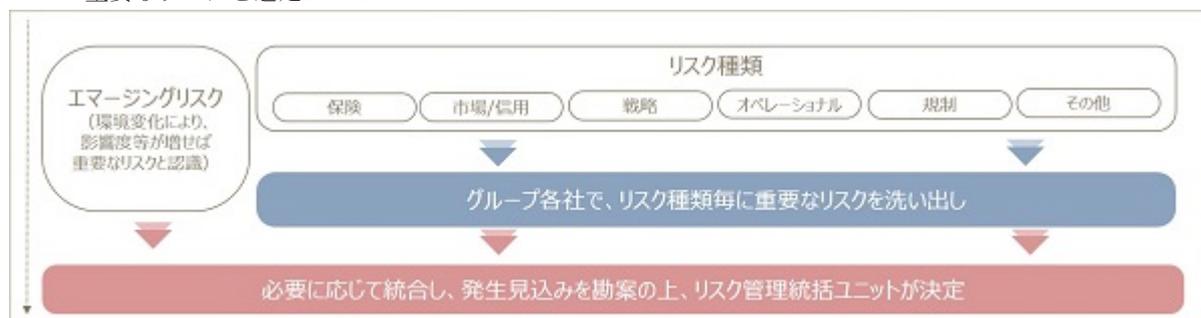
4 実績は2024年3月期です。

### 3 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、別段の記載がない限り、本書提出日現在において、当社及び当社グループが判断したものであり、その達成を保証するものではありません。

当社は、当社グループの経営に重要な影響を及ぼす可能性のある予見可能なリスクを「重要なリスク」として特定しております。当社グループの重要なリスクについては以下のとおりであります。

#### <重要なリスクと選定プロセス>



「重要なリスク」		「事業等のリスク」に記載の項目
市場・信用・流動性	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融危機</li> <li>株価下落</li> <li>金利変動 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内外の金融市場・経済情勢の悪化に関するリスク</li> <li>株式投資に関するリスク</li> <li>金利変動に関するリスク</li> <li>資産運用ポートフォリオに係るその他のリスク (為替リスク・信用リスク・不動産投資に関するリスク)</li> <li>資産流動性に関するリスク</li> </ul>
保険引受	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生率等の悪化</li> <li>医療技術発展に伴う発生率等の変化 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険商品の料率設定及び責任準備金の積立ての前提が変動するリスク</li> <li>医療技術の発展に関するリスク</li> <li>再保険取引に関するリスク</li> </ul>
オペレーショナル・テクノロジー・サイバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>サイバー攻撃</li> <li>システム障害</li> <li>急激な外部環境変化による事務態勢の逼迫 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サイバー攻撃・システム障害に関するリスク</li> <li>情報漏えいに関するリスク</li> <li>急激な外部環境変化による事務態勢の逼迫に関するリスク</li> </ul>
法令違反・コンダクト・企業文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>金銭不正行為</li> <li>不適切募集</li> <li>個人情報情報の不適切利用</li> <li>人権侵害 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正行為等により企業価値が毀損するリスク</li> <li>人権侵害に関するリスク</li> </ul>
パンデミック・大規模災害等	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害</li> <li>パンデミック</li> <li>気候変動 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害等に関するリスク</li> <li>パンデミックに関するリスク</li> <li>気候変動に関するリスク</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>法規制の導入・変更等</li> <li>デジタル変革 (DX) の遅れ</li> <li>環境変化への不適応</li> <li>風評悪化 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法規制に関するリスク (当局の監督権限に関するリスク・ソルベンシー・マージン比率等の規制に関するリスク・国際的な規制に関するリスク)</li> <li>法改正に伴うリスク</li> <li>デジタル変革 (DX) の遅れに関するリスク</li> <li>保険販売が個人向け生命保険商品に集中しているリスク</li> <li>銀行等のチャネルでの販売に関するリスク</li> <li>新市場等における取組みが成功しないリスク</li> <li>日本の人口動態に関するリスク</li> <li>競争状況に関するリスク</li> <li>訴訟リスク</li> <li>風評リスク</li> <li>M&amp;Aが想定どおりのメリットをもたらさないリスク</li> <li>海外事業の拡大に関連するリスク</li> <li>従業員の雇用等に関するリスク</li> </ul>

重要なリスクの特定にあたっては、グループ会社における重要なリスクの洗い出し結果をもとに、各リスクの影響度 (※1) ・発生可能性を4段階で評価し、ヒートマップを用いて、重要度の高いリスクをグループベースの重要なリスクとして特定し、毎年度見直す運営としております。また、現時点では重要なリスクではないものの、新たに現れてくることが想定されるリスクとして「エマージングリスク (※2)」の洗い出しも毎年度実施しております。

これらのリスクを踏まえた事業計画を策定することで、リスク認識を踏まえたP D C Aサイクルを推進し、予兆段階から適切にリスクの管理を実施しております。

- ※1 影響度は経済的損失額、レピュテーション（売上・経営責任・株価への影響）等の要素を考慮しております。
- ※2 環境変化等により、新たに現れてくることが想定されるリスク

当社は、これら「重要なリスク」の管理状況を定期的に経営会議、取締役会に報告しており、その状況を認識した上でリスクの発生の回避に向けた対応を推進するとともに、リスクが顕在化した場合には迅速かつ適切な対応に努めております。

なお、当社グループのリスク管理体制については「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 ⑦ リスク管理体制の整備状況」に記載のとおりであります。

以下に「重要なリスク」並びに投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられるその他のリスクを列挙しております。

## (1) 市場・信用・流動性に関するリスク

### 1) 国内外の金融市場・経済情勢の悪化に関するリスク

当社グループの業績は、国内外の経済状況や金融市場に大きく影響されるものであります。日本経済を取り巻く環境として、ロシアのウクライナ侵攻や中東情勢の緊張等による地政学リスクに伴うボラティリティの上昇には引き続き警戒が必要であります。また、2023年上半期には米国金融機関に端を発する金融不安が拡大し、米国金融セクターの不安定化がみられました。今後も2024年11月には米国大統領選が控えているほか、F R Bや欧州中銀の金利政策の影響等、世界的な経済や金融市場の先行きには、依然として不透明感があります。世界的に経済や金融市場における先行き不透明感が強まった場合、金融資本市場は不安定さを増し、金融市場のパフォーマンスの悪化につながる可能性があります。深刻な金融不安が生じた場合には、主要な経済圏に多大な影響を及ぼす可能性もあります。

当社グループは、ストレス・テスト等によるリスク耐性の確認を定期的実施しており、健全性が懸念される場合には速やかにリスク削減のアクションプランを講ずる等の態勢を構築しておりますが、こうしたリスクが現実となった場合、当社グループの保険商品への需要が低下する可能性や、個人保険の解約・失効率が上昇するおそれがある他、低金利や株価下落により資産運用収支の悪化等、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社は、2024-2026年度中期経営計画において、財務健全性の確保に向けて、経済価値ベースの資本充足率（以下、E S Rという。）のターゲット水準を170~200%としておりますが、2024年3月末のE S Rは226%と200%を上回る水準を確保しております。

第一生命では、金利・株式等の市場リスクの削減に継続的に取り組んでおり、2021-2023年度中期経営計画「Re-connect 2023」において金利リスクの削減が目標を超過して達成し、市場リスク合計では削減目標を達成したものの、株式リスクは保有銘柄の時価上昇に伴い増加する結果となりました。新中期経営計画期間においては株式リスクの削減ペースを加速させていくことで金融市場変動の影響を受けにくい財務体質に向けた取組みをより一層強化してまいります。

### 2) 株式投資に関するリスク

国内株式市場を含むグローバル金融市場は、世界的な経済・金融情勢により大きく変動いたします。経済危機及び主要経済大国における景気回復見通しの不透明感等に起因して株価が急落する場合、有価証券評価損・売却損の増加及び有価証券含み益・売却益の減少を通じて当社グループの資産運用収支、純資産及びソルベンシー・マージン比率やE S R等の健全性指標等を著しく悪化させ、当社グループの財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、その他有価証券評価差額金は、当社グループの純資産と支払余力及びソルベンシー・マージン比率に影響を及ぼします。

株式市場の著しい低迷及び経済状況の悪化による保有株式の価値減少に係るリスクに備えるため、第一生命においては将来的な株価下落によるリスク顕在化に備え、株式の売却やデリバティブの活用を通じたリスク・コントロールを実施しておりますが、今後、国内外の経済状況及び株式市場が大きく悪化した場合には、当社グループに重大な損失をもたらし、当社グループの財務内容に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

### 3) 金利変動に関するリスク

当社グループでは、保険契約の引受けによって生じる負債に見合った運用資産を適切に管理するため、長期的な資産・負債間のバランスを考慮しながら安定的な収益の確保を図ることを目的として、資産・負債総合管理（Asset Liability Management。以下、「ALM」という。）を行っておりますが、金利の乱高下といった大幅な市場環境の変動等が起きた場合には、当社グループの財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、中長期金利が長期にわたり著しく低水準で推移した場合には、収益性の確保が困難になり、販売中止を余儀なくされる貯蓄性商品が今後も発生する可能性があります。

特に、第一生命ではALMの考え方にに基づき保有債券のデュレーション（残存期間）を長期化させる努力をしておりますが、契約者に対して負う債務のデュレーションは未だ運用資産よりも長期であることから、このような負債と資産のデュレーションのアンマッチ（不一致）による金利変動リスクを有しております。金利の低下局面では、より低い金利水準を求めて期限前償還又は繰上返済される債券や貸付及び満期を迎えて償還される資産を再投資した際の運用利回りは従来より低くなるため、平均運用利回りは低下いたします。既契約の保険料が原則として変わらない一方、このような低い金利水準により資産運用ポートフォリオの利回りが低下することで、当初想定していた運用収益が確保できない、あるいは逆ざや（資産運用ポートフォリオの平均利回りが既契約の保険料率の設定に用いた予定利率を下回る状態）となる可能性があり、当社グループの収益性及び長期的な事業運営能力に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

逆に、金利が上昇する局面では、資産運用利回りが上昇することにより資産運用ポートフォリオの収益力を向上させることができる一方で、保険契約者がより高収益の資産運用手段を求めることにより保険契約の解約が増える可能性があります。更に、金利上昇時は債券等の価格が下落し、含み損益の悪化により純資産にマイナスの影響を及ぼします。当社グループは金利上昇リスクに対応し、会計上、一定のデュレーションマッチングを条件に簿価評価が可能な責任準備金対応債券を積極的に活用することにより、かかる影響を緩和しておりますが、金利が短期間で大幅に上昇した場合は当社グループの財務内容及び収益性に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、第一フロンティア生命においては、保険契約の引受けによって生じる負債に見合った運用資産を適切に管理するためALMを行っており、金利変動によるESRへの影響は限定的に留まる見込みですが、金利変動に伴う資産と負債の会計上の評価額の計上方法の違い等により、当社グループの純資産と支払余力及びソルベンシー・マージン比率に影響を及ぼす可能性があります。これについては、再保険を活用することで、上記影響を緩和する等の対策を行っております。

### 4) 資産運用ポートフォリオに係るその他のリスク

安定的な資産運用収益の獲得は当社グループの事業運営にとって重要であるため、当社グループの資産運用ポートフォリオは、国内外の公社債及び株式以外にも、貸付金、不動産並びにオルタナティブ投資等幅広い資産区分に分散投資することでリスク抑制的な運営を行っておりますが、以下に掲げる様々なリスクを回避できない可能性があります。

#### a 為替リスク

当社グループの保有する有価証券には外貨建のものも含まれております。外貨建の有価証券とは、主に外国債券（外国の国債・政府機関債・社債等）、外国株式及び証券化商品であります。特別勘定において保有するもの及び外貨建商品に係る責任準備金に実質的に対応させて保有するものを除いて、外国為替相場の変動による時価の変動が当社グループの業績に実質的に影響を及ぼします。当社グループは、保有する外国債券の一定割合について外国為替相場の変動をヘッジしておりますが、著しい為替差損等が生じた場合、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### b 信用リスク

当社グループが保有する債券の発行体の信用力が信用格付けの引下げ等により低下し、債券の市場価格が下落する可能性及び保有する債券の発行体が元金不払い等債務不履行に陥る可能性があります。その結果、有価証券評価損が発生したり、有価証券売却損益・含み損益が悪化することで、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが市場リスクをヘッジするために用いている金利スワップ、為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引についても、カウンターパーティー・リスク（デリバティブ取引等の相手方の信用リスク）を有しており、カウンターパーティーに債務不履行が生じた場合には、有価証券評価損及びその他損失の発生や、有価証券売却益及びその他利益の減少につながる可能性があります、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは貸付先の財務内容や信用力が悪化するリスクにさらされており、当該リスクは当社グループの貸付金ポートフォリオの信用コストを上昇させる可能性があります。即ち、当社グループは貸付先に関する評価・見積りに基づき貸倒引当金を計上しておりますが、国内外の経済状況の悪化や業種固有の問題等により債務不履行や信用力の低下が発生した場合には、実際に発生する損失が引当金を超過し又は引当金の増額が必要となり、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは国内のメガバンクに対して相当量のエクスポージャー（与信等の残高）を有しておりますが、それは主に劣後債であります。一般的に、これら劣後性証券の価値はシニア債券の価値に比べて、発行体である銀行の信用情報の変化に、より大きく影響を受ける傾向があります。そのため、国内の銀行の信用状況や財務内容が悪化した場合には、有価証券評価損、引当金の増額及びその他損失の発生又は有価証券売却益及びその他利益の減少につながる可能性があります、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### c. 不動産投資に関するリスク

当社グループは、営業・投資を目的とする不動産を保有しております。景気低迷により、不動産価格や賃貸料の下落及び空室率の上昇等が生じた場合には、当社グループの不動産関連収益は減少し、結果として、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 5) 資産流動性に関するリスク

当社グループが提供する多くの商品は、契約者が積立金の一部を引き出すこと及び契約を解約し解約返戻金を受け取ることを認めております。

当社グループは、今後予想される積立金の引出しや解約の請求、保険金・給付金等の支払い及び金融機関等とのデリバティブ契約に関する担保の差入れ要請に対応するために十分な流動性を提供し維持できるよう、負債の管理と資産運用ポートフォリオの構築をしており、また、流動性を高めるために当座借越契約を締結しております。一方で、不動産、貸付金及び私募債等の一部の資産は一般的に流動性に乏しいものであります。当社グループが、例えば、不測の引出しや解約、感染症の大流行等の大規模災害により、急遽、多額の現金の支払いを求められる場合、当社グループの流動資産及び当座借越が無くなり、その他の資産も不利な条件で処分することを強いられる可能性があります。更に、金融市場における混乱は、当社グループが有利な条件で資産を処分できない又は全く処分できないといった、流動性における危機をもたらす可能性があります。当社グループが不利な条件での資産の処分を強いられる又は資産を処分できない場合には、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 保険引受に関するリスク

### 1) 保険商品の料率設定及び責任準備金の積立ての前提が変動するリスク

当社グループの収益は、当社商品の料率設定及び責任準備金額の決定に用いる計算基礎率が保険金・給付金等の支払い実績とどの程度乖離するか等に大きく影響されます。計算基礎率には、将来の死亡率（予定死亡率）、資産運用収益率（予定利率）、事業費率（予定事業費率）を含みます。計算基礎率よりも実際の死亡率が高かった場合、資産運用収益が低かった場合、事業費がかかり過ぎた場合には、当社グループの財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、標準生命表や標準利率の改定は計算基礎率の設定に影響し、結果として会社の財務内容及び業績にも影響を及ぼし得ます。近年、当社グループが販売に力を入れている「第三分野」の保険商品（医療保険、がん保険、介護保険等）の料率設定の計算基礎率は、伝統的な死亡リスクを保障する生命保険商品の計算基礎率に比べて限定的な経験に基づくことが多く、相対的に高い不確実性を内包しております。

当社グループは、保有契約の責任準備金について定期的に計算を行い、責任準備金の変動分を費用又は収益として計上しております。保険金・給付金等の支払い実績が当初の計算基礎率より多額となる等により責任準備金の積立不足が顕在化した場合、又は環境の変化によって当社グループの責任準備金の計算基礎率を変更せざるを得ない場合においては、当社グループは責任準備金の積増しを行うことが必要となる可能性があります。このような積増しが多額である場合には、当社グループの財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが販売している円貨建及び外貨建定額商品等の中には、市場価格調整（MVA）を設定するものがあり、国内外の市場金利の低下局面においては責任準備金の積増し、上昇局面においては責任準備金の取崩しが必要となることから、会計上の一時的な変動要因となる可能性があります。更に、当社グループで販売している変額年金保険の中には、最低給付の保証を特徴とするものがあります。この保証型商品については、責任準備金に不足があれば積増しを行う必要があり、結果として費用が増加する可能性があります。当社グループは、ダイナミックヘッジ（価格変動リスクをヘッジする手法の一つ）の活用や再保険契約の締結等によって最低給付保証に係るリスクのヘッジに努めておりますが、こうした取組みが成功するとは限らず、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 2) 医療技術の進展に関するリスク

近年、人口構成や疾病構造の変化により、医療はその対象を疾患治療そのものだけでなく疾患罹患予測や予防へと大きくシフトさせています。また、医療者だけでなくバイオテクノロジー、製薬、ヘルスケアなどさまざまな健康関連事業者が医療分野に参入し、疾病と健康の境界があいまいになってきております。これらの変化は疾患の早期診断や早期治療を可能にしました。しかし、更なる技術開発が進んだ場合、将来の疾患リスクを詳細に把握できることも想定され高リスクのお客さまが積極的に高額保険に加入（逆選択）するリスクの増加、また、従来であれば発見されなかった疾病の発見や疾患基準の拡大等により保険金等の支払いが大幅に増加する可能性があります。

当社グループでは、新たに開発する保険商品、保有契約の保障内容を踏まえ、これらのリスクに備えて、医療技術全般に関し、その動向を調査し、数年後を見据えた技術の精度や普及度を評価することで、生命保険の引受け、支払いに与える影響等を分析しております。

また、医療技術の進展に伴い、保険会社にとってはリスクを細分化した保険引受が可能になりますが、個人のヘルスデータの利活用の権限やその範囲は一般に定められたものではなく、お客さまの期待を超えて保険引受到に活用した場合には、当社グループの信用が著しく失墜し、損失を被る可能性があります。

### 3) 再保険取引に関するリスク

当社グループは、責任準備金の積立てにかかるリスクの軽減や金利リスク削減等のため、再保険契約を活用しております。しかし、再保険取引は、将来適切な条件で締結できない又は再保険の締結自体ができないリスクがあるとともに、カウンターパーティー・リスクにさらされており、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (3) オペレーショナル・テクノロジー・サイバーに関するリスク

#### 1) サイバー攻撃・システム障害に関するリスク

当社グループでは、グローバルに展開するグループ経営を安定的に支え、世界各国のお客さまへの持続的な価値提供を実現するために、「グループITガバナンス基本方針」を制定し、COBIT5（※3）を採用したグループITガバナンスの態勢整備を推進しております。

また、ITガバナンスの推進をベースに、国内外のグループ保険事業会社のIT責任者を交えた定期的なカンファレンス開催による継続的な情報共有、及び各社の課題意識に沿ったグループ会社間の協働取組を推進することで、グループシナジーを創出して、グローバル経営に貢献するIT活用を目指しております。

しかしながら、当社グループの事業運営は、外部の業務委託先によるものを含め、情報システムに大きく依存しております。当社グループは、これらのシステムに依拠して、保険契約の管理、資産運用、統計データ及び当社グループのお客さまの個人情報の記録・保存並びにその他の事業を運営しております。当社グループが事業運営や商品ラインアップを拡大するにつれて、情報システムへの多額の追加投資が必要となる可能性があります。その結果として、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、事故、火事、自然災害、停電、アクセス集中、人為的ミス、妨害行為、従業員の不正、ソフトウェアやハードウェアのバグや異常、ハッキングや不正メールによるウィルス感染等のサイバー攻撃又は設備、ソフトウェア、ネットワークの障害等の要因により、当社グループの情報システムが機能しなくなる可能性があります。このような障害は、当社グループがお客さまに提供するサービス、保険金・給付金等の支払いや保険料の集金、資産運用業務等を中断させたり、当社グループから発信する情報に誤りが生じる等の可能性があります。例えば、2023年9月には新契約価値等の数値に誤りがあることが判明し、決算補足資料や有価証券報告書などの公表値を訂正いたしました。このような事案を含め、サイバー攻撃・システム障害に関するリスクが顕在化した場合には、当社グループのレピュテーションの低下、お客さまの不満やお客さまからの信頼の低下等のその他の深刻な事態をもたらす可能性があり、また、既契約の解約の増加、新契約販売の減少、行政処分につながるおそれもあります。その結果として、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

※3 COBIT5：米国の情報システムコントロール協会・ITガバナンス協会の提唱するITガバナンスの成熟度を測るフレームワーク

#### 2) 情報漏えいに関するリスク

当社グループは、外部の業務委託先によって提供されるものを含め、オンラインサービスや集中データ処理を広く利用しており、機密情報・個人情報を厳格に管理することは当社グループの事業において重要であります。しかし、外部からの不正アクセスによる当社グループ及び外部の業務委託先等の情報システム等からの情報漏えいや、当社グループ社員による社外活動時の紛失等による情報漏えい等が全くないとは限りません。これら漏えいした情報を不正利用された場合には、当社グループが損害賠償を請求され、その結果として、当社グループのレピュテーションを大きく低下させ、当社グループの財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 3) 急激な外部環境変化による事務態勢の逼迫に関するリスク

当社グループでは、お客さまからの解約や保険金・給付金等の請求に迅速に対応するため、各社での事務態勢構築に努めております。第一生命では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、保険金・給付金等の請求が急増したため、保険金等支払部門の人員強化等の対応を実施いたしました。今後同様の感染症の拡大（パンデミック）が発生した場合は、再度事務態勢が逼迫する可能性があります。上記のような急激な外部環境の変化に対して既存の事務態勢では対応できない場合には、お客さまに不利益を及ぼすだけでなく、当社グループのレピュテーションが低下し、その結果として、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 法令違反・コンダクト・企業文化に関するリスク

##### 1) 不正行為等により企業価値が毀損するリスク

営業職、内勤職、販売代理店及び外部の業務委託先等により、金銭不正行為、顧客保護に反する等違法又は不適切な募集行為、個人情報等の漏えいや不適切利用、なりすましといった詐欺、違法行為及び不適切な行為が行われる可能性があります。当社グループではこのような行為を防ぎ、見破るための対策をとっておりますが、これらの詐欺、違法行為及び不適切な行為を排除できなかった場合、当社グループのレピュテーションが大幅に低下するとともに、重大な法的な責任を問われ、行政処分につながるおそれがあります。それらの結果として、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

第一生命では、2020年から2023年にかけて、元従業員による金銭の不正取得事案が複数明らかとなりました。

これを受け、第一生命では、個人保険・個人年金保険のお客さまを網羅的に対象として、金銭の不正取得等の被害を受けていないかどうかの確認を実施するとともに、第一生命の商品の取扱いにおいて、同社の従業員がお客さまから直接金銭を授受することを禁止する事務手続の構築等を含めて、金銭に係る不正行為の撲滅に向けた体制整備・取組みの実施を進めております。

第一生命では、こうした事案の発生を受け、徹底した意識改革に集中的に取り組み、これに応じた営業方針の見直しを進めておりますが、今後、他の不正事案が判明する等の場合には、第一生命並びに当社グループの社会的信用が更に毀損されることになり、業務運営に影響を及ぼす可能性があるほか、追加的な営業方針の見直し等が必要となる場合が考えられ、その場合、当社グループの事業運営、業績、財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、保険契約の詐欺的な使用や、保険契約時のなりすまし等、社外の違法又は不適切な行為が発生する可能性もあります。反社会的勢力であることを秘して当社グループと取引を行う者もおります。当社グループではこのような詐欺的行為を防ぎ、見破るための対策をとっておりますが、これらの詐欺、違法行為又は反社会的勢力との取引を排除できなかった場合、当社グループのレピュテーションが大幅に低下するとともに、重大な法的な責任を問われ、行政処分につながるおそれがあります。それらの結果として、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### 2) 人権侵害に関するリスク

当社グループは、事業活動が人権に対して影響を及ぼす可能性があることを認識しております。サプライチェーンを含む当社グループの事業において人権侵害に該当する事案が生じた場合には、不買運動やSNSでの炎上などのレピュテーションリスク、訴訟や行政罰などの法務リスク、ストライキや人財流出などのリスク、株価下落などの財務リスク等につながる可能性があります。また、当社グループの進出国に重大な人権侵害問題が発覚した場合には、進出国からの撤退を余儀なくされるおそれもあります。それらの結果として、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、すべての役員・社員がプリンシプルベースで考え、行動するにあたって最も基本的な指針となるものとして「第一生命グループ行動規範」を定め、その中で私たちがとるべき行動の一つとして「人権の尊重」を掲げております。

また、「第一生命グループ人権方針」を定めたうえで、「人権方針」に基づいた人権デュー・ディリジェンスの取組みを推進しており、①方針の策定とコミットメント、②人権リスクの特定と影響の評価、③是正と救済策の実施、④情報開示とモニタリング、を定期的実施することにより、人権侵害の未然防止と救済に取り組んでおります。

## (5) パンデミック・大規模災害等に関するリスク

### 1) 大規模災害等に関するリスク

当社グループは、東京等の人口密集地域又は広範囲な地域を襲う地震・津波・テロ・紛争・戦乱等の大規模災害を原因として大量の死者が出た場合に、保険給付に関する予測不可能な債務を負うリスクにさらされております。当社グループは、業界慣行や会計基準に従って危険準備金を維持しておりますが、こうした準備金が実際の保険給付債務をカバーするのに適切な水準にあるとは限らず、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。更に、物理的な被害その他のこうした大規模災害の影響により、当社グループの業務運営に重大な支障を来す可能性があります。

更に、当社グループが主に事業を展開する日本国内の業務及び情報システム等は、外部の業務委託先及び取引先と同様に首都圏に集中しているため、首都圏に被害を及ぼす地震等の災害によって当社グループの事業運営が著しい混乱に陥る可能性があります。地震等の災害が発生した場合には、当社グループ、外部の業務委託先及び取引先が直ちに業務を再開できるとは限らず、その結果として当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループでは首都圏における大規模災害の発生に備えて、データセンターについて首都圏外に移管するなど、当該リスクにおける影響を緩和する対策を進めております。

### 2) パンデミックに関するリスク

新型コロナウイルスや、鳥インフルエンザ・新型インフルエンザのような感染症の大流行を原因として大量の死者が出た場合に、保険給付に関する予測不可能な債務を負うリスクにさらされております。当社グループは、業界慣行や会計基準に従って危険準備金を維持・積増している他、ストレス・テスト等によるリスク耐性確認を定期的実施しておりますが、感染の世界的な拡大や金融市場の混乱といったストレス・シナリオの想定を大幅に超える事態が発生した場合等においては、こうした準備金が実際の保険給付債務をカバーするのに適切な水準にあるとは限らず、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 3) 気候変動に関するリスク

2016年のパリ協定発効により、環境問題とりわけ気候変動への対応は国際社会全体で取り組む課題であるとの認識が高まっております。グローバルに生命保険事業及びアセットマネジメント事業を展開する当社グループにとっても、気候変動はお客様の生命や健康、企業活動、社会の持続可能性等に大きな影響を与える重要な経営課題と認識しております。

こうした認識の下、当社グループは、気候変動が及ぼすリスクと機会の評価によって経営のレジリエンス（強靱性）を強化するとともに、その状況の開示によるステークホルダーとの健全な対話を通じた企業価値の向上を図るために、2018年9月にTCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）提言への賛同を表明いたしました。また、2021年3月期には、第一生命で、本邦初となる「ネットゼロ・アセットオーナー・アライアンス（※4）」への加盟を通じて、2050年までの運用ポートフォリオの温室効果ガス排出量のネットゼロを表明いたしました。第一生命が加盟する「RE100（Renewable Energy 100%）（※5）」については、2024年3月期までの達成を目標として掲げ、1年前倒しとなる2023年3月期の実績においてRE100達成企業の認定（※6）を受けました。

その一方で、気候変動の物理的リスクと移行リスク（政策・法規制リスク、技術リスク、市場リスク）は当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。物理的リスクとしては、温暖化に伴う熱中症や感染症の増加による保険金・給付金支払額の増加、台風等による水害発生の増加に伴う保険金・給付金支払額の増加等が想定されます。また、移行リスクとしては、炭素税導入、市場・社会環境変化による資産の毀損、新技術開発、消費者行動の変化への対応等の環境変化への対応が不十分な企業への投融資価値の低下等が想定されます。

※4 2019年に設立された、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロのポートフォリオに移行することを目指す機関投資家の国際イニシアティブ

※5 事業活動で消費する電力を100%再生可能エネルギーで調達することを目標とする国際イニシアティブ

※6 RE100 Annual Disclosure Report 2023 のデータを参照しております。

## (6) その他のリスク

### 1) 法規制に関するリスク

#### a 当局の監督権限に関するリスク

当社及び当社グループの国内保険会社、国内少額短期保険業者は、保険業法及び関連業規制の下、金融庁による包括的な規制等の広範な監督下にあります。また、当社グループの海外生命保険会社は、それぞれが事業を行う国や州等の法令や規制等の影響を受けます。

例えば、日本の保険業法は、保険会社が行える事業の種類ごとに規制を設けるとともに、保険会社に一定の準備金や最低限のソルベンシー・マージン比率を維持させることとしております。保険業法は、内閣総理大臣に対して、免許取消しや業務停止、報告徴求、会計記録等に関する厳格な立入り検査の実施等、保険業に係る広範な監督権限を与えております。また、保険業法その他の法令等のうち特に重要なものに違反した場合等には、内閣総理大臣は保険会社の免許を取り消すことができます。また、保険会社の財産の状況が著しく悪化し、保険業を継続することが保険契約者等の保護の見地から適当でないと認められる場合にも、内閣総理大臣は保険会社の免許を取り消すことができます。

このように、仮に、監督当局によって当社グループの保険会社や少額短期保険業者の免許が取り消されることになれば、その会社は事業活動を継続できなくなり、当社グループの業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

#### b ソルベンシー・マージン比率等の規制に関するリスク

現在、当社及び当社グループの国内保険会社、国内少額短期保険業者は、保険業法及び関連業規制に基づき、自己資本の充実度合いを計る基準であるソルベンシー・マージン比率を200%超に維持するよう要求されております。また、当社グループの海外生命保険会社についても、各国の規制等により財務健全性を一定水準に保つことが求められております。

例えば、国内生命保険会社がソルベンシー・マージン比率やその他の財務健全性指標を適切なレベルに維持できない場合には、内閣総理大臣はその生命保険会社に対して早期是正措置を命じることができます。具体的には、生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合に、その状況に応じて内閣総理大臣の是正措置命令が発動されることで、保険会社に対して早期に経営改善への取組みを促す制度であり、ソルベンシー・マージン比率の水準等に応じて、措置内容が定められております。また、実質純資産額（※7）がマイナス又はマイナスと見込まれる場合にも、内閣総理大臣から業務の全部又は一部の停止を命じられる可能性があります。このような早期是正措置により、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

※7 実質純資産額とは、貸借対照表の資産を基礎として計算した額（有価証券・不動産等について一定の時価評価を行ったもの）から負債の部に計上されるべき金額を基礎として計算した額（負債の額から価格変動準備金・危険準備金の額を差し引いた額）を控除した金額をいい、内閣総理大臣による早期是正措置において、実質的な債務超過の判定基準として用いられる額であります。

#### c 国際的な規制に関するリスク

保険監督者国際機構（以下、「IAIS」という。）は、国際的に活動する保険会社グループ（以下、「IAIG」という。）を対象とした共通の監督の枠組みであるコフレームを開発しており、2019年11月に採択されております。金融庁は、国内における現行のソルベンシー・マージン規制を改正し、2026年3月期に新規制を導入する検討を進めておりますが、当該新規制の基本的な考え方は「ICSの仕様と基本的な構造は共通にした上で、合理性が認められる範囲において国内独自の修正を行った基準を全保険会社及び全保険持株会社に対して適用し、連結規制においてはこれをもってIAIGに対するICSの国内実施とすること」であると示されております。2026年3月期に導入する検討が進められている新規制は、現在の規制とは大きく異なることが予想され、これらの改正によって生じる制約が、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

2022年10月にFATF（※8）はミャンマーを「行動要請対象の高リスク国・地域（いわゆるブラック・リスト）」に指定し、日本を含むFATF加盟国等に対し、強化された顧客管理の適用を要請しております。各金融機関における確認手続きの厳格化に伴い、ミャンマー関連を中心に金融取引の実行が遅延する等のリスクが考えられることから、引き続き動向を注視してまいります。

さらに、国際会計基準審議会は、2017年5月に国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）第17号

「保険契約」を公表し、以後2度にわたる修正を経て、発効日を2023年1月1日以後開始の事業年度としております。この基準は保険契約を経済価値で評価するため、毎期の金融市場の変動が純資産に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、保険契約に関する会計基準（IFRS第17号）について、保険会社の財務諸表作成に影響を及ぼす可能性を考慮し、現在継続して調査・研究しております。今後、IFRS又はこれに準じる基準を当社グループの会計基準において適用する場合には、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

※8 Financial Action Task Force（金融活動作業部会）の略。1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された、マネーロンダリング等対策の国際基準策定・履行を担う多国間の枠組みであります。国際基準の遵守が不十分な国・地域を特定し、改善状況をモニターするため、「行動要請対象の高リスク国・地域」等を公表しております。

## 2) 法改正に伴うリスク

日本及び当社グループが事業を営む海外各国において、法規制の改正及びその執行に関する政府方針の変更、当社グループ及び保険各社に対する規制措置並びに当社グループが取扱う商品ラインナップの拡大等に関連する規制動向は、当社グループの保険商品の販売に影響を及ぼし、コンプライアンス・リスクを高めるとともに、コンプライアンスの強化・改善のための追加支出や競争の激化をもたらし、当社グループの事業、財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの事業には、多数の営業職及び販売代理店が関与しており、将来において規制の改正がなされた場合、適時にこれに適合した態勢をとることができるとは限りません。

また、日本の現行の所得税法は、当社グループが提供する大部分の保険商品の払込保険料の全部又は一部について所得控除を認めております。同様に、法人又は中小企業の契約者は、一定の条件の下で、定期保険や年金商品のような特定の保険商品につき、保険料の全部又は一部を経費として損金算入することが認められております。こうした当社グループの保険商品の保険料に対する税務上の取扱いに影響を及ぼす税制改正は、当社グループの新契約販売数、ひいては業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 3) デジタル変革（DX）の遅れに関するリスク

テクノロジーや情報を活用して業務の自動化や効率化を進め、お客さまに優れた顧客体験価値（CX）を提供するデジタル変革（DX）は、企業の差別化・競争力の源泉と考えられております。この認識のもと、当社グループでは、DXを重要な戦略と位置付け、「お客さまとの双方向による頻度の高いデジタルコミュニケーション」「生涯設計デザイナーを中心とする販売チャネルへのデジタルサポート」「データ・AIを活用した新しい商品・サービスの開発」等のDXを推進しております。

これら当社グループの取組みが他社に劣後した場合、もしくは革新的な新技術・新規参入者の登場により、マーケティング・商品開発・営業等の各分野で抜本的な革新が起これば、当社グループが対応できない場合は、新契約の獲得・既契約サポートにおける競争力が低下し、将来にわたって業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 4) 保険販売が個人向け生命保険商品に集中しているリスク

当社グループの国内生命保険会社の保険料収入においては、個人向け生命保険契約によるものの占有率が高く、個人向け生命保険商品の販売においては、以下に掲げるものを含む様々な要因が影響を及ぼしております。

- ・国内の雇用水準及び家計所得水準
- ・貯蓄の代替商品及び投資商品の相対的な魅力
- ・保険会社の財務健全性、信頼性及びレピュテーションに対する一般的な認識
- ・出生率の動向及び高齢化といった日本の人口構成に影響を及ぼす長期的な人口動態
- ・販売チャネルや商品に対するお客さまのニーズ

このような要因の変化等は、当社グループの個人向け生命保険商品における新契約販売の減少又は既契約の解約・失効の増加をもたらす、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの国内保険事業では個人向け生命保険商品の販売チャネルの多様化・複線化を進めているものの、現時点では、大部分を営業職チャネルや銀行等の金融機関に依存しております。今後、新たなチャネルが規制や環境の変化等により、既存のチャネルに取って代わる程の規模に成長した場合や、営業職の採用環境が

熾烈化し、想定採用数を確保できずに営業職在籍数が大幅に減少する場合等には、当社グループは現在の競争力・収益性と市場シェアの維持という点において課題に直面し、結果として、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 5) 銀行等のチャネルでの販売に関するリスク

当社グループは、銀行や証券会社といった販売チャネル向けの年金商品等の開発・販売を専門とする第一フロンティア生命を子会社として設立し、2007年10月より販売を開始しております。変額年金保険等において、国内景気の停滞、資産運用パフォーマンスの不振による需要の減少及び金融機関間の競争激化等の厳しい事業環境により、同社の販売が低迷する可能性があります。また、第一フロンティア生命は、最低給付保証（変額年金商品の中にはかかる保証が付されているものがあります。）に係るリスクへのエクスポージャー（リスク量）を管理するため、特定の金融機関代理店を通じて販売する変額年金商品の販売抑制を実施する場合があります。

当社グループは、販売代理店数を増やし、また、円建定額保険、外貨建定額保険等、商品ラインアップの多様化を図っておりますが、このような事業環境において当社グループが競争力を確保し、又は販売を拡大して目標となる収益性を達成できるとは限りません。更に、販売代理店である銀行・証券会社等の金融機関と当社の営業職との間の競争が将来激化する可能性があります。これらの結果、当社グループの事業展開、財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 6) 新市場等における取組みが成功しないリスク

近年、お客さまニーズが多様化する中、銀行窓口において、貯蓄性保険に加えて保障性保険の販売が拡大し、また銀行・来店型保険ショップ等において、商品を自ら比較検討したいというご意向を持つお客さまが増加しております。

そこで、当社グループはネオファースト生命を通じて、こうしたお客さまに対し、銀行窓口、来店型保険ショップ等のチャネルを通じて、医療保険等の第三分野を中心に、商品性がわかりやすく、手続きが簡便な、新しい商品とサービスを提供しております。

当社グループは、競争環境に合わせた戦略立案・商品提供を行っておりますが、競争戦略が想定どおりに実現できなかつたり、競合他社から類似商品が販売されたりすることで、販売件数が想定に満たない場合が考えられます。また、代理店に対する保険会社間の手数料競争が激化することで、手数料率が高水準となり事業費が増加する場合が考えられます。それらの結果、新市場における取組みが収益性を確保するまでに、想定以上の期間が必要となる可能性があります。

#### 7) 日本の人口動態に関するリスク

日本の合計特殊出生率は、1975年頃から長期に低下傾向にありました。2005年以降反転上昇したものの、近年は減少傾向が続いており、足元の水準は日本の人口置換水準からは遠い状況にあります。当社はこうした人口動態を踏まえた商品の開発や営業戦略の策定を行っておりますが、今後、更に人口が減少し、生命保険に対する需要が減少することになれば、当社グループの生命保険事業の規模が縮小し、財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 8) 競争状況に関するリスク

当社グループの国内生命保険会社は、日本の生命保険市場において、国内生命保険会社、外資系生命保険会社、保険子会社を保有している又は大手保険会社と業務提携している国内の大手金融機関との激しい競争に直面しております。特に、規制緩和、死亡保障性の保険商品に対する需要の低下及び外資系生命保険会社との競争の激化等により、日本の生命保険市場における競争環境は熾烈化しております。競合他社の中には、卓越した金融資産や財務力格付け、高いブランド認知度、大規模な営業・販売ネットワーク、競争力のある料率設定、巨大な顧客基盤、高額な契約者配当、広範囲に亘る商品・サービス等において、当社グループより優位に立っている企業もあります。

また、株式会社かんぽ生命保険は、巨大な顧客基盤や全国的な郵便局のネットワークの活用、日本郵政株式会社を通じた間接的な一部政府出資の存在等から、日本の保険市場における競争優位性を保持しております。

当該競争優位性を保持したまま、株式会社かんぽ生命保険の業務範囲の拡大（保険金額の上限見直しや販売できる保険契約の種類拡大等）が進められた場合、当社グループの国内生命保険会社の競争力が相対的に低下する可能性があります。なお、2016年3月29日、当社は株式会社かんぽ生命保険との間で業務提携に係る基本合意に至りました。この基本合意は、両社の強みを相互補完・融合することで事業基盤を強化し、持続的な企業価値の向上を実現すること等を目的としております。加えて、当社グループは、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、日本生活協同組合連合会のような、競合する保険商品を提供している各種協同組合との競争にも直面しております。

また、各種の規制撤廃策は日本の生命保険業界における競争の激化をもたらしました。例えば、1998年から2007年の間に制定された数多くの規制緩和のための法改正によって、証券会社や銀行で保険商品が販売できるようになりました。当社グループは規制緩和により激化した競争環境について、更に激しさを増していくと考えております。更に、来店型保険ショップやインターネット等を主要な販売チャネルとして活用する保険会社の新規参入によって、価格競争が激化する可能性もあります。その他、日本の金融業界における新たな再編が生命保険商品の販売における競争環境に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループはそれぞれの海外市場において現地保険会社との競争に直面しております。

当社グループが競争力を維持できない場合には、このような競争圧力等により当社グループの新契約販売が減少するとともに既契約の解約が増加し、当社グループの事業及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 9) 訴訟リスク

当社グループのうち保険事業を営む会社は、恒常的に、保険事業に関連した訴訟を抱えております。現在及び将来の訴訟の結果について予想することはできませんが、その結果によっては、当社グループに多額の損害賠償責任が発生する可能性があります。当社グループでは、「グループコンプライアンス規程」の制定、グループコンプライアンス委員会の設置及び同委員会におけるグループ会社のコンプライアンス推進状況のモニタリング等を通じて可能な限り訴訟を受ける可能性を排除するための体制を整備しております。多大な法的責任が課された場合や訴訟への対応に多大なコストがかかった場合、当社グループのレピュテーションが低下し、また当社グループの事業、財務内容、業績及びキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 10) 風評リスク

当社グループは、不適切な事象の発覚等に端を発して、社名が報道・公表された場合に、当社グループの信用が著しく失墜し、損失を被る可能性があります。

当社グループは、プレスリリース及び適時情報開示等により信頼の維持・向上を図り、リスク顕在化の未然防止に努めておりますが、メディアにより事実とは異なる情報が流布された場合にも、保険契約者や市場関係者等が当社グループについて報道された情報に基づき理解・認識する可能性があり、それにより当社グループのレピュテーションが低下し、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 11) M&Aが想定どおりのメリットをもたらさないリスク

当社グループは、株式会社化以来、M&Aを成長戦略の一環と位置づけており、今後もその機会を追求してまいります。しかし、将来のM&Aについては、そもそも適切な買収対象があるとは限らず、また、適切な買収対象があった場合にも、当社にとって受入れ可能な条件で合意に達することができない可能性があり、この他、買収資金を調達できない可能性、必要な許認可が取得できない可能性、法令その他の理由による制約が存在する可能性があり、M&Aを実行できる保証はありません。また、買収実行後に買収対象企業の価値が低迷した場合には、減損処理が必要となる可能性もあります。当社グループは、近年、適切な買収対象の選定、M&Aの実行及び被買収事業の当社グループへの統合等につき経験を積み重ねておりますが、将来的なM&Aの成功は、以下のような様々な要因に左右されます。

- ・被買収事業の運営・商品・サービス・人財を当社の既存の事業運営・企業文化と統合させる能力
- ・当社グループの既存のリスク管理、内部統制及び報告に係る体制・手続きを被買収企業・事業に展開する能力

- ・被買収事業の商品・サービスが、当社の既存事業分野を補完する度合い
- ・被買収事業の商品・サービスに対する継続的な需要
- ・目標とする投資効果を実現する能力

また、当社連結子会社であるプロテクティブが行う買収事業が、想定どおりの収益性を確保できない可能性があります。

これらの結果、M&Aが想定どおりのメリットをもたらさなかった場合、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 12) 海外事業の拡大に関連するリスク

近年、当社グループは、日本以外の収益基盤を確保するために、海外において保険事業を積極的に展開しております。特に、海外保険事業では、ベトナム、オーストラリア、米国及びニュージーランドにおける保険会社の買収、インド、タイ及びインドネシアにおける保険会社への出資、カンボジア及びミャンマーにおける保険会社の設立等を行っております。また、展開地域の拡大に伴い、北米及びアジアパシフィック地域に、地域統括会社を設立し、経営管理・支援体制の強化を図っております。当社グループは、進出各国における保険事業のバリューアップに努めておりますが、生命保険商品の普及率が当社の予想水準、あるいは成熟市場の水準まで向上するとは限らず、その結果、当社グループの事業展開、財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、海外への展開においては、以下を含む様々なリスクにさらされております。

- ・政情や治安の不安
- ・外国為替相場の変動
- ・不利益な税制の導入・改正
- ・法令や規制の予期せぬ変更
- ・お客さまニーズ、市場環境及び現地の規制に関する理解不足
- ・人財の採用・雇用及び国際的事業管理の難しさ
- ・新たな多国籍企業との競争

海外事業の拡大に取り組む中で、上記のような事業展開に関連する様々なリスクが顕在化し、想定した事業展開を行うことができない可能性があります。また、海外企業への投資に関連して減損が生じる可能性や、当社グループの目標を達成できない市場から撤退する可能性があります。これらの結果、当社グループの事業展開、財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 13) 従業員の雇用等に関するリスク

当社グループの主たる保険会社である第一生命の事業は優秀な営業職を雇用・教育・維持できるかということに大いに左右されますが、優秀な営業職を確保するための競争が激化しております。営業職による保険販売は同社保険料収入の大部分を占めており、その中でも生産性の高い営業職による保険販売は、個人向けの保険商品の販売において非常に高い割合を占めております。営業職の平均的な離職率は同社の営業職以外の従業員に比べて著しく高く、生産性の高い営業職を維持し又は採用し続けるための努力が実を結ぶとは限りません。また、当社グループの資産運用部門や保険数理部門の従業員も高度な専門性を求められるため、優秀な人財を確保、教育・維持するためには特別な努力が必要となります。当社グループが優秀な従業員を確保、教育・維持できない場合や、これらの事由により想定している販売計画を大幅に下回る場合には、当社グループの事業展開及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 「重要なリスク」以外の主なリスク

1) 当社グループの格付けの引下げ等に伴うリスク

当社グループの財務健全性が実際に悪化した又は悪化したと判断された場合、保険契約の解約・払戻しの増加、新契約販売の減少、費用の増加、当社グループの資産運用・資金調達・資本増強策に関連するその他の問題という形で、当社グループの事業展開、財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。これらの悪影響は、保険業界全体における格付けの引下げの可能性、否定的なメディア報道や風評、業績悪化のみならず、実際の当社グループ会社の格付けの引下げやソルベンシー・マージン比率等の健全性指標の大幅な悪化によって生じる可能性があります。また、特に他の生命保険会社と比較して、当社グループの健全性指標が大幅に悪化した場合には、当社グループの事業展開、財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの財務健全性が実際に悪化した又は悪化したと判断された場合に加え、当社グループが資金調達を行おうとする資本市場・信用市場が悪化した場合等にも、当社グループにとって有利な条件で資本増強ができない又は資本増強そのものできないおそれがあり、結果として、当社グループの事業展開、財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

2) 提携先との関係及び提携先の業績に係るリスク

当社グループは、販売チャネル及び商品ラインアップの拡大のために、損害保険ジャパン株式会社、アフラック生命保険株式会社、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社りそなホールディングス及び株式会社かんぽ生命保険といった生命保険業界内外の企業と業務提携を行っております。これらの提携関係は、第三分野商品や年金商品等の販売の拡大や、事業基盤の強化を通して、持続的な企業価値の向上を実現すること等を目的としております。また、当社の関連会社で、国内最大級の年金資産運用会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、株式会社みずほフィナンシャルグループと当社が出資している合弁会社であります。これらの戦略的提携先が、財務面等事業上の問題に直面した場合、業界再編等によって戦略的志向を変更した場合又は当社が魅力的な提携相手でなくなったと判断した場合には、当社グループとの業務提携を望まなくなる又は当該提携が解消される可能性があります。当社グループが業務提携を継続できない場合には、当社グループの事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

3) リスク管理に係るリスク

当社グループのリスク管理の方針・手続きは、保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクを含む幅広いリスクへの対応を想定したものとなっております。当社グループのリスク・エクスポージャーの管理手法の多くは、過去の市場動向や歴史的データによる統計値に基づいております。これらの手法は将来の損失を予測できるとは限らず、将来の損失は過去実績によって示される予想損失を大幅に上回る可能性もあります。その他のリスク管理手法は、ある程度、市場やお客さま等に関する一般的に入手可能な情報に対する当社の評価に依拠しておりますが、それらの情報は常に正確、完全、最新であるとは限らず、また適切に評価されているとは限りません。更に、当社グループのリスク管理手続きにおいては、多数のグループ会社等の情報源から収集した情報を統合する過程で誤りが生じる可能性もあります。一般的に、これらのリスク管理方針・手続きにおける誤りや有効性の欠如は、当社グループの財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

特に、事務リスクの管理においては、膨大な取引や事象を適切に記録し検証するための方針・手続きが必要となりますが、当社の方針・手続き自体が必ずしも有効であるとは限りません。従業員、提携先又は外部委託先による事務手続き上の過失は、当社グループのレビュー上又は財務上の損害をもたらす可能性があるとともに、行政処分につながるおそれもあり、これらの結果として、当社グループの財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

4) 退職給付費用の増加に関するリスク

当社グループは、年金資産の時価の増減、年金資産における収益率の低下又は退職給付債務見込額の計算基礎率及び資産運用利回りの変化により、当社グループの退職給付制度に関する追加費用を計上する可能性があります。また、当社グループには、将来、当社グループの退職給付制度の変更に伴う未認識の過去勤務費用の負担が生じる可能性があります。その結果として、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性

があります。

#### 5) 契約者配当の配当準備金に係るリスク

当社の連結損益計算書上の契約者配当準備金は費用として扱われ、これにより会計年度における純利益が減少いたします。契約者配当準備金は、第一生命に係るものでありますが、同社は契約者配当準備金の決定について裁量を有しており、契約者配当準備金の積立額の水準については、同社商品の競争力、業績、ソルベンシー・マージン比率等の様々な要素を考慮して判断する必要があります。その結果として、同社が現行水準を超える契約者配当準備金の積立てを行い、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 6) のれんの減損に係るリスク

当社グループは、他の企業又は事業を取得した場合、その取得に要した費用（取得原価）が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合には、その超過額をのれんとして認識しており、連結貸借対照表上、のれん又は有価証券に計上しております。

当社グループは、毎期ののれんの減損損失計上の要否における判定を実施しており、のれんを含む資産グループから得られるキャッシュ・フロー等が継続してマイナスの場合、のれんを含む資産グループの回収可能額が著しく低下した場合、のれんを含む資産グループの経営環境が著しく悪化した場合等には、のれんの減損損失を認識する可能性があります。

#### 7) 責任準備金の計算に係る会計基準の変更に関するリスク

責任準備金の積み増しを求める基準変更が行われた場合には、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、国際会計基準審議会は、保険負債の現在価値評価を含む、保険契約に係る新会計基準を公表しております。保険負債の現在価値評価が導入された場合、当社グループは、その時々金利水準等の計算要素を考慮した保険負債の現在価値に基づいて責任準備金を計算していく必要があります。保険負債の現在価値評価の導入を見越して、当社グループは、現行基準において必要とされる金額を超える責任準備金の積立てを行っておりますが、想定している以上の積立てが必要になった場合には、その結果、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 8) 繰延税金資産の減額に係るリスク

当社グループは、日本の会計基準に従い、将来の税負担額の軽減効果を有すると見込まれる額を繰延税金資産として、一部の繰延税金負債と相殺した上で連結貸借対照表に計上しております。繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する前提を含む様々な前提に基づいているため、実際の結果がこれらの前提と大きく異なる可能性もあります。また、将来的な会計基準の変更により、当社グループが計上できる繰延税金資産の金額に制限が設けられる場合や、将来の課税所得の見通しに基づき当社グループが繰延税金資産の一部を回収できないとの結論に至った場合には、繰延税金資産が減額される可能性があります。それらの結果、当社グループの財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

また、今後法人税率が変更され、法定実効税率が引き下げられる場合には、中長期的には当社グループの業績の向上及びエンベディッド・バリューの増加が見込まれる一方で、法定実効税率の引き下げ前の税率を前提として計上を行った繰延税金資産の取崩しが行われることにより、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 9) 持株会社体制に係るリスク

当社は持株会社であり、利益の大部分は、当社が保有する国内外の子会社や関連会社が当社に支払う配当によるものとなっております。一定の状況下では、保険業法及び会社法上の規制や、諸外国の規制により、子会社等が当社に支払うことができる配当の金額が制限される場合があります。また、子会社や関連会社が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当を支払えない状況が生じた場合等には、当社は配当を支払えなくなるおそれがあります。

10) 生命保険契約者保護機構の負担金及び国内の他の生命保険会社の破綻に係るリスク

当社グループの国内生命保険会社は、国内の他の生命保険会社とともに、破綻した生命保険会社の契約者を保護する生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」という。）への負担金支払い義務を負っております。保護機構は、破綻した生命保険会社の保険契約を引き継ぐ生命保険会社に対する資金の提供等、特殊な役割を担っております。国内の他の生命保険会社と比較して、当社グループの国内生命保険会社の保険料収入及び責任準備金が増加する場合、当社グループの国内生命保険会社へ割り当てられる負担金が増加する可能性があります。また、将来的に、国内の他の生命保険会社が破綻した場合や、保護機構への負担金の支払いに関する法的要件が変更される場合には、当社グループの国内生命保険会社は保護機構に対して追加的な負担を求められる可能性があります。それらの結果、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、日本の他の生命保険会社の破綻は、日本の生命保険業界の評価にも悪影響を及ぼし、お客さまの生命保険会社に対する信頼を全般的に損ない、これにより、当社グループの国内生命保険会社の新契約販売が減少又は既契約の失効・解約が増加し、当社グループの財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度（2023年4月1日から開始し、2024年3月31日に終了した連結会計年度をいいます。以下同じ。）における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、その達成を保証するものではありません。

##### (1) 財政状態、経営成績

###### ①連結業績における概況

営業活動の成果である新契約年換算保険料は、第一生命が引き続き低位にとどまった一方で、第一フロンティア生命が好調な販売でグループ全体を牽引し、国内全体で前期比増収となりました。海外保険事業では、第一生命ベトナムにおいて現地の銀行チャネルで販売モメンタムが低下した影響等から、海外全体において、前期比で減収となりました。グループ保有契約年換算保険料は、第一フロンティア生命の好調な販売実績に牽引され、前期末比で増加しました。

当社グループの実質的な利益指標であるグループ修正利益（※1）は増益となりました。第一生命における為替ヘッジ付外債建債券のヘッジコスト上昇や新型コロナウイルス関連の給付金支払い増加等の前期業績の下押しとなった一過性の減益要因からの反動増が主因となり、前期を上回る着地となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、グループ修正利益と同様の要因により、増益となりました。

当社グループは、経済価値ベースの新たな資本規制の導入を見据え、国内子会社分（※2）について資本充足率を表すESRの計測基準を見直しました。それに伴い、経済価値ベースの企業価値を示すグループEVについては、新基準ベースのESRの分子にあたる適格資本に一定の調整を加えたものを従前のEEVに換えて示すことといたしました（※3）。新たな基準に基づくグループEVは、国内金利上昇や株価上昇等により第一生命の保有契約価値が増加したことを主な要因として前期末比で増加しました。グループ新契約価値についても、当社グループの経済価値の増加分の実態が反映されるように計測基準の見直しを行いました（※4）。第一生命の自社商品販売量の低下やプロテクティブで前期の大型経営者保険の販売影響が剥落したこと等を受けて、前期比で減少しました。

項目	2023年3月期	2024年3月期	前期比
グループ新契約年換算保険料	3,936億円	5,029億円	127.8%
グループ保有契約年換算保険料（※5）	4兆5,250億円	4兆8,108億円	106.3%
親会社株主に帰属する当期純利益（※6）	1,737億円	3,207億円	184.6%
グループ修正利益（※6）	1,705億円	3,193億円	187.2%
うち国内保険事業	1,739億円	2,178億円	125.2%
うち海外保険事業	624億円	766億円	122.8%
うちその他事業	△658億円	249億円	-
グループEV（※5）	7兆742億円	8兆8,921億円	125.7%
グループ新契約価値（※7）	777億円	545億円	70.1%

※1 グループ修正利益とは、株主還元原資となる当社独自の指標であり、グループ各社の修正利益を合計したものであります。各社の修正利益は、キャッシュベースの実質的な利益を示しております。持株会社である当社は、各社から受け取る配当金等に基づき株主還元を行います。

※2 第一生命、第一フロンティア生命、ネオファースト生命を対象としております。

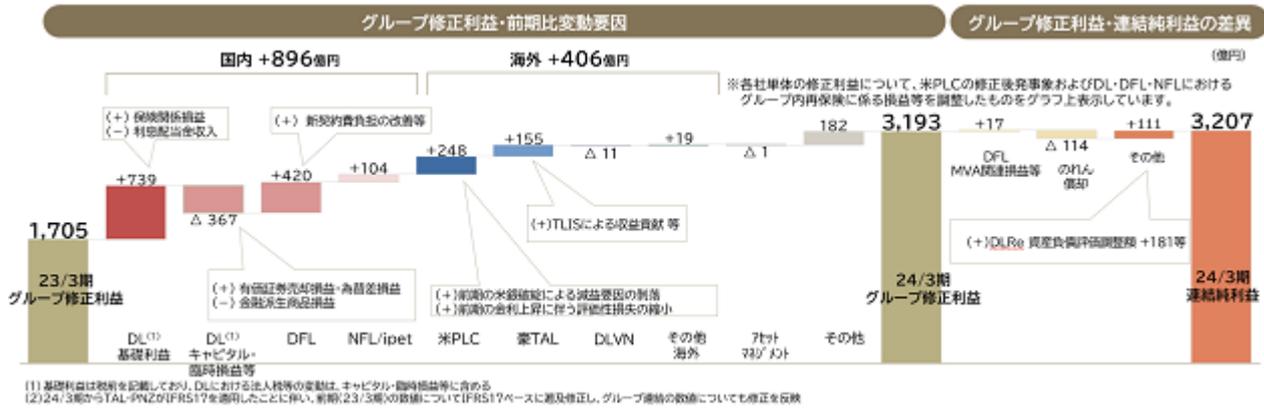
※3 新基準ベースのEV（新基準ベースのESRの分子である適格資本に一定の調整を加えたもの）は、従前のEEVと比較して、保険負債を評価する割引率や保険リスクマージンの取扱いに差異があります。2023年3月末ベースの数値では、特に第一生命における保険リスクマージンの導入による影響が大きく、新基準ベースのEVは従前のEEVと比較して約0.3兆円低い水準となりました。

※4 新基準ベースのグループ新契約価値は、従前のグループ新契約価値と比較して、保険負債を評価する割引率や保険リスクマージンの取扱いに差異があります。特に第一フロンティア生命の保険負債を評価する割引率について、従前の計測基準では保守的な割引率が用いられていたところ、新たな計測基準では期待運用利回りを一定程度反映する形としたことで、2023年3月期の数値では、新基準ベースのグループ新契約価値は従前のグループ新契約価値と比較して約65億円高い水準となりました。

※5 期末の数値を記載しております。

※6 2024年3月期から一部の在外連結子会社がIFRS第17号を適用したことに伴い、前期(2023年3月期)の数値についてグループ連結の数値を含めて遡及修正した値を表示しております。

※7 グループ新契約価値について、2023年9月29日に公表しました誤計上による修正を反映し、新基準ベースの金額を表示しております。



基礎利益の詳細については、「(参考1) 当社グループの固有指標の分析」をご参照ください。

②「Re-connect 2023」グループ重要経営指標 (K P I) の状況

中期経営計画「Re-connect 2023」で掲げたグループ重要経営指標は、2024年3月期の増益や、国内の金融環境が好調に推移した影響により、概ね達成する結果となりました。市場関連リスク削減の取組みについては、国内金利の上昇等を背景に特に金利リスク削減が大きく進展した一方で、株価上昇により保有株式の時価が上昇したことで、株式リスク量は計画策定時点の水準より増加する結果となり、新中期経営計画に向けて課題を残しました。

資本効率を示すグループ修正ROE (※1) は、第一生命における為替ヘッジコスト負担増加や新型コロナウイルス関連の給付金支払い増加等の前期の減益要因からの反動増を主な要因としてグループ修正利益が増益となった一方で、保有株式の時価上昇により純資産が増加したことで、8.2%となりました。グループROEV (※2) は、金利上昇に伴い保有契約価値が増加したことにより、26.8%となりました。

リスクプロファイル変革に向けた市場関連リスクの削減取組みについては、経済環境による影響を除き、第一生命において中期経営計画期間合計で約5,600億円の削減目標を超過達成いたしました。

また、財務健全性を示す資本充足率 (ESR) は、国内子会社の計算基準を経済価値ベースの新規導入を見据えて見直した新基準ベースで226%となりました。

市場評価を示す相対TSR (※3) (※4) (※5) は、2023年に入ってから国内株式市場の上昇や、日本銀行の政策変更等の影響もあり堅調に推移し、競合10社との比較で第4位となりました。

	重要経営指標 (KPI)	中期経営計画 (2023年度) 目標水準	中長期的方向性	24/3末 実績
資本効率 (会計利益)	グループ修正ROE (グループ修正利益ベース)	8%程度	9%程度 (2026年度目標)	8.2%
資本効率 (経済価値)	グループROEV	中期的に目指す姿として: 平均8%程度 (2026年度目標)		26.8%
リスクプロファイル変革	市場関連リスク削減 (対21/3末 金利・株式リスク)	リスク量削減△5,600億円 (金利・株式リスク約20%相当)	追加金利リスク削減△2,600億円 (~26年度・21/3末~累計約8,200億円)	合計約△7,000億円 (対3か年目標進捗率125%)
財務健全性 (経済価値)	資本充足率 (ESR)	中長期的に 170~200%水準 の安定確保	金融市場感応度の削減	24/3末実績 226% <sup>(1)</sup>
市場評価	相対TSR (株主総利回り)	国内外の競合10社とのパフォーマンス比較において 相対的な優位性を築く		24/3末実績 第4位

(1) 新基準ベース

※1 グループ修正ROEは、「修正利益÷(純資産-のれん・確定利付資産含み損益(税後)・市場価格調整(MVA)関連損益累計(税後)等)」にて算出します。

※2 ROEVとは、Return on Embedded Valueの略語で、EVの増加額を生命保険会計の特殊性を考慮した利益と見做し、企業価値の成長性を測定する指標であります。

※3 TSRとは、Total Shareholder Return (株主総利回り)の略語で、キャピタルゲインとインカムゲインを合わせた株主にとっての総合投資利回りを指します。

※4 相対TSRは、以下の合計10社との比較です。(HDとは、ホールディングスの略語です。)

国内保険会社5社: かんば生命保険、T&DHD、東京海上HD、MS&ADインシュアランスグループHD及びSOMPOHD

グローバルで生命保険事業を展開し、日米市場等で当社グループと競合関係にある会社5社: Aflac、AXA、Manulife、MetLife及びPrudential (米国)

※5 2024年4月1日時点当社集計値であります。

③新中期経営計画におけるグループ重要経営指標（KPI）

2024-2026年度中期経営計画では、当社グループの目指す姿の実現に向けた重要な指標をグループ重要経営指標（KPI）として設定いたしました。グループROEV・グループ修正ROEといったグループ資本効率を引き続き最重要指標と位置づけて構成しております。また、財務指標以外にも、非財務目標としてお客さま数やESGインデックスを設定しております。事業戦略・財務戦略の遂行と経営基盤の強化、資本効率改善を通じた企業価値向上を目指してまいります。

KPI項目		前中期経営計画 (FY2023)実績	新中期経営計画 (FY2026)目標	2030年を目途として 目指す水準
財務指標	経済指標			
	RoEV	26.8%	中長期的に8%程度	
	新契約価値	545億円	FY2024: 1,050億円程度	—
	会計利益			
	修正ROE	8.2%	10%程度	安定的に10%を超える水準
	修正利益	3,193億円	4,000億円	6,000億円水準
資本コスト	資本コスト	9%	8%	安定的に8%以下を維持
市場評価	相対TSR（対競合14社）	4位 <sup>(1)</sup>	相対優位（中位以上）	
健全性	必要資本充足率 <sup>(2)</sup>	226%	170% - 200%	
非財務指標	お客さま			
	お客さま数	国内 約1,380万名 海外 約3,700万名	国内 約1,500万名 海外 約4,500万名	—
社外評価	ESG総合インデックス	DJSI <sup>(3)</sup> 7th 2024 Index選定 MSCI <sup>(4)</sup> BBB	国内業界トップ水準の 評価スコア	

(1) 2024年3月29日時点における、前中計TSRの競合10社と比較した順位 (2) 新基準ベース (3) Dow Jones Sustainability Indices (4) MSCI ESG Rating

〈当連結会計年度の業績〉

当連結会計年度の業績は以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度の期首から一部の在外連結子会社において、会計方針の変更を行っております。それに伴い前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の「注記事項 (会計方針の変更)」をご参照ください。

#### ① 経常収益

経常収益は11兆281億円（前期比16.0%増）となりました。経常収益の内訳は、保険料等収入が7兆5,263億円（同13.1%増）、資産運用収益が3兆339億円（同33.0%増）、その他経常収益が4,678億円（同18.4%減）となっております。

##### a 保険料等収入

保険料等収入は、前連結会計年度（2022年4月1日から開始し、2023年3月31日に終了した連結会計年度をいいます。以下、前連結会計年度及び前期につき同じ。）に比べ8,719億円増加し、7兆5,263億円（前期比13.1%増）となりました。保険料等収入が増加した主な要因は、第一フロンティア生命において、高水準が続く海外金利の影響で販売好調が続いている外貨建保険に加え、円建指数連動型年金も販売が好調に推移したことであります。

##### b 資産運用収益

資産運用収益は、前連結会計年度に比べ7,531億円増加し、3兆339億円（前期比33.0%増）となりました。資産運用収益が増加した主な要因は、第一フロンティア生命において、円安進展により為替差益が大幅に増益となったことであります。

##### c その他経常収益

その他経常収益は、前連結会計年度に比べ1,056億円減少し、4,678億円（前期比18.4%減）となりました。その他経常収益が減少した主な要因は、第一フロンティア生命において、前期におけるDai-ichi Life Reinsurance Bermuda Ltd.への既契約ブロック出再に伴う責任準備金戻入という一過性の増収要因が剥落したことであります。

#### ② 経常費用

経常費用は10兆4,891億円（前期比15.0%増）となりました。経常費用の内訳は、保険金等支払金が6兆7,568億円（同3.2%増）、責任準備金等繰入額が1兆8,774億円（前期は153億円）、資産運用費用が6,038億円（同47.3%減）、事業費が9,263億円（同10.1%増）、その他経常費用が3,246億円（同43.1%減）となっております。

##### a 保険金等支払金

保険金等支払金は、前連結会計年度に比べ2,086億円増加し、6兆7,568億円（前期比3.2%増）となりました。保険金等支払金が増加した主な要因は、第一生命において、一時払終身保険の解約増加等に伴い解約返戻金が増加したことであります。

##### b 責任準備金等繰入額

責任準備金等繰入額は、前連結会計年度に比べ1兆8,620億円増加し、1兆8,774億円（前期は153億円）となりました。責任準備金等繰入額が大幅に増加した主な要因は、第一フロンティア生命やプロテクトにおいて、責任準備金が繰入から大幅に戻入に転じるという前期における一過性要因が剥落したことであります。

##### c 資産運用費用

資産運用費用は、前連結会計年度に比べ5,420億円減少し、6,038億円（前期比47.3%減）となりました。資産運用費用が減少した主な要因は、金融市場環境の変化に伴いプロテクトにおける売買目的有価証券の評価損益等が前期から大幅に改善したことであります。

##### d 事業費

事業費は、前連結会計年度に比べ846億円増加し、9,263億円（前期比10.1%増）となりました。

##### e その他経常費用

その他経常費用は、前連結会計年度に比べ2,454億円減少し、3,246億円（前期比43.1%減）となりました。

③ 経常利益

経常利益は、前連結会計年度に比べ1,515億円増加し、5,390億円（前期比39.1%増）となりました。

④ 特別利益・特別損失

特別利益は66億円（前期比45.0%増）、特別損失は311億円（同21.7%減）となりました。

a 特別利益

特別利益は前連結会計年度に比べ20億円増加し、66億円（前期比45.0%増）となりました。

b 特別損失

特別損失は前連結会計年度に比べ86億円減少し、311億円（前期比21.7%減）となりました。

⑤ 契約者配当準備金繰入額

契約者配当準備金繰入額は前連結会計年度に比べ75億円減少し、875億円（前期比7.9%減）となりました。

⑥ 親会社株主に帰属する当期純利益

経常利益に特別利益、特別損失、契約者配当準備金繰入額、法人税等合計を加減した親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ1,470億円増加し、3,207億円（前期比84.6%増）となりました。

⑦ 資産の部

資産の部合計は、第一生命における責任準備金対応債券の積増し増加等に伴い有価証券の残高が増加したことを主な要因として、前連結会計年度末に比べ5兆8,866億円増加し、67兆5,403億円（前期比9.6%増）となりました。

⑧ 負債の部

負債の部合計は、第一フロンティア生命やプロテクトティブにおいて、前期の責任準備金戻入の一過性要因が剥落したことで責任準備金繰入額が大幅に増加したこと等に伴う責任準備金残高の増加を主な要因として、前連結会計年度末に比べ4兆6,662億円増加し、63兆6,581億円（前期比7.9%増）となりました。

⑨ 純資産の部

純資産の部合計は、第一生命における国内株式及び外国株式の含み益が増加したこと等によりその他有価証券評価差額金が増加したことを主な要因として、前連結会計年度末に比べ1兆2,203億円増加し、3兆8,821億円（前期比45.9%増）となりました。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

#### ① 国内保険事業

国内保険事業における経常収益は、第一フロンティア生命において外貨建保険や円建指数連動型年金の販売が好調に推移したことによる保険料等収入の増加や、第一フロンティア生命における円安進展による為替差益の大幅に増益等を主な要因として、前連結会計年度に比べて4,418億円増加し、8兆7,829億円（前期比5.3%増）となりました。セグメント利益は、第一生命において新型コロナウイルス関連の給付金支払いが大幅に減少したことや、第一フロンティア生命において金融市場環境の変化や新契約出再等に伴い外貨標準責任準備金の積増し負担や新契約費用が減少したことを主な要因として、前連結会計年度に比べて628億円増加し、4,070億円（同18.3%増）となりました。

#### ② 海外保険事業

海外保険事業における経常収益は、2022年8月に買収完了したTAL Life Insurance Services Limited（旧 Westpac Life Insurance Services Limited）の事業が好調に推移したことに伴うTALにおける保険料等収入の増加や、金融市場環境の変化に伴いプロテクティブにおいて売買目的有価証券の評価損益等が前期から大幅に改善されたことを主な要因として、前連結会計年度に比べて5,311億円増加し、3兆1,498億円（前期比20.3%増）となりました。セグメント利益は、2022年11月に買収完了したニュージーランドのPartners Group Holdings Limitedにおける利益貢献、Dai-ichi Life Reinsurance Bermuda Ltd.において、前期に比べて売買目的有価証券運用損益が改善されたこと等を主な要因として、前連結会計年度に比べて1,226億円増加し、1,273億円（前期は47億円）となりました。

#### ③ その他事業

その他事業においては、第一生命や第一フロンティア生命等のグループ会社からの配当金収入が減少したことを主な要因として、経常収益は前連結会計年度に比べて674億円減少し、2,268億円（前期比22.9%減）となりました。また、セグメント利益は、前連結会計年度に比べて697億円減少し、1,992億円（同25.9%減）となりました。

なお、セグメントにおける主たる子会社の業績は以下のとおりであります。

## <国内保険事業（第一生命保険株式会社）>

### ① 経営成績

当事業年度（2023年4月1日から開始し、2024年3月31日に終了した事業年度をいいます。以下同じ。）の経常収益は、保険料等収入2兆2,898億円（前事業年度（2022年4月1日から開始し、2023年3月31日に終了した事業年度をいいます。以下同じ。）比0.3%減）、資産運用収益1兆3,038億円（同5.5%減）、その他経常収益4,933億円（同6.4%増）を合計した結果、4兆870億円（同1.3%減）となりました。一時払終身保険の解約増加等に伴う責任準備金戻入額の増加等によりその他経常収益が増加したものの、為替ヘッジ付外貨建債券の残高削減に伴い利息・配当金等収入が減少したことや、金融市場環境の変化に伴いその他有価証券に区分される国内債券の有価証券売却益が大幅に減少したこと等により、資産運用収益が減少したことを主要因として経常収益は減収となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金2兆5,604億円（同4.4%増）、責任準備金等繰入額84億円（同63.2%減）、資産運用費用4,917億円（同26.5%減）、事業費3,851億円（同2.6%減）、その他経常費用2,499億円（同1.1%増）を合計した結果、3兆6,956億円（同2.4%減）となりました。経常費用の減少は、前事業年度に比べ為替ヘッジ付外貨建債券の売却額が減少したこと等に伴う有価証券売却損の縮小等により資産運用費用が減少したことが主要因であります。

これらの結果、経常利益は3,913億円（同10.7%増）となりました。また、当期純利益は2,038億円（同23.1%増）となりました。

生命保険本業における期間収益を示す指標の一つである基礎利益は、為替ヘッジ付外貨建債券の残高削減に伴う利息・配当金等収入の減少等で順ざやが減少したものの、新型コロナウイルス関連の給付金支払いが大幅に減少したこと等による保険関係損益の改善により、前事業年度に比べ738億円増加し、3,310億円（同28.7%増）となりました。

### ② 財政状態

当事業年度末の資産合計は、35兆9,822億円（前事業年度末比5.0%増）となりました。主な資産構成は、有価証券が29兆7,350億円（同6.3%増）、貸付金が3兆1,090億円（同14.5%増）、有形固定資産が1兆1,891億円（同1.2%減）であります。

負債合計は、33兆842億円（同2.9%増）となりました。負債の大部分を占める保険契約準備金は29兆5,889億円（同1.0%減）となりました。

純資産合計は、2兆8,979億円（同38.0%増）となりました。純資産合計のうち、その他有価証券評価差額金は、主に国内株式及び外国株式の含み益が増加したこと等により2兆4,201億円（同58.8%増）となりました。

なお、保険金等の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率は、865.0%となりました。第一生命保険株式会社の非連結子会社等を含めた連結ソルベンシー・マージン比率は、900.0%となりました。

### ③ 契約業績

個人保険・個人年金保険を合わせた新契約高は、前事業年度に比べて9,910億円増加し、2兆2,083億円となりました（前事業年度比81.4%増）。個人保険・個人年金保険を合わせた保有契約高は、前事業年度末に比べて3兆6,880億円減少し、80兆397億円（前事業年度末比4.4%減）となりました。

個人保険・個人年金保険を合わせた新契約年換算保険料は、前事業年度に比べて113億円増加し、575億円（前事業年度比24.5%増）となりました。なお、保有契約年換算保険料は、前事業年度末に比べて483億円減少し、1兆9,494億円（前事業年度末比2.4%減）となりました。

医療保障・生前給付保障等の第三分野の新契約年換算保険料は、前事業年度に比べて27億円減少し、268億円（前事業年度比9.1%減）となりました。第三分野の保有契約年換算保険料は、前事業年度末に比べて114億円減少し、6,904億円（前事業年度末比1.6%減）となりました。

団体保険の保有契約高は、前事業年度末に比べて9,049億円減少し、48兆4,369億円（同1.8%減）となりました。団体年金保険の保有契約高は前事業年度末に比べて1,050億円増加し、6兆1,719億円（同1.7%増）となりました。

## a 保有契約高明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
個人保険	732,067	695,092
個人年金保険	105,210	105,305
個人保険+個人年金保険	837,278	800,397
団体保険	493,418	484,369
団体年金保険	60,669	61,719

(注) 1 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計であります。

2 団体年金保険の金額は、責任準備金額であります。

## b 新契約高明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
個人保険	10,503	16,573
個人年金保険	1,669	5,509
個人保険+個人年金保険	12,172	22,083
団体保険	1,711	2,715
団体年金保険	20	0

(注) 1 個人保険及び個人年金保険は、転換による純増加を含みます。

2 個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資であります。

3 団体年金保険の金額は、第1回収入保険料であります。

## c 保有契約年換算保険料明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
個人保険	14,645	14,086
個人年金保険	5,332	5,408
合計	19,977	19,494
うち医療保障・生前給付保障等	7,019	6,904

(注) 1 年換算保険料とは、1回当たりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年当たりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2 医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

## d 新契約年換算保険料明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
個人保険	395	371
個人年金保険	66	204
合計	462	575
うち医療保障・生前給付保障等	295	268

(注) 転換による純増加を含みます。

## e 保険料等収入明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
個人保険	11,080	10,633
個人年金保険	2,779	2,646
団体保険	1,441	1,464
団体年金保険	6,247	6,877
その他	969	854
小計	22,519	22,477
再保険収入	449	420
合計	22,968	22,898

(注) その他は、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険、コミュニティ保険、受再保険の合計であります。

## f 保険金等支払金明細表

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：億円)

区分	保険金	年金	給付金	解約返戻金	その他返戻金	再保険料	合計
個人保険	5,741	251	2,558	3,582	204	-	12,339
個人年金保険	1	2,810	159	671	32	-	3,674
団体保険	673	6	0	1	-	-	681
団体年金保険	-	2,687	2,993	504	748	-	6,934
その他	408	62	46	273	73	-	865
小計	6,824	5,818	5,759	5,033	1,058	-	24,494
再保険	-	-	-	-	-	18	18
合計	6,824	5,818	5,759	5,033	1,058	18	24,513

(注) その他は、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険、コミュニティ保険、受再保険の合計であります。

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：億円)

区分	保険金	年金	給付金	解約返戻金	その他返戻金	再保険料	合計
個人保険	5,432	250	1,588	4,579	179	-	12,031
個人年金保険	1	2,894	167	960	39	-	4,062
団体保険	686	6	1	0	0	-	694
団体年金保険	-	2,812	2,888	715	889	-	7,306
その他	470	59	25	290	265	-	1,112
小計	6,590	6,023	4,672	6,545	1,374	-	25,206
再保険	-	-	-	-	-	398	398
合計	6,590	6,023	4,672	6,545	1,374	398	25,604

(注) その他は、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険、コミュニティ保険、受再保険の合計であります。

## <国内保険事業（第一フロンティア生命保険株式会社）>

### ① 経営成績

当事業年度の経常収益は、保険料等収入 3 兆 5,010 億円（前事業年度比 34.0% 増）、資産運用収益 8,926 億円（同 75.9% 増）、その他経常収益 0 億円（前事業年度は 8,790 億円）を合計した結果、4 兆 3,938 億円（同 9.9% 増）となりました。前事業年度における Dai-ichi Life Reinsurance Bermuda Ltd. への既契約ブロック出再に伴う責任準備金戻入という一過性の増収要因が剥落し、その他経常収益が減少したものの、高水準が続く海外金利の影響で販売好調が続いている外貨建保険に加え、円建指数連動型年金も販売が好調に推移したこと等により保険料等収入が増加したことを主な要因として、経常収益は増収となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金 3 兆 5,602 億円（同 3.2% 減）、責任準備金等繰入額 6,182 億円（前事業年度は 48 億円）、資産運用費用 662 億円（同 65.8% 減）、事業費 1,050 億円（同 18.1% 増）、その他経常費用 229 億円（同 26.9% 増）を合計した結果、4 兆 3,727 億円（同 9.7% 増）となりました。責任準備金が繰入から大幅に戻入に転じるという前事業年度における一過性要因が剥落したことに加え、外貨建保険の販売好調に伴う危険準備金繰入額の増加や、円安進展に伴う円貨ベースでの責任準備金繰入額の増加等により、責任準備金等繰入額が増加したことを主な要因として、経常費用は増加しました。

この結果、経常利益は 210 億円（同 50.6% 増）となりました。また、当期純利益は 156 億円（同 141.1% 増）となりました。

生命保険本業における期間収益を示す指標の一つである基礎利益は、金融市場環境の変化や新契約出再等に伴い外貨標準責任準備金の積増し負担が前事業年度に比べて減少したこと等による保険関係損益の改善を主な要因として、前事業年度に比べ 315 億円増加し、83 億円（前事業年度はマイナス 232 億円）となりました。

### ② 財政状態

当事業年度末の資産合計は、9 兆 3,120 億円（前事業年度末比 7.8% 増）となりました。主な資産構成は、有価証券 7 兆 2,182 億円（同 7.5% 増）、現金及び預貯金等 7,761 億円（同 2.3% 増）であります。

負債合計は、9 兆 906 億円（同 7.7% 増）となりました。負債の大部分を占める保険契約準備金は 8 兆 2,686 億円（同 8.1% 増）となりました。

純資産合計は、2,213 億円（同 12.6% 増）となりました。純資産合計のうち、その他有価証券評価差額金は、外国債券の含み損の縮小によりマイナス 358 億円（前事業年度末はマイナス 450 億円）となりました。

なお、保険金等の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率は、419.9%（前事業年度末は 440.5%）となりました。

### ③ 契約業績

個人保険・個人年金保険を合わせた新契約高は、前事業年度に比べて 6,305 億円増加し、3 兆 1,520 億円（前事業年度比 25.0% 増）となりました。個人保険・個人年金保険を合わせた保有契約高は、前事業年度末に比べて 2 兆 7,240 億円増加し、13 兆 3,360 億円（前事業年度末比 25.7% 増）となりました。

個人保険・個人年金保険を合わせた新契約年換算保険料は、前事業年度に比べて 805 億円増加し、3,012 億円（前事業年度比 36.5% 増）となりました。なお、保有契約年換算保険料は、前事業年度末に比べて 2,130 億円増加し、1 兆 1,775 億円（前事業年度末比 22.1% 増）となりました。

## a 保有契約高明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
個人保険	66,497	89,191
個人年金保険	39,621	44,168
個人保険+個人年金保険	106,119	133,360
団体保険	-	-
団体年金保険	-	-

(注) 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計であります。

## b 新契約高明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
個人保険	12,187	16,670
個人年金保険	13,028	14,849
個人保険+個人年金保険	25,215	31,520
団体保険	-	-
団体年金保険	-	-

(注) 個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資であります。

## c 保有契約年換算保険料明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
個人保険	5,496	6,837
個人年金保険	4,148	4,937
合計	9,644	11,775
うち医療保障・生前給付保障等	53	78

## d 新契約年換算保険料明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
個人保険	948	1,238
個人年金保険	1,258	1,774
合計	2,207	3,012
うち医療保障・生前給付保障等	23	21

(注) 1 年換算保険料とは、1回当たりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年当たりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2 医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む。)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

## e 保険料等収入明細表

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
個人保険	12,082	16,484
個人年金保険	9,723	11,717
団体保険	-	-
団体年金保険	-	-
その他	-	-
小計	21,806	28,201
再保険収入	4,320	6,808
合計	26,126	35,010

## f 保険金等支払金明細表

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：億円)

区分	保険金	年金	給付金	解約返戻金	その他返戻金	再保険料	合計
個人保険	1,773	-	1,359	7,612	54	-	10,799
個人年金保険	-	2,175	239	6,083	48	-	8,547
団体保険	-	-	-	-	-	-	-
団体年金保険	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-
小計	1,773	2,175	1,598	13,695	103	-	19,346
再保険	-	-	-	-	-	17,449	17,449
合計	1,773	2,175	1,598	13,695	103	17,449	36,795

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：億円)

区分	保険金	年金	給付金	解約返戻金	その他返戻金	再保険料	合計
個人保険	2,174	-	1,594	6,468	54	-	10,291
個人年金保険	-	3,968	208	2,622	39	-	6,838
団体保険	-	-	-	-	-	-	-
団体年金保険	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-
小計	2,174	3,968	1,802	9,090	94	-	17,130
再保険	-	-	-	-	-	18,472	18,472
合計	2,174	3,968	1,802	9,090	94	18,472	35,602

#### <海外保険事業 (Protective Life Corporation) >

以下では、プロテクティブの業績を現地通貨であります米ドル建てで表示しております。日本円に換算する際の為替レートは、前事業年度（2022年1月1日から開始し、2022年12月31日に終了した事業年度をいいます。プロテクティブにおいて以下同じ。）及び前事業年度末については1米ドル=132.70円、当事業年度（2023年1月1日から開始し、2023年12月31日に終了した事業年度をいいます。プロテクティブにおいて以下同じ。）及び当事業年度末については、1米ドル=141.83円であります。

##### ① 経営成績

当事業年度の経常収益は、保険料等収入6,159百万米ドル（前事業年度比1.0%増）、資産運用収益5,316百万米ドル（同39.4%増）、その他経常収益2,055百万米ドル（同31.9%減）を合計した結果、13,531百万米ドル（同4.6%増）となりました。経常収益が増収となった主な要因は、金融市場環境の変化に伴い売買目的有価証券の評価損益等が前事業年度から大幅に改善されたことによる資産運用収益の増加であります。

一方、経常費用は、保険金等支払金6,065百万米ドル（同1.8%減）、責任準備金等繰入額4,889百万米ドル（前期は責任準備金戻入額2,281百万米ドル）、資産運用費用913百万米ドル（同70.7%減）、事業費1,227百万米ドル（同4.3%増）、その他経常費用297百万米ドル（同86.9%減）を合計した結果、13,393百万米ドル（同5.1%増）となりました。経常費用が増加した主な要因は、前事業年度における金融市場環境の変化に伴う一過性要因の剥落により責任準備金が戻入から繰入に戻ったことを受けた責任準備金等繰入額の大幅な増加であります。

これらの結果、経常利益は137百万米ドル（同27.5%減）となりました。また、当期純利益は116百万米ドル（同16.4%減）となりました。

##### ② 財政状態

当事業年度末の資産合計は、118,386百万米ドル（前事業年度末比4.6%増）となりました。主な資産構成は、有価証券が77,105百万米ドル（同5.9%増）、貸付金が13,472百万米ドル（同1.4%増）、無形固定資産が3,714百万米ドル（同8.7%減）であります。

負債合計は、115,071百万米ドル（同3.7%増）となりました。負債の大部分を占める保険契約準備金は、107,163百万米ドル（同3.9%増）となりました。

純資産合計は、3,314百万米ドル（同49.3%増）となりました。

<海外保険事業 (TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd) >

以下では、TALの業績を現地通貨であります豪ドル建で表示しております。日本円に換算する際の為替レートは、前事業年度及び前事業年度末については1豪ドル=89.69円、当事業年度及び当事業年度末については1豪ドル=98.61円であります。

① 経営成績

当事業年度の経常収益は、保険料等収入7,878百万豪ドル（前事業年度比3.0%増）、資産運用収益450百万豪ドル（同129.8%増）、その他経常収益245百万豪ドル（同48.4%減）を合計した結果、8,573百万豪ドル（同3.0%増）となりました。2022年8月に買収完了したTAL Life Insurance Services Limited（旧Westpac Life Insurance Services Limited）の事業が好調に推移したことによる保険料等収入の増加に加え、金利等の金融市場環境の変化に伴い売買目的有価証券の評価損益が改善されたことによる資産運用収益の増加を主な要因として、経常収益は増収となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金6,140百万豪ドル（同6.8%減）、資産運用費用70百万豪ドル（同47.0%増）、事業費1,737百万豪ドル（同39.3%増）、その他経常費用14百万豪ドル（同13.0%増）を合計した結果、7,963百万豪ドル（同0.8%増）となりました。保険金の支払いが前事業年度に比べ減少し保険金等支払金が減少したものの、TAL Life Insurance Services Limitedの取込みに伴い事業費が増加し、経常費用は微増となりました。

これらの結果、経常利益は610百万豪ドル（同44.1%増）となりました。また、当期純利益は430百万豪ドル（同41.5%増）となりました。

② 財政状態

当事業年度末の資産合計は、22,014百万豪ドル（前事業年度末比22.8%増）となりました。主な資産構成は、有価証券が13,009百万豪ドル（同33.8%増）、無形固定資産が786百万豪ドル（前事業年度末は同額）、現預金が1,100百万豪ドル（同49.0%増）であります。

負債合計は、19,650百万豪ドル（同24.9%増）となりました。負債の大部分を占める保険契約準備金は、14,162百万豪ドル（同0.7%減）となりました。

純資産合計は、2,363百万豪ドル（同7.5%増）となりました。

## (2) 資本政策

### ① 資本政策の基本的な考え方

当社グループでは、財務健全性を確保しつつ、持続的な企業価値向上と株主還元の充実を目指し、E R Mの枠組みに基づく資本政策運営を行っております。

グループの事業を取り巻くリスクを適切にコントロールすると同時に、グループ各社の成長ステージに応じた持株会社への還元や内部留保を行い、必要に応じて外部調達を活用して、グループの成長に向けた投資と資本基盤の強化へバランスの取れた資本配賦を実践することで、財務健全性の確保と資本効率の向上を通じたグループ利益の持続的な成長を推進しております。

2024-26年度中期経営計画（「新中期経営計画」という。）では、基本的な考え方は2021-23年度中期経営計画「Re-connect 2023」（「前中期経営計画」という。）から変更はなく、E R Mサイクル（利益・資本・リスク）を進化させ、資本循環経営の実践を通じた持続的な成長を目指してまいります。

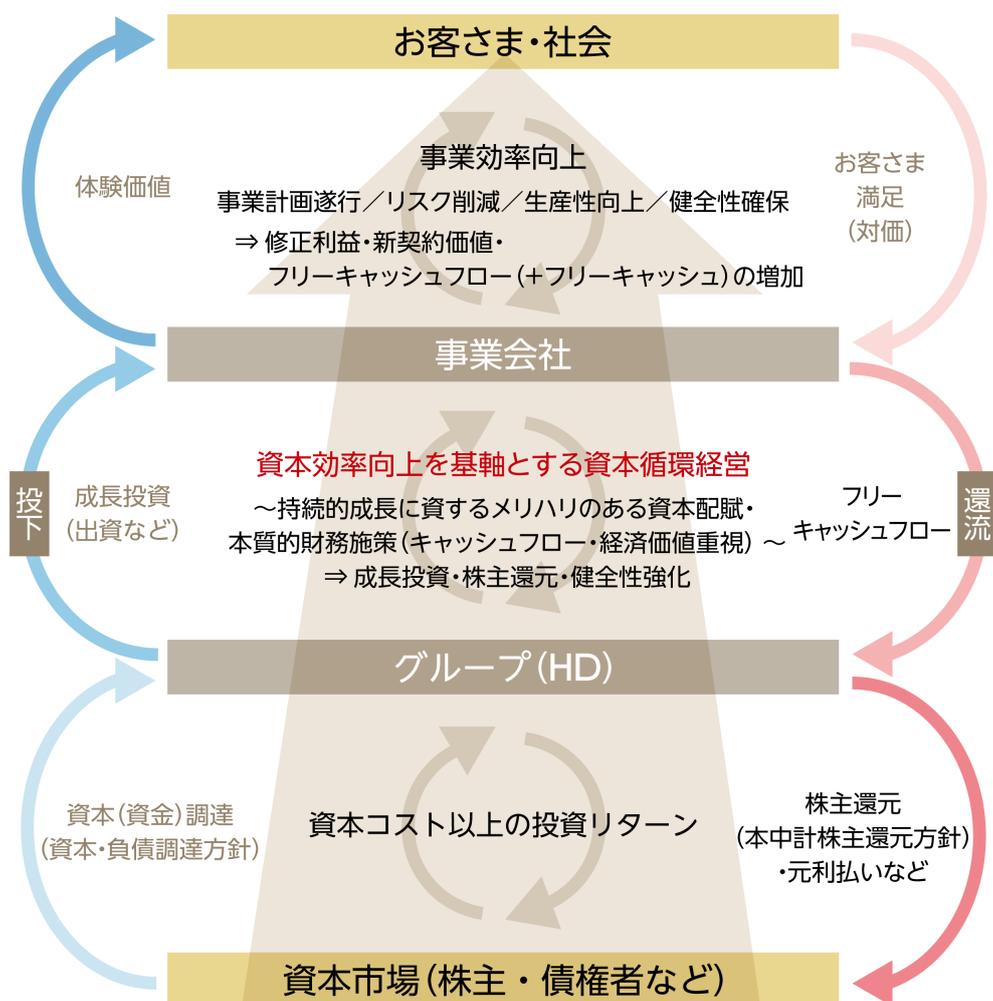
資本循環経営とは、各事業会社の余剰資本やリスク削減によって解放された資本等を財源として、財務健全性を保ちつつ、より高い資本効率や成長性が見込まれる事業への資本投下や株主還元の実施等を通じてグループ資本効率を高めるとともに、資本・キャッシュ創出力を高める好循環経営を意味しております。具体的には、各事業会社から当社への配当金額については、経済価値ベースの財務健全性や各国の健全性規制・会計制約等、複数の視点や制約からストックとなるフリーキャッシュを割り出し、これに基づき決定する運営を行っております。また、資本の配賦・回収等は、個々の事業リスク特性等に応じた資本コストを設定した上で事業成果を評価し意思決定を行います。こうして創出されたフリーキャッシュ・フローを、全体最適なバランスで健全性確保、成長投資、株主還元に向けてまいります。

また、資本コストを安定的に上回る資本効率を目指し、修正ROE及びROEVを中長期的に引き上げる一方で、市場関連リスク削減等により資本コストを引き下げる取組みを行っております。具体的には、会計利益ベースの資本効率指標であるグループ修正ROEは、新中期経営計画期間中に10%への向上を目指しております。想定資本コストは、前中期経営計画開始時点では10%の自己認識であったところ、前中期経営計画期間において進捗した市場リスク削減に伴う資本コスト低減効果を反映した結果、現時点は9%と自己認識しております。EV対比の金利・株式リスク削減等を通じ新中期経営計画期間中に8%への低減を目指しております。

成長投資については、健全性のターゲット水準に応じて、今後はDX推進に向けて従来以上にデジタル等を中心とした「新規領域での探索」にフォーカスする一方、「既存領域の深化」では市場リスクが小さく保険リスクにフォーカスした案件を引き続き優先する等、事業ポートフォリオの拡大・分散につながる投資を行ってまいります。

株主還元については、利益に応じた毎期の安定配当として、過去3年平均のグループ修正利益に対する配当性向40%以上を実現することに加え、総還元性向の目安を中期平均50%とし、機動的・柔軟な追加還元を戦略的に検討・実施してまいります。また、中間配当を原則実施してまいります。

上記、資本循環経営の土台となる財務健全性を安定的に確保するため、現在の国内保険会社に対する健全性基準であるソルベンシー規制に加え、国際的な資本規制動向や2026年3月期から導入予定となっております経済価値ベースのソルベンシー規制も踏まえ、従来から資産・負債の時価評価を行う経済価値ベースの健全性指標である資本充足率（ESR）を導入しており、170%~200%をターゲット水準と位置付け、水準に応じた資本政策を柔軟に検討してまいります。財務健全性の強化に向けては市場関連リスクの削減に加え、財務格付に留意しつつ必要に応じて外部調達を活用することで、財務健全性の維持・向上を図ってまいります。



② 資本政策の当連結会計年度における状況

当連結会計年度の1株当たり株主配当額は、前連結会計年度より27円増配の113円とし、自己株式取得額は、上限1,000億円といたしました。また、グループ資本の充実や流動性確保に向けて、当社において2024年3月にシニアローンの借入(2,000億円)を実施しております。

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に保険料等収入が増加したことにより、前期と比べて1兆1,298億円収入増の9,973億円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有価証券の取得による支出が増加したことにより、前期と比べて9,121億円支出増の6,016億円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に借入金の返済が減少したことにより、前期と比べて1,796億円支出減の1,457億円の支出となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、期首から2,550億円増加し、2兆7,723億円(前連結会計年度末は2兆5,172億円)となりました。

(4) 生産、受注及び販売の実績

当社グループの主たる事業である生命保険事業において、他の業態と異なり物品の生産や受注を行わない業務の特性により、本項における記載に該当する情報がないため記載しておりません。

(5) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の重要な会計方針及び見積りが連結財務諸表に大きな影響を及ぼすと考えております。

① 金融商品の時価の算定方法

有価証券の一部及びデリバティブ取引は、時価法に基づいて評価しております。時価は、原則として市場価格に基づいて算定しておりますが、一部の有価証券及びデリバティブ取引については将来キャッシュ・フローの現在価値等に基づく合理的な見積りによっております。

将来、見積りに影響する新たな事実の発生等により、見積り額は変動する可能性があります。なお、金融商品の時価の算定方法に係る基準は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の（金融商品関係）の注記に記載のとおりであります。

② 有価証券の減損処理

売買目的有価証券以外の有価証券のうち、時価が著しく下落したものについては合理的な基準に基づいて減損処理を行っております。

将来、株式市場の悪化等、金融市場の状況によっては多額の有価証券評価損を計上する可能性があります。なお、有価証券の減損処理に係る基準は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の（有価証券関係）の注記に記載のとおりであります。

③ 固定資産の減損処理

固定資産については、資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に、その差額を減損損失に計上しております。

回収可能価額は、資産グループの時価から処分費用見込額を控除した正味売却価額と割引後将来キャッシュ・フローとして算定される使用価値のいずれか大きい方としていることから、将来、固定資産の使用方法を変更した場合又は不動産取引相場や賃料相場が変動した場合には、新たに減損損失が発生する可能性があります。なお、固定資産の減損処理に係る基準は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の（連結損益計算書関係）の注記に記載のとおりであります。

④ のれん及びその償却方法

連結貸借対照表の資産の部には「のれん」が計上されております。当該「のれん」は、他の企業又は事業を取得した場合、その取得に要した費用（取得原価）が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合に計上されるものであります。また、当該「のれん」の算定において用いられる取得に要した費用並びに受け入れた資産及び引き受けた負債の算定には一定の前提条件を置いており、見積りの要素を含んでおります。

この「のれん」は、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

なお、のれんの評価方法は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の（重要な会計上の見積り）の注記に記載のとおりであります。

⑤ 保有契約価値及びその償却方法

連結貸借対照表のその他の無形固定資産には「保有契約価値」が含まれております。

「保有契約価値」とは、買収等で獲得したその買収時点で有効な保険契約及び投資契約に関して、そのキャッシュ・フローから得られる将来利益を現在価値として計算し、無形固定資産として計上するものであります。この「保有契約価値」の算定には見積りの要素を含んでおりますが、前提条件については毎期回復可能性テストを実施し、資産計上額の妥当性を判定した上で資産計上しております。

「保有契約価値」は、その効果が及ぶと見積られる期間にわたり、効果の発現する態様にしたがって償却しております。

なお、保有契約価値の評価方法は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(重要な会計上の見積り)の注記に記載のとおりであります。

#### ⑥ 繰延税金資産の回収可能性の評価

繰延税金資産の回収可能性の判断に際して、将来の通算グループ全体の課税所得は事業計画に基づく将来予測に直近の業績見通しを反映し、合理的に見積っております。

また、期末における将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリングに際して、個別に解消年度のスケジューリングをすることが実務上困難なものは、過去の税務上の損金の算入実績により合理的に見積もっております。

繰延税金資産の回収可能性は、将来の通算グループ全体の課税所得の見積りに依存するため、将来、当社グループを取り巻く環境に大きな変更があった場合等、その見積り額が変動した場合は、繰延税金資産の回収可能性が変動する可能性があります。

#### ⑦ 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、債務者の状況に応じ、回収不能見積り額を計上しております。

将来、債務者の財務状況が悪化し支払い能力が低下した場合には、引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。なお、貸倒引当金の計上基準は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)に記載のとおりであります。

#### ⑧ 支払備金の積立方法

保険契約に基づいて支払義務が発生したと認められる保険金等のうち、期末時点において支払いが行われていない、又は支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められる保険金等について、支払備金として積み立てております。将来、新たな事実の発生等により、支払備金の計上額が変動する可能性があります。なお、既発生未報告支払備金(I B N R 備金)の計算方法は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表」の(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)に記載のとおりであります。

#### ⑨ 責任準備金の積立方法

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てております。

責任準備金は各国の規制や会計基準に基づき、契約時等に定めた計算方法や計算前提等に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りに基づき算出した額を積み立てております。

なお、当該見積りと直近の実績が大きく乖離すること等により、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して責任準備金を積み立てる必要があることから、責任準備金に積み立て不足が生じていないかを検証するために、責任準備金の十分性を確認するテストを実施しております。

なお、責任準備金の積立方法は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)に記載のとおりであります。

#### ⑩ 退職給付債務及び退職給付費用

退職給付債務及び退職給付費用は、年金資産の期待運用収益率や将来の退職給付債務算出に用いる数理計算上の前提条件に基づいて算出しております。

このため、実際の結果が前提条件と異なる場合や前提条件の変更が行われた場合には、将来の退職給付債務及び退職給付費用が変動する可能性があります。なお、退職給付債務等の計算の基礎に関する事項は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(退職給付関係)の注記に記載のとおりであります。

(参考1) 当社グループの固有指標の分析

1 主要な固有指標

(1) 基礎利益

① 基礎利益

基礎利益とは生命保険本業における期間収益を示す指標の一つであります。当社グループの基礎利益は、当社、国内保険会社（第一生命保険株式会社、第一フロンティア生命保険株式会社、ネオファースト生命保険株式会社、アイペットホールディングス株式会社）の基礎利益、海外保険会社（Protective Life Corporation、TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd、Partners Group Holdings Limited、Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limited、Dai-ichi Life Insurance (Cambodia) PLC.、Dai-ichi Life Insurance Myanmar Ltd.）の各国で生命保険本業における期間収益を示すために一般的に用いられる利益、関連会社の持分利益（税引前換算）等を合算し、グループの内部取引の一部を相殺すること等により算出しております。

アイペットホールディングス株式会社を除く国内保険会社の場合、基礎利益は、保険契約者から受領した保険料等の保険料等収入、資産運用収益及び責任準備金戻入額等その他経常収益等で構成される基礎収益から、保険金等支払金、責任準備金等繰入額、資産運用費用、事業費及びその他経常費用等から構成される基礎費用を控除したものであります。アイペットホールディングス株式会社の場合、基礎利益は、税引前当期純利益から非支配株主に属する当期純利益（税引前換算）を控除したものであります。また、基礎利益に有価証券売却損益等の「キャピタル損益」と危険準備金繰入額等の「臨時損益」を加味したものが経常利益となります。

海外保険会社の場合、基礎利益として、Protective Life Corporationの税引前営業利益、TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd、Partners Group Holdings Limitedの基礎的な利益（税引前換算）、Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limited、Dai-ichi Life Insurance (Cambodia) PLC.、及び Dai-ichi Life Insurance Myanmar Ltd.の税引前利益を用いております。

② 順ざや額/逆ざや額

国内生命保険会社は、保険料を計算するにあたって、資産運用を通じて得られる収益を予め見込んで、その分保険料を割り引いて計算しております。この割引率を「予定利率」といい、市中金利水準等を勘案して設定しております。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額（予定利息）等の負債コストを運用収益等で確保する必要があります。

予定利息を実際の運用収益等でまかなえている状態を「順ざや」といい、まかなえていない状態を「逆ざや」といいます。

当社グループの順ざや額/逆ざや額は、国内生命保険会社（第一生命保険株式会社、第一フロンティア生命保険株式会社、ネオファースト生命保険株式会社）の合算値であります。

<順ざや額/逆ざや額の算出方法>

$$\text{順ざや額/逆ざや額} = (\text{基礎利益上の運用収支等の利回り} - \text{平均予定利率}) \times \text{一般勘定責任準備金}$$

- ・「平均予定利率」とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りをいいます。

### ③ 基礎利益の算定方法の改正

2023年3月期より、経済的な実態の反映および保険会社間の取扱いに一貫性を持たせる観点から、基礎利益の算定方法が改正されております。主な改正項目は以下のとおりであります。

改正項目		改正内容
為替に係るヘッジコスト		基礎利益の算定に含める
投資信託の解約損益		基礎利益の算定から除外
有価証券償還損益のうち為替変動部分		
再保険に関する損益	既契約の出再に伴う損益 基礎利益以外の損益と対応する再保険に関する損益	

### (2) 責任準備金

国内生命保険会社の責任準備金は、生命保険会社が将来の保険金等の支払いを確実にを行うために、保険料や運用収益等を財源として保険業法により積立てが義務付けられている準備金のことで、生命保険会社の負債の最も大きな部分を占めております。

国内生命保険会社については、保険業法に基づき責任準備金を積み立てており、「保険料積立金」、「未経過保険料」及び「危険準備金」で構成されております。

	内容
保険料積立金	保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額をいいます。ただし、払戻積立金として積み立てる金額を除きます。
未経過保険料	未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、決算期において、まだ経過していない期間をいいます。）に対応する責任に相当する額として計算した金額をいいます。ただし、払戻積立金として積み立てる金額を除きます。
危険準備金	保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額をいいます。

なお、責任準備金は事業年度末において要積立額を計算し、前事業年度末残高との差額を損益計算書に計上いたします。即ち、事業年度末の要積立額が前事業年度末残高を上回る場合にはその差額を責任準備金繰入額として経常費用の科目に計上し、事業年度末の要積立額が前事業年度末残高を下回る場合にはその差額を責任準備金戻入額として経常収益の科目に計上いたします（四半期会計期間末においても同様に計上いたします）。

責任準備金の積立水準は、積立方式と計算基礎率によって決まります。保険業法において責任準備金の積立方式及び計算基礎率について定められております。

海外生命保険会社については、各国の法令や規制等に基づき積み立てております。なお、連結される米国、豪州及びニュージーランドの生命保険会社の責任準備金については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表」の（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）をご参照下さい。

### (3) ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージン比率とは、通常の予測を超えて発生するリスクに備えて「支払余力」がどの程度カバーされているかを示す行政監督上の指標の一つであります。具体的には、保険会社が抱える保険金等のお支払いに係るリスクや資産運用に係るリスク等、多様なリスクが通常の予測を超えて発生した場合、資本等の内部留保と有価証券含み益等の合計（ソルベンシー・マージン総額）で、これらのリスク（リスクの合計額）をどの程度カバーできているかを指数化したものであります。同比率の算出は、ソルベンシー・マージン総額をリスクの合計額で割り算して求め、同比率が200%以上であれば、健全性について一つの基準を満たしていることを示しております。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times 1/2} \times 100 (\%)$$

#### (4) 実質純資産額

実質純資産額とは、貸借対照表の資産を基礎として計算した額（有価証券・不動産等について一定の時価評価を行ったもの）から負債の部に計上されるべき金額を基礎として計算した額（負債の額から価格変動準備金・危険準備金等の額を差し引いた額）を控除した金額を言い、保険会社の健全性の状況を示す行政監督上の指標の一つであります。金融庁による早期是正措置において、実質的な債務超過の判定基準として用いられる額であります。

## 2 当社グループの固有指標の分析

### (1) 基礎利益

#### ① 基礎利益

当社グループの基礎利益は、前事業年度比で1,609億円増加し、5,251億円（前期比44.2%増）となりました。第一生命において、新型コロナウイルス関連の給付金支払いが大幅に減少したこと等に伴い保険関係損益が改善したことが主な要因であります。

#### ② 順ざや額／逆ざや額

当社グループの順ざや額（国内グループ生命保険会社合算値）は、第一生命において、為替ヘッジ付外貨建債券の残高削減により利息・配当金等収入が減少したこと等に伴い、前事業年度に比べ268億円減少し、924億円（前期比22.5%減）となりました。

（注）第一生命、第一フロンティア生命、ネオファースト生命の合算値であります。

### (2) 連結ソルベンシー・マージン比率

当社グループの連結ソルベンシー・マージン比率は、692.6%と前期比11.4ポイント減となりました。詳細については、以下のとおりであります。

（単位：億円）

項目	前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
ソルベンシー・マージン総額(A)	59,751	70,464
資本金等*1	12,798	12,093
価格変動準備金	3,055	3,243
危険準備金	7,007	6,909
異常危険準備金	54	65
一般貸倒引当金	15	32
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	9,947	21,615
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	3,784	3,887
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	323	1,633
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	23,059	23,452
負債性資本調達手段等	9,237	9,237
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△7,320	△7,403
少額短期保険業者に係るマージン総額	0	0
控除項目	△2,855	△4,832
その他	644	528
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1^2+R_5^2+R_8+R_9)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4+R_6$ (B)	16,971	20,344
保険リスク相当額 $R_1$	1,661	1,605
一般保険リスク相当額 $R_5$	148	230
巨大災害リスク相当額 $R_6$	17	17
第三分野保険の保険リスク相当額 $R_8$	1,882	1,816
少額短期保険業者の保険リスク相当額 $R_9$	0	0
予定利率リスク相当額 $R_2$	2,074	2,178
最低保証リスク相当額 $R_7$ *2	746	774
資産運用リスク相当額 $R_3$	13,350	16,609
経営管理リスク相当額 $R_4$	397	464
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	704.1%	692.6%

\*1 社外流出予定額及びその他の包括利益累計額等を除いております。

\*2 標準的方式を用いて算出しております。

（注）上記は、保険業法施行規則第210条の11の3、第210条の11の4及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しております。

### 3 第一生命保険株式会社の固有指標の分析

#### (1) 基礎利益

##### ① 基礎利益

生命保険本業における期間収益を示す指標の一つである基礎利益は、前事業年度に比べ738億円増加し、3,310億円（前事業年度比28.7%増）となりました。これは、主に新型コロナウイルス関連の給付金支払いが大幅に減少したことに伴い保険関係損益が改善したことによるものであります。詳細については、後記「（参考3）第一生命保険株式会社の一般社団法人生命保険協会の定める決算発表様式に準ずる情報 3. 経常利益等の明細（基礎利益）」をご参照下さい。

##### ② 順ざや額/逆ざや額

順ざや額は、為替ヘッジ付外貨建債券の残高削減に伴う利息・配当金等収入の減少等により、前事業年度に比べ318億円減少し、501億円（前事業年度比38.9%減）となりました。

＜第一生命保険株式会社の順ざや額/逆ざや額＞ (単位：億円)

	2023年3月期	2024年3月期
順ざや額/逆ざや額（注）1	820	501
基礎利益上の運用収支等の利回り（%）	2.19	2.04
平均予定利率（%）	1.89	1.85
一般勘定責任準備金	268,724	266,209

（注）1 正值の場合は順ざや額

#### (2) 責任準備金

第一生命は、保険業法等で定められた基準に基づき、標準責任準備金対象契約については、平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により責任準備金（標準責任準備金）を積み立て、それ以外の契約については「平準純保険料式」により責任準備金を積み立てており、法令上最も健全な積立方式を採用しております。

＜個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率＞

		2023年3月期末	2024年3月期末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く。）		100.0%	100.0%

2008年3月期より、健全性の更なる向上のために、高予定利率の終身保険のうち払込満了後契約等に対して、追加責任準備金の積立てを行っており、2023年3月期は687億円、2024年3月期は602億円の新規繰り入れを実施しております。

#### (3) ソルベンシー・マージン比率

保険金等の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率は、865.0%となりました。また、第一生命保険株式会社の連結ソルベンシー・マージン比率は900.0%となりました。詳細については、後記「（参考3）第一生命保険株式会社の一般社団法人生命保険協会の定める決算発表様式に準ずる情報 5. ソルベンシー・マージン比率」をご参照下さい。

#### (4) 実質純資産額

実質純資産額は、前事業年度末に比べ175億円増加し、6兆6,258億円（前事業年度末比0.3%増）となりました。

#### 4 第一フロンティア生命保険株式会社の固有指標の分析

##### (1) 基礎利益

生命保険本業における期間収益を示す指標の一つである基礎利益は、金融市場環境の変化や新契約出再等に伴い外貨標準責任準備金の積増し負担が前事業年度に比べて減少したこと等による保険関係損益の改善を主な要因として、前事業年度に比べ315億円増加し、83億円となりました。詳細については、後記「(参考4) 第一フロンティア生命保険株式会社の一般社団法人生命保険協会の定める決算発表様式に準ずる情報 3. 経常利益等の明細(基礎利益)」をご参照下さい。

##### (2) 責任準備金

第一フロンティア生命においては、保険業法等で定められている基準に基づき、最も健全な積立方式である標準責任準備金を積み立てておりますが、販売好調に伴う保有契約増加や円安進展に伴う繰入額の増加等により、責任準備金は前事業年度末に比べ6,095億円増加し、8兆2,303億円(前事業年度末比8.0%増)となりました。

##### (3) ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージン比率は、419.9%(前事業年度末は440.5%)となりました。詳細については、後記「(参考4) 第一フロンティア生命保険株式会社の一般社団法人生命保険協会の定める決算発表様式に準ずる情報 6. ソルベンシー・マージン比率」をご参照下さい。

##### (4) 実質純資産額

実質純資産額は、前事業年度末に比べ26億円減少し、2,261億円(前事業年度末比1.1%減)となりました。

(参考2) 当社グループ及び主要子会社のEV

1 EVについて

EVとは、生命保険会社において株主に帰属する企業価値を表す指標の一つであります。

当社は、ヨーロピアン・エンベディッド・バリュー原則（EEV原則）に従い計算した第一生命グループのヨーロピアン・エンベディッド・バリュー（EEV）を開示してまいりましたが、このたび、2026年3月期末の新経済価値規制（J-ICS）導入に向け、2024年3月末より国内3社（第一生命、第一フロンティア生命、ネオファースト生命）については、新経済価値規制（J-ICS）導入に向けた新基準をベースとした測定方法に変更いたしました。なお、海外各社については前事業年度末から計算手法に変更はありません。

新経済価値規制（J-ICS）導入に向けた新基準をベースとしたEVは、経済価値ベースバランスシートの純資産から、諸調整したものとし、計測しております。

今回のグループEVの計算にあたり、各社のEV計測方法は下表のとおりとしております。

対象会社（事業）	計測手法
第一生命、第一フロンティア生命、ネオファースト生命	新経済価値規制（J-ICS）導入に向けた新基準をベースとしたEV
TAL、プロテクトタイプの変額年金事業	EEV原則 市場整合的手法
プロテクトタイプの変額年金以外の事業	EEV原則 トップダウン手法
第一生命ベトナム、パートナーズ・ライフ	伝統的手法（TEV）

2 EV計算結果

(1) グループEV（注）1

（単位：億円）

	2023年3月末	2024年3月末
グループEV	70,742	88,921
修正純資産相当額	46,413	46,082
保有契約価値相当額	25,960	43,821
新契約価値（注）2	777	545

（注）1 国内3社（第一生命、第一フロンティア生命、ネオファースト生命）について、2023年3月末の数値も、新経済価値規制（J-ICS）導入に向けた新基準をベースとして再計算しております。

2 新契約価値とは、当年度中に獲得した新契約（保障見直し契約については正味増加分のみ）の契約獲得時点における価値（契約獲得に係る費用を控除した後の金額）を表したものであります。なお、前事業年度及び当事業年度の数値を記載しております。

## (2) 主要子会社のEV

(単位：億円)

		2023年3月末	2024年3月末
第一生命 (注) 1	EV	48,650	61,144
	修正純資産相当額	34,523	35,653
	保有契約価値相当額	14,126	25,490
	新契約価値 (注) 3	△198	△54
第一フロンティア生命 (注) 1	EV	6,314	8,041
	修正純資産相当額	1,481	1,763
	保有契約価値相当額	4,832	6,278
	新契約価値 (注) 3	437	472
ネオファースト生命 (注) 1	EV	1,509	1,514
	修正純資産相当額	356	302
	保有契約価値相当額	1,152	1,211
	新契約価値 (注) 3	71	40
プロテクティブ (注) 2	EV	7,611	9,475
	修正純資産	4,854	5,243
	保有契約価値	2,756	4,231
	新契約価値 (注) 3	281	△40
T A L	EV	5,741	6,859
	修正純資産	4,030	1,449
	保有契約価値	1,711	5,410
	新契約価値 (注) 3	47	74
第一生命ベトナム (注) 2	EV	1,979	2,023
	修正純資産	1,033	1,185
	保有契約価値	945	838
	新契約価値 (注) 3	138	46
パートナーズ・ライフ	EV	776	844
	修正純資産	340	483
	保有契約価値	435	360
	新契約価値 (注) 3	0	6

(注) 1 2023年3月末の数値も、新経済価値規制 (J-ICS) 導入に向けた新基準をベースとして再計算しております。

2 2022年12月末及び2023年12月末の数値を記載しております。ただし、新契約価値については、前事業年度 (2022年1月1日から開始し、2022年12月31日に終了した事業年度) 及び当事業年度 (2023年1月1日から開始し、2023年12月31日に終了した事業年度) の数値を記載しております。

3 前事業年度及び当事業年度の数値を記載しております。

(参考3) 第一生命保険株式会社の一般社団法人生命保険協会の定める決算発表様式に準ずる情報

参考として、第一生命保険株式会社の単体情報のうち、一般社団法人生命保険協会の定める決算発表様式に準ずる情報を以下のとおり記載しております。

1. 主要業績

(1) 保有契約高及び新契約高

① 保有契約高

(単位：千件、億円、%)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)				当事業年度末 (2024年3月31日)			
	件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	22,270	102.9	732,067	94.3	22,424	100.7	695,092	94.9
個人年金保険	2,068	98.3	105,210	97.1	2,122	102.6	105,305	100.1
個人保険+個人年金	24,339	102.5	837,278	94.6	24,547	100.9	800,397	95.6
団体保険	-	-	493,418	98.6	-	-	484,369	98.2
団体年金保険	-	-	60,669	98.3	-	-	61,719	101.7

- (注) 1 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。  
 2 団体年金保険については、責任準備金の金額であります。  
 3 2018年4月以降の複数の保険契約を組み合わせる商品について、それぞれの保険契約を1件として記載しております。

② 新契約高

(単位：千件、億円、%)

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)					当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)				
	件数	金額	新契約	転換による 純増加	前年度比	件数	金額	新契約	転換による 純増加	前年度比
個人保険	2,620	10,503	13,720	△ 3,216	-	2,046	16,573	14,710	1,862	157.8
個人年金保険	47	1,669	1,690	△ 21	59.6	149	5,509	5,539	△ 29	330.0
個人保険+個人年金	2,668	12,172	15,410	△ 3,237	5,245.7	2,196	22,083	20,250	1,833	181.4
団体保険	-	1,711	1,711	-	83.8	-	2,715	2,715	-	158.7
団体年金保険	-	20	20	-	3,995.1	-	0	0	-	0.2

- (注) 1 件数は、新契約に転換後契約を加えた数値であります。  
 2 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。  
 3 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料であります。  
 4 2018年4月以降の複数の保険契約を組み合わせる商品について、それぞれの保険契約を1件として記載しております。

## (2) 年換算保険料

## ① 保有契約

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)	前年度末比	当事業年度末 (2024年3月31日)	前年度末比
個人保険	14,645	96.7	14,086	96.2
個人年金保険	5,332	99.0	5,408	101.4
合計	19,977	97.3	19,494	97.6
うち医療保障・ 生前給付保障等	7,019	99.0	6,904	98.4

## ② 新契約

(単位：億円、%)

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前年度比	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	前年度比
個人保険	395	62.0	371	93.8
個人年金保険	66	61.9	204	307.1
合計	462	62.0	575	124.5
うち医療保障・ 生前給付保障等	295	61.3	268	90.9

- (注) 1 「年換算保険料」とは、1回当たりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年当たりの保険料に換算した金額であります（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。
- 2 「医療保障・生前給付保障等」には、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む。）等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。
- 3 「新契約」には転換純増分も含んでおります。

(参考) 個人保険・個人年金保険の解約・失効年換算保険料

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
解約・失効年換算保険料	668	739

- (注) 1 失効後復活契約を失効と相殺せずに算出しております。
- 2 主契約が継続している「減額」を除いております。

2. 一般勘定資産の運用状況

(1) 資産の構成

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)		当事業年度末 (2024年3月31日)	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	11,059	3.3	8,642	2.5
買現先勘定	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-
買入金銭債権	2,245	0.7	2,062	0.6
商品有価証券	-	-	-	-
金銭の信託	67	0.0	88	0.0
有価証券	270,120	81.6	286,314	82.6
公社債	170,750	51.6	179,328	51.7
株式	32,079	9.7	40,362	11.6
外国証券	59,302	17.9	54,003	15.6
公社債	44,547	13.5	37,428	10.8
株式等	14,754	4.5	16,575	4.8
その他の証券	7,989	2.4	12,619	3.6
貸付金	27,154	8.2	31,090	9.0
保険約款貸付	2,506	0.8	2,348	0.7
一般貸付	24,647	7.4	28,741	8.3
不動産	11,967	3.6	11,818	3.4
うち投資用不動産	9,122	2.8	9,010	2.6
繰延税金資産	910	0.3	-	-
その他	7,546	2.3	6,727	1.9
貸倒引当金	△ 33	△ 0.0	△ 39	△ 0.0
合計	331,038	100.0	346,705	100.0
うち外貨建資産	49,377	14.9	47,471	13.7

(注) 「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しております。

## (2) 資産運用収益

(単位：億円、%)

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	金額	占率	金額	占率
利息及び配当金等収入	8,048	58.4	7,200	62.6
預貯金利息	23	0.2	4	0.0
有価証券利息・配当金	6,791	49.2	5,794	50.3
貸付金利息	417	3.0	556	4.8
不動産賃貸料	689	5.0	686	6.0
その他利息配当金	126	0.9	157	1.4
商品有価証券運用益	-	-	-	-
金銭の信託運用益	-	-	21	0.2
売買目的有価証券運用益	-	-	-	-
有価証券売却益	5,516	40.0	4,185	36.4
国債等債券売却益	1,724	12.5	393	3.4
株式等売却益	1,430	10.4	2,208	19.2
外国証券売却益	2,326	16.9	1,583	13.8
その他	35	0.3	-	-
有価証券償還益	187	1.4	82	0.7
金融派生商品収益	-	-	-	-
為替差益	-	-	-	-
貸倒引当金戻入額	-	-	-	-
投資損失引当金戻入額	-	-	0	0.0
その他運用収益	39	0.3	20	0.2
合計	13,792	100.0	11,510	100.0

## (3) 資産運用費用

(単位：億円、%)

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	金額	占率	金額	占率
支払利息	97	1.6	87	1.8
商品有価証券運用損	-	-	-	-
金銭の信託運用損	0	0.0	-	-
売買目的有価証券運用損	-	-	-	-
有価証券売却損	4,333	69.6	2,719	55.3
国債等債券売却損	216	3.5	502	10.2
株式等売却損	184	3.0	516	10.5
外国証券売却損	3,933	63.2	1,700	34.6
その他	-	-	-	-
有価証券評価損	37	0.6	32	0.7
国債等債券評価損	-	-	-	-
株式等評価損	26	0.4	24	0.5
外国証券評価損	10	0.2	7	0.1
その他	0	0.0	0	0.0
有価証券償還損	56	0.9	36	0.7
金融派生商品費用	169	2.7	991	20.2
為替差損	821	13.2	256	5.2
貸倒引当金繰入額	4	0.1	18	0.4
投資損失引当金繰入額	4	0.1	-	-
貸付金償却	0	0.0	7	0.1
賃貸用不動産等減価償却費	136	2.2	140	2.9
その他運用費用	562	9.0	628	12.8
合計	6,224	100.0	4,917	100.0

## (4) 資産運用に係わる諸効率

## ① 資産別運用利回り

(単位：%)

区分	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
現金・コールローン	△0.05	0.03
買現先勘定	△0.69	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買入金銭債権	2.38	1.73
商品有価証券	-	-
金銭の信託	△0.55	34.84
有価証券	2.62	2.31
うち公社債	2.42	1.35
うち株式	15.25	22.15
うち外国証券	0.95	1.73
公社債	△1.03	0.20
株式等	10.24	6.26
貸付金	1.44	1.40
うち一般貸付	1.13	1.14
不動産	2.86	2.56
一般勘定計	2.31	2.08
うち海外投融資	0.79	1.99

## ② 日々平均残高

(単位：億円)

区分	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
現金・コールローン	7,287	8,866
買現先勘定	0	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買入金銭債権	2,325	2,325
商品有価証券	-	-
金銭の信託	71	61
有価証券	266,085	252,260
うち公社債	171,875	175,561
うち株式	12,975	12,425
うち外国証券	73,621	53,330
公社債	60,713	39,841
株式等	12,908	13,488
貸付金	26,210	28,238
うち一般貸付	23,606	25,802
不動産	8,955	9,222
一般勘定計	328,138	317,126
うち海外投融資	81,385	60,852

(注) 1 「運用利回り」は、分母を帳簿価額ベースの「日々平均残高」、分子を「経常損益中の資産運用収益 - 資産運用費用」として算出しております。

2 「海外投融資」には、円貨建資産を含んでおります。

## ③ 売買目的有価証券の評価損益

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)		当事業年度末 (2024年3月31日)	
	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益
売買目的有価証券	67	△7	88	15
商品有価証券	-	-	-	-
金銭の信託	67	△7	88	15

④ 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：億円）

区分	帳簿価額	時価	差損益	うち差益	うち差損
前事業年度末(2023年3月31日)					
満期保有目的の債券	478	480	1	1	-
公社債	478	480	1	1	-
外国公社債	-	-	-	-	-
責任準備金対応債券	149,095	154,534	5,439	13,071	7,631
公社債	148,459	153,900	5,441	13,069	7,627
外国公社債	636	634	△1	2	4
子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-
その他有価証券	94,671	115,209	20,538	24,071	3,533
公社債	20,628	21,812	1,183	1,343	159
株式	12,133	31,607	19,474	19,648	174
外国証券	53,778	53,572	△206	2,823	3,029
公社債	45,011	43,911	△1,099	1,468	2,568
株式等	8,767	9,660	893	1,355	461
その他の証券	5,168	5,261	93	233	140
買入金銭債権	2,252	2,245	△6	22	29
譲渡性預金	710	709	△0	-	0
合計	244,245	270,224	25,979	37,145	11,165
公社債	169,566	176,193	6,626	14,414	7,787
株式	12,133	31,607	19,474	19,648	174
外国証券	54,414	54,206	△207	2,825	3,033
公社債	45,647	44,546	△1,101	1,470	2,572
株式等	8,767	9,660	893	1,355	461
その他の証券	5,168	5,261	93	233	140
買入金銭債権	2,252	2,245	△6	22	29
譲渡性預金	710	709	△0	-	0
当事業年度末(2024年3月31日)					
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-
公社債	-	-	-	-	-
外国公社債	-	-	-	-	-
責任準備金対応債券	156,309	150,597	△5,712	8,123	13,835
公社債	155,792	150,082	△5,710	8,123	13,833
外国公社債	517	515	△1	0	1
子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-
その他有価証券	89,845	122,168	32,322	34,589	2,267
公社債	22,602	23,535	933	1,185	252
株式	11,437	39,877	28,440	28,481	40
外国証券	43,974	46,535	2,561	4,276	1,714
公社債	36,382	36,911	528	2,003	1,475
株式等	7,592	9,624	2,032	2,272	239
その他の証券	8,846	9,246	400	624	223
買入金銭債権	2,075	2,062	△12	22	35
譲渡性預金	910	909	△0	-	0
合計	246,155	272,766	26,610	42,713	16,102
公社債	178,395	173,618	△4,777	9,308	14,085
株式	11,437	39,877	28,440	28,481	40
外国証券	44,491	47,051	2,559	4,276	1,716
公社債	36,899	37,426	527	2,004	1,477
株式等	7,592	9,624	2,032	2,272	239
その他の証券	8,846	9,246	400	624	223
買入金銭債権	2,075	2,062	△12	22	35
譲渡性預金	910	909	△0	-	0

（注） 1 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでおります。  
 2 市場価格のない株式等および組合等は本表から除いております。

・市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
子会社・関連会社株式	2,085	2,613
その他有価証券	5,606	6,937
国内株式	401	376
外国株式	90	104
その他	5,114	6,456
合計	7,691	9,551

- (注) 1 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでおります。  
 2 市場価格のない株式等及び組合等のうち、外国証券の為替を評価した差損益は以下のとおりであります。  
 (前事業年度末：562億円、当事業年度末：1,193億円)

⑤ 金銭の信託の時価情報

(単位：億円)

区分	貸借対照表 計上額	時価	差損益	うち差益	うち差損
前事業年度末 (2023年3月31日)	67	67	△2	14	17
当事業年度末 (2024年3月31日)	88	88	20	27	6

- (注) 1 本表記載の時価相当額の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算定した価格によっております。  
 2 差損益には金銭の信託内で設定しているデリバティブ取引に係る差損益も含んでおります。  
 ・満期保有目的、責任準備金対応、その他の金銭の信託については、前事業年度末、当事業年度末ともに残高はありません。

3. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：億円）

区分	前事業年度 （自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日）	当事業年度 （自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日）
基礎収益(注) 1	36,571	36,762
保険料等収入	22,968	22,898
資産運用収益	8,275	8,830
うち利息及び配当金等収入	8,048	7,200
その他経常収益	5,326	4,976
その他基礎収益(a)	-	56
基礎費用	34,000	33,452
保険金等支払金	24,513	25,224
責任準備金等繰入額	229	84
資産運用費用	1,333	911
事業費	3,954	3,851
その他経常費用	2,472	2,499
その他基礎費用(b)	1,496	881
基礎利益 A	2,571	3,310
キャピタル収益	6,964	5,088
金銭の信託運用益	-	21
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	5,516	4,185
金融派生商品収益	-	-
為替差益	-	-
その他キャピタル収益(c)	1,447	881
キャピタル費用	5,362	4,055
金銭の信託運用損	0	-
売買目的有価証券運用損	-	-
有価証券売却損	4,333	2,719
有価証券評価損	37	32
金融派生商品費用	169	991
為替差損	821	256
その他キャピタル費用(d)	-	56
キャピタル損益(注) 1 B	1,601	1,032
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	4,172	4,342
臨時収益	49	562
再保険収入	-	-
危険準備金戻入額	-	270
個別貸倒引当金戻入額	-	-
その他臨時収益(注) 2	49	292
臨時費用	687	992
再保険料	-	-
危険準備金繰入額	-	-
個別貸倒引当金繰入額	△8	△0
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-
貸付金償却	0	7
その他臨時費用(注) 3	695	985
臨時損益 C	△637	△429
経常利益 A+B+C	3,535	3,913

- (注) 1 その他臨時収益には、投資損失引当金戻入額（当事業年度：0億円）、払込満了後終身保険出再に係る再保険料の調整額（過年度出再分）（前事業年度：49億円）及び払済終身保険出再に伴う責任準備金取崩額（当事業年度：292億円）を記載しております。
- 2 その他臨時費用には、投資損失引当金繰入額（前事業年度：4億円）、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を追加して積み立てた金額（前事業年度：690億円、当事業年度：605億円）及び払済終身保険出再に係る再保険料（当事業年度：379億円）を記載しております。

(参考)

その他基礎収益等の内訳

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
その他基礎収益(a)	-	56
マーケット・ヴァリュアブル・アジャストメントに係る解約返戻金額の影響額	-	-
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	-	56
為替に係るヘッジコスト	-	-
投資信託の解約損益	-	-
有価証券償還損益のうち為替変動部分	-	-
その他基礎費用(b)	1,496	881
マーケット・ヴァリュアブル・アジャストメントに係る解約返戻金額の影響額	0	0
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	15	-
為替に係るヘッジコスト	837	692
投資信託の解約損益	463	142
有価証券償還損益のうち為替変動部分	131	46
払込満了後終身保険出再に係る再保険料の調整額(過年度出再分)	49	-
①基礎利益への影響額 (a)-(b)	△1,496	△825
その他キャピタル収益(c)	1,447	881
マーケット・ヴァリュアブル・アジャストメントに係る解約返戻金額の影響額	0	0
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	15	-
為替に係るヘッジコスト	837	692
投資信託の解約損益	463	142
有価証券償還損益のうち為替変動部分	131	46
その他キャピタル費用(d)	-	56
マーケット・ヴァリュアブル・アジャストメントに係る解約返戻金額の影響額	-	-
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	-	56
為替に係るヘッジコスト	-	-
投資信託の解約損益	-	-
有価証券償還損益のうち為替変動部分	-	-
②キャピタル損益への影響 (c)-(d)	1,447	825

4. 保険業法に基づく債権の状況

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0	0
危険債権	25	25
三月以上延滞債権	-	-
貸付条件緩和債権	-	-
小計 ①	26	26
(対合計比)①/②	(0.05)	(0.05)
正常債権	51,824	55,992
合計 ②	51,850	56,019

- (注) 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 2 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であります。(注1に掲げる債権を除く。)
- 3 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金であります。(注1及び2に掲げる債権を除く。)
- 4 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金であります。(注1から3に掲げる債権を除く。)
- 5 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権であります。

5. ソルベンシー・マージン比率

(単位：億円)

項目	前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
ソルベンシー・マージン総額(A)	55,222	65,586
資本金等*1	3,464	3,480
価格変動準備金	2,634	2,764
危険準備金	5,998	5,728
一般貸倒引当金	15	33
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	18,887	29,422
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	3,784	3,887
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	21,469	21,620
負債性資本調達手段等	7,593	7,593
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△9,063	△9,369
控除項目	△16	△7
その他	455	432
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	12,761	15,163
保険リスク相当額 $R_1$	659	527
第三分野保険の保険リスク相当額 $R_8$	1,509	1,375
予定利率リスク相当額 $R_2$	1,562	1,467
最低保証リスク相当額 $R_7$ *2	28	28
資産運用リスク相当額 $R_3$	10,690	13,212
経営管理リスク相当額 $R_4$	289	332
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	865.4%	865.0%

\*1 社外流出予定額及び評価・換算差額等を除いております。

\*2 標準的方式を用いて算出しております。

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

## (参考) 連結ソルベンシー・マージン比率

(単位：億円)

項目	前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
ソルベンシー・マージン総額(A)	53,599	64,709
資本金等*1	3,460	3,475
価格変動準備金	2,634	2,764
危険準備金	5,998	5,728
異常危険準備金	-	-
一般貸倒引当金	15	33
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ 損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	18,887	29,422
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	3,784	3,887
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	342	1,647
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	21,469	21,620
負債性資本調達手段等	7,593	7,593
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達 手段等のうち、マージンに算入されない額	△9,067	△9,374
控除項目	△1,974	△2,522
その他	455	432
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1^2+R_5^2+R_8+R_9)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4+R_6$ (B)	12,142	14,378
保険リスク相当額 R <sub>1</sub>	659	527
一般保険リスク相当額 R <sub>5</sub>	-	-
巨大災害リスク相当額 R <sub>6</sub>	-	-
第三分野保険の保険リスク相当額 R <sub>8</sub>	1,509	1,375
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R <sub>9</sub>	0	0
予定利率リスク相当額 R <sub>2</sub>	1,562	1,467
最低保証リスク相当額 R <sub>7</sub> *2	28	28
資産運用リスク相当額 R <sub>3</sub>	10,074	12,436
経営管理リスク相当額 R <sub>4</sub>	276	316
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	882.8%	900.0%

\*1 社外流出予定額及びその他の包括利益累計額等を除いております。

\*2 標準的方式を用いて算出しております。

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しております。

6. 特別勘定の状況

(1) 特別勘定資産残高の状況

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
	金額	金額
個人変額保険	595	698
個人変額年金保険	319	367
団体年金保険	15,811	16,224
特別勘定計	16,727	17,290

(2) 個人変額保険（特別勘定）の状況

① 保有契約高

(単位：千件、億円)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)		当事業年度末 (2024年3月31日)	
	件数	金額	件数	金額
変額保険(有期型)	0	0	0	0
変額保険(終身型)	37	2,326	36	2,257
合計	37	2,327	36	2,257

(注) 保有契約高には定期保険特約部分を含んでおります。

② 年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)		当事業年度末 (2024年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	0	0.0	0	0.0
有価証券	561	94.3	652	93.5
公社債	164	27.6	167	24.0
株式	177	29.8	215	30.9
外国証券	219	36.9	269	38.6
公社債	55	9.4	78	11.3
株式等	164	27.5	190	27.3
その他の証券	-	-	-	-
貸付金	-	-	-	-
その他	33	5.7	45	6.5
貸倒引当金	-	-	-	-
合計	595	100.0	698	100.0

③ 個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
	金額	金額
利息配当金等収入	10	10
有価証券売却益	40	62
有価証券償還益	-	-
有価証券評価益	103	185
為替差益	1	1
金融派生商品収益	0	0
その他の収益	0	0
有価証券売却損	8	6
有価証券償還損	-	-
有価証券評価損	142	107
為替差損	2	1
金融派生商品費用	0	0
その他の費用	0	0
収支差額	2	143

④ 個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

・ 売買目的有価証券の評価損益

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)		当事業年度末 (2024年3月31日)	
	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益
売買目的有価証券	561	△39	652	77

・ 金銭の信託の時価情報

前事業年度末、当事業年度末ともに残高がないため、記載していません。

(3) 個人変額年金保険（特別勘定）の状況

① 保有契約高

(単位：千件、億円)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)		当事業年度末 (2024年3月31日)	
	件数	金額	件数	金額
個人変額年金保険	3	171	3	154

(注) 保有契約高には年金支払開始後契約を含んでおります。

② 年度末個人変額年金保険特別勘定資産の内訳

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)		当事業年度末 (2024年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	2	0.8	2	0.8
有価証券	297	93.1	341	92.8
公社債	89	28.1	96	26.1
株式	73	23.1	95	25.9
外国証券	42	13.2	56	15.4
公社債	16	5.2	24	6.5
株式等	25	8.1	32	8.9
その他の証券	91	28.6	93	25.3
貸付金	-	-	-	-
その他	19	6.1	23	6.4
貸倒引当金	-	-	-	-
合計	319	100.0	367	100.0

③ 個人変額年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
	金額	金額
利息配当金等収入	12	17
有価証券売却益	8	13
有価証券償還益	-	-
有価証券評価益	68	108
為替差益	0	0
金融派生商品収益	0	0
その他の収益	0	0
有価証券売却損	2	1
有価証券償還損	-	-
有価証券評価損	85	70
為替差損	0	0
金融派生商品費用	0	0
その他の費用	0	0
収支差額	1	67

④ 個人変額年金保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

・ 売買目的有価証券の評価損益

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)		当事業年度末 (2024年3月31日)	
	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益
売買目的有価証券	297	△16	341	38

・ 金銭の信託の時価情報

前事業年度末、当事業年度末ともに残高がないため、記載しておりません。

## 7. 有価証券明細表（一般勘定）

（単位：億円、％）

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)		当事業年度末 (2024年3月31日)	
	金額	占率	金額	占率
国債	152,547	56.5	159,361	55.7
地方債	1,176	0.4	1,218	0.4
社債	17,026	6.3	18,749	6.5
うち公社・公団債	4,143	1.5	4,026	1.4
株式	32,079	11.9	40,362	14.1
外国証券	59,302	22.0	54,003	18.9
公社債	44,547	16.5	37,428	13.1
株式等	14,754	5.5	16,575	5.8
その他の証券	7,989	3.0	12,619	4.4
合計	270,120	100.0	286,314	100.0

## 8. 貸付金残存期間別残高（一般勘定）

（単位：億円）

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め ないものを含 む)	合計
前事業年度末（2023年3月31日）							
変動金利	106	782	495	727	434	3,541	6,087
固定金利	4,373	3,232	3,448	2,179	1,502	3,824	18,559
一般貸付計	4,479	4,014	3,944	2,906	1,937	7,365	24,647
当事業年度末（2024年3月31日）							
変動金利	528	888	1,034	734	769	4,714	8,670
固定金利	5,512	4,756	2,575	1,801	1,500	3,926	20,071
一般貸付計	6,040	5,644	3,609	2,535	2,269	8,641	28,741

## 9. 海外投融資明細表（一般勘定）

## ① 外貨建資産

（単位：億円、％）

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)		当事業年度末 (2024年3月31日)	
	金額	占率	金額	占率
公社債	33,454	50.7	28,072	44.0
株式	11,693	17.7	13,639	21.4
現預金・その他	4,229	6.4	5,759	9.0
小計	49,377	74.8	47,471	74.5

## ② 円貨額が確定した外貨建資産

（単位：億円、％）

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)		当事業年度末 (2024年3月31日)	
	金額	占率	金額	占率
公社債	-	-	-	-
現預金・その他	278	0.4	201	0.3
小計	278	0.4	201	0.3

③ 円貨建資産

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)		当事業年度末 (2024年3月31日)	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	359	0.5	322	0.5
公社債(円建外債)・その他	15,999	24.2	15,753	24.7
小計	16,358	24.8	16,075	25.2

④ 合計

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)		当事業年度末 (2024年3月31日)	
	金額	占率	金額	占率
海外投融资	66,015	100.0	63,749	100.0

(注) 「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものであります。

(参考4) 第一フロンティア生命保険株式会社の一般社団法人生命保険協会の定める決算発表様式に準ずる情報

参考として、第一フロンティア生命保険株式会社の単体情報のうち、一般社団法人生命保険協会の定める決算発表様式に準ずる情報を以下のとおり記載しております。

1. 主要業績

(1) 保有契約高及び新契約高

① 保有契約高

(単位：千件、億円、%)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)				当事業年度末 (2024年3月31日)			
	件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	910	110.0	66,497	110.1	1,175	129.1	89,191	134.1
個人年金保険	771	105.5	39,621	104.3	778	100.9	44,168	111.5
団体保険	-	-	-	-	-	-	-	-
団体年金保険	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

② 新契約高

(単位：千件、億円、%)

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)					当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)				
	件数	金額	新契約	転換による 純増加	前年度比	件数	金額	新契約	転換による 純増加	前年度比
個人保険	188	12,187	12,187	-	200.0	295	16,670	16,670	-	136.8
個人年金保険	249	13,028	13,028	-	289.5	268	14,849	14,849	-	114.0
団体保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
団体年金保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 新契約の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。

(2) 年換算保険料

① 保有契約

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)	前年度末比	当事業年度末 (2024年3月31日)	前年度末比
個人保険	5,496	110.8	6,837	124.4
個人年金保険	4,148	103.1	4,937	119.0
合計	9,644	107.4	11,775	122.1
うち医療保障・ 生前給付保障等	53	176.1	78	145.0

② 新契約

(単位：億円、%)

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前年度比	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	前年度比
個人保険	948	157.6	1,238	130.5
個人年金保険	1,258	218.0	1,774	141.0
合計	2,207	187.2	3,012	136.5
うち医療保障・ 生前給付保障等	23	167.6	21	92.2

(注) 1 「年換算保険料」とは、1回当たりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年当たりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2 「医療保障・生前給付保障等」には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む。)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

2. 一般勘定資産の運用状況

(1) 資産の構成

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)		当事業年度末 (2024年3月31日)	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	7,490	9.4	7,656	8.6
買現先勘定	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-
買入金銭債権	215	0.3	202	0.2
商品有価証券	-	-	-	-
金銭の信託	9,045	11.3	8,798	9.9
有価証券	60,600	76.0	67,996	76.6
公社債	18,336	23.0	20,359	22.9
株式	-	-	-	-
外国証券	41,144	51.6	46,143	52.0
公社債	41,144	51.6	46,143	52.0
株式等	-	-	-	-
その他の証券	1,118	1.4	1,493	1.7
貸付金	-	-	-	-
不動産	7	0.0	6	0.0
繰延税金資産	526	0.7	564	0.6
その他	1,840	2.3	3,570	4.0
貸倒引当金	△0	△0.0	△0	△0.0
合計	79,725	100.0	88,795	100.0
うち外貨建資産	43,376	54.4	48,132	54.2

(注) 不動産については建物の金額を計上しております。

(2) 資産運用関係収益

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
利息及び配当金等収入	1,757	2,050
預貯金利息	13	35
有価証券利息・配当金	1,736	2,005
貸付金利息	-	-
不動産賃貸料	-	-
その他利息配当金	7	8
商品有価証券運用益	-	-
金銭の信託運用益	-	183
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	224	56
国債等債券売却益	175	13
株式等売却益	-	-
外国証券売却益	49	43
その他	-	-
有価証券償還益	4	0
金融派生商品収益	-	437
為替差益	3,089	5,651
貸倒引当金戻入額	-	0
その他運用収益	0	0
合計	5,075	8,379

## (3) 資産運用関係費用

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
支払利息	0	0
商品有価証券運用損	-	-
金銭の信託運用損	22	-
売買目的有価証券運用損	-	-
有価証券売却損	1,276	644
国債等債券売却損	63	38
株式等売却損	-	-
外国証券売却損	1,212	606
その他	-	-
有価証券評価損	-	-
国債等債券評価損	-	-
株式等評価損	-	-
外国証券評価損	-	-
その他	-	-
有価証券償還損	3	0
金融派生商品費用	231	-
為替差損	-	-
貸倒引当金繰入額	0	-
貸付金償却	-	-
賃貸用不動産等減価償却費	-	-
その他運用費用	18	16
合計	1,552	662

## (4) 資産運用に係わる諸効率

## ① 資産別運用利回り

(単位：%)

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
現預金・コールローン	0.86	2.37
買現先勘定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買入金銭債権	1.00	0.98
商品有価証券	-	-
金銭の信託	△0.24	2.10
有価証券	6.47	11.40
うち公社債	3.65	3.03
うち株式	-	-
うち外国証券	7.91	15.77
貸付金	-	-
不動産	-	-
一般勘定計	4.62	9.86
うち海外投融資	7.85	16.10

(注) 1 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りであります。

2 海外投融資とは、外貨建資産と円建資産の合計であります。

② 売買目的有価証券の評価損益

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)		当事業年度末 (2024年3月31日)	
	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益
売買目的有価証券	9,045	△22	8,297	154

(注) 本表には、金銭の信託等の売買目的有価証券を含んでおります。

③ 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)					当事業年度末 (2024年3月31日)				
	帳簿 価額	時価	差損益	うち 差益	うち 差損	帳簿 価額	時価	差損益	うち 差益	うち 差損
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
責任準備金対応債券	43,556	41,377	△2,178	291	2,470	48,404	45,504	△2,900	177	3,077
子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他有価証券	17,864	17,258	△605	42	647	20,777	20,295	△482	104	586
公社債	4,290	4,229	△60	6	67	4,808	4,740	△67	6	74
株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	12,215	11,694	△520	35	555	13,763	13,358	△405	79	485
公社債	12,215	11,694	△520	35	555	13,763	13,358	△405	79	485
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	1,138	1,118	△19	0	19	1,499	1,493	△6	15	22
買入金銭債権	220	215	△4	-	4	207	202	△5	-	5
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	498	500	2	2	-
合計	61,421	58,636	△2,784	333	3,118	69,182	65,800	△3,382	281	3,663
公社債	18,397	18,216	△181	211	392	20,427	20,044	△383	113	497
株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	41,665	39,086	△2,579	121	2,700	46,549	43,558	△2,990	148	3,139
公社債	41,665	39,086	△2,579	121	2,700	46,549	43,558	△2,990	148	3,139
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	1,138	1,118	△19	0	19	1,499	1,493	△6	15	22
買入金銭債権	220	215	△4	-	4	207	202	△5	-	5
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	498	500	2	2	-

(注) 1 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでおります。

2 金銭の信託のうち売買目的有価証券以外のものを含んでおり、当事業年度末におけるその帳簿価額、差損益は、それぞれ、498億円、2億円であります。

・市場価格のない株式等および組合等の帳簿価額

該当事項はありません。

④ 金銭の信託の時価情報

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)					当事業年度末 (2024年3月31日)				
	貸借対照 表計上額	時価	差損益	うち差益	うち差損	貸借対照 表計上額	時価	差損益	うち差益	うち差損
金銭の信託	9,045	9,045	△22	18	41	8,798	8,798	183	223	40

(注) 1 本表記載の時価相当額の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっております。

2 差損益には当期の損益に含まれた評価損益を記載しております。

3. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：億円）

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
基礎収益	39,644	43,849
保険料等収入	26,126	35,010
資産運用収益	1,761	2,597
うち利息及び配当金等収入	1,757	2,050
その他経常収益	8,595	0
その他基礎収益(a)	3,161	6,240
基礎費用	39,876	43,766
保険金等支払金	36,795	35,602
責任準備金等繰入額	-	6,013
資産運用費用	407	17
事業費	889	1,050
その他経常費用	180	229
その他基礎費用(b)	1,603	852
基礎利益 A	△232	83
キャピタル収益	4,384	7,116
金銭の信託運用益	-	183
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	224	56
金融派生商品収益	-	437
為替差益	3,089	5,651
その他キャピタル収益(c)	1,070	787
キャピタル費用	4,671	6,885
金銭の信託運用損	22	-
売買目的有価証券運用損	-	-
有価証券売却損	1,276	644
有価証券評価損	-	-
金融派生商品費用	231	-
為替差損	-	-
その他キャピタル費用(d)	3,141	6,240
キャピタル損益 B	△287	231
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	△519	314
臨時収益	679	64
再保険収入	-	-
危険準備金戻入額	146	-
個別貸倒引当金戻入額	-	0
その他臨時収益(e)	532	64
臨時費用	19	169
再保険料	-	-
危険準備金繰入額	-	169
個別貸倒引当金繰入額	0	-
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-
貸付金償却	-	-
その他臨時費用(f)	19	-
臨時損益 C	659	△104
経常利益 A+B+C	139	210

(参考)

その他基礎収益等の内訳

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
その他基礎収益(a)	3,161	6,240
投資信託の解約損益	11	0
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	2,958	6,035
外貨建保険商品対応のための通貨スワップ及び金利スワップ取引に係る受取・支払利息の額	172	200
再保険取引に係る金銭の信託等にて留保する資産より生じる影響額	-	3
既契約再保険解約に係る再保険料の額	19	-
その他基礎費用(b)	1,603	852
為替に係るヘッジコスト	16	30
投資信託の解約損益	0	-
既契約の出再に伴う損益	532	64
マーケット・ヴァリュア・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	1,046	757
再保険取引に係る金銭の信託等にて留保する資産より生じる影響額	7	-
①基礎利益への影響額 (a)-(b)	1,558	5,387
その他キャピタル収益(c)	1,070	787
為替に係るヘッジコスト	16	30
投資信託の解約損益	0	-
マーケット・ヴァリュア・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	1,046	757
再保険取引に係る金銭の信託等にて留保する資産より生じる影響額	7	-
その他キャピタル費用(d)	3,141	6,240
投資信託の解約損益	11	0
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	2,958	6,035
外貨建保険商品対応のための通貨スワップ及び金利スワップ取引に係る受取・支払利息の額	172	200
再保険取引に係る金銭の信託等にて留保する資産より生じる影響額	-	3
②キャピタル損益への影響額(c)-(d)	△2,071	△5,452
その他臨時収益(e)	532	64
既契約の出再に伴う損益	532	64
その他臨時費用(f)	19	-
既契約再保険解約に係る再保険料の額	19	-
③臨時損益への影響額(e)-(f)	513	64

#### 4. 保険業法に基づく債権の状況

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危険債権	-	-
三月以上延滞債権	-	-
貸付条件緩和債権	-	-
小計	-	-
(対合計比)	(-)	(-)
正常債権	5,082	4,376
合計	5,082	4,376

- (注) 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 2 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であります(注1に掲げる債権を除く。)
- 3 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金であります。(注1及び2に掲げる債権を除く。)
- 4 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金であります。(注1から3に掲げる債権を除く。)
- 5 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権であります。

#### 5. リスク管理債権の状況

該当事項はありません。

6. ソルベンシー・マージン比率

(単位：億円)

項目	前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
ソルベンシー・マージン総額(A)	4,655	5,411
資本金等	2,415	2,572
価格変動準備金	420	478
危険準備金	994	1,164
一般貸倒引当金	0	-
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	△605	△482
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	-	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	1,240	1,428
負債性資本調達手段等	-	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	-	-
その他	188	249
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	2,113	2,576
保険リスク相当額 $R_1$	2	4
第三分野保険の保険リスク相当額 $R_8$	0	0
予定利率リスク相当額 $R_2$	512	710
最低保証リスク相当額 $R_7$	18	3
資産運用リスク相当額 $R_3$	1,540	1,811
経営管理リスク相当額 $R_4$	41	50
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	440.5%	419.9%

- (注) 1 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。
- 2 資本金等は、社外流出予定額及び評価・換算差額等を除いています。
- 3 最低保証リスク相当額は、標準的方式を用いて算出しております。

7. 特別勘定の状況

(1) 特別勘定資産残高の状況

(単位：億円)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
	金額	金額
個人変額保険	140	173
個人変額年金保険	6,517	4,150
団体年金保険	-	-
特別勘定計	6,658	4,324

(2) 個人変額保険（特別勘定）の状況

① 保有契約高

(単位：千件、億円)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)		当事業年度末 (2024年3月31日)	
	件数	金額	件数	金額
変額保険（有期型）	-	-	-	-
変額保険（終身型）	32	2,856	29	2,679
合計	32	2,856	29	2,679

(注) 個人変額保険の保有契約高には、一般勘定で運用されるものを含んでおります。

② 年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2023年3月31日)		当事業年度末 (2024年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	0	0.3	3	1.8
有価証券	140	99.6	167	96.5
公社債	-	-	-	-
株式	-	-	-	-
外国証券	-	-	-	-
公社債	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-
その他の証券	140	99.6	167	96.5
貸付金	-	-	-	-
その他	0	0.0	2	1.7
貸倒引当金	-	-	-	-
合計	140	100.0	173	100.0

③ 個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
	金額	金額
利息配当金等収入	61	13
有価証券売却益	-	-
有価証券償還益	-	-
有価証券評価益	-	41
為替差益	-	-
金融派生商品収益	-	-
その他の収益	-	-
有価証券売却損	-	-
有価証券償還損	-	-
有価証券評価損	98	-
為替差損	-	-
金融派生商品費用	-	-
その他の費用	0	0
収支差額	△37	55

(3) 個人変額年金保険（特別勘定）の状況

① 保有契約高

(単位：千件、億円)

区分	前事業年度末 (2023年 3月 31日)		当事業年度末 (2024年 3月 31日)	
	件数	金額	件数	金額
個人変額年金保険	297	15,707	197	10,235

(注) 1 個人変額年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

2 個人変額年金保険の保有契約高には、一般勘定で運用されるものを含んでおります。

② 年度末個人変額年金保険特別勘定資産の内訳

(単位：億円、%)

区分	前事業年度末 (2023年 3月 31日)		当事業年度末 (2024年 3月 31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	94	1.5	102	2.5
有価証券	6,402	98.2	4,017	96.8
公社債	-	-	-	-
株式	-	-	-	-
外国証券	103	1.6	96	2.3
公社債	-	-	-	-
株式等	103	1.6	96	2.3
その他の証券	6,299	96.7	3,920	94.5
貸付金	-	-	-	-
その他	19	0.3	31	0.8
貸倒引当金	-	-	-	-
合計	6,517	100.0	4,150	100.0

③ 個人変額年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位：億円)

区分	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
	金額	金額
利息配当金等収入	477	369
有価証券売却益	-	-
有価証券償還益	-	-
有価証券評価益	-	191
為替差益	-	-
金融派生商品収益	-	-
その他の収益	-	-
有価証券売却損	-	-
有価証券償還損	-	-
有価証券評価損	796	-
為替差損	-	-
金融派生商品費用	-	-
その他の費用	28	69
収支差額	△347	492

## 5 【経営上の重要な契約等】

### (1) 株式会社ベネフィット・ワンに対する公開買付け、同社の関連会社化及び完全子会社化について

当社は、2024年2月8日開催の取締役会において、株式会社ベネフィット・ワン（以下、「ベネフィット・ワン」という。）の株券等を金融商品取引法による公開買付け（以下、「本公開買付け」という。）により取得することを決議し、本公開買付けを2024年2月9日から2024年3月11日の期間で実施したことにより、2024年3月18日（本公開買付けの決済の開始日）付で、ベネフィット・ワンの株式を59,329,660株（所有割合：37.38%）取得し、同日付で、ベネフィット・ワンは当社の持分法適用関連会社となりました。

また、ベネフィット・ワンによる株式併合、自己株式取得等を経て、2024年5月23日付でベネフィット・ワンは当社の完全子会社となりましたが、詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表注記事項 (重要な後発事象)」をご参照下さい。

### (2) Canyon Partners, LLC及びCanyon Partners Real Estate LLCへの出資について

当社は、2024年3月14日、米国のクレジット事業に強みを有するオルタナティブ資産運用事業を営むリミテッド・ライアビリティー・カンパニー（LLC）であるCanyon Partners, LLC、及びCanyon Partners Real Estate LLC（以下、両社を合わせて「キャニオン・パートナーズ社」、傘下関連法人等も含めて「キャニオン・パートナーズ・グループ」）に出資すること（以下、「本件出資」）について、キャニオン・パートナーズ社の経営陣と合意し、出資に関する契約書を締結いたしました。

#### ①本件出資の背景

当社は2021-23年度中期経営計画「Re-connect 2023」において、グループ戦略として「資本循環経営」を掲げ、資本コストを上回る資本効率の中期的な実現に向けて取り組んでまいりました。資本コストの低減に向けては、市場関連リスクの削減を強化・加速化させるとともに、事業ポートフォリオにおいてアセットマネジメント事業等の資本コストの低い事業の構成割合を高くしていくことも有効と認識しております。

アセットマネジメント事業の中でも、オルタナティブ資産運用事業は近年著しい成長を示しており、企業の資金調達手法の多様化や機関投資家によるオルタナティブ投資への資金シフトにより、今後も高い成長性が期待できると考えております。

#### ②キャニオン・パートナーズ社の概要

キャニオン・パートナーズ社（本社：米国、ダラス）は1990年にJoshua S. Friedman氏とMitchell R. Julis氏により設立（※1）され、運用資産残高244億米ドル（※2）（約3.6兆円（※3））を有するオルタナティブ資産運用会社であります。

キャニオン・パートナーズ社を率いる共同創業者であるJoshua S. Friedman氏とMitchell R. Julis氏のリーダーシップのもと、米国、欧州、アジアなどにもグローバルな拠点網を有し、近年注目が高まるプライベート・クレジット領域でビジネスを展開しております。長期のトラックレコードを有するヘッジファンド、CLO（ローン担保証券）、プライベート・デッド、リアルアセット（不動産）等、独自のクレジットノウハウを活用してパブリック・プライベート双方のマーケットにおける幅広い投資家に対してビジネスを展開しております。

※1 Canyon Partners Real Estate LLCの設立は1991年であります。

※2 2023年7月1日時点のキャニオン・パートナーズ社の推計値であり、2023年6月末から2023年7月初の営業日かけて発生した投資回収分を含めた数値であります。ドローダウン型ピークルの運用資産残高には、ドローダウン前のコミットメント金額を含めた数値を記載しております。

※3 円貨は、米ドル=147.53円で換算しております。以降の円貨換算表記も同様であります。

### ③本件出資の戦略的意義及び効果

#### a. 成長性の高いオルタナティブ資産運用事業への参入を通じた事業ポートフォリオ強化

キャニオン・パートナーズ・グループは、オルタナティブ投資の一種であるプライベート・デット投資やリアルアセット投資等を手掛けるアセットマネジメント会社であり、同領域において高い運用力を有しております。本件出資を通じ、資産運用立国戦略にも通じるオルタナティブ資産運用領域のケイパビリティを獲得し、当社グループ全体の事業ポートフォリオ強化に資すると考えております。

#### b. オルタナティブ資産運用事業のノウハウの活用・シナジー効果の追求

プライベート・デット事業を中心とするオルタナティブ資産運用事業は、運用利回り向上や商品開発などの観点から、当社グループ傘下の生命保険会社での活用が期待できます。本件出資を通じ、アセットマネジメント事業の強化・拡大を図ると共に、グループ生命保険会社が必要としているオルタナティブ資産運用領域、特に海外クレジット運用に係るケイパビリティの獲得とグループ内シナジーの実現を図ります。

### ④本件出資のスキーム

本件出資のスキームは、以下のとおりです。

出資主体： DL - Canyon Investments LLC（当社の100%出資により新設する米国籍LLC）

出資形態： キャニオン・パートナーズ社を傘下に持つCP New Co LLC（以下、「新LLC」）に対し、当社からDL - Canyon Investments LLCを通じて出資することで持分を取得します。また、新LLCへ、当社から2名の取締役を派遣いたします。

出資比率： DL - Canyon Investments LLCを通じて新LLCの持分19.9%を保有します。

追加出資： 当社グループは2027年に新LLCの持分を51%まで、2029年に100%まで取得可能な権利を有しております。権利行使に係る価額は、当初出資額及びEBITDAを基準に所定の計算式で算定します。

また、本件出資に合わせ、キャニオン・パートナーズ・グループへ当社グループから13億米ドル（約1,918億円）以上の運用委託を実施いたします。本件出資後もキャニオン・パートナーズ・グループの現経営陣は引き続き同社の経営を担い、経営体制に変更はありません。

⑤異動する関連法人（新LLC）の概要

名称	CP New Co LLC		
所在地	850 New Burton Road, Suite 201, Dover, Kent County, Delaware 19904.		
代表者の役職・氏名	Joshua S. Friedman, Mitchell R. Julis (Co-Founder, Co-Chairman and Co-Chief Executive Officer)		
事業内容	傘下にオルタナティブ資産運用事業を営む会社（キャニオン・パートナーズ社）を有する LLC		
出資の額（注） 1	257百万米ドル		
設立年月日	2024年 2月 6日		
持分比率 （本件出資後）	DL - Canyon Investments LLC	19.9%	
	Canyon Holdco LLC	80.1%	（注） 2
当社と当該会社 の関係	資本関係	記載すべき事項はありません。	
	人的関係	記載すべき事項はありません。	
	取引関係	記載すべき事項はありません。	
当該会社の最近 3 年間の連結経営成績及び連結財政状態（注） 3			
決算期	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
純資産	458百万米ドル	634百万米ドル	457百万米ドル
総資産	644百万米ドル	906百万米ドル	664百万米ドル
純収益	284百万米ドル	557百万米ドル	226百万米ドル
営業利益	29百万米ドル	220百万米ドル	△2百万米ドル
当期純利益	12百万米ドル	144百万米ドル	△11百万米ドル

（表示単位未満四捨五入）

- （注） 1 LLCは米国デラウェア州のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー（LLC）法に基づいて設立された事業体であり、資本金等の額については該当する項目がないため、出資の額を記載しております。
- 2 Canyon Holdco LLC は、実質的にJoshua S. Friedman氏及びMitchell R. Julis 氏が支配権を有する持株会社であります。
- 3 新LLCは新設LLCのため、Canyon Partners, LLC及びCanyon Partners Real Estate LLCの経営成績及び財政状態を単純合算して記載しております。

⑥取得持分、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

異動前の所有持分	-		
取得持分	19.9%		
取得価格	持分の取得対価	257百万米ドル	（約380億円）
	アドバイザー費用等（概算額）	11百万米ドル	（約16億円）
	合計（概算額）	268百万米ドル	（約395億円）
異動後の所有持分	19.9%		

⑦日程

2024年 3月 14日	出資に関する契約書締結
2024年 5月 28日	増資及び持分取得実行

（3）Protective Life CorporationによるShelterPoint Group, Inc. の買収について

当社の連結子会社であるProtective Life Corporationは、2024年 4月 9日（米国時間）に、米国で団体保険事業を展開するShelterPoint Group, Inc. を同社株主から買収することを決定し、買収取引に係る契約を締結いたしました。詳細は、「第 5 経理の状況 1 連結財務諸表等 （1） 連結財務諸表 注記事項 （重要な後発事象）」をご参照下さい。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は、主として国内保険事業において、投資用不動産の新設・建替、営業用不動産の新設・建替、システム開発・保守等を行いました。

当連結会計年度の設備投資の総額は956億円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	設備投資の金額 (億円)
国内保険事業	898
海外保険事業	57
その他事業	0
合計	956

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

## 2 【主要な設備の状況】

### (1) 提出会社

該当事項はありません。

### (2) 国内子会社

2024年3月31日現在

会社名	主な事業所名(注)2 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容 (注)3	帳簿価額(億円)(注)4				従業員数(名) 上段：内勤職 下段：営業職
				建物及び 構築物 (注)5	土地 (面積千㎡) [借地面積千㎡] (注)6	その他 (注)7	合計	
第一生命保険 株式会社	本社 (東京都千代田区)	国内保険 事業	投資用	216	900 (4)	-	1,117	1,082 60
			営業用	227	689 (3)	72	988	
	北海道 札幌総合支社 (北海道札幌市中央区) 他26物件	国内保険 事業	投資用	88	60 (9) [0]	-	149	303 1,873
			営業用	28	17 (12) [0]	-	46	
	東北 仙台総合支社 (宮城県仙台市青葉区) 他31物件	国内保険 事業	投資用	65	154 (12)	-	219	354 2,641
			営業用	20	31 (14)	-	52	
	関東 新宿総合支社 (東京都新宿区) 他251物件	国内保険 事業	投資用	1,358	4,477 (387) [23]	26	5,862	4,574 12,569
			営業用	350	938 (153) [1]	0	1,289	
	中部 新潟支社 (新潟県新潟市中央区) 他98物件	国内保険 事業	投資用	214	311 (37) [5]	4	530	1,172 7,498
			営業用	77	96 (38) [0]	0	173	
	近畿 姫路支社 (兵庫県姫路市白銀町) 他80物件	国内保険 事業	投資用	209	468 (21) [6]	-	677	1,161 4,656
			営業用	45	97 (24) [0]	-	143	
	中国 広島総合支社 (広島県広島市南区) 他28物件	国内保険 事業	投資用	36	47 (6)	-	83	311 2,081
			営業用	14	24 (11)	-	38	
	四国 東四国支社 (香川県高松市寿町) 他8物件	国内保険 事業	投資用	15	20 (2)	-	36	165 1,046
			営業用	11	15 (3)	-	26	
	九州 福岡総合支社 (福岡県福岡市博多区) 他75物件	国内保険 事業	投資用	185	148 (21) [9]	-	333	764 4,726
			営業用	50	69 (30)	-	120	

(注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。

2 主な事業所名には地域毎の営業拠点名を記載しております。

3 営業用と同一の不動産において賃貸している部分を投資用として記載しております。

4 帳簿価額の営業用と投資用の区分については、賃貸している建物の床面積と営業用の建物の床面積との比率により按分しております。

- 5 賃借している建物への内部造作は少額であるため、一括して本社に計上しております。
- 6 賃借している土地の面積については、[ ]で外書きしております。なお、当社は不動産に係る賃借料として、110億円（うち土地17億円、建物93億円）を支払っております。
- 7 帳簿価額のうち「その他」は、リース資産24億円、建設仮勘定31億円、その他の有形固定資産48億円であります。なお、その他の有形固定資産の主なものとはし器等であり、各事業所で使用するし器等は少額であるため、一括して本社に計上しております。

(3) 在外子会社

2024年3月31日現在

会社名	所在国 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容 (注) 2	帳簿価額 (注) 3				通貨 単位	従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計		
Protective Life Corporation (注) 4	米国 バーミン グハム	海外保険事業	投資用	2	2 (21)	-	4	百万 米ドル	3,789
			営業用	125	24 (109)	51	202		

- (注) 1 金額等については各社の連結子会社に関する数値を含んでおります。
- 2 営業用と同一の不動産において賃貸している部分を投資用として記載しております。
- 3 帳簿価額の営業用と投資用の区分については、賃貸している建物の床面積と営業用の建物の床面積との比率により按分しております。
- 4 Protective Life Corporationにおける事業年度末である2023年12月末時点の記載であります。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等の計画

2024年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月
第一生命保険 株式会社	内幸町一丁目街区 南地区 第一種市街地再開発事業 (東京都千代田区)	国内保険 事業	オフィス	自己 資金	2022年 9月	2037年度 以降

(注) 投資予定額については、契約相手方との取決めにより開示を控えさせていただきます。

#### (2) 重要な設備の除却等の計画

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
甲種類株式	100,000,000
計	4,000,000,000

(注) 当社の発行可能株式総数は、普通株式と甲種類株式をあわせて4,000,000,000株であります。

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年6月25日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	952,672,300	952,672,300	東京証券取引所 プライム市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない、 当社にとって標準となる株式 (1単元の株式数 100株)
計	952,672,300	952,672,300	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### ① 【ストックオプション制度の内容】

###### a 第一生命保険株式会社第2回新株予約権

2012年7月31日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社取締役11名(社外取締役を除く。)、当社執行役員16名)		
	事業年度末現在 (2024年3月31日)	提出日の前月末現在 (2024年5月31日)
新株予約権の数	176個(注)1	88個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当社普通株式 17,600株(注)1、2、6	当社普通株式 8,800株 (注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額(以下、「行使価額」という。)を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	2012年8月17日から 2042年8月16日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり767円 資本組入額 1株当たり384円 (注)6	同左(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3、7	(注)3、7
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、付与株式数は100株となっている。  
当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社にとって標準となる株式である。
- 2 当社が新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する（調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てる。）。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
- また、上記のほか、割当日後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は適切に調整される。
- なお、本注記における調整は、新株予約権のうち、調整を必要とする事象の効力発生時点において権利行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。
- 3 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員、第一生命保険株式会社の取締役及び執行役員、第一フロンティア生命保険株式会社の取締役及び執行役員、並びにネオファースト生命保険株式会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。
- 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができる。ただし、行使の条件及び手続等については、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権（その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権）の全てを一括して行使しなければならない、その一部のみを行使することはできない。
- 新株予約権者は、1個の新株予約権の一部を行使することはできない。
- その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結された新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下、「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
交付される新株予約権を行使することができる期間は、組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
    - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(a)の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - ⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件  
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記「新株予約権の行使の条件」及び下記「5 新株予約権の取得事由」の定めに基づいて決定する。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。
- 5 新株予約権の取得事由
- ① (i)、(ii)、(iii)、(iv)又は(v)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
    - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - (ii) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
    - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
    - (iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更承認の議案
    - (v) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更承認の議案
  - ② 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
  - ③ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 2013年5月15日開催の取締役会決議及び2013年6月24日開催の第3期定時株主総会における定款変更議案の承認可決により、2013年10月1日を効力発生日として、普通株式を1株につき100株の割合をもって分割している。また、普通株式の単元株式数は1株から100株に変更となっている。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。
- 7 2016年10月1日より持株会社体制へ移行したことに伴い、持株会社体制移行前に発行された新株予約権について行使の条件を変更しております。

b 第一生命保険株式会社第3回新株予約権

2013年7月31日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社取締役11名(社外取締役を除く。)、当社執行役員17名)		
	事業年度末現在 (2024年3月31日)	提出日の前月末現在 (2024年5月31日)
新株予約権の数	156個(注)1	104個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当社普通株式 15,600株(注)1、2、6	当社普通株式 10,400株 (注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額(以下、「行使価額」という。)を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	2013年8月17日から 2043年8月16日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1,301円 資本組入額 1株当たり651円 (注)6	同左(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3、7	(注)3、7
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、付与株式数は100株となっている。当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社にとって標準となる株式である。
- 2 当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てる。)  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は適切に調整される。
- 3 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員、第一生命保険株式会社の取締役及び執行役員、第一フロンティア生命保険株式会社の取締役及び執行役員、並びにネオファースト生命保険株式会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。  
新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができる。ただし、行使の条件及び手続等については、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。  
新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権(その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権)の全てを一括して行使しなければならない、その一部のみを行使することはできない。  
新株予約権者は、1個の新株予約権の一部を行使することはできない。  
その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結された新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下、「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
交付される新株予約権を行使することができる期間は、組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
    - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(a)の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - ⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件  
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記「新株予約権の行使の条件」及び下記「5 新株予約権の取得事由」の定めに基づいて決定する。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。
- 5 新株予約権の取得事由
- ① (i)、(ii)、(iii)、(iv)又は(v)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
    - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - (ii) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
    - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
    - (iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更承認の議案
    - (v) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更承認の議案
  - ② 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
  - ③ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 2013年5月15日開催の取締役会決議及び2013年6月24日開催の第3期定時株主総会における定款変更議案の承認可決により、2013年10月1日を効力発生日として、普通株式を1株につき100株の割合をもって分割している。また、普通株式の単元株式数は1株から100株に変更となっている。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。
- 7 2016年10月1日より持株会社体制へ移行したことに伴い、持株会社体制移行前に発行された新株予約権について行使の条件を変更しております。

c 第一生命保険株式会社第4回新株予約権

2014年7月31日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社取締役11名(社外取締役を除く。)、当社執行役員17名)		
	事業年度末現在 (2024年3月31日)	提出日の前月末現在 (2024年5月31日)
新株予約権の数	187個(注)1	137個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当社普通株式 18,700株(注)1、2	当社普通株式 13,700株 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額(以下、「行使価額」という。)を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	2014年8月19日から 2044年8月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1,367円 資本組入額 1株当たり684円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3、6	(注)3、6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、付与株式数は100株となっている。当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社にとって標準となる株式である。
- 2 当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てる。)  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は適切に調整される。
- 3 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員、第一生命保険株式会社の取締役及び執行役員、第一フロンティア生命保険株式会社の取締役及び執行役員、並びにネオファースト生命保険株式会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。  
新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができる。ただし、行使の条件及び手続等については、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。  
新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権(その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権)の全てを一括して行使しなければならない、その一部のみを行使することはできない。  
新株予約権者は、1個の新株予約権の一部を行使することはできない。  
その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結された新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下、「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
交付される新株予約権を行使することができる期間は、組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
    - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(a)の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - ⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件  
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記「新株予約権の行使の条件」及び下記「5 新株予約権の取得事由」の定めに基づいて決定する。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。
- 5 新株予約権の取得事由
- ① (i)、(ii)、(iii)、(iv)又は(v)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
    - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - (ii) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
    - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
    - (iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更承認の議案
    - (v) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更承認の議案
  - ② 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
  - ③ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 2016年10月1日より持株会社体制へ移行したことに伴い、持株会社体制移行前に発行された新株予約権について行使の条件を変更しております。

d 第一生命保険株式会社第5回新株予約権

2015年7月31日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社取締役11名(社外取締役を除く。)、当社執行役員18名)		
	事業年度末現在 (2024年3月31日)	提出日の前月末現在 (2024年5月31日)
新株予約権の数	180個(注)1	118個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当社普通株式 18,000株(注)1、2	当社普通株式 11,800株 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額(以下、「行使価額」という。)を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	2015年8月18日から 2045年8月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり2,319円 資本組入額 1株当たり1,160円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3、6	(注)3、6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、付与株式数は100株となっている。当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社にとって標準となる株式である。
- 2 当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てる。)  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は適切に調整される。
- 3 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員、第一生命保険株式会社の取締役及び執行役員、第一フロンティア生命保険株式会社の取締役及び執行役員、並びにネオファースト生命保険株式会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。  
新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができる。ただし、行使の条件及び手続等については、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。  
新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権(その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権)の全てを一括して行使しなければならない、その一部のみを行使することはできない。  
新株予約権者は、1個の新株予約権の一部を行使することはできない。  
その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結された新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下、「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
交付される新株予約権を行使することができる期間は、組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
    - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(a)の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - ⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件  
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記「新株予約権の行使の条件」及び下記「5 新株予約権の取得事由」の定めに基づいて決定する。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。
- 5 新株予約権の取得事由
- ① (i)、(ii)、(iii)、(iv)又は(v)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
    - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - (ii) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
    - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
    - (iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更承認の議案
    - (v) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更承認の議案
  - ② 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
  - ③ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 2016年10月1日より持株会社体制へ移行したことに伴い、持株会社体制移行前に発行された新株予約権について行使の条件を変更しております。

e 第一生命ホールディングス株式会社第1回新株予約権

2016年10月1日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社取締役10名(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)、当社執行役員15名、子会社の取締役等38名)		
	事業年度末現在 (2024年3月31日)	提出日の前月末現在 (2024年5月31日)
新株予約権の数	623個(注)1	443個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当社普通株式 62,300株(注)1、2	当社普通株式 44,300株 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額(以下、「行使価額」という。)を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	2016年10月19日から 2046年10月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1,345円 資本組入額 1株当たり673円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、付与株式数は100株となっている。当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社にとって標準となる株式である。
- 2 当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てる。)  

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
 また、上記のほか、割当日後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は適切に調整される。
- 3 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員、第一生命保険株式会社の取締役及び執行役員、第一フロンティア生命保険株式会社の取締役及び執行役員、並びにネオファースト生命保険株式会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。  
 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができる。ただし、行使の条件及び手続等については、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。  
 新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権(その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権)の全てを一括して行使しなければならない、その一部のみを行使することはできない。  
 新株予約権者は、1個の新株予約権の一部を行使することはできない。  
 その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結された新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下、「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
交付される新株予約権を行使することができる期間は、組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
    - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(a)の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - ⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件  
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記「新株予約権の行使の条件」及び下記「5 新株予約権の取得事由」の定めに基づいて決定する。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。
- 5 新株予約権の取得事由
- ① (i)、(ii)、(iii)、(iv)又は(v)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
    - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - (ii) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
    - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
    - (iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更承認の議案
    - (v) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更承認の議案
  - ② 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
  - ③ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

f 第一生命ホールディングス株式会社第2回新株予約権

2017年8月9日決議 (付与対象者の区分及び人数：当社取締役6名(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)、当社執行役員15名、子会社の取締役等37名)		
	事業年度末現在 (2024年3月31日)	提出日の前月末現在 (2024年5月31日)
新株予約権の数	752個(注)1	569個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当社普通株式 75,200株(注)1、2	当社普通株式 56,900株 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額(以下、「行使価額」という。)を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を乗じた金額。	同左
新株予約権の行使期間	2017年8月25日から 2047年8月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり1,569円 資本組入額 1株当たり785円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、付与株式数は100株となっている。  
当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社にとって標準となる株式である。
- 2 当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する(調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てる。)  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率  
また、上記のほか、割当日後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は適切に調整される。
- 3 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員、第一生命保険株式会社の取締役及び執行役員、第一フロンティア生命保険株式会社の取締役及び執行役員、並びにネオファースト生命保険株式会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。  
新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができる。ただし、行使の条件及び手続等については、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。  
新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権(その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権)の全てを一括して行使しなければならない、その一部のみを行使することはできない。  
新株予約権者は、1個の新株予約権の一部を行使することはできない。  
その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結された新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して、以下、「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
交付される新株予約権を行使することができる期間は、組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
    - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(a)の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - ⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件  
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記「新株予約権の行使の条件」及び下記「5 新株予約権の取得事由」の定めに基づいて決定する。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。
- 5 新株予約権の取得事由
- ① (i)、(ii)、(iii)、(iv)又は(v)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
    - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - (ii) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
    - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
    - (iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更承認の議案
    - (v) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更承認の議案
  - ② 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
  - ③ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年7月19日 (注)1	234,800	1,198,443,000	190	343,517	190	343,517
2020年7月21日 (注)2	312,800	1,198,755,800	214	343,732	214	343,732
2021年5月31日 (注)3	△82,000,000	1,116,755,800	—	343,732	—	343,732
2021年7月20日 (注)4	183,900	1,116,939,700	194	343,926	194	343,926
2022年3月31日 (注)3	△85,591,000	1,031,348,700	—	343,926	—	343,926
2022年12月2日 (注)5	121,700	1,031,470,400	147	344,074	147	344,074
2023年3月31日 (注)3	△41,581,500	989,888,900	—	344,074	—	344,074
2024年3月4日 (注)6	81,900	989,970,800	130	344,205	130	344,205
2024年3月29日 (注)3	△37,298,500	952,672,300	—	344,205	—	344,205

(注) 1 譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当

発行価格	1,623.00円	
資本組入額	811.50円	
割当先	当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）	6名
	当社執行役員	14名
	第一生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。）	11名
	第一生命保険株式会社執行役員	26名
	第一フロンティア生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。）	3名
	ネオファースト生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。）	2名

2 譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当

発行価格	1,373.50円	
資本組入額	686.75円	
割当先	当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）	7名
	当社執行役員	13名
	第一生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。）	11名
	第一生命保険株式会社執行役員	27名
	第一フロンティア生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。）	2名
	ネオファースト生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。）	3名

3 発行済株式総数の減少は自己株式の消却によるものであります。

4 譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当

発行価格	2,115.50円	
資本組入額	1,057.75円	
割当先	当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）	7名
	当社執行役員	12名
	第一生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。）	10名
	第一生命保険株式会社執行役員	26名
	第一フロンティア生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。）	2名
	ネオファースト生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。）	3名

- 5 譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当  
発行価格 2,424.00円  
資本組入額 1,212.00円  
割当先 当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） 6名  
当社執行役員 11名  
第一生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。） 10名  
第一生命保険株式会社執行役員 20名  
第一フロンティア生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。） 2名  
ネオファースト生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。） 3名
- 6 譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当  
発行価格 3,194.00円  
資本組入額 1,597.00円  
割当先 当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） 5名  
当社執行役員 13名  
第一生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。） 10名  
第一生命保険株式会社執行役員 22名  
第一フロンティア生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。） 2名  
ネオファースト生命保険株式会社取締役（社外取締役を除く。） 2名  
アイペットホールディングス株式会社 1名  
（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）

(5) 【所有者別状況】

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	104	36	19,584	857	254	662,931	683,766	—
所有株式数(単元)	—	3,009,182	518,750	518,775	3,880,196	1,360	1,595,563	9,523,826	289,700
所有株式数の割合(%)	—	31.596	5.446	5.447	40.741	0.014	16.753	100.000	—

(注) 自己株式3,693,054株は、「個人その他」に36,930単元、「単元未満株式の状況」に54株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	144,530,500	15.23
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	57,304,120	6.03
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000,000	2.95
SMP PARTNERS (CAYMAN) LIMITED (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	3RD. FLOOR, ROYAL BANK HOUSE P. O. BOX 1586, 24 SH EDDEN ROAD GEORGE TOWN GRAND CAYMAN CAYMAN ISLANDS (東京都港区港南二丁目15番1号)	24,500,000	2.58
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	18,249,790	1.92
新生信託銀行株式会社ECM MF信託口 8299002	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	17,450,000	1.83
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	17,188,039	1.81
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都港区港南二丁目15番1号)	17,132,152	1.80
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ)	CITIGROUP CENTRE, CANADA SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 5LB (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	16,982,200	1.78
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号)	13,221,542	1.39
計	—	354,558,343	37.36

(注) 1 2024年3月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、エフィッシモキャピタル マネージメント パーティーイー エルティエディーが2024年3月18日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。また、当社は、2023年8月4日付で公衆の縦覧に供されている同社の大量保有報告書(変更報告書)の記載及び当社の自己株式の取得に伴い、当社が主要株主に該当すると判断し、2023年12月12日付で臨時報告書(主要株主の異動)を提出しております。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
エフィッシモ キャピタル マ ネージメント パーティーイー エルティエディー	260 オーチャードロード #12-06 ザ ヒーレン シンガポール 238855	97,837,800	9.88
計	—	97,837,800	9.88

- 2 2021年1月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社みずほ銀行並びにその共同保有者であるみずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社及びアセットマネジメントOne株式会社が2020年12月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000,000	2.34
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,936,600	0.33
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	3,970,500	0.33
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	40,077,700	3.34
計	—	75,984,800	6.34

- 3 2022年5月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ブラックロック・ジャパン株式会社並びにその共同保有者であるブラックロック（ネザーランド）BV、ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ．及びブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユークー）リミテッドが2022年5月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	17,996,000	1.74
ブラックロック（ネザーランド）BV	オランダ王国 アムステルダム HA1096 アムステルプレイン 1	2,952,653	0.29
ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	2,669,973	0.26
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	アイルランド共和国 ダブリン ボールスブリッジ ボールスブリッジパーク 2 1階	7,084,374	0.69
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	16,607,052	1.61
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ．	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	13,709,398	1.33
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユークー）リミテッド	英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	1,648,398	0.16
計	—	62,667,848	6.08

- 4 2023年10月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が2023年10月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	31,802,000	3.21
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	18,180,300	1.84
計	—	49,982,300	5.05

- 5 2021年11月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社三菱UFJ銀行並びにその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が2021年11月8日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,629,500	0.15
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	32,432,700	2.90
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	10,131,500	0.91
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	2,737,083	0.25
計	—	46,930,783	4.20

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,693,000	—	権利内容に何ら限定のない、当社にとって標準となる株式 (1単元の株式数 100株)
完全議決権株式(その他)	普通株式 948,689,600	9,486,896	権利内容に何ら限定のない、当社にとって標準となる株式 (1単元の株式数 100株)
単元未満株式	普通株式 289,700	—	—
発行済株式総数	952,672,300	—	—
総株主の議決権	—	9,486,896	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の株式数には、株式給付信託(J-ESOP)により信託口が所有する当社株式3,807,100株(議決権38,071個)が含まれております。

## ② 【自己株式等】

2024年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町 一丁目13番1号	3,693,000	—	3,693,000	0.38
計	—	3,693,000	—	3,693,000	0.38

(注) 上記の他に、当連結会計年度の連結財務諸表及び当会計年度の財務諸表において自己株式として認識している当社株式が3,807,100株あります。これは、「① 発行済株式」に記載の信託口については、経済的実態を重視し、当社と一体であるとする会計処理を行っており、信託口が所有する当社株式を自己株式として計上していることによるものであります。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

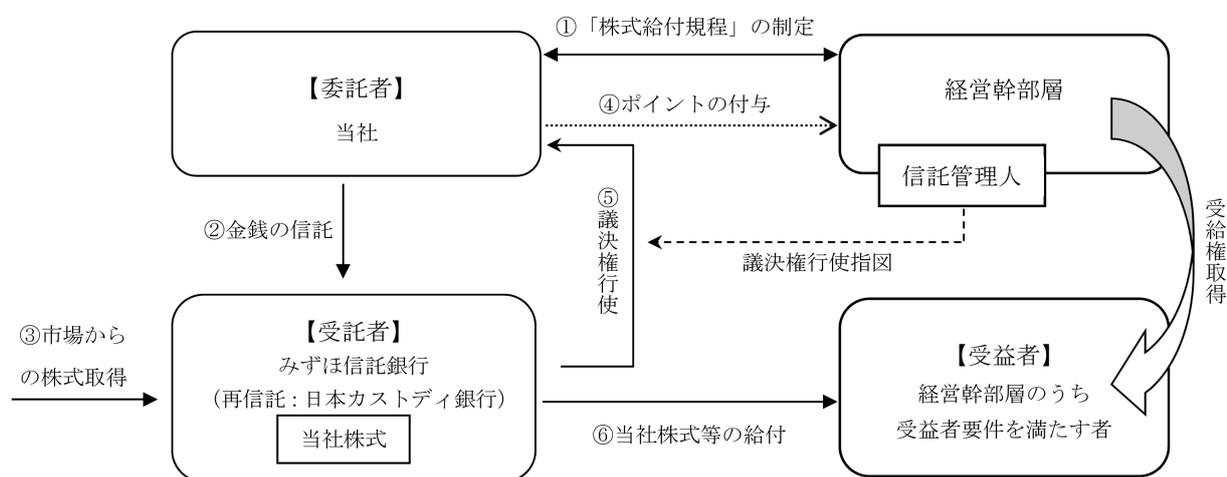
当社は、2010年10月29日開催の取締役会において、従業員（管理職）に対して当社の株式を退職時に給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」という。）を導入することにつき決議し、2018年4月1日より、本制度の対象者に非管理職及びスタッフ・嘱託従業員等を追加しております。

また、2024年5月16日より本制度の対象者を経営幹部層（従業員のうち管理監督的地位にあるもの）に変更し、予め当社及び当社グループ会社が定めた株式給付規程（以下、「株式給付規程」という。）に基づき、一定の要件を満たした経営幹部層に対し、個人の貢献度等に応じてポイントを付与し即時に受給権を取得させ、当該付与ポイントに相当する当社株式を給付する形式に変更しております。

経営幹部層に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものといたします。

本制度の仕組みは、以下のとおりであります。

【株式給付信託（J-ESOP）の仕組み】



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定しております。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき経営幹部層に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）しております。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、市場を通じて取得いたします。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づき経営幹部層にポイントを付与いたします。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使いたします。
- ⑥ 本信託は、経営幹部層のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付いたします。

本信託の概要は、以下のとおりであります。

名称	株式給付信託（J-ESOP）
委託者	当社
受託者	みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社は株式会社日本カストディ銀行と包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
受益者	「株式給付規程」の定めにより財産の給付を受ける権利が確定した者（信託設定時において受益者は不存在であります。）
信託契約日	2010年12月13日
制度開始日	2011年7月31日
制度変更日	2024年5月16日

なお、従業員に給付する予定の株式の総数は456万株であります。

(注) 全従業員向けには、当社の完全子会社である第一生命保険株式会社の従業員持株会を通じて株式を給付する制度を別途設けております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号、第7号、及び第13号に基づく普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2023年5月15日)での決議状況 (取得期間2023年5月16日～2024年3月31日)	90,000,000	120,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	38,291,900	119,999,878,800
残存決議株式の総数及び価額の総額	51,708,100	121,200
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	57.45	0.00
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	57.45	0.00

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2024年3月29日)での決議状況 (取得期間2024年4月1日～2025年3月31日)	50,000,000	100,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	100.00	100.00

(注) 当社取締役会において、自己株式の取得方法は取引一任方式による市場買付とすることを決議しております。また、当期間における取得自己株式には、2024年6月1日から有価証券報告書提出日までの取得株式数は含めておりません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	3,208	310,725
当期間における取得自己株式	1,707	24,031

- (注) 1 当事業年度における取得自己株式は、単元未満株式の買取り及び譲渡制限付株式の無償取得によるものです。  
2 当期間における取得自己株式は、単元未満株式の買取り及び譲渡制限付株式の無償取得によるものです。また、2024年6月1日から有価証券報告書提出日までの株式の取得による株式数は含めておりません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	37,298,500	116,175,275,354	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（新株予約権の権利行使）	141,400	141,400	61,500	61,500
その他（単元未満株式の買増請求による売渡）	—	—	—	—
保有自己株式数	3,693,054	—	3,633,261	—

(注) 1 当期間における保有自己株式数には、2024年6月1日から有価証券報告書提出日までの株式の取得による株式数は含めておりません。

2 新株予約権の権利行使による処分価額の総額は、新株予約権の権利行使に伴い払込みがなされた金額の合計を記載しております。

なお、当連結会計年度の連結財務諸表及び当会計年度の財務諸表において自己株式として認識している当社株式が3,807,100株あります。これは、前記「1 株式等の状況 (7) 議決権の状況 ① 発行済株式」に記載の信託口については、経済的実態を重視し、当社と一体であるとする会計処理を行っており、信託口が所有する当社株式を自己株式として計上していることによるものであります。

### 3 【配当政策】

当社グループは、将来の事業環境の変化に備えるための財務健全性の維持や成長投資に必要な内部留保の確保、株主に対する資本コストを意識した適切な利益還元、それぞれのバランスを考慮し、企業価値の向上に努めていくことを資本政策の基本方針としております。

配当政策は安定的な株主配当を基本とし、2021-23年度中期経営計画「Re-connect 2023」期間においては、株主配当は過去3年平均のグループ修正利益(※1)に対する配当性向を30%以上とすることに加え、総還元性向(※2)の目安を中期平均50%とし、機動的・柔軟な追加還元を戦略的に検討・実施しておりました。一方、2024-26年度中期経営計画期間においては、同配当性向を40%以上に引き上げており、当期の配当から早期適用する方針であります。なお、株主配当については、1株当たり配当の減配は原則行わない方針ではありますが、当社グループの業績動向、市場環境、規制動向等を総合的に勘案し、適宜決定しております。また、自己株式取得については、財務健全性やキャッシュ・フローの状況、戦略的な投資機会の有無や当社株価等を勘案し、適宜決定しております。

上記株主還元方針を踏まえ、当期の1株当たり配当は113円(前期比+27円)と増配することといたしました。また、当社は会社法第454条第5項に定める取締役会決議による中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、当期までは年1回の期末配当を行っていましたが、2025年3月期からは中間配当と期末配当の年2回の配当を行う方針といたしました。なお、当社の内部留保資金の使途に関しては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 資本政策」をご参照ください。

- ※1 グループ修正利益とは、当社独自の指標であり、グループ各社の修正利益と持株会社(当社)コスト等を合計したものであります。各社の修正利益は、純利益に「負債性内部留保(※3)の繰入額のうち法定繰入額を超過して繰り入れた額(税引後)」を加算し、実質的でない会計上の評価損益である「定額保険の市場価格調整に係る損益(※4)(税引後)」等を除外することにより算出いたします。また、連結会計上発生するのれん償却や子会社等の組織変更時の持分変動損益等も除外されます。持株会社コスト等は、連結調整の対象となるグループ内再保険に係る一時損益の繰延の影響額を含みます。
- ※2 総還元性向 = (株主配当総額 + 自己株式取得総額) / グループ修正利益
- ※3 保険引受け等のリスクに備える「危険準備金」や資産の価格下落に備える「価格変動準備金」
- ※4 市場価格調整とは、保険契約において、市中金利の変動による運用資産の価格変動を解約返戻金に反映させる機能のことであります。市場価格調整に係る損益とは、会計上の負債である解約返戻金の変動が、責任準備金の繰入れ/戻入れとして損益計算書に反映される一方で、実際の運用資産の価格(含み損益)は変動しているにもかかわらず損益計算書には反映されないことにより発生する損益であります。あくまでも会計上の一時的な評価により発生する損益であり、キャッシュ・フローを伴う実質的な損益ではありません。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当につきましては、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2024年6月24日 定時株主総会決議	107,234	113

<2024-26年度中期経営計画における株主還元基本方針>

- ・実質的な利益指標であるグループ修正利益の水準に応じた安定的な現金配当を基本といたします。
  - 配当性向 毎期 40%以上(1株当たり配当の減配は原則行いません)
    1. 配当性向は、市場関連リスク削減取組みや金融市場変動に伴う損益変動を踏まえ、グループ修正利益の過去3年平均をベースに計算
    2. 中間配当を原則実施
- ・資本充足率やキャッシュ・フローの状況、戦略的な投資機会の有無や当社株価等を勘案し、自己株式取得等による機動的・柔軟な追加還元を検討いたします。
  - 総還元性向(目安) 中期平均50%

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### ① 基本的な考え方

当社は、お客さま、株主、社会、従業員等のマルチステークホルダーからの負託に応え、その持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公平かつ迅速・果敢な意思決定を行うことを目的として、「コーポレートガバナンス基本方針」の定めるところにより、コーポレートガバナンス体制を構築しております。

#### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制の採用理由

当社では、監査等委員会の設置に加え、社外取締役の選任、執行役員制度の導入及び任意の委員会の設置等により、社外の視点も踏まえた実効的なコーポレートガバナンス体制を構築しております。

##### a 取締役会

当社は取締役会において経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っており、取締役に求められる義務を履行可能な者の中で、様々な知識、経験、能力を有する者により取締役会を構成し、取締役数は15名（うち女性3名）となっております。なお、取締役会の議長は非業務執行取締役である稲垣 精二です。また、取締役の氏名については、下記「（2）役員の状況」に記載のとおりです。経営監督機能の一層の強化を図るとともに、社外の企業経営者や学識経験者等、豊富な経験及び見識を有する者による意見を当社の経営方針に適切に反映させるため、業務執行から独立した立場である社外取締役を7名選任しております。また、独立性確保の観点から、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については在任期間の上限を8年、監査等委員である取締役については在任期間の上限を12年としております。なお、取締役会は定期的に開催することとし、必要に応じて、臨時に開催することとしております。

また、取締役会は、意思決定の有効性・実効性を担保するために、毎年、自己評価等の方法により、会議運営の効率性及び決議の有効性・実効性について分析を行い、その結果の概要を開示しております。

##### b 監査等委員会

当社は監査等委員会において取締役の職務の執行（子会社等の経営管理その他の業務）について、実効性の確認及び評価を行い、適法性・妥当性の監査を行います。そのために、経営の方針及び事業の計画並びにそれらの遂行状況の適切性・妥当性、グループの内部統制システムの構築及び運用状況の適切性・妥当性等について確認を行います。実効性の確認・評価等を行うために、内部監査・内部統制部門に対する報告の指示、重要な会議への出席、取締役及び使用人等への意見聴取、重要な書類の閲覧等を行う等、必要な情報を収集いたします。

また、監査等委員会は、取締役等の選任及び報酬に関する意見を述べることを通じて、取締役会の監督機能を担います。当該意見の形成に際しては、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の審議状況が適切であるかを確認いたします。

当社の監査等委員会は取締役5名で構成されており、このうち過半数の3名が社外取締役であります。監査等委員会の構成については下表のとおりであります。当該社外取締役3名については、定款に基づき責任限定契約を締結しております。監査等委員である取締役には、その役割・責務を実効的に果たすために適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任しております。また、常勤の監査等委員のうち1名及び監査等委員である社外取締役のうち1名は財務・会計に関する十分な知見を有する者を選任しております。監査等委員会は、原則毎月開催し、必要に応じて、臨時に開催することとしております。なお、当社では監査等委員会において、社外取締役である佐藤りえ子を監査等委員会委員長に選定しております。監査等委員を補助すべき使用人を「監査等委員会室」に配置し、当該使用人の人事異動及び評価等に関しては監査等委員と協議を行う等、取締役からの独立性を確保しております。

役名	氏名
取締役（監査等委員）（委員長）	佐藤 りえ子（注）
取締役（常勤監査等委員）	柴垣 貴弘
取締役（常勤監査等委員）	山腰 憲司
取締役（監査等委員）	増田 宏一（注）
取締役（監査等委員）	永瀬 悟（注）

（注）社外取締役であります。

c 業務執行

当社は、意思決定・監督と業務執行を分離し機能強化を図るため、執行役員制度を導入しており、執行役員は取締役会によって選任され、取締役会の決議により定められた分担に従い、業務を執行しております。執行役員数は23名（うち取締役との重任3名、女性3名）となっており、社長及び社長の指名する執行役員で構成する経営会議を原則毎月開催、必要に応じて臨時に開催し、経営上の重要事項及び重要な業務執行の審議を行っております。また、執行役員の氏名については、下記「（2）役員の状況」に記載のとおりです。

d 指名、報酬決定

経営の透明性を一層高めるため、取締役会の任意の諮問委員会として、会長、社長及び社外取締役等で構成される指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しており、指名諮問委員会において取締役選任候補者の適格性の確認を行うとともに、報酬諮問委員会において取締役、執行役員の報酬制度等について審議しております。各委員会の構成については下表のとおりであります。なお、委員会の独立性を確保するため、原則として委員の過半数を社外委員とすることとしております。

指名諮問委員会		報酬諮問委員会	
役名	氏名	役名	氏名
社外取締役（監査等委員）	増田 宏一（注） 1	社外取締役	新貝 康司（注） 2
社外取締役	井上 由里子	社外取締役	ブルース・ミラー
社外取締役	新貝 康司	社外取締役	石井 一郎
社外取締役（監査等委員）	佐藤 りえ子	社外取締役（監査等委員）	永瀬 悟
取締役会長	稲垣 精二	取締役会長	稲垣 精二
代表取締役社長 Chief Executive Officer	菊田 徹也	代表取締役社長 Chief Executive Officer	菊田 徹也

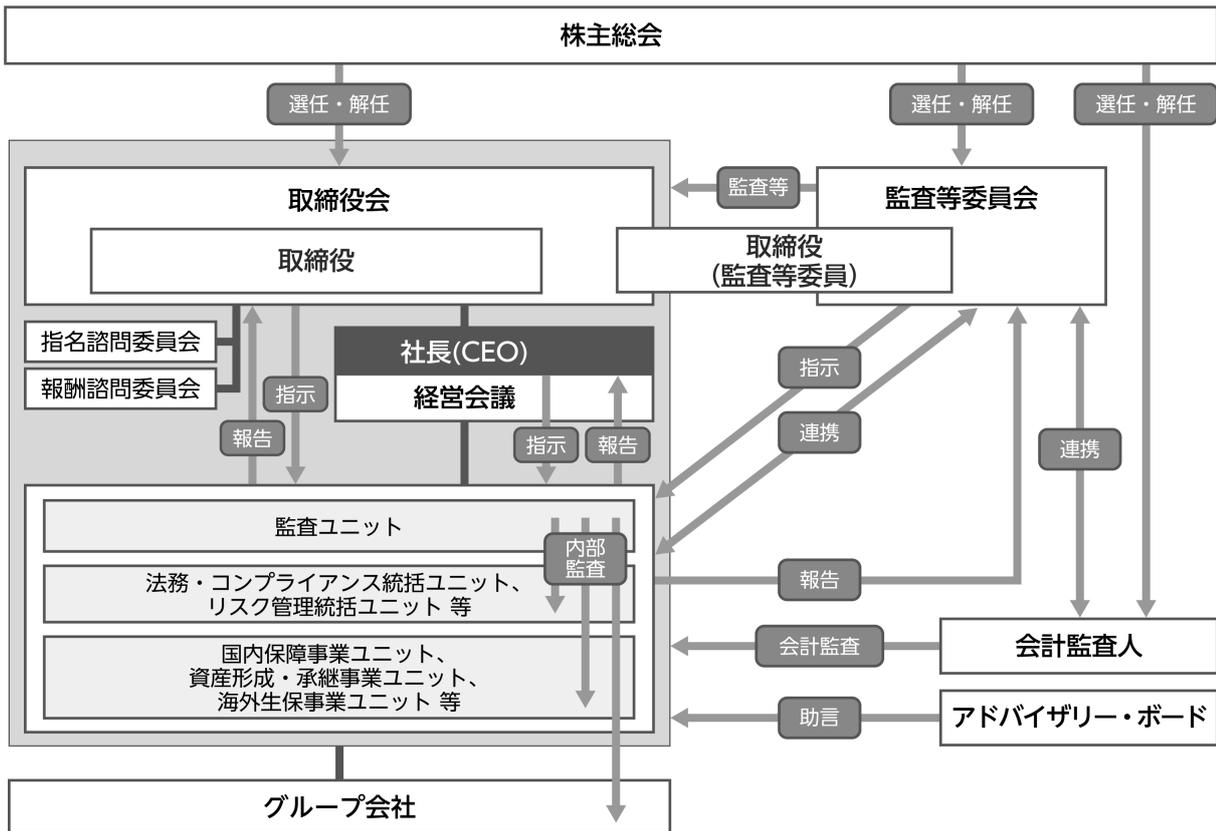
（注） 1 指名諮問委員会の議長であります。

2 報酬諮問委員会の議長であります。

e アドバイザリー・ボード

経営事項全般に関して社外の有識者より中長期的な視点に基づき幅広い助言を得ることによるガバナンスの更なる強化・充実等を目的に、アドバイザリー・ボードを設置しております。

[コーポレート・ガバナンス体制図（本書提出日現在）]



③ 取締役会の活動状況

a 開催頻度及び出席状況

取締役会は、原則として3ヶ月に1回以上開催し、必要に応じて随時に開催することとしております。当事業年度は計21回開催しており、個々の構成員の出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	当事業年度の出席率 (出席回数/開催回数)
取締役会長	稲垣 精二	100.0% (21回/21回)
代表取締役社長 Chief Executive Officer	菊田 徹也	100.0% (21回/21回)
代表取締役常務執行役員	山口 仁史 (注) 1	100.0% (16回/16回)
取締役常務執行役員	庄子 浩	100.0% (21回/21回)
取締役常務執行役員	明石 衛 (注) 2	100.0% (5回/5回)
取締役常務執行役員 Chief Sustainability Officer	曾我野 秀彦 (注) 1	100.0% (16回/16回)
取締役	渡邊 光一郎 (注) 2	100.0% (5回/5回)
取締役	隅野 俊亮	100.0% (21回/21回)
社外取締役	前田 幸一	100.0% (21回/21回)
社外取締役	井上 由里子	100.0% (21回/21回)
社外取締役	新貝 康司	100.0% (21回/21回)
社外取締役	ブルース・ミラー	100.0% (21回/21回)
取締役 (上席常勤監査等委員)	柴垣 貴弘	100.0% (21回/21回)
取締役 (常勤監査等委員)	近藤 総一	100.0% (21回/21回)
社外取締役 (監査等委員)	佐藤 りえ子	100.0% (21回/21回)
社外取締役 (監査等委員)	朱 殷卿	100.0% (21回/21回)
社外取締役 (監査等委員)	増田 宏一	100.0% (21回/21回)

(注) 1 山口 仁史及び曾我野 秀彦は2023年6月26日開催の第13期定時株主総会をもって取締役に就任しており、同日以降に開催した16回の取締役会のすべてに出席しております。

2 明石 衛及び渡邊 光一郎は2023年6月26日開催の第13期定時株主総会終結の時をもって退任しており、退任までに開催した5回の取締役会のすべてに出席しております。なお、役職名欄には退任時における役職を記載しております。

b 具体的な検討事項

当事業年度は、年間を通じ次のような決議、報告等がなされました。

付議事項	件数	検討事項
決議	114件	2024-26年度中期経営計画、理念体系の改定、リスクテイク方針等
		内部監査計画
		買収案件
		決算・財務関連、人事関連、役員報酬関連
報告	159件	中期経営計画の遂行状況
		内部統制態勢の整備・運用状況
		統合的リスク管理の状況
		子会社における経営品質刷新プロジェクトの対応状況
		国内外子会社のモニタリング状況
		指名諮問委員会・報酬諮問委員会の審議内容
		取締役会の実効性評価結果
		決算・財務関連、人事関連
通知	4件	監査計画、監査実施結果等

c 取締役会の実効性向上に向けた取組み

コーポレートガバナンスの一層の強化に向け、取締役会の意思決定の有効性等を担保するため、取締役会の実効性に関する自己評価を2015年3月期より毎年実施し、翌事業年度以降の運営改善につなげております。

2024年3月期評価においては、第三者機関にて、全取締役は無記名方式の事前アンケートを実施したうえで、各取締役に対する1時間の個別インタビューを行いました。事前アンケートは「全体評価」「構成」「討議」「運営」「カルチャー」「委員会」「自己評価」「その他」の8区分、全26問で構成されております。第三者機関より、事前アンケートの回答及び個別インタビューの内容に基づく評価及び今後の課題・対応の方向性案について提示を受けたうえで、改善策を検討・実行しております。

また、2024年3月期は、取締役相互評価（ピア・レビュー）として、第三者機関から各取締役に対し30分間の個別インタビューを実施いたしました。取締役会の更なる実効性向上に向けて、各取締役が一層貢献度を高めていくうえでの気づきを得るきっかけとなることを企図しております。

④ 指名諮問委員会の活動状況

a 開催頻度及び出席状況

指名諮問委員会は、必要に応じて随時に開催することとしております。当事業年度は計8回開催しており、個々の構成員の出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	当事業年度の出席率 (出席回数/開催回数)
社外取締役 (監査等委員)	増田 宏一 (注) 1	100.0% (8回/8回)
社外取締役	井上 由里子	100.0% (8回/8回)
社外取締役	新貝 康司	100.0% (8回/8回)
社外取締役 (監査等委員)	佐藤 りえ子	100.0% (8回/8回)
取締役会長	稲垣 精二	100.0% (8回/8回)
代表取締役社長 Chief Executive Officer	菊田 徹也	100.0% (8回/8回)

(注) 1 指名諮問委員会の議長であります。

b 具体的な検討事項

主な審議テーマは以下のとおりであります。

- ・取締役候補者 (案)
- ・取締役等のサクセッションプラン (後継者計画) に関する事項

⑤ 報酬諮問委員会の活動状況

a 開催頻度及び出席状況

報酬諮問委員会は、必要に応じて随時に開催することとしております。当事業年度は計10回開催しており、個々の構成員の出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	当事業年度の出席率 (出席回数/開催回数)
社外取締役	前田 幸一 (注) 1	100.0% (10回/10回)
社外取締役	井上 由里子	100.0% (10回/10回)
社外取締役	ブルース・ミラー	100.0% (10回/10回)
社外取締役 (監査等委員)	朱 殷卿	100.0% (10回/10回)
取締役会長	稲垣 精二	100.0% (10回/10回)
代表取締役社長 Chief Executive Officer	菊田 徹也	100.0% (10回/10回)

(注) 1 報酬諮問委員会の議長であります。

b 具体的な検討事項

主な審議テーマは以下のとおりであります。

- ・ 役員個人の評価、及び報酬額に関する事項
- ・ 譲渡制限付株式の割当て
- ・ 役員報酬制度運営に関する検討

⑥ 内部統制システムの整備状況

当社は、「グループ内部統制基本方針」を制定し、グループの業務の健全性・適正の確保及び企業価値の維持と創造を図るにあたっての、内部統制体制の整備及び運営に関する基本的な事項について定めております。

加えて当社では、内部統制の実効性を高めるため「内部統制セルフ・アセスメント (CSA : Control Self Assessment)」を実施しております。「内部統制セルフ・アセスメント」では、業務ごとに主要なリスクを洗い出し、リスクが発生した場合の影響や損失の大きさ等の視点でその重要性を評価し、更にリスクの抑制や業務改善を図り、適正な業務運営を推進しております。

「グループ内部統制基本方針」(主要項目)

1. グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの業務の適正を確保するために必要な体制整備および運営を行う。

- (1) グループ会社の事業特性・規模・グループにおける経営戦略上の重要性等に応じて、原則として経営管理規程に定める管理区分に基づいたグループ会社の経営管理を行う。
- (2) グループの内部統制体制の整備および運営を行うに当たっての重要な事項に関する基本方針等を定め、グループ会社に周知するとともに、グループ会社に事業特性等に応じた基本方針等を整備させる。
- (3) グループ全体に影響を与える事項に関して、当社による承認および当社への報告体制を整備する。
- (4) グループ内の取引等および提携業務等の管理に関する基本方針を定め、グループ内の取引等および提携業務等の管理体制を整備する。

2. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ会社の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制整備および運営を行う。

- (1) グループコンプライアンスに関する統括部署を設置する。
- (2) グループのコンプライアンス基本方針を定め、グループコンプライアンス体制を整備する。
- (3) グループ会社に対し、適切なコンプライアンス体制を整備させるとともに、コンプライアンス体制や不祥事件等に関する当社による承認および当社への報告体制を整備する。
- (4) グループのコンプライアンス推進状況について確認を行い、取締役会等への報告を行う。
- (5) グループの利益相反管理基本方針を定め、利益相反取引の管理を適切に行うための体制を整備する。
- (6) グループの情報資産保護管理基本方針を定め、情報資産の管理を適切に行うための体制を整備する。
- (7) グループの反社会的勢力対応に関する統括部署を設置する。
- (8) グループの反社会的勢力対応基本方針を定め、反社会的勢力への対応を適切に行うための体制を整備するとともに、反社会的勢力との関係遮断、不当要求に対する拒絶等について、外部専門機関とも連携し、組織として対応する。

3. リスク管理に関する体制

当社は、グループのリスク管理を適切に実行するために必要な体制整備および運営を行う。

- (1) グループリスク管理に関する統括部署を設置し、グループにおける各リスクについて統一的に管理する。
- (2) グループのリスク管理基本方針を定め、グループリスク管理体制を整備する。
- (3) グループ会社に対し、適切なリスク管理体制を整備させるとともに、リスク管理体制やリスク事象等に関する当社による承認および当社への報告体制を整備する。
- (4) グループのリスク管理状況について確認を行い、取締役会等への報告を行う。
- (5) グループの危機管理基本方針を定め、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機に備えるための体制を整備する。

#### 4. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループ会社の取締役、執行役員および使用人の職務執行が、効率的かつ的確に行われることを確保するために必要な体制整備および運営を行う。

- (1) グループ中期経営計画の策定・評価等を適切に行う。
- (2) グループ会社において、組織ならびに取締役、執行役員および使用人の業務分担および職務責任権限の設定、ITの利用・統制等を適切に行わせる。
- (3) 経営会議を設置し、グループに関する重要な業務の執行および経営上の重要事項を審議する。

#### 5. 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

当社は、グループ財務報告に係る内部統制基本方針を定め、連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するために、必要な体制整備および運営を行う。

#### 6. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、重要な会議の議事録および決裁書等の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報、ならびにその他重要な情報を保存および管理する方法を定め、必要な体制を整備する。

#### 7. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、グループ会社の内部監査の実効性を確保するため、被監査組織に対して独立した、グループの内部監査に関する統括部署を設置するとともに、グループの内部監査に関する基本方針を定め、必要な体制を整備する。

#### 8. 監査等委員会の職務の執行に関する体制

- (1) 監査等委員会を補助すべき取締役および使用人に係る体制を以下のとおり整備する。

ア. 「監査等委員会室」を設置し、監査等委員会を補助すべき使用人を配置する。

イ. 当該使用人の人事異動および評価等に関しては、監査等委員会と協議する等、取締役からの独立性を確保する。

ウ. 当該使用人は、監査等委員会の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。

- (2) 監査等委員会への報告体制を以下のとおり整備する。

ア. 取締役、執行役員および使用人は、法令・定款等に違反する行為、会社に著しい損害を及ぼす事実、またはそれらのおそれがある場合は、監査等委員会に対して適時適切に報告を行う。

イ. グループ会社において法令・定款等に違反する行為、当該グループ会社に著しい損害を及ぼす事実、またはそれらのおそれがある場合は、グループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人またはグループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人から報告を受けた者は、監査等委員会に対して適時適切に報告を行う。

ウ. 当社は、監査等委員会に対してア. またはイ. の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

- (3) その他監査等委員会が定める「監査等基本方針」「監査等委員会規程」に基づき、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制を、監査等委員会の求めに応じて以下のとおり整備する。
- ア. 取締役、執行役員および使用人は、監査等委員会が内部監査部門・内部統制部門ならびにグループ会社の監査役等および内部監査部門・内部統制部門と緊密な連携を確保する体制を整備する。
  - イ. 取締役、執行役員および使用人は、グループ会社における取締役会その他の重要な会議に、監査等委員が出席し、意見を述べることができる体制を整備する。
  - ウ. 取締役、執行役員および使用人は、グループ会社における重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った決裁書等について、閲覧できる体制を整備する。
  - エ. 取締役、執行役員および使用人は、業務執行に関する事項の報告を行うとともに、グループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人から監査等委員会への報告が適切に行われる体制を整備する。
  - オ. 当社は、監査等委員が職務の実施のために要する所定の費用等を請求する場合は、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

⑦ リスク管理体制の整備状況

a 基本認識

当社グループでは、健全かつ適切な業務運営を確保し、保険契約上の責務を確実に履行するために、グループにおける様々なリスクについての把握・評価と各リスクの特性に基づいた的確な対応を行うとともに、それらのリスクを統一的に管理することとしております。更に、それらのリスク量と自己資本等の財務基盤をグループ全体で管理し、健全性向上に努めております。

また、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機や大規模災害が発生する事態に備え、管理体制を整備しております。

b リスク管理に関する方針・規程等

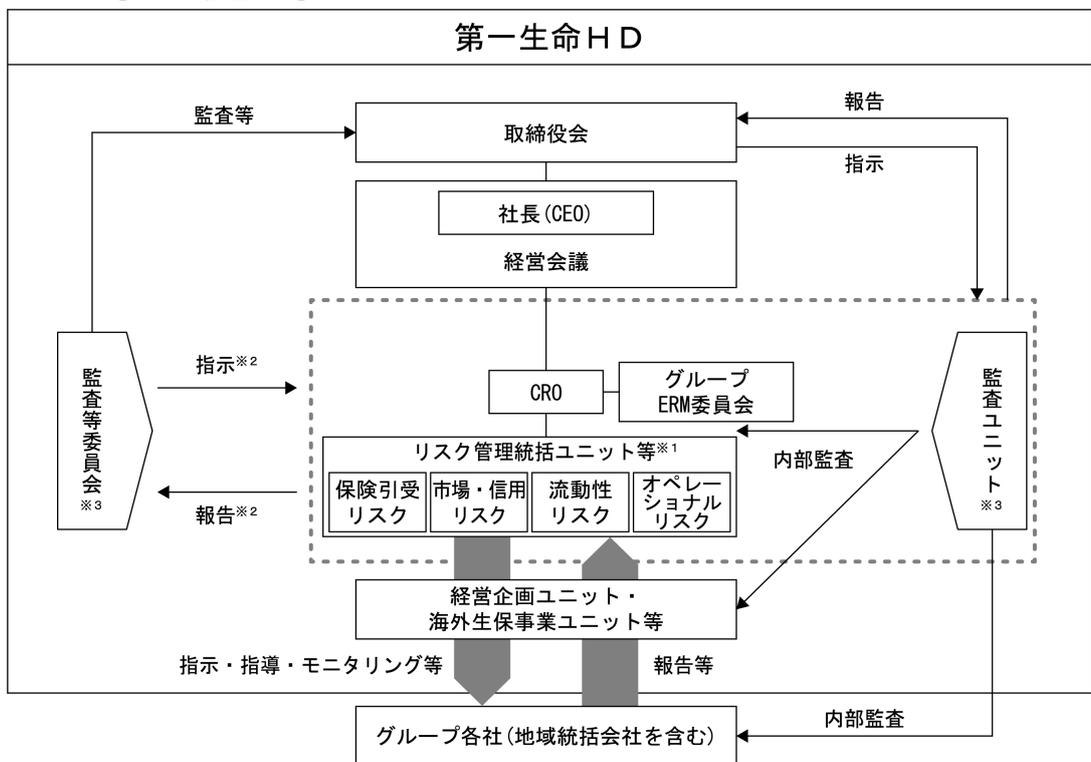
当社では、まず「グループ内部統制基本方針」のなかで、グループリスク管理に関する体制の整備及び運営に関する基本的な事項について定めております。この基本方針の下、グループリスク管理を行うにあたっての基本的な事項を「グループリスク管理基本方針」で、具体的な承認・報告体制及び管理方法を「グループリスク管理規程」でそれぞれ定めております。

c リスク管理に関する組織体制

グループの健全性及び業務の適正性の確保に向け、グループリスク管理基本方針に基づき、リスク管理統括ユニットがグループリスク管理態勢の整備及び運営を推進しております。更に、グループ全体のリスク管理状況及び健全性の状況については、リスク管理統括ユニットが中心となってモニタリング・コントロールを実施するとともに、グループリスク管理態勢の強化を推進しております。

また、CRO（Chief Risk Officer）が委員長を務めるグループERM委員会を設置して定期的に開催し、リスク管理に関する方針の策定とその遵守状況の確認、リスク管理態勢の強化に向けた検討等を行う体制としており、本委員会での討議内容は委員長よりCEOや経営会議へ定期的に報告されます。こうしたリスク管理体制の有効性・適切性は監査ユニットが検証しております。更に監査等委員会は、経営層をはじめとし、グループ全体のリスク管理全般を対象に監査を実施しております。

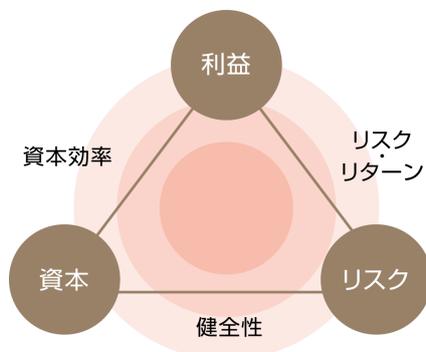
[リスク管理体制]



※1 リスク管理統括ユニットおよび各リスク管理を担当する所管  
 ※2 点線枠は、監査等委員会の指示・報告対象を示す  
 ※3 監査等委員会と監査ユニットは連携

#### d ERMの推進

当社グループは、資本・リスク・利益の状況に応じた経営計画・資本政策等を策定し、事業活動を推進するエンタープライズ・リスク・マネジメント（ERM：Enterprise Risk Management）を推進しております。ERMに関するリスク管理の取組みとして、経営計画や資本政策等を策定する際に、リスク管理統括ユニットがその妥当性を検証するほか、リスク許容度を設定・管理することなどにより、リスクの所在、種類および特性を踏まえて資本・リスク・利益を適切にコントロールするとともに、グループリスク管理の強化を推進しております。



当社グループでは、経済価値ベース、会計ベースおよび規制ベースで、各種リスクを統合し自己資本などと対比することなどにより、健全性をコントロールしております。経済価値ベースのリスク管理では、生命保険会社の企業価値を表す指標のひとつであるエンベディッド・バリュー（Embedded Value：潜在的価値）と統合的なリスクの評価方法を採用しております。

また、モデルによるリスクの計量化では捉えきれない事象を認識・把握する際は、金融市場の混乱や大規模災害等の過去の出来事や、将来見通しなどに基づき考えられる最悪の状況を想定したストレス・テストを実施しております。その上で、健全性に与える影響を分析し、結果を取締役会・経営会議等に報告するとともに、必要に応じて市場環境等の確認、モニタリングの強化、経営上あるいは財務上の対応を検討・実施しております。

## ⑧ コンプライアンス態勢の整備状況

### a グループ行動規範

第一生命グループは、グループ企業理念を实践し、「事業活動」と「社会的価値の創造」に一体で取り組み、すべてのステークホルダーからの期待を実現することで、持続的な企業価値の創造に努めております。このグループ企業理念を实践するため、すべての役員・社員がプリンシプルベースで考え、行動するにあたっての最も基本的な指針となるものとして、行動規範を制定しております。行動規範はコンプライアンスに限るものではありませんが、コンプライアンスを推進する際のよりどころにもなるものであります。

### b リスクベースでのコンプライアンス管理

当社では、取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するとともに、社会環境の変化等に応じて、コンプライアンスに関わる重要なリスクや潜在的なコンダクト・リスクを的確に把握するために、フォワードルッキングな視点に基づくリスクベースでの適切な管理態勢を整備しております。法務・コンプライアンス統括ユニットがグループコンプライアンスに関する事項を統括する体制とし、同ユニットは、グループコンプライアンス推進取組方針を制定してグループ各社に取組みの指針を示し、各社で設定した重点課題を中心にコンプライアンス推進状況をモニタリングしております。

また、法務・コンプライアンス統括ユニットは、発生した問題事象等について、その重大性に応じて、取締役会、社長、経営会議、監査等委員会等に報告する態勢を整備しております。更に、グループコンプライアンスに関する態勢整備及び推進に関する重要事項の協議を行う機関として、C C p O (Chief Compliance Officer) が委員長を務めるグループコンプライアンス委員会を設置し、経営層を主体としたP D C Aを実践できる体制としております。

### c 方針・規程等の体系

当社では、「グループ内部統制基本方針」に基づき、グループのコンプライアンス推進にあたっての考え方等の基本的な事項を「グループコンプライアンス基本方針」に、より詳細な各種運営に係る事項を「グループコンプライアンス規程」にそれぞれ定めております。また、情報資産保護について、基本的な考え方を「グループ情報資産保護管理基本方針」に、より具体的な承認・報告体制及び管理方法を「グループ情報資産保護管理規程」に、それぞれ定め、更に、巧妙化するサイバー攻撃に対し、「グループサイバーセキュリティ基本方針」、「グループサイバーセキュリティ規程」、「グループサイバーインシデント対応規程」を定めております。

### d グループ各社の態勢高度化に向けた取組み

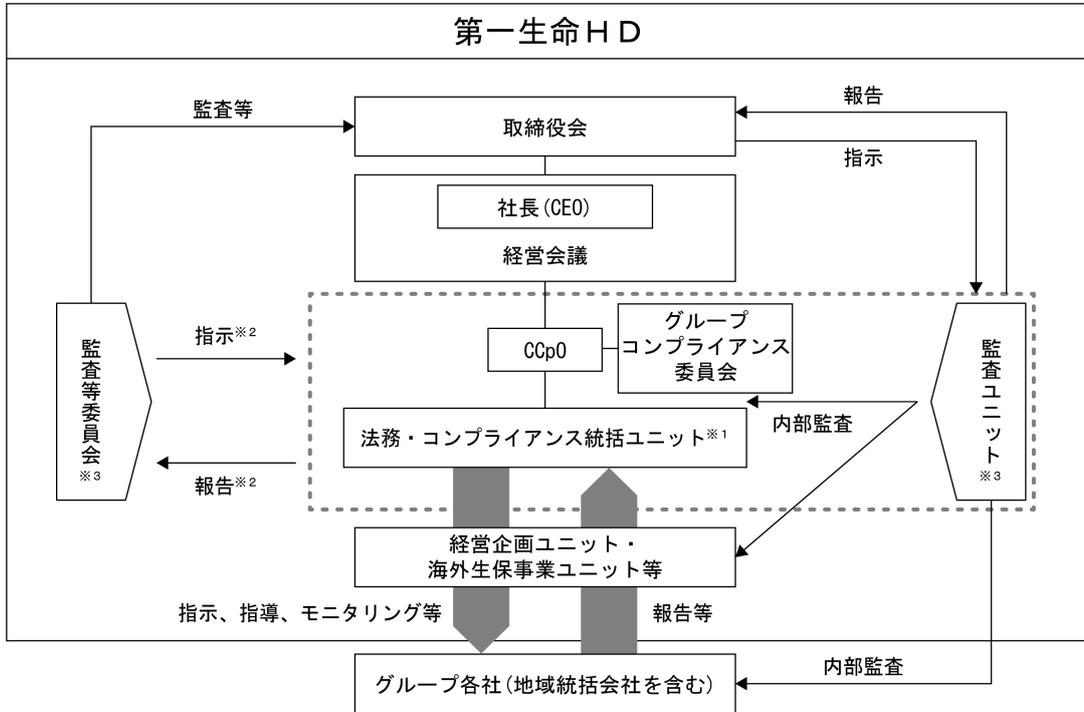
法務・コンプライアンス統括ユニットは、グループ各社のコンプライアンス態勢の高度化や、コンプライアンス意識向上・教育研修の充実に向け、指導・支援を実施しております。

例えば、マネー・ロンダリング/テロ資金供与防止、贈収賄防止について、国内のグループ会社の態勢強化に加え、グローバルな事業展開に伴い諸外国の関連法令が域外適用されるリスクを踏まえ、海外のグループ会社の現状を調査のうえ、優先的に態勢強化を行うべき事項を明らかにするとともに、各社に求められる態勢の水準を示すガイドラインをより具体的な内容にする改定に取り組んでおります。

e 内部通報制度の運営

当社では、法令違反等のコンプライアンスに係わる事項について、グループ各社の役員・従業員等が直接通報・相談できる内部通報窓口を、社内に設置するとともに、経営から独立した社外窓口（社外弁護士事務所）も設置し、案件の重大性に応じて経営層に報告する態勢を整備しております。

[コンプライアンスに関する組織体制]



- ※1 必要に応じて他ユニットと連携
- ※2 点線枠は、監査等委員会の指示・報告対象を示す
- ※3 監査等委員会と監査ユニットは連携

⑨ 責任限定契約の内容

当社は、社外取締役と、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、20百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

⑩ 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求が為されたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び第一生命保険株式会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役及び執行役員であります。

なお、保険料は、役員数に基づき当社及び第一生命保険株式会社が各社の対象役員数に応じて按分し負担しております。

⑪ 特別取締役による取締役会の決議制度

該当する事項はありません。

⑫ 内部監査組織、人員及び手続き等

当社は、「グループ内部統制基本方針」において、内部監査による内部統制等の適切性・有効性の検証を内部統制体制の整備及び運営に関する基本的な事項の一つとして規定しております。具体的には、被監査組織に対し牽制機能が働く独立した組織として監査ユニット（内部監査要員44名）を設置し、当社及び当社グループ会社の経営諸活動全般に亘る法令等遵守、リスク管理を含む内部管理の状況、業務運営の状況等の適切性・有効性を検証し、問題点の発見・指摘に加え、内部管理等についての評価及び改善に関する提言等を行うとともに、内部監査結果を取締役会・経営会議等及び監査等委員会へ報告しております。

⑬ 定款で定める取締役の定数・資格制限及び取締役の選解任の決議要件（定款第24条及び第25条）

当社は、定款において、取締役（監査等委員である者を除く。）は11名以内、監査等委員である取締役は5名以内とすることを定めております。また、取締役の資格制限についての事項は定めておりません。取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び当該選任決議は、累積投票によらない旨を定めております。取締役の解任決議要件については、会社法と異なる別段の定めに関する事項は定めておりません。

⑭ 株主総会決議事項の取締役会への委任等

当社の定款において定める事項は、以下のとおりであります。

a 株主総会決議事項を取締役会決議としている事項

イ 自己の株式の取得（定款第9条）

資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定めております。

ロ 取締役らの責任免除（定款第36条第1項及び附則第1条）

取締役らが期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役であった者の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定めております。

ハ 中間配当（定款第47条）

株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定めております。

b 取締役会決議事項を株主総会決議事項とできない旨を定める事項

該当事項はありません。

c 株主総会の特別決議要件の変更（定款第21条第2項）

株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定めております。

⑮ 種類株式の単元株式数及び議決権

定款において、株式の種類に係らず1単元を100株としております。また、甲種類株式については、「甲種類株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金が交付される旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会から、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時から、優先配当金が支払われる旨の決議がある時まで議決権を有する。」と定めております。甲種類株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配については普通株式に優先する一方、議決権は制限する内容となっております。

## (2) 【役員の状況】

男性 12名 女性 3名 (役員のうち女性の比率 20.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 会長	稲垣 精二	1963年5月10日生	1986年4月 当社入社 2010年4月 運用企画部長 2012年4月 執行役員運用企画部長 2013年4月 執行役員経営企画部長 2014年4月 執行役員グループ経営戦略ユニット長兼経営企画部長 2015年4月 常務執行役員グループ経営戦略ユニット長兼経営企画部長 2016年6月 取締役常務執行役員グループ経営戦略ユニット長兼経営企画部長 2016年10月 取締役常務執行役員 2017年4月 代表取締役社長 第一生命保険株式会社代表取締役社長 2022年4月 代表取締役社長 Chief Executive Officer 2023年4月 代表取締役会長 第一生命保険株式会社代表取締役会長 2023年6月 取締役会長(現任) 2023年7月 第一生命保険株式会社取締役会長(現任)	(注) 2	131,969
代表取締役 社長 Chief Executive Officer	菊田 徹也	1964年10月14日生	1987年4月 当社入社 2014年4月 アセットマネジメント事業ユニット長兼運用企画部長 2014年6月 執行役員投資本部長兼株式部長 2016年4月 執行役員投資本部長 2018年4月 常務執行役員 2020年6月 取締役常務執行役員 2021年4月 代表取締役専務執行役員 2022年4月 代表取締役専務執行役員 Chief Financial Officer 2023年4月 代表取締役社長 Chief Executive Officer(現任) 第一生命保険株式会社取締役(現任)	(注) 2	50,587
代表取締役 専務執行役員 海外生保事業オーナー	山口 仁史	1966年1月27日生	1989年4月 当社入社 2019年4月 人事ユニット長 2021年4月 執行役員 2023年4月 常務執行役員アジアパシフィック事業本部長 2023年6月 代表取締役常務執行役員アジアパシフィック事業本部長 2024年4月 代表取締役専務執行役員 海外生保事業オーナー兼アジアパシフィック事業本部長(現任)	(注) 2	12,505

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 常務執行役員 Chief Sustainability Officer	曾我野 秀彦	1960年9月28日生	1983年4月 2003年7月 2004年4月 2006年7月 2008年2月 2009年7月 2012年12月 2015年7月 2016年4月 2016年10月 2018年4月 2021年4月 2023年4月  2023年6月	日本銀行入行 同行国際局総務課総務課長 同行国際局参事役 同行那覇支店支店長 同行金融市場局参事役兼国際局参事役 同行金融市場局審議役兼国際局審議役 同行札幌支店支店長 当社入社 補佐役(国際業務部担当) 補佐役(海外生保事業ユニット担当) 執行役員 常務執行役員 常務執行役員 Chief Sustainability Officer 取締役常務執行役員 Chief Sustainability Officer (現任)	(注) 2	29,378
取締役 常務執行役員 Chief Customer Experience Officer (Japan)	北堀 貴子	1969年7月1日生	1994年4月 2016年10月 2020年4月  2022年4月 2024年4月  2024年6月	当社入社 第一生命保険株式会社営業企画部長 同社執行役員コミュニケーションデザイン部長 同社取締役常務執行役員 当社常務執行役員 Chief Customer Experience Officer (Japan) 取締役常務執行役員 Chief Customer Experience Officer (Japan) (現任)	(注) 2	16,342
取締役	隅野 俊亮	1969年10月26日生	1992年4月 2013年4月 2016年10月 2018年4月 2020年4月 2021年6月 2023年4月	当社入社 グループ経営本部部長兼経営企画部部長 執行役員経営企画ユニット長 執行役員北米事業本部長 常務執行役員 取締役常務執行役員 取締役(現任) 第一生命保険株式会社代表取締役社長 (現任)	(注) 2	30,982

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
社外取締役 (注) 1	井上 由里子	1963年5月29日生	1993年11月 1995年4月 2001年4月 2002年9月 2004年4月 2010年10月 2018年4月 2018年6月	東京大学大学院法学政治学研究科専任講師 筑波大学大学院経営・政策科学研究科助教授 同大学院 ビジネス科学研究科助教授 神戸大学大学院法学研究科助教授 同大学院 教授 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 同大学院 法学研究科ビジネスロー専攻教授(現任) 当社社外取締役(現任)	(注) 2	9,101
社外取締役 (注) 1	新貝 康司	1956年1月11日生	1980年4月 2001年7月 2004年7月 2005年6月 2006年6月 2011年6月 2018年1月 2019年6月 2022年4月	日本専売公社(現日本たばこ産業株式会社)入社 同社財務企画部長 同社執行役員財務責任者 同社取締役執行役員財務責任者 同社取締役 JT International S.A. エグゼクティブ ヴァイスプレジデント 日本たばこ産業株式会社代表取締役 副社長 同社取締役 当社社外取締役(現任) 株式会社新貝経営研究所代表取締役(現任)	(注) 2	300
社外取締役 (注) 1	ブルース ・ミラー	1961年3月6日生	1986年2月 2001年1月 2003年4月 2004年8月 2009年5月 2011年8月 2017年1月 2018年9月 2020年8月 2022年4月 2022年6月	豪州外務貿易省入省 同省戦略政策部部長 同省北東アジア部部長 在日オーストラリア大使館政務担当公使 豪州国家情報評価庁副長官 駐日オーストラリア大使 豪州国家情報評価庁長官 オーストラリア国立大学上級政策フェロー 豪日交流基金理事長(現任) 海外投資審査委員会(豪)委員長(現任) 当社社外取締役(現任)	(注) 2	0
社外取締役 (注) 1	石井 一郎	1955年6月15日生	1978年4月 2010年6月 2011年6月 2013年6月 2015年4月 2015年6月 2017年4月 2018年10月 2021年7月 2024年6月	東京海上火災保険株式会社入社 東京海上ホールディングス株式会社執行 役員海外事業企画部部長 同社執行役員海外事業企画部部長 同社常務執行役員 同社専務執行役員 同社専務取締役 同社取締役副社長 同社常勤顧問 troisH株式会社代表取締役(現任) 当社社外取締役(現任)	(注) 2	0

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (常勤監査等委員)	柴垣 貴弘	1965年2月25日生	1987年4月 2015年4月 2016年4月 2018年4月 2022年4月 2022年6月 2024年6月	当社入社 金融法人部長 執行役員金融法人部長 第一フロンティア生命保険株式会社代表 取締役副社長執行役員 当社常務執行役員 取締役(上席常勤監査等委員) 取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注)3	31,625
取締役 (常勤監査等委員)	山腰 憲司	1968年3月2日生	1990年4月 2017年4月 2019年4月 2023年4月 2024年4月 2024年6月	当社入社 アセットマネジメント事業ユニット長 監査ユニット長 第一生命保険株式会社内部監査部長 当社監査等委員会室フェロー 取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注)3	1,517
社外取締役 (監査等委員) (注)1	佐藤 りえ子	1956年11月28日生	1984年4月 1989年6月 1998年7月 2015年6月 2016年10月	弁護士登録 シャーマン・アンド・スターリング法律 事務所 石井法律事務所パートナー(現任) 当社社外取締役 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	11,724
社外取締役 (監査等委員) (注)1	増田 宏一	1944年1月23日生	1966年4月 1970年1月 1975年1月 1978年9月 1992年7月 1993年10月 2004年1月 2007年7月 2010年7月 2016年10月	田中芳治公認会計士事務所 監査法人大手町会計事務所 新和監査法人(※) 同法人社員 監査法人朝日新和会計社(※)代表社員 朝日監査法人(※)代表社員 あずさ監査法人(※)代表社員 日本公認会計士協会会長 同協会相談役(現任) 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (※)現有限責任 あずさ監査法人	(注)3	15,756
社外取締役 (監査等委員) (注)1	永瀬 悟	1955年1月12日生	1979年4月 1985年8月 1995年2月 1999年4月 2000年5月 2016年6月 2021年6月 2024年6月	サントリー株式会社入社 モルガン銀行入社 JPモルガン証券債券本部長 同社東京支店長兼株式派生商品共 同本部長 同社日本における代表者(東京支店長) 兼株式本部長 デクセリアルズ株式会社取締役常務執行 役員CFO 第一フロンティア生命保険株式会社社外 取締役 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	3,000
計						344,786

(注)1 井上 由里子、新貝 康司、ブルース・ミラー、石井 一郎、佐藤 りえ子、増田 宏一、永瀬 悟は社外取締役  
であります。

2 任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3 任期は、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

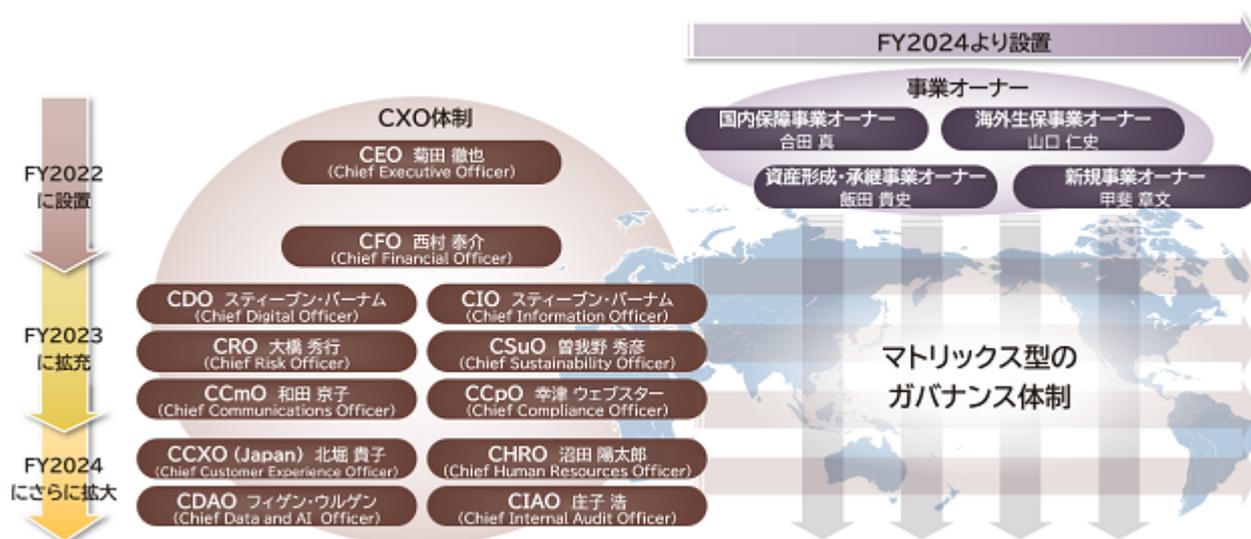
4 当社は、意思決定・監督と業務執行を分離し機能強化を図るため、執行役員制度を導入しております。また、  
特定領域における高い専門性を有した優秀人材の活用を視野に、2024年4月1日付で専門役員を新設して  
おります。本書提出日現在、取締役を兼務していない執行役員は20名、専門役員は1名で、次のとおり  
であります。

役職名	氏名
専務執行役員 Chief Information Officer 兼 Chief Digital Officer	スティーブン・バーナム
専務執行役員	明石 衛
専務執行役員	ブレット・クラーク
常務執行役員 Chief Internal Audit Officer	庄子 浩
常務執行役員 資産形成・承継事業オーナー	飯田 貴史
常務執行役員 国内保障事業オーナー	合田 真
執行役員 Chief Risk Officer	大橋 秀行
執行役員北米事業本部長	武本 聡史
執行役員	安田 敦子
執行役員	菱田 真
執行役員アジアパシフィック事業副本部長	阿部 裕一郎
執行役員	金子 伸一郎
執行役員 Chief Financial Officer	西村 泰介
執行役員 Chief Human Resources Officer	沼田 陽太郎
執行役員 新規事業オーナー	甲斐 章文
執行役員 Chief Compliance Officer	幸津 ウェブスター
執行役員 Chief Communications Officer	和田 京子
執行役員	新村 健
執行役員	上原 高志
執行役員	安藤 伊佐武
専門役員 Chief Data and AI Officer	フィゲン・ウルゲン

(C X O体制及び事業オーナー制)

当社は2023年3月期よりC X O制を導入し、段階的に拡充しながら、グループ横断でのコーポレート機能強化を進めてまいりました。当社グループの利益に占める海外事業の占率が拡大するなか、豊富なグローバル経験を有する社外からの直接の役員登用を含めて、C X Oの領域を順次拡大させており、今後とも、社内外を問わずに適切なタレントを登用することで、経営チームの強化を図り、スピード感を持って大胆に変革を進めてまいります。

また、2025年3月期からは、国内保障事業、海外生保事業、資産形成・承継事業、新規事業の主要な4事業において、各領域における事業責任の明確化による事業運営の効率向上を目的として、事業オーナーを設置及び任命いたしました。これにより、事業ラインと機能ラインの縦横のマトリクス型のガバナンス体制が一層強化され、よりグループ横断的な機能の発揮、効率的な事業推進を実現することが可能になります。



(社外取締役に関する事項)

a 社外取締役の員数並びに当社との関係

当社では、経営から独立した社外からの視点を踏まえ、経営監督機能を強化することでコーポレートガバナンスの実効性をより高めることを目的に、社外取締役7名を選任しております。

このうち、社外取締役（監査等委員）である佐藤 りえ子は2015年5月まで、社外取締役である新貝 康司は2017年6月まで、社外取締役である井上 由里子は2018年5月まで、当社のアドバイザー・ボード委員であり、3氏と当社との間には、アドバイザー・ボード委員の報酬支払いの取引がありました。

また、社外取締役であるブルース・ミラーは2022年4月まで、当社の顧問であり、同氏と当社との間には、顧問の報酬支払いの取引がありました。

社外取締役（監査等委員）である佐藤 りえ子は、当社が2021年11月及び12月に調査業務を委託した石井法律事務所のパートナーであり、当社と同事務所との間には、弁護士費用支払いの取引がありました。

社外取締役であるブルース・ミラーは、2018年4月から当社の特定関係事業者（子会社）であるTAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltdの取締役であります。

b 社外取締役の機能及び役割等

社外取締役には、豊富な経営経験等それぞれの職務経験等を通じて培われた幅広い見識、高度な専門知識等に基づき、客観性、中立性ある助言及び業務執行に対する監督、さらに監査等委員である社外取締役には、取締役の職務執行全般に対する監査等を期待しております。

候補者の選定にあたっては、コーポレートガバナンスの実効性をより高める観点から、企業経営、リスク管理、法令遵守等内部統制、企業倫理、経営品質、グローバル経営、マクロ政策等のいずれかの分野における高い見識や豊富な経験を有する者を選定し、社外取締役それぞれの学識・経験等に基づいて期待する役割の構成等も考慮しております。

当社では、社外取締役の独立性基準（注1）を定めております。社外取締役である井上 由里子、新貝 康司、ブルース・ミラー、石井 一郎及び社外取締役（監査等委員）である佐藤 りえ子、増田 宏一、永瀬 悟について、当該独立性の基準を満たしております。また、株式会社東京証券取引所「上場管理等に関するガイドライン」における一般株主と利益相反が生じるおそれがあると判断する場合の判断要素（注2）に基づき、株式会社東京証券取引所に対し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

c 社外取締役の任期

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、定款の定めるところにより、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。また、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）について、独立性確保の観点から、コーポレートガバナンス基本方針にて、在任期間の上限を8年と定めております。

監査等委員である取締役の任期は、定款の定めるところにより、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。また、独立性確保の観点から、コーポレートガバナンス基本方針にて、在任期間の上限を12年と定めております。

d 社外取締役による監督と内部監査、監査等委員会による監査並びに会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は取締役会に出席し、監査等委員会による監査結果や内部統制部門によるグループの内部統制システムの整備・運用状況に関する報告、内部監査に関する基本方針に基づく内部監査計画及びその実施状況並びに会計監査人による監査計画及びその実施状況に関する報告等を受けております。社外取締役はこれらの審議を通じてそれぞれの知見に基づいた指摘等を行うことにより、適切に監督機能を発揮しております。

(注1) 社外取締役の独立性基準

当社の社外取締役について、以下のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性があると判断する。

1. 当社、当社の子会社もしくは関連会社の業務執行者であること、または過去において業務執行者であったこと
2. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者（ただし重要でないものを除く）の配偶者または三親等以内の親族
3. 当社または当社の子会社の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
4. 当社の最新の株主名簿の10位以内の大株主、または大株主である団体の業務執行者
5. 直近3会計年度において、当社および当社の連結子会社（有価証券報告書上の連結子会社をいう）からの年間の支払金額が、その連結売上高の2%以上となる取引先およびその連結子会社（有価証券報告書上の連結子会社をいう）の業務執行者
6. 直近3会計年度において、当社および当社の連結子会社（有価証券報告書上の連結子会社をいう）の年間の受取金額が、当社の連結売上高の2%以上となる取引先およびその連結子会社（有価証券報告書上の連結子会社をいう）の業務執行者
7. 直近3会計年度における当社または当社の子会社の会計監査人（法人である場合は、当該法人のパートナーその他業務執行者）
8. 直近3会計年度において、当社または当社の子会社から役員報酬等以外に平均して年1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家（それらが法人、組合等の団体である場合は、当該団体のパートナーその他業務執行者）
9. 直近3会計年度において、総収入もしくは経常収益の2%以上の寄付を当社または当社の子会社から受けている非営利団体の業務執行者
10. 4～9の団体または取引先において過去に業務執行者であった場合、当該団体または取引先を退職後5年以内であること

(注2) 株式会社東京証券取引所「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ 5. (3) の2

- A. 上場会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は上場会社の主要な取引先若しくはその業務執行者
- B. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- C. 最近においてA又は前Bに該当していた者
- Cの2. その就任の前10年以内のいずれかの時において次の(A)又は(B)に該当していた者
  - (A) 上場会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。）
  - (B) 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- D. 次の(A)から(F)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
  - (A) Aから前Cの2までに掲げる者
  - (B) 上場会社の会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）
  - (C) 上場会社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。）
  - (D) 上場会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。）
  - (E) 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - (F) 最近において(B)、(C)又は上場会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

a 監査活動の基本方針

監査等委員会は、グループの監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けて取締役の職務執行を監査する法定の独立の機関として、株主をはじめとする様々なステークホルダーの利害等に配慮の上、その職務を適正に遂行することにより、社会的な信頼に応えるための企業統治体制の確立に寄与、グループの健全で持続的な成長及び中長期的な企業価値創造を実現することへの貢献を目指しております。

b 組織・人員

当社の監査等委員会は取締役5名で構成されており、このうち過半数の3名が社外取締役であります。監査等委員である取締役には、その役割・責務を実効的に果たすために適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する十分な知見を有する者を選任しております。また、現在監査等委員会の委員長は、社外取締役である佐藤 りえ子が務めております。

当事業年度に開催した監査等委員会及び取締役会への出席率、個々の監査等委員の経歴は次のとおりであります。

役職名 (当事業年度末 時点)	氏名	経歴等	当事業年度の出席率	
			監査等委員会	取締役会
監査等委員 (委員長) (社外取締役)	佐藤 りえ子	主に弁護士としての豊富な経験や高度かつ専門的な知識及び他の会社の社外取締役・社外監査役としての豊富な経験を有しております。	100.0% (26回/26回)	100.0% (21回/21回)
上席 常勤監査等委員	柴垣 貴弘	当社グループの一員として、主に秘書、広報及び国内法人保険関連業務等に従事し、生命保険事業に関する豊富な業務知識・経験を有しております。	100.0% (26回/26回)	100.0% (21回/21回)
常勤監査等委員	近藤 総一	当社グループの一員として、主に収益管理及び財務関連業務等に従事し、生命保険事業に関する豊富な業務知識・経験を有しております。	100.0% (26回/26回)	100.0% (21回/21回)
監査等委員 (社外取締役)	朱 殷卿	主に金融機関における企業経営者としての豊富な経験や高い見識及び他の会社の社外取締役としての豊富な経験を有しております。	100.0% (26回/26回)	100.0% (21回/21回)
監査等委員 (社外取締役)	増田 宏一	主に公認会計士としての豊富な経験や高度かつ専門的な知識及び他の会社の社外取締役・社外監査役としての豊富な経験を有しております。	100.0% (26回/26回)	100.0% (21回/21回)

なお、2024年6月24日開催の第14期定時株主総会をもって近藤 総一、朱 殷卿は取締役（監査等委員）を退任し、山腰 憲司、永瀬 悟が取締役（監査等委員）に就任いたしました。また、同日開催の監査等委員会において、山腰 憲司は常勤監査等委員に選定されております。

また、監査等委員の職務を遂行する組織として監査等委員会室を設置し、2024年3月末時点で適正な知識、能力、経験を有するスタッフを14名配置し、監査等委員の職務遂行をサポートしております。当該監査等委員会室スタッフの人事異動、業績評価等に関しては監査等委員と協議を行う等、取締役からの独立性及び監査等委員の指示に従った監査の実効性を確保しております。

c 監査等委員会の活動状況

監査等委員会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて随時に開催することとしております。当事業年度は合計26回開催し、1回あたりの所要時間は約1時間20分であります。

監査等委員会では、年間を通じ次のような決議、報告、協議がなされました。

付議事項	件数	検討事項
決議	22件	監査等基本方針・監査等計画、役員を選任・報酬に関する意見形成
		内部監査計画の同意
		会計監査人の解任又は不再任、会計監査人の報酬に関する同意
		監査実施結果、監査報告書等
報告	84件	2023年3月期監査等委員会所見
		業務執行取締役等へのヒアリング
		重要会議等の報告（経営会議等）
		会計監査人の監査計画、会計監査人による監査及びレビュー報告、三様監査
		会計監査の実施状況、内部監査結果、重要なリスクに係る取組み、コンプライアンス推進の状況、海外生保グループ会社のモニタリング状況、内部通報等
協議	1件	監査等委員の報酬

また、監査等委員会を補完し、グループの監査活動その他の情報共有を図るため、常勤監査等委員と国内主要グループ会社の常勤監査役との定期的な情報交換を実施しております。

d 監査等委員の主な活動

<監査等委員>

監査等委員は、監査等計画に沿って監査を行い、定期的にその実施状況を振り返るとともに、監査等委員会として年間の監査実施結果および監査等委員会所見を取締役会へ報告しております。監査実施状況・実施結果・所見の内容は翌年度の監査等計画へ反映させております。

また、監査等委員会において、代表取締役社長を含む業務執行取締役等12名を個別に招致し、業務執行に係る課題認識や取組方針のヒアリングを実施しております。当ヒアリングは社外取締役である委員長をはじめ、全委員が選定監査等委員として実施することで多様な視点を取り入れており、また、専門性の高い分野に関しては担当執行役員等から監査等委員及び社外取締役への勉強会を実施することで各委員等の理解深化を図り、監査の実効性を高めております。

加えて、監査等委員及び社外取締役は執行役員及び国内外主要グループ会社経営陣との対話を計22回実施し、コミュニケーションを深めました。課題が認められた場合や気づきが得られた場合には、必要に応じ、執行部門に意見、提言を行うとともに、取締役会長、代表取締役社長に定期的にフィードバックを行う等、企業価値の向上及び持株会社としての機能発揮を意識した監査を実施しております。

また、監査等委員は取締役会に出席し、取締役の職務執行を監査しております。当事業年度に開催された全21回の取締役会に、全監査等委員が出席いたしました（出席率：社外監査等委員100.0%、社内常勤監査等委員100.0%）。

取締役会の他、取締役会の任意の諮問機関である指名諮問委員会に、監査等委員増田 宏一が議長として、監査等委員佐藤 りえ子は委員として、上席常勤監査等委員柴垣 貴弘、常勤監査等委員近藤 総一はオブザーバーとして、当事業年度に開催された全8回に出席いたしました。監査等委員朱 殷卿はオブザーバーとして、8回中7回出席いたしました。

同じく取締役会の任意の諮問機関である報酬諮問委員会に、監査等委員朱 殷卿は委員として、監査等委員佐藤 りえ子、増田 宏一、上席常勤監査等委員柴垣 貴弘、常勤監査等委員近藤 総一はオブザーバーとして、当事業年度に開催された全10回に出席いたしました。

また当社では、社外監査等委員を含む監査等委員が子会社・関連会社の往査を行っております。当事業年度はアイペット損害保険株式会社（2024年1月）、Protective Life Corporation（2024年1月）、Star Union Dai-ichi Life Insurance Company Limited（2024年3月）へ往査、各社の社長・経営層等へのヒアリングを実施いたしました。往査結果は代表取締役社長並びに取締役・担当執行役員等に報告しております。

#### <うち常勤監査等委員>

上記の他、常勤監査等委員は経営会議（当事業年度は全23回）等の重要会議に出席し、報告事項・審議状況等を確認しております。また、各ユニットからの定例報告及び重要な決裁書等の閲覧による各ユニットの業務遂行状況の確認、海外子会社・関連会社（地域統括会社を含む）の監査等の実施並びに内部監査部門及び内部統制部門との緊密な連携を通じ、効率的な監査を実施しており、必要に応じて、各部門の担当執行役員及びユニット長から報告を受け、意見交換をしております。常勤という特性を活かして詳細な情報・実情等を把握し、その概要を監査等委員会等で共有することにより、全監査等委員の監査の質の向上を図っております。

#### <重点監査項目>

監査等委員会は、当事業年度は主として（a）グループ・コーポレートガバナンスに係る取組みの妥当性・実効性、持株会社としての機能発揮の高度化、（b）グループ財務戦略の実行状況の妥当性・実効性、（c）グループ事業戦略の実行状況の妥当性・実効性、（d）グループ経営資源の効率的な確保、適切な配分及びシナジーの発揮状況、（e）グループのサステナビリティ・ブランディング・IR等の取組状況、（f）グループ内部統制システムの整備・運用状況の妥当性・適切性、（g）実効的な会計監査を通じた財務報告の信頼性に係る取組状況を重点監査項目として確認いたしました。

重点監査項目		実施した活動内容及び確認した事柄
(a)	グループ・コーポレートガバナンスに係る取組みの妥当性・実効性、持株会社としての機能発揮の高度化	持株会社としての役割の明確化に向けた経営管理体制整備の状況、グループ経営管理の枠組み構築に向けた取組状況を確認しております。また、新たな中期経営計画において持株会社として目指す姿の実現に向けて重要となる指標を、グループのKPIとして設定したことを確認しております。新たな買収案件等に関しては取締役会等の審議・議論の状況を確認し、検討の十分性や手続きの適切性等を確認しております。
(b)	グループ財務戦略の実行状況の妥当性・実効性	資本コスト・資本効率のギャップ解消に向けたERM戦略や事業ポートフォリオの構築状況については、市場関連リスクの削減取組みを順調に進捗させていることを確認しております。また、将来の新経済価値ソルベンシー規制導入に向けての態勢整備が進められていることを確認しております。
(c)	グループ事業戦略の実行状況の妥当性・実効性	環境変化（金利上昇や保険市場環境の変化等）によるグループ事業への影響、各事業の市場規模、成長性等を踏まえ、より効率性の高い事業への資源配分のシフト等の、グループ全体の企業価値向上を目指す方向性及び取組状況を確認しております。
(d)	グループ経営資源の効率的な確保、適切な配分及びシナジーの発揮状況	また、新たに買収したグループ会社について、確実なPMI及びグループシナジー創出に向けた戦略等の検討がなされていることを確認しております。
(e)	グループのサステナビリティ・ブランディング・IR等の取組状況	サステナビリティに関する取組みとして、サステナブルな社会と当社事業のサステナブルな成長のため、当社が取り組むべき重要課題「コア・マテリアリティ」を新たに設定したことを確認しております。グループブランディングに関する取組みとして、次期中期経営計画で目指す姿の実現に向けて、国内外グループ会社との丁寧な議論を経て、理念体系の改定等を行ったことを確認しております。
(f)	グループ内部統制システムの整備・運用状況の妥当性・適切性	内部統制システムの整備・運用状況及び環境変化を踏まえた高度化の状況として、生じた事象等を踏まえてPDCAを回しつつ、態勢強化が図られていること、コンプライアンスに係るグループ各社とのレポートラインの強化取組み等を確認しております。なお、引き続き第一生命保険株式会社の金銭に係る不正行為の撲滅に向けた経営品質刷新に取り組んでいることを確認しております。
(g)	実効的な会計監査を通じた財務報告の信頼性	会計監査人との四半期ごとの三様監査及び意見交換会を通じて、一部海外子会社におけるIFRS第17号適用に伴う会計処理の妥当性、KAM（監査上の主要な検討事項）等について協議いたしました。また、業務執行取締役へのヒアリングや日常監査を通じて、上記に関連する情報開示についての検討・取組状況を確認いたしました。

<監査等委員会の実効性向上に向けた取組み>

監査等委員会の実効性・適切性に係る状況確認のため、監査等委員会の自己評価アンケートを毎年実施しております。アンケートは役割・議題・課題・運営・独立性等、全15問で構成されており、集計結果は全監査等委員に連携し、翌事業年度以降の運営改善につなげております。

② 内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携等

a 会計監査人との連携状況

監査等委員会は、四半期ごとに会計監査人より会計監査及び内部統制監査の手続き及び結果の概要につき報告を受け、意見交換を実施しております。監査等委員は、期中において、三様監査や意見交換会等、会計監査人との会合を定期的に開催し、会計監査人の監査計画・重点監査項目・監査状況等及び会計監査報告書へのKAM（監査上の主要な検討事項）の項目・内容等の検討状況の報告を受け、課題の共有化と情報交換を図るとともに、有効かつ効率的な会計監査及び内部統制監査の遂行に向けて意見交換を行う等、緊密に連携しております。監査等委員会と会計監査人との連携内容は次のとおりであります。

会計監査人との連携

会議名	時期	概要
四半期レビュー報告	2023年8月 2024年2月	各四半期のレビュー結果について会計監査人より報告を受け、意見交換を行いました。
中間監査報告	2023年11月	中間監査結果を会計監査人より報告を受け、意見交換を行いました。
年度末監査報告	2024年5月	年度末監査報告（含む内部統制監査状況）及び会計監査人の職務の遂行に関する監査等委員への報告を受領いたしました。
監査計画等の説明	2023年5月	当事業年度の監査計画及び監査報酬案の説明を受けました。
KAM（監査上の主要な検討事項） （注）	2023年8月 2023年11月 2024年2月 2024年5月	監査等委員会（三様監査を含む）にて監査等委員と会計監査人が四半期ごとに主に以下のKAM（監査上の主要な検討事項）の候補となりうる項目の監査上のリスク変化の状況等について継続的に協議いたしました。 ・IFRS第17号の新規適用 ・のれんの評価 ・保有契約価値の評価 ・責任準備金の評価 ・繰延税金資産の評価

（注）KAM（監査上の主要な検討事項）に関連する情報開示の適切性・整合性についても確認しております。

b 内部監査部門（監査ユニット）との連携状況

監査等委員会は、内部監査部門（監査ユニット）作成の内部監査計画を確認し、これに同意するとともに、定期及び随時に内部監査部門（監査ユニット）から直接内部監査結果の報告を受け、内部統制システムの整備及びその運用状況等について確認を行っております。加えて内部統制担当所管等からも、定期及び随時に報告を受け、確認を行っております。

内部監査部門（監査ユニット）は、会計監査人との定期及び随時の会合において、会計監査人より監査の状況や監査結果等について報告を受けるとともに、会計監査人の求めに応じて内部監査の規程、実施状況及び内部監査結果等を報告する等、緊密に連携しております。また、監査等委員会の他、取締役会・経営会議に対しても内部監査結果の報告を行っております（デュアルレポーティング）。

常勤の監査等委員と内部監査部門（監査ユニット）との連携内容は次のとおりであります。

内部監査部門（監査ユニット）との連携

会議名	時期	概要
合同監査会議	2024年2月	内部監査実施状況及び内部監査リスク・アセスメント等を踏まえた内部監査計画案について意見交換を行いました。
月例報告	原則毎月 1～2回	内部監査部門（監査ユニット）からの内部監査報告を受けました（テーマ監査、実施前の意見交換及び実施結果等）。

監査等委員、内部監査部門（監査ユニット）及び会計監査人が参加する三様監査会議も行っており、緊密に連携しております。会計監査人、内部監査部門（監査ユニット）との主な連携内容は次のとおりであります。

会計監査人、内部監査部門（監査ユニット）との連携

会議名	時期	概要
三様監査	2023年8月 2023年11月 2024年2月 2024年5月	監査等委員、内部監査部門（監査ユニット）及び会計監査人それぞれの監査状況について情報交換、意見交換を行いました。

③ 会計監査の状況

a 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b 継続監査期間

7年間

c 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 寺澤 豊

同 藤原 初美

同 春日 雄太

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士16名、その他20名であります。

e 会計監査人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、会計監査人を選定する場合、同委員会が定める「会計監査人の選解任等の決定に関する方針」に基づき、監査法人の概要（品質管理体制、適格性、専門性、独立性）、監査の実施体制等（監査の体制・方法）、公認会計士・監査審査会検査結果及び日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果及び監査報酬見積額等の事項を確認しております。また、会社法第340条第1項各号に掲げる事由が発生し、監査等委員の全員が認めたときは、会計監査人を解任できます。監査等委員会は、同委員会が定める「会計監査人の選解任等の決定に関する方針」に従い、会計監査人の適格性、監査計画や監査実施状況の相当性等を確認しており、会計監査人がその職務を適正かつ適切に遂行することが困難であると認めたとき、又はその他適当であると判断したときは、株主総会に提出される会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決議いたします。

f 監査等委員会による会計監査人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、「会計監査人の選解任等の決定に関する方針」に基づき、監査法人の品質管理（ガバナンス・マネジメント、品質管理等）、監査チーム（会計監査の相当性、独立性、職業的懐疑心の保持・発揮等）、監査報酬等、監査等委員とのコミュニケーション、経営者や内部監査部門（監査ユニット）とのコミュニケーション、グループ監査及び不正リスクへの対応、執行所管からのアンケート、公認会計士・監査審査会による検査結果や日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果等の確認事項に基づき評価を行っております。また、2023年3月に改訂された「監査法人の組織的な運営に関する原則」（通称「監査法人のガバナンス・コード」）への会計監査人の対応状況を確認しております。2025年3月期の会計監査人については、上記確認事項の確認結果を踏まえ2024年3月期の会計監査人の監査の方法及び結果は相当であり、解任又は不再任の必要はないものとしております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	99	4	102	6
連結子会社	235	22	292	22
計	334	26	394	28

(前連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、「会計基準に関するアドバイザリー業務」等であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、「企業年金受託業務に係るシステムに対して保証を提供する業務」等であります。

(当連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、「新規制に関するアドバイザリー業務」等であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、「企業年金受託業務に係るシステムに対して保証を提供する業務」等であります。

b 監査公認会計士等と同一のネットワーク (KPMGメンバーファーム) に対する報酬 (aを除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	11	-	11
連結子会社	1,203	138	1,652	186
計	1,203	150	1,652	198

(前連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、「税務に関するアドバイザリー業務」等であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、「保険数理アドバイザリー業務」等であります。

(当連結会計年度)

当社における非監査業務の内容は、「税務に関するアドバイザリー業務」等であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、「保険数理アドバイザリー業務」等であります。

c その他重要な報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

なお、監査報酬については、当社の規模や特性並びに会計監査人より提示を受ける監査の体制・手続き・監査日数等を勘案した上で、その妥当性を検証し、監査等委員会の同意を得て決定しております。

e 監査等委員会による監査報酬の同意理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行った上で、適切であると判断したためであります。

#### (4) 【役員報酬等】

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関する事項

(ア) 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として、報酬諮問委員会にて審議の上、取締役会の決議により「役員報酬決定方針」を定めております。なお、「役員報酬決定方針」は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に加え、執行役員（以下、総称して「役員」という。）の報酬に関する決定方針としても定めております。

(イ) 当社の定める「役員報酬決定方針」は、以下のとおりであります。

---

#### 役員報酬決定方針

##### 1. 目的

本方針は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員（以下、総称して「役員」という。）の報酬に関する決定方針を定める。

##### 2. 基本方針および基本原則

役員報酬制度を当社グループビジョンの実現を担う役員に対する「公正な処遇」の重要な要素として位置付け、次の事項を基本方針および基本原則とする。

###### (1) 基本方針

ア 中長期的な目線を持って、ステークホルダーとの価値共有を実現する仕組みであること

イ 役割・責任の大きさおよびその発揮度合いを反映した、公正な報酬体系、適切な水準であること

ウ 会社・個人業績と連動することで、各役員の貢献を評価し、グループとして重視する価値創造実現を後押しすること

###### (2) 基本原則

ア 役割・責任に応じた適切な報酬設計

各役員の総報酬は、役割・責任の大きさ、求める期待値、業績の達成度合い等を公正に反映した内容とする。また第一生命グループを支える人財を獲得・維持するために必要な制度設計とする。

イ グループとして重視する戦略との整合

中期経営計画をはじめとした第一生命グループの経営戦略・目標との整合性を確保する。

ウ 会社・個人業績との連動

業績向上に対する健全なインセンティブ強化として、単年度業績連動報酬や株式報酬制度を導入する。またその前提として、各役員が担う役割・責任の明確化とこれに基づく業績評価を行い、各役員の業績向上に対する貢献を的確に評価する。

エ あらゆるステークホルダーとの利益共有

中長期的な経営戦略に基づき定める指標を単年度業績連動報酬の評価に用いるほか、株式報酬制度を導入することで、お客さまや株主の皆さまをはじめとした様々なステークホルダーとの利益共有により、企業の持続的成長を通じた株主価値向上への一層強い意識付けを図るものとする。

オ 適切かつ競争力ある報酬水準

業種等を考慮した第三者による企業経営者の報酬に関する調査等を参照しつつ、適切な報酬水準を決定する。また採用国等を踏まえた、グローバル視点での人財獲得も視野に入れた設計とする。

カ 客観性・透明性の確保

役員報酬決定にあたっては、客観性を担保するために、社外委員を過半とする報酬諮問委員会にて審議のうえ、当社の取締役会にて決定する。

また、役員報酬に関する基本的な考え方その他の重要事項の積極的な開示等を通じて、役員報酬と企業価値向上との関連をチェックするために必要な情報提供を行い、株主をはじめとしたステークホルダーに対するアカウンタビリティを果たす。

##### 3. 手続き

役員の報酬に関する体系ならびに個別の報酬額について、報酬諮問委員会にて審議、取締役会にて決定する。

#### 4. 役員報酬の構成

役員（社外取締役を除く）の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、基本報酬、単年度業績連動報酬（会社業績報酬、個人業績報酬）および株式報酬（譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬）にて構成する。また、各報酬の支給割合については、単年度業績連動報酬を会社として掲げる目標の達成と各役員の役割の達成に向けての動機付け、株式報酬を中長期的な経営目標の達成、企業価値向上へのインセンティブおよび株主との利益共有の実現と位置付けた上で、上記持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして適切に機能するよう定める。

役員のうち社外取締役については、基本報酬のみで構成する。また、社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、業務執行を行わない取締役については、その職責等に鑑み、単年度業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬の付与については個別に判断する。

##### （1）基本報酬

職責に応じた定額報酬

##### （2） - ①単年度業績連動報酬（会社業績報酬）

業績向上のインセンティブとして、中期経営計画をはじめとする第一生命グループの経営目標を踏まえ選定する指標における目標値の達成度に連動

##### （2） - ②単年度業績連動報酬（個人業績報酬）

各役員が担う役割の達成度に連動

##### （3） - ①株式報酬（譲渡制限付株式報酬）

中長期的な経営目標の達成、株主との利益共有を目的として、譲渡制限が付された株式を割当

##### （4） - ②株式報酬（業績連動型株式報酬）

企業価値向上へのインセンティブとして、中期経営計画をはじめとする第一生命グループの経営目標を踏まえ選定する指標における目標値の達成度合いに連動

#### 5. 報酬の支払時期等

（1）基本報酬、会社業績報酬および個人業績報酬は、月例報酬とし、毎月支払う。

（2）業績連動型株式報酬および譲渡制限付株式報酬は、年次報酬とし、取締役会で定める日に支給する。

#### 6. 制定・改廃

本方針は、報酬諮問委員会で審議の上、取締役会がこれを定め、必要に応じて見直すものとする。

---

（ウ）当事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとしての適切性等について、客観性を担保するため、社外取締役である委員を過半とする報酬諮問委員会にて審議の上、最終的に、取締役会において個人別の具体的な報酬等の額及び内容が決定されていること等から、「役員報酬決定方針」に沿うものであると判断しております。

##### ② 監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に関する事項

当社は、取締役会が定める「コーポレートガバナンス方針」において、監査等委員である取締役の報酬については基本報酬のみで構成し、報酬の水準は、第三者による国内企業経営者の報酬に関する調査等を活用し、設定する旨を定めており、監査等委員会において本方針に基づき、個人別の報酬等の額を協議、決定しております。

##### ③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関しては、2022年6月20日に開催されました第12期定時株主総会において、従来の報酬等の額である「年額8億4,000万円以内（うち社外取締役分7,200万円以内）」を「年額8億4,000万円以内（うち社外取締役分1億円以内）」とする旨が決議されております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）は第12期定時株主総会終結時点で10名（うち社外取締役4名）、当事業年度末日現在も10名（うち社外取締役4名）です。

また、2018年6月25日開催の第8期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプション制度に代えて、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、上記年額8億4,000万円以内（うち社外取締役分7,200万円以内）の枠内において、社外取締役以外の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の額を、年額2億円を上限として設定する旨が決議されております。当該株主総会決議において、譲渡制限付



(2021-2023年度中期経営計画「Re-connect 2023」における業績連動報酬等のK P I (業績評価指標))

視点	K P I	選定理由
経済価値	グループROEV	中期経営計画にて掲げる項目と整合的であり、特に経済価値ベースでの資本効率向上と将来利益の確保を取締役に意識づけるため
	グループ新契約価値	
フリーキャッシュ	市場関連リスク削減	中期経営計画にて掲げる項目と整合的であり、特に持続的な企業価値向上に向けた財務・事業戦略上の柔軟性・安定性確保を取締役に意識づけるため
	フリーキャッシュフロー	
会計利益	修正ROE	中期経営計画にて掲げる項目と整合的であり、特に企業価値向上に向けた会計ベースでの資本効率向上とステークホルダーへの還元原資の確保を取締役に意識づけるため
	グループ修正利益	
市場評価	相対TSR	中期経営計画にて掲げる項目と整合的であり、特に事業活動に対する市場評価による株主価値の変動と取締役報酬との利害共有の関係性を高め、取締役による企業価値向上への意識を高めるため
健全性	グループ資本充足率 (ESR)	中期経営計画にて掲げる項目と整合的であり、特に安定した経営戦略遂行に向けた市場環境変化等へのストレス余力の向上を取締役に意識づけるため

- (注) 1. 上記は業績連動報酬等のうち単年度業績連動報酬(会社業績報酬)及び業績連動型株式報酬に関するK P Iであります。
2. 修正ROEは、「修正利益÷{純資産-のれん・確定利付資産含み損益(税後)・市場価格調整(MVA)関連損益累計(税後)等}」にて算出いたします。
3. フリーキャッシュは、会計資本、健全性規制、経済価値ベースの資本充足率(ESR)のうち最も厳格な基準における余剰資本であります。
4. TSRは、Total Shareholder Return(株主総利回り)の略語で、キャピタルゲインとインカムゲインを合わせた株主にとっての総合投資利回りを指します。
5. 相対TSRは、以下の合計10社との比較であります。
- 国内保険会社5社：株式会社かんぽ生命保険、株式会社T&Dホールディングス、東京海上ホールディングス株式会社、MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社及びSOMPOホールディングス株式会社
- グローバルで生命保険事業を展開し、日米市場等で当社グループと競合関係にある会社5社：Aflac Incorporated、AXA SA、Manulife Financial Corporation、MetLife Inc. 及びPrudential Financial, Inc.

各取締役の会社業績報酬については、毎年、報酬諮問委員会で審議の上、定時株主総会終了直後に開催される取締役会において、上記各評価指標の目標に対する達成度合に応じて支給額を決定し、支給額が決定された月の翌月から12ヶ月間の報酬として支給しております。なお、会社業績報酬の評価指標のうち主要なものにつき、2022年3月期及び2023年3月期における目標及び実績は下表のとおりであります。下記の実績に基づく当社の会社業績の評価ランクは、2022年3月期は「III」、2023年3月期は「V」となっております。

業績連動型株式報酬の交付は、報酬諮問委員会で審議の上、業績評価期間の最終事業年度に係る当社の定時株主総会終了後の当社取締役会において、業績評価期間における業績目標達成度等に応じて決定いたします。

(会社業績報酬の主要な評価指標に係る目標及び実績)

視点	評価指標	目標 (2022年3月期)	実績 (2022年3月期)
経済価値	グループROEV	3.8%	4.9%
	グループ新契約価値	1,600億円程度	1,268億円
フリー キャッシュ	市場関連リスク削減	△2,800億円程度	△3,929億円
	フリーキャッシュフロー	3,100億円程度	3,336億円
会計利益	修正ROE	7.1%	8.0%
	グループ修正利益	2,600億円程度	2,961億円
市場評価	相対TSR	6位	2位
健全性	資本充足率(ESR)	130%以上	227%

視点	評価指標	目標 (2023年3月期)	実績 (2023年3月期)
経済価値	グループ新契約価値	1,600億円程度	733億円
フリー キャッシュ	フリーキャッシュフロー	3,000億円程度	1,177億円
会計利益	グループ修正利益	2,800億円程度	1,844億円
健全性	資本充足率(ESR)	130%以上	226%
	連結ソルベンシーマージン比率	400%以上	704%

- (注) 1. 新契約価値は、各事業年度における新契約の成立時点の価値を表した指標であります。  
 2. ソルベンシーマージン比率は、通常の予測を超えて発生するリスクに備えて「支払余力」がどの程度カバーされているかを示す行政監督上の指標の一つであります。  
 3. 資本充足率(ESR)及び連結ソルベンシーマージン比率は、加点項目ではなく、いずれか一方又は両方が目標未達成の場合の減点項目として採用しております。

また、単年度業績連動報酬のうち、個人業績報酬については、健全なインセンティブとして機能するよう、各役員が担う役割・職責等を踏まえた一定の個人別の業績指標を設定し、その達成度を勘案した評価に、定量業績に表れない定性的な取組内容の評価を加味して、各役員の支給額を決定し、支給額が決定された月の翌月から12ヶ月間の報酬として支給しております。個人業績報酬の対象となる各取締役の実績の評価は、毎年、報酬諮問委員会で審議の上、定時株主総会終了直後に開催される取締役会において行われます。2022年3月期の評価実績は、「II」から「III-」までのランクであり、2023年3月期の評価実績は、「III+」から「V」のランクとなっております。

- (注) 1. 会社業績の評価は、I、II、III+、III、III-、IV、Vの7段階(Iが最も高く、IIIが標準)になります。  
 2. 個人業績の評価は、I、II、III+、III、III-、IV、V、V-の8段階(Iが最も高く、IIIが標準)になります。

⑤ 取締役の報酬等の総額等に関する事項

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)						対象となる役員 の員数
		基本報酬	単年度業績連動報酬等		非金銭報酬等 (株式報酬)		その他	
			会社 業績報酬	個人 業績報酬	譲渡制限 付株式	業績連動 型株式		
取締役(監査等委員である 取締役及び社外取締役を 除く。)	311	178	8	25	54	44	0	8
社外取締役(監査等委員で ある取締役を除く。)	68	68	-	-	-	-	-	4
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く。)	104	104	-	-	-	-	0	2
監査等委員である社外取 締役	72	72	-	-	-	-	-	3

- (注) 1. 単年度業績連動報酬等に関する事項は、「④ 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、④.において「各取締役」という。)の報酬(業績連動報酬等を含む。)に関する事項」に記載のとおりであります。上表に記載の単年度業績連動報酬等については、2022年3月期に係る実績に基づく2023年4月から2023年6月の3ヶ月間の報酬等及び2023年3月期に係る実績に基づく2023年7月から2024年3月の9ヶ月間の報酬等の合計額であります。
2. 上表に記載の業績連動型株式報酬については、2023年4月から2024年3月の期間において、当該期間に対する報酬として費用計上された金額であります。
3. 非金銭報酬等又はこれに準じた報酬等であると位置付けられる株式報酬は、第一生命グループ全体の株主価値向上への貢献意欲や士気を一層高め、株主の皆さまとの価値共有を可能な限り長期にわたって進めることを目的とする当社の譲渡制限付株式報酬と企業価値向上へのインセンティブとして、中期経営計画をはじめとする第一生命グループの経営目標を踏まえ選定する指標における目標値の達成度合いに連動する当社の業績連動型株式報酬であります。これらのうち譲渡制限付株式報酬は、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役除く。)を対象とするものであり、譲渡制限期間を3年とし、①当該譲渡制限期間中に任期満了又は定年その他当社の取締役会が相当と認める事由により当社又は当社の一定のグループ会社の役員等の地位のいずれかの地位を退任又は退職した場合、退任又は退職直後時点で譲渡制限を解除すること、及び②当該譲渡制限期間中に、交付対象の取締役が禁錮以上の刑に処せられた場合又は重要な法令違反等の一定の事由に該当し、当社の取締役会が相当と認めた場合には、当社が当該株式を無償取得できること等の条件が付されるとともに、③譲渡制限解除後のクローバック条項が設けられております。当該株式報酬の交付状況は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」に記載のとおりであります。また、業績連動型株式報酬は、当社の取締役会が定める取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)を対象とするものであり、業績評価期間を3事業年度とし、①業績評価期間中継続して、当社の取締役会が定める地位にあったこと、②法令違反その他当社の取締役会で定める一定の非違行為等がなかったこと、及び③業績連動型株式報酬制度の趣旨を達成するために必要と認める要件を充足すること等の条件が付されるとともに、④業績評価期間が終了し当社普通株式の発行又は処分がなされた後のクローバック条項が設けられております。
4. 社外取締役が当社から受け取った報酬以外の金額はありません。また、社外取締役が当社の親会社等から受け取った報酬等もありません。
5. 上記には、2023年6月26日に当社を退任した監査等委員ではない取締役2名及び同日に就任した監査等委員でない取締役2名を含んでおります。

⑥ 役員報酬の決定プロセス

当社は取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の役員報酬について、基本報酬、単年度業績連動報酬（会社業績報酬及び個人業績報酬）及び株式報酬（譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬）で構成しております。社外取締役については、基本報酬のみで構成しております。これら報酬の水準は、業種等を考慮した第三者による企業経営者の報酬に関する調査等を活用し、設定することとしております。なお、当該報酬に関する体系及び個別の報酬額は、取締役会の任意の諮問機関である報酬諮問委員会にて審議し、取締役会においては、報酬諮問委員会の意見を尊重して決定いたします。

2024年3月期においては、報酬諮問委員会を10回開催し、主な審議テーマは以下のとおりであります。いずれも報酬諮問委員会で審議、決定した委員会案を取締役に付議し、取締役会にて決議されております。

- i) 役員の個人別の評価、及び報酬額に関する事項
- ii) 譲渡制限付株式の割当て
- iii) 役員報酬制度運営に関する検討

⑦ 提出会社の役員毎の連結報酬等の総額

氏名	連結報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)					
				基本報酬	単年度業績連動報酬等		非金銭報酬等 (株式報酬)		その他
					会社 業績報酬	個人 業績報酬	譲渡制限 付株式	業績連動 型報酬	
菊田 徹也	121	取締役	提出会社	52	4	9	30	21	0
			第一生命保険株式会社	3	0	0	0	0	0

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

⑧ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

## (5) 【株式の保有状況】

### ① 投資株式の区分の基準及び考え

当社グループにおいては、生命保険事業に関連する資産運用の一環として投資株式を保有しております。

当社グループが生命保険商品を通じて提供する保障期間は、しばしば長期にわたることがあります。例えば、伝統的な終身保険や年金保険では、契約期間が数十年に及ぶことも珍しくありません。このように長期の保険契約を確実に履行するために、保険会社は保険料や運用収益を財源として社内に積み立てておくことが保険業法において定められております。この積立金は、責任準備金と呼ばれ、貸借対照表上の負債に該当するものであります。

保険業法は、保険の引受けに加えて資産運用も保険会社の固有業務であると定めており、当社では、保険会社の中でも長期安定した保険負債を有する生命保険会社は、保険契約者に実質的に帰属する責任準備金相当額について、長期的な視点に基づき資産運用を行うべきであると考えております。

当社グループにおける各生命保険会社においては、資産運用にあたっては、確定利付資産を中心としたALM運用（資産と負債の統合的管理）を基本としておりますが、グループの中でもとりわけ長期安定的かつ大規模な保険負債を有する第一生命保険株式会社においては、超長期の負債に対応する超長期の債券の市場が十分に発達していなかったこと等から、資産間の分散効果にも着目し、企業分析や業種・銘柄の分散、リスク管理を前提として、株式等のリスク性資産を運用ポートフォリオの一部に組み込むバランス型の運用を行っております。

このように、生命保険事業を営むグループ各社における投資株式の保有は、原則として、責任準備金に対応する資産運用の一環として純投資目的で行うものであります。もっとも、このような資産運用の一環として保有する投資株式に関し、その発行体と当社グループとの間の業務提携による双方の業務上の関係強化や、当社グループのお客さまのニーズに的確に応えるための協業を通じた営業戦略上の効果獲得等、当社グループの戦略上、他の目的をも有する場合には、当該投資株式については、その保有目的が「純投資目的以外の目的である投資株式」として管理・保有しております。

### ② 第一生命保険株式会社における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)である第一生命保険株式会社については以下のとおりであります。

#### a 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

個別の保有株式について、保有の目的の適切性（注1）及び資本コスト対比の収益性を踏まえた指標（注2）により検証を行い、縮減の是非を判断しており、上場株式については毎年取締役会における検証内容を開示しております。保有の適切性や合理性が認められず、純投資としての保有意義も認められない場合は、売却を行います。

なお、当社及び第一生命保険株式会社の取締役会は、検証対象について、保有目的の適切性及び資本コスト対比の収益性の観点から、いずれも保有が適切であることを確認しております。（2023年8月検証実施）

(注) 1 保険窓販業務を始めとする事業推進に資する協調や合弁事業等の提携取組みの状況、及び純投資の収益性（成長性・配当利回り）を確認しております。

2 当事業年度開始時点の投下資本に対する収益性の評価をしております。具体的には、提携等による経済効果及び純投資収益と当事業年度開始時点の投下資本を比較し、資本コスト対比で保有が適切であることを確認しております。なお、提携等による経済効果は、国内生命保険グループ各社の商品の販売により得られる新契約価値等を使用して算出しております。

#### ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(億円)
非上場株式	3	6
非上場株式以外の株式	2	1,185

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)  
該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)  
該当事項はありません。

ハ. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(千株)	株式数(千株)		
	貸借対照表計上額(億円)	貸借対照表計上額(億円)		
株式会社りそなホールディングス	75,145	75,145	保険・投資信託商品の窓口販売等、各取組みでの協調等を目的とした業務提携による関係強化を図るため、継続して保有しております。	無
	714	480		
株式会社みずほフィナンシャルグループ	15,469	15,469	保険商品の窓口販売や、合弁事業の設立、健康分野での協業をはじめとした、各取組みでの協調等を目的とした全面業務提携による関係強化を図るため、継続して保有しております。	無
	471	290		

- (注) 1 当事業年度に保有している上記2銘柄は、「純投資目的」と上記の「純投資目的以外の目的」を併せ持っております。
- 2 定量的な保有効果については個別取引等の秘密保持の観点から記載が困難であります。保有の合理性は、保有目的や資本コストを踏まえた指標により検証しております(2023年8月検証実施)。
- 3 保有先企業は当社の株式を保有しておりませんが、同子会社が当社の株式を保有しております。

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(千株)	株式数(千株)		
	貸借対照表計上額(億円)	貸借対照表計上額(億円)		
株式会社みずほフィナンシャルグループ	6,920	6,920	退職給付信託に拠出しており、議決権行使権限を有します。	無
	210	129		

- (注) 1 当事業年度に保有している上記1銘柄は、「純投資目的」と上記の「純投資目的以外の目的」を併せ持っております。
- 2 「貸借対照表計上額」は、「株式数」に「当該事業年度末日の終値」を乗じた金額を掲載しております。
- 3 定量的な保有効果については個別取引等の秘密保持の観点から記載が困難であります。保有銘柄は、退職給付制度に適した銘柄であることを検証しております(2024年2月検証実施)。

b 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (億円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (億円)
非上場株式	354	509	360	711
非上場株式以外の株式	2,306	44,579	2,368	36,494

区分	当事業年度			
	受取配当金の 合計額(億円)	売却損益の 合計額(億円)	評価損益の 合計額(億円)	
			含み損益	減損 処理額
非上場株式	42	4	35	△7
非上場株式以外の株式	904	2,555	29,862	△13

c 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの  
該当事項はありません。

d 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの  
該当事項はありません。

③ 提出会社における株式の保有状況

提出会社については、以下のとおりであります。

a 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証  
の内容

個別の保有株式について、保有の目的の適切性（注1）や資本コスト対比の収益性を踏まえた指標（注2）により検証を行い、縮減の是非を判断しており、上場株式については毎年取締役会における検証内容を開示しております。保有の適切性や合理性が認められず、純投資としての保有意義も認められない場合は、売却を行います。なお、2024年3月末時点において、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、上場株式はございません。

（注）1 保険窓販業務を始めとする事業推進に資する協調や合弁事業等の提携取組みの状況、及び純投資の収益性（成長性・配当利回り）を確認しております。

2 当事業年度開始時点の投下資本に対する収益性の評価をしております。具体的には、提携等による経済効果及び純投資収益と当事業年度開始時点の投下資本を比較し、資本コスト対比で保有が適切であることを確認しております。なお、提携等による経済効果は、国内生命保険グループ各社の商品の販売により得られる新契約価値等を使用して算出しております。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(億円)
非上場株式	3	91
非上場株式以外の株式	-	-

(注) 「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得価 額の合計額(億円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	55	事業戦略の実現に向けた投資
非上場株式以外の株式	-	-	-

(注) 「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

ハ. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

b 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

c 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

d 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第46条及び第68条に基づき、同規則及び「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）により作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定に準拠して財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、次のとおりであります。

(1) 会計基準等の内容の適切な把握又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制の整備として、公益財団法人財務会計基準機構への加入及び会計基準設定主体等の行う研修等へ参加しております。

(2) 社内の規程手続及び内部統制を構築し、適正な財務報告を行う体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金及び預貯金	※1 1,619,087	※1 2,064,416
コールローン	966,900	719,300
買現先勘定	—	58,136
買入金銭債権	246,105	226,450
金銭の信託	911,246	888,720
有価証券	※1, ※2, ※3, ※4, ※13 46,711,704	※1, ※2, ※3, ※4, ※13 51,781,703
貸付金	※5, ※6 4,348,495	※5, ※6 4,719,209
有形固定資産	※7 1,239,953	※7 1,224,456
土地	※10 883,225	※10 861,010
建物	330,802	341,248
リース資産	3,580	2,510
建設仮勘定	6,352	3,178
その他の有形固定資産	15,992	16,507
無形固定資産	736,712	708,383
ソフトウェア	129,394	129,811
のれん	117,236	115,206
その他の無形固定資産	490,082	463,364
再保険貸	1,623,872	1,853,137
その他資産	2,884,851	3,124,314
繰延税金資産	334,573	178,914
支払承諾見返	48,987	16,417
貸倒引当金	△17,863	△22,803
投資損失引当金	△927	△448
資産の部合計	61,653,699	67,540,309

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
<b>負債の部</b>		
保険契約準備金	54,276,174	57,152,350
支払備金	1,353,999	1,460,832
責任準備金	52,498,770	55,268,875
契約者配当準備金	※9 423,403	※9 422,642
再保険借	584,172	476,386
短期社債	43,062	53,088
社債	※11 906,612	※11 922,198
その他負債	2,362,537	4,171,547
売現先勘定	※1 432,210	※1 1,360,914
その他の負債	※1, ※12 1,930,326	※1, ※12 2,810,632
退職給付に係る負債	367,808	212,173
役員退職慰労引当金	794	674
時効保険金等払戻引当金	800	1,000
特別法上の準備金	305,588	324,391
価格変動準備金	305,588	324,391
繰延税金負債	25,199	258,858
再評価に係る繰延税金負債	※10 70,197	※10 69,064
支払承諾	48,987	16,417
負債の部合計	58,991,935	63,658,152
<b>純資産の部</b>		
資本金	344,074	344,205
資本剰余金	330,407	330,538
利益剰余金	1,093,232	1,214,608
自己株式	△13,918	△17,258
株主資本合計	1,753,795	1,872,093
その他有価証券評価差額金	740,292	1,733,897
繰延ヘッジ損益	△38,114	△101,756
土地再評価差額金	※10 30,369	※10 28,223
為替換算調整勘定	149,749	247,433
退職給付に係る調整累計額	22,778	117,420
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	2,407	△15,457
その他の包括利益累計額合計	907,483	2,009,761
新株予約権	483	302
非支配株主持分	1	—
純資産の部合計	2,661,764	3,882,157
負債及び純資産の部合計	61,653,699	67,540,309

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
経常収益	9,508,766	11,028,166
保険料等収入	6,654,426	7,526,357
資産運用収益	2,280,869	3,033,982
利息及び配当金等収入	1,431,356	1,430,988
金銭の信託運用益	—	20,505
売買目的有価証券運用益	—	385,902
有価証券売却益	571,788	435,076
有価証券償還益	19,182	8,238
金融派生商品収益	27,138	—
為替差益	227,065	539,088
貸倒引当金戻入額	100	—
投資損失引当金戻入額	—	46
その他運用収益	4,236	6,660
特別勘定資産運用益	—	207,475
その他経常収益	573,470	467,827
経常費用	9,121,266	10,489,160
保険金等支払金	6,548,179	6,756,863
保険金	1,768,898	1,832,297
年金	865,135	1,068,105
給付金	761,238	667,575
解約返戻金	1,989,215	1,735,306
その他返戻金等	1,163,691	1,453,577
責任準備金等繰入額	15,348	1,877,422
支払準備金繰入額	7,043	28,722
責任準備金繰入額	—	1,840,259
契約者配当金積立利息繰入額	8,305	8,440
資産運用費用	1,145,908	603,877
支払利息	33,000	39,675
金銭の信託運用損	2,303	—
売買目的有価証券運用損	392,938	—
有価証券売却損	516,578	356,612
有価証券評価損	21,750	7,866
有価証券償還損	5,934	3,684
金融派生商品費用	—	99,258
貸倒引当金繰入額	—	5,100
投資損失引当金繰入額	486	—
貸付金償却	1,513	4,394
賃貸用不動産等減価償却費	13,682	14,044
その他運用費用	72,358	73,240
特別勘定資産運用損	85,361	—
事業費	※1 841,698	※1 926,325
その他経常費用	570,130	324,672
経常利益	387,500	539,006

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
特別利益	4,584	6,646
固定資産等処分益	※2 4,550	※2 6,543
その他特別利益	34	103
特別損失	39,805	31,153
固定資産等処分損	※3 5,562	※3 6,523
減損損失	※4 15,939	※4 5,307
価格変動準備金繰入額	18,202	18,803
その他特別損失	101	520
契約者配当準備金繰入額	95,000	87,500
税金等調整前当期純利益	257,280	426,998
法人税及び住民税等	41,746	96,764
法人税等調整額	41,798	9,448
法人税等合計	83,544	106,212
当期純利益	173,735	320,786
非支配株主に帰属する当期純利益	0	21
親会社株主に帰属する当期純利益	173,735	320,765

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益	173,735	320,786
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,651,766	991,026
繰延ヘッジ損益	△21,888	△64,624
為替換算調整勘定	142,589	92,740
退職給付に係る調整額	14,575	94,641
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	2,104	△17,864
持分法適用会社に対する持分相当額	△3,368	8,504
その他の包括利益合計	※1 △1,517,753	※1 1,104,423
包括利益	△1,344,017	1,425,209
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△1,344,017	1,425,188
非支配株主に係る包括利益	0	21

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益
当期首残高	343,926	330,259	1,334,834	△12,718	1,996,301	2,397,969	△15,532
会計方針の変更等による累積的影響額			△198,165		△198,165	△302	
会計方針の変更等を反映した当期首残高	343,926	330,259	1,136,668	△12,718	1,798,136	2,397,666	△15,532
当期変動額							
新株の発行	147	147			295		
剰余金の配当			△85,030		△85,030		
親会社株主に帰属する当期純利益			173,735		173,735		
自己株式の取得				△120,000	△120,000		
自己株式の処分		△143		405	262		
自己株式の消却		△118,394		118,394	—		
利益剰余金から資本剰余金への振替		118,538	△118,538		—		
土地再評価差額金の取崩			△13,726		△13,726		
その他			122		122		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						△1,657,373	△22,581
当期変動額合計	147	147	△43,436	△1,199	△44,341	△1,657,373	△22,581
当期末残高	344,074	330,407	1,093,232	△13,918	1,753,795	740,292	△38,114

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	在外子会社等 に係る保険契 約準備金評価 差額金	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	16,643	4,232	8,197	—	2,411,510	694	—	4,408,507
会計方針の変更等による累積的影響額				302	—			△198,165
会計方針の変更等を反映した当期首残高	16,643	4,232	8,197	302	2,411,510	694	—	4,210,341
当期変動額								
新株の発行								295
剰余金の配当								△85,030
親会社株主に帰属する当期純利益								173,735
自己株式の取得								△120,000
自己株式の処分								262
自己株式の消却								—
利益剰余金から資本剰余金への振替								—
土地再評価差額金の取崩								△13,726
その他								122
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	13,726	145,516	14,580	2,104	△1,504,027	△211	1	△1,504,236
当期変動額合計	13,726	145,516	14,580	2,104	△1,504,027	△211	1	△1,548,577
当期末残高	30,369	149,749	22,778	2,407	907,483	483	1	2,661,764

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益
当期首残高	344,074	330,407	1,093,232	△13,918	1,753,795	740,292	△38,114
会計方針の変更等による累積的影響額					—		
会計方針の変更等を反映した当期首残高	344,074	330,407	1,093,232	△13,918	1,753,795	740,292	△38,114
当期変動額							
新株の発行	130	130			261		
剰余金の配当			△84,554		△84,554		
親会社株主に帰属する当期純利益			320,765		320,765		
自己株式の取得				△120,000	△120,000		
自己株式の処分		△229		485	255		
自己株式の消却		△116,175		116,175	—		
利益剰余金から資本剰余金への振替		116,405	△116,405		—		
土地再評価差額金の取崩			2,145		2,145		
その他			△574		△574		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						993,604	△63,642
当期変動額合計	130	130	121,376	△3,339	118,298	993,604	△63,642
当期末残高	344,205	330,538	1,214,608	△17,258	1,872,093	1,733,897	△101,756

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	在外子会社等 に係る保険契 約準備金評価 差額金	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	30,369	149,749	22,778	2,407	907,483	483	1	2,661,764
会計方針の変更等による累積的影響額					—			—
会計方針の変更等を反映した当期首残高	30,369	149,749	22,778	2,407	907,483	483	1	2,661,764
当期変動額								
新株の発行								261
剰余金の配当								△84,554
親会社株主に帰属する当期純利益								320,765
自己株式の取得								△120,000
自己株式の処分								255
自己株式の消却								—
利益剰余金から資本剰余金への振替								—
土地再評価差額金の取崩								2,145
その他								△574
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,145	97,684	94,642	△17,864	1,102,277	△181	△1	1,102,095
当期変動額合計	△2,145	97,684	94,642	△17,864	1,102,277	△181	△1	1,220,393
当期末残高	28,223	247,433	117,420	△15,457	2,009,761	302	—	3,882,157

## ④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	257,280	426,998
賃貸用不動産等減価償却費	13,682	14,044
減価償却費	84,023	75,392
減損損失	15,939	5,307
のれん償却額	7,030	9,620
支払備金の増減額 (△は減少)	89,668	13,140
責任準備金の増減額 (△は減少)	△809,048	1,699,747
契約者配当準備金積立利息繰入額	8,305	8,440
契約者配当準備金繰入額 (△は戻入額)	95,000	87,500
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△3,643	3,938
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	147	△478
貸付金償却	1,513	4,394
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△6,004	△24,894
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△134	△119
時効保険金等払戻引当金の増減額 (△は減少)	—	200
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	18,202	18,803
利息及び配当金等収入	△1,431,356	△1,430,988
有価証券関係損益 (△は益)	431,593	△668,528
支払利息	33,000	39,675
為替差損益 (△は益)	△227,065	△539,088
有形固定資産関係損益 (△は益)	498	△930
持分法による投資損益 (△は益)	△6,184	△9,531
関係会社株式売却損益 (△は益)	—	2
再保険貸の増減額 (△は増加)	543,710	△121,340
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額 (△は増加)	87,721	△162,593
再保険借の増減額 (△は減少)	△292,520	△24,706
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額 (△は減少)	48,887	236,206
その他	6,787	127,492
小計	△1,032,966	△212,295
利息及び配当金等の受取額	1,621,166	1,610,065
利息の支払額	△36,066	△42,710
契約者配当金の支払額	△93,123	△96,702
その他	△436,527	△267,843
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△154,975	6,864
営業活動によるキャッシュ・フロー	△132,492	997,377

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
預貯金の純増減額 (△は増加)	4,460	2,971
買入金銭債権の取得による支出	△25,989	△40,438
買入金銭債権の売却・償還による収入	29,995	50,992
金銭の信託の増加による支出	△92,105	△250,337
金銭の信託の減少による収入	285,464	293,607
有価証券の取得による支出	△10,719,051	△13,392,710
有価証券の売却・償還による収入	14,073,919	11,884,649
貸付けによる支出	△1,000,847	△1,195,175
貸付金の回収による収入	842,473	974,322
短期資金運用の純増減額 (△は減少)	△2,764,354	1,125,207
資産運用活動計	633,964	△546,911
<b>営業活動及び資産運用活動計</b>		
有形固定資産の取得による支出	△117,860	△51,139
有形固定資産の売却による収入	56,547	38,781
無形固定資産の取得による支出	△43,821	△42,012
無形固定資産の売却による収入	—	3,319
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △218,369	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	—	△155
子会社株式の取得による支出	—	△3,530
投資活動によるキャッシュ・フロー	310,460	△601,649
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
借入れによる収入	103,673	200,230
借入金の返済による支出	△205,632	△9,052
株式の発行による収入	147	—
リース債務の返済による支出	△3,147	△3,412
短期資金調達のための純増減額 (△は減少)	△13,599	△128,754
自己株式の取得による支出	△120,000	△120,000
配当金の支払額	△84,814	△84,313
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△2,075	△460
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△325,447	△145,763
現金及び現金同等物に係る換算差額	48,019	5,120
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△99,458	255,085
現金及び現金同等物の期首残高	2,616,743	2,517,285
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,517,285	※1 2,772,370

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 80社

主要な連結子会社の名称

第一生命保険株式会社

第一フロンティア生命保険株式会社

ネオファースト生命保険株式会社

アイペットホールディングス株式会社

Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limited

TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd

Protective Life Corporation

Dai-ichi Life Insurance (Cambodia) PLC.

Dai-ichi Life Insurance Myanmar Ltd.

Dai-ichi Life Reinsurance Bermuda Ltd.

Partners Group Holdings Limited

第一生命インターナショナルホールディングス合同会社

パーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社

当社の子会社となったTAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd傘下4社について、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

当社の子会社となったProtective Life Corporation傘下1社について、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

アイペットホールディングス株式会社傘下1社について、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd傘下2社について、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

Protective Life Corporation傘下6社について、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

Partners Group Holdings Limited傘下3社について、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

#### (2) 非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社は、第一生命情報システム株式会社、株式会社第一ビルディング及びファースト・ユー匿名組合であります。

なお、第一生命情報システム株式会社は、2024年4月1日付で、第一生命テクノクロス株式会社へ社名変更いたしました。

#### (連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社74社については、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### 2 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の非連結子会社の数 0社

#### (2) 持分法適用の関連会社の数 35社

主要な持分法適用関連会社の名称

アセットマネジメントOne株式会社

企業年金ビジネスサービス株式会社  
ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社  
日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社  
株式会社ベネフィット・ワン  
OCEAN LIFE INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED  
Star Union Dai-ichi Life Insurance Company Limited  
PT Panin Internasional

当社の関連会社となった日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社について、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

当社の関連会社となった株式会社ベネフィット・ワン及びその傘下11社の計12社について、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

アセットマネジメントOne株式会社傘下1社について、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

### (3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

持分法を適用していない非連結子会社は、第一生命情報システム株式会社、株式会社第一ビルディング、ファースト・ユー匿名組合他であり、持分法を適用していない関連会社は、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社、日本物産株式会社他であります。

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）その他の項目からみて、連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

## 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社の決算日は、12月31日及び3月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## 4 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券（現金及び預貯金、買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）

a 売買目的有価証券

時価法（売却原価の算定は移動平均法）

b 満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法（定額法）

c 責任準備金対応債券（「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券をいう。）

移動平均法による償却原価法（定額法）

d 非連結かつ持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

e その他有価証券

(a) 市場価格のない株式等以外のもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）

(b) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。  
一部の在外連結子会社の保有する有価証券の売却原価の算定は、先入先出法によっております。

- ② デリバティブ取引  
時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く。）

当社及び国内連結子会社の有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物（2016年3月31日以前に取得した建物付属設備及び構築物を除く。）については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～60年

その他の有形固定資産 2年～20年

なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却しております。

また、2007年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち、従来の償却可能限度額まで償却が到達している有形固定資産については、償却到達年度の翌連結会計年度より残存簿価を5年間で均等償却しております。

在外連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法によっております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。

連結子会社の買収等により取得した無形固定資産については、その効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、効果の発現する態様にしたがって償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間（2年～16年）に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとした定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

連結される国内の生命保険会社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下、「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に対する債権については、債権額から担保及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額等に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1百万円（前連結会計年度は1百万円）であります。

一部の在外連結子会社においては、対象となる債権について当初認識時に全期間の予想信用損失を見積り、貸倒引当金を認識しております。

② 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資による損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、市場価格のない株式等及び組合出資金等について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員退任慰労金の支給に備えるため、一部の連結子会社の社内規程に基づく支給見込額を計上しております。

④ 時効保険金等払戻引当金

時効保険金等払戻引当金は、時効処理を行った保険金等について契約者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は次のとおりであります。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。なお、一部の在外連結子会社は回廊アプローチを採用しております。

また、一部の在外連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(5) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(6) 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債（非連結かつ持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式は除く。）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、非連結かつ持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。また、在外連結子会社の資産、負債、収益及び費用は、在外連結子会社の事業年度末日の為替相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

一部の連結子会社については、外貨建保険等に係る外貨建その他有価証券のうち債券等に係る換算差額について、外国通貨による時価の変動を評価差額として処理し、それ以外を為替差損益等として処理しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

当社及び一部の国内連結子会社のヘッジ会計の方法は「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金の一部、公社債の一部及び借入金・社債の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部、外貨建借入金・外貨建社債、外貨建予定取引の一部及び外貨建定期預金に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップ、為替予約による振当処理及び繰延ヘッジ、外貨建債券の一部に対する為替変動に係る価格変動リスク

のヘッジとして通貨オプション、為替予約による時価ヘッジ、外貨建債券の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして債券店頭オプションによる繰延ヘッジ、国内株式の一部及び外貨建予定取引の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式オプション、株式先渡による繰延ヘッジ及び時価ヘッジ、また、保険負債の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	貸付金、公社債、借入金・社債、保険負債
通貨スワップ	外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建借入金・外貨建社債、外貨建予定取引
為替予約	外貨建債券、外貨建定期預金、外貨建予定取引
通貨オプション	外貨建債券
債券店頭オプション	外貨建債券
株式オプション	国内株式、外貨建予定取引
株式先渡	国内株式

③ ヘッジ方針

当社及び一部の国内連結子会社では、資産運用に関する社内規程等に基づき、ヘッジ対象に係る価格変動リスク、為替変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性の判定は、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動又は時価変動を比較する比率分析によっております。

(「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係)

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、次のとおりであります。

- ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ、振当処理
- ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ
- ヘッジ対象…貸付金、外貨建貸付金
- ヘッジ取引の種類…キャッシュ・フローを固定するもの

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。ただし、重要性が乏しいのれんについては、発生連結会計年度に一括償却しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税のうち、法人税法施行令に定める繰延消費税については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

② 責任準備金の積立方法

連結される国内の生命保険会社の責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約に

ついて、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

- a 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- b 標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式

なお、直近の実績に基づき将来の収支を予測すること等により、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加して責任準備金を積み立てる必要があります。期末時点における責任準備金には、同項に従い、一部の終身保険契約を対象に追加して積み立てた責任準備金が含まれております。

また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

連結される米国の生命保険会社の責任準備金は、米国会計基準に基づき、契約時等に定める保険数理計算上の仮定（金利、死亡率、継続率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りに基づき算出した額を積み立てております。なお、当該見積りと直近の実績が大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、仮定の見直しを行い、追加して責任準備金を積み立てる必要があります。

連結される豪州及びニュージーランドの生命保険会社の責任準備金は、国際会計基準に基づき、連結会計年度末時点における保険数理計算上の仮定（金利、死亡率、継続率、経費率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積り額に貨幣の時間価値、保険契約から生じるキャッシュ・フローの金融リスクと不確実性の影響を反映して算出した額及び、保険契約から生じると見込まれる利益のうち連結会計年度末時点において未稼得の部分の額を足し合わせた額を積み立てております。なお、保険期間が1年以内であるなどの一定の条件を満たす一部の保険契約については、将来のキャッシュ・フローを見積ることなく、連結会計年度末時点において未経過となっている期間に対応する保険料の額を積み立てております。

上記以外の連結される海外の生命保険会社の責任準備金は、各国の会計基準に基づき算出した額を積み立てております。

### ③ 既発生未報告支払備金（IBNR備金）の計算方法

一部の国内連結子会社の個人保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設又は自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

（計算方法の概要）

IBNR告示第1条第1項本則に掲げるすべての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。

なお、前事業年度末においては、当該みなし入院に係る額の代わりに、重症化リスクの高い方以外のみなし入院に係る額を除外しておりましたが、当事業年度中にみなし入院の入院給付金の取扱いを終了したことにより、当該みなし入院に係る額を除外して算出する方法に見直しております。

### ④ 保険料等収入及び保険金等支払金の計上基準

連結される国内の生命保険会社の保険料等収入及び保険金等支払金の計上基準は、次のとおりであります。

- a 保険料等収入（再保険収入を除く）

保険料等収入（再保険収入を除く）は、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料等収入（再保険収入を除く）のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に繰り入れております。

- b 再保険収入

再保険収入は、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る保険金等として支払った金額のうち再保険に付した額を、当該保険金等の支払時に計上しております。

なお、修正共同保険式再保険のうち一部の現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。

c 保険金等支払金（再保険料を除く）

保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条に基づき、期末時点において支払義務が発生しているが支払いが行われていない、又は支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められる保険金等について、支払備金に繰り入れております。

d 再保険料

再保険料は、再保険協約書に基づき合意された再保険料を元受保険契約に係る保険料の収納時又は当該協約書の締結時に計上しております。

なお、再保険に付した部分に相当する一部の責任準備金及び支払備金につきましては、保険業法施行規則第71条第1項及び同規則第73条第3項に基づき不積立てとしております。

連結される海外の生命保険会社の保険料等収入及び保険金等支払金は、各国の会計基準に基づき計上された項目について連結決算上必要な修正を行い、保険料等収入及び保険金等支払金に集計、表示しております。

（会計方針の変更）に記載のとおり、当連結会計年度より一部の在外連結子会社においてAASB第17号及びNZ IFRS第17号を適用しており、AASB第17号及びNZ IFRS第17号に係る項目は、適切な科目に集計し、表示しております。

保険料等収入、保険金等支払金には、下表のとおり、AASB第17号及びNZ IFRS第17号を適用している一部の在外連結子会社の金額が含まれております。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
保険料等収入		
元受保険契約に係る収益	513,328百万円	639,069百万円
再保険契約に係る収益	151,094 "	159,773 "
保険金等支払金		
元受保険契約に係る費用	399,403 "	417,288 "
再保険契約に係る費用	133,435 "	167,272 "

(重要な会計上の見積り)

## 1 のれんの評価

### (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されているのれんは、当社によるProtective Life Corporationの買収並びにProtective Life Corporationが行う買収事業に関連して計上されたのれん55,479百万円（前連結会計年度は55,535百万円）、TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltdの買収に関連して計上されたのれん26,773百万円（前連結会計年度は27,803百万円）、Partners Group Holdings Limitedの買収に関連して計上されたのれん18,652百万円（前連結会計年度は20,482百万円）及びアイペットホールディングス株式会社の買収に関連して計上されたのれん14,300百万円（前連結会計年度は15,724百万円）であります。

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

Protective Life Corporation及びTAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltdの買収等に関連して計上されたのれんは、各連結子会社の連結財務諸表に計上されており、各国の会計基準に基づき各連結子会社でのれんの減損損失の計上の要否に関する判断を行っております。

Protective Life Corporationにおいては、定期的に、のれんの減損損失の計上の要否を判断しております。

まず、のれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回っている可能性が50%超であるかどうか（減損の兆候の有無）について定性的要因を評価しております。なお、会計基準において全部又は一部の報告単位について、減損の兆候の有無の判定を省略し、後述の定量的減損テストに進むことが認められております。減損の兆候の有無は、Protective Life Corporation及び各報告単位を取り巻く経済環境及び市場環境の悪化の有無、将来の利益又はキャッシュ・フローにマイナスの影響を及ぼす要因の有無、全般的な業績の悪化の有無、Protective Life Corporation及び各報告単位に固有のその他の事象を考慮して総合的に検討しております。

次に、減損の兆候の有無の判定において、のれんに減損の兆候が認められると結論付けられた場合、又は減損の兆候の有無の判定を省略することを選択した場合に、のれんを含む報告単位の帳簿価額と公正価値との比較（定量的減損テスト）を行います。公正価値の算出に当たって使用される主要な仮定（事業収支予測、割引率等）には見積りの不確実性があります。

減損の兆候となる環境の悪化や事象が生じた場合、又は帳簿価額と公正価値との比較（定量的減損テスト）において使用される主要な仮定が変動した場合、翌連結会計年度において、減損損失が発生する可能性があります。

TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltdにおいては、のれんを配分した資金生成単位の帳簿価額と回収可能価額との比較（定量的減損テスト）を行うことで、のれんの減損損失の計上の要否を判断しております。回収可能価額は、エンベディッド・バリュー等に基づき算出しており、エンベディッド・バリューの算出に当たっては、保険数理計算上の仮定（割引率、保険事故発生率、継続率等）を用いております。保険数理計算上の仮定の更新により回収可能価額が低下した場合には、翌連結会計年度において、減損損失が発生する可能性があります。

当社は、各連結子会社での判断の結果を踏まえ、日本の会計基準に基づき減損損失の計上の要否の判定を行っております。

Partners Group Holdings Limited 及びアイペットホールディングス株式会社の買収に関連して計上されたのれんは、当社の連結財務諸表に計上されており、当社が日本の会計基準に基づきのれんの減損損失の計上の要否に関する判断を行っております。

まず、のれんを含む資産グループの減損の兆候の有無について判定しております。減損の兆候の有無は、Partners Group Holdings Limited 及びアイペットホールディングス株式会社を取り巻く経済環境及び市場環境の悪化の有無、将来の利益又はキャッシュ・フローにマイナスの影響を及ぼす要因の有無、全般的な業績の悪化の有無、のれんを含む資産グループの実質価値の著しい下落の有無、各資産グループに固有のその他の事象を考慮して総合的に検討しております。

次に、減損の兆候の有無の判定において、のれんに減損の兆候が認められると結論付けられた場合に、のれんを含む資産グループから将来生じるキャッシュ・フローを見積り、その総額と帳簿価額を比較し、下回る場合に

は減損損失を認識することとなります。減損損失を認識することとなった、のれんを含む資産グループは回収可能価額を算出のうえ、帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として認識します。回収可能価額の算出に当たって使用される主要な仮定（事業収支予測、割引率、保険数理計算上の仮定等）には見積りの不確実性があります。

減損の兆候となる環境の悪化や事象が生じた場合、翌連結会計年度において、減損損失が発生する可能性があります。

なお、当連結会計年度において、のれんの減損の兆候は無いと判断しており、減損損失は計上しておりません。

## 2 保有契約価値の評価

### (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されているその他の無形固定資産には、当社によるProtective Life Corporationの買収並びにProtective Life Corporationが行う買収事業に関する保有契約価値相当額287,996百万円（前連結会計年度は308,608百万円）、当社の中間持株会社である第一生命インターナショナルホールディングス合同会社を通じたPartners Group Holdings Limitedの買収に関する保有契約価値相当額34,200百万円（前連結会計年度は35,793百万円）及び当社によるアイペットホールディングス株式会社の買収に関する保有契約価値相当額21,608百万円（前連結会計年度は24,077百万円）が含まれております。

なお、前連結会計年度末に計上していた当社によるTAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltdの買収に関する保有契約価値相当額（前連結会計年度末計上額：20,188百万円）は、AASB第17号「保険契約」を適用したことに伴い全額償却しております。

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

買収等により計上された保有契約価値は、保険数理計算に基づき、買収時点で有効な保険契約及び投資契約のキャッシュ・フローから得られる将来利益の現在価値として算定され、連結子会社の連結財務諸表に計上されており、その効果が及ぶと見積られる期間にわたり、効果の発現する態様に従って償却しております。

Protective Life Corporationの保有契約価値は、将来の保険料収入又は見積総利益、並びにその契約期間等を基礎として償却しております。

そのうち、投資性保険商品等から生じる保有契約価値については、定期的に保険数理計算上の仮定（金利、死亡率、継続率等）を見直し、必要に応じて更新することにより、償却額が増減いたします。継続率の変動により見積総利益の増減が見込まれる場合等、保険数理計算上の仮定の更新により、翌連結会計年度において償却額が増減する可能性があります。

また、伝統的保険商品等から生じる保有契約価値は、予め定められた償却に加え、定期的に責任準備金の積み立ての十分性に関する判断と一体で保有契約価値の減価の有無を検討しております。契約時等に定める保険数理計算上の仮定（金利、死亡率、継続率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りと直近の実績が大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、翌連結会計年度において、追加の責任準備金の計上に先立ち、保有契約価値の減価相当額が損失計上される可能性があります。なお、当連結会計年度において、保有契約価値の減価相当額の損失は計上しておりません。

Partners Group Holdings Limited及びアイペットホールディングス株式会社の買収に際して計上した保有契約価値の減損損失の計上の要否については、定期的に、のれんの減損損失の計上に関する判断と一体で検討しております。減損の兆候となる環境の悪化や事象が生じた場合、翌連結会計年度において、減損損失が発生する可能性があります。なお、当連結会計年度において、のれんの兆候判定の結果と同様に、保有契約価値の減損の兆候は無いと判断しております。

(会計方針の変更)

一部の在外連結子会社において、Australian Accounting Standards Board及びNew Zealand Accounting Standards Boardが公表した会計基準「保険契約」(AASB第17号)(NZ IFRS第17号)を当連結会計年度の期首から適用しております。

これにより、貨幣の時間価値、保険契約から生じるキャッシュ・フローの金融リスク、及び保険契約から生じるキャッシュ・フローの不確実性の影響を反映するよう保険契約準備金を測定しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。

この結果、遡及適用前と比べて、前連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ23,399百万円減少しております。また、前連結会計年度の保険契約準備金が329,814百万円増加、その他資産が50,053百万円増加しております。さらに、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、前連結会計年度の利益剰余金の期首残高は198,165百万円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(追加情報)

当中間連結財務諸表に記載したとおり、当連結会計年度において、保険契約準備金の測定方法等について一部精緻化を行った結果、当連結会計年度の連結貸借対照表に記載の前連結会計年度の数値について、当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結貸借対照表における前連結会計年度末残高の修正再表示を行っております。当該修正により主に、その他資産が26,497百万円増加、保険契約準備金が35,758百万円増加、利益剰余金が6,263百万円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は軽微であると判断しております。

(未適用の会計基準等)

「金融サービス—保険契約」(Topic944) (ASU第2018-12号 2018年8月15日、ASU第2019-09号 2019年11月15日、ASU第2020-11号 2020年11月5日)

(1) 概要

当該会計基準は、将来保険給付に係る負債の会計処理、市場リスクを伴う給付の公正価値測定、繰延新契約費の償却方法を中心に改正されたものであります。

米国会計基準を適用する非公開会社においては、2024年12月16日以降に開始する事業年度の期末から適用されます(早期適用は可能)。

(2) 適用予定日

一部の在外連結子会社において、米国会計基準を適用しておりますが、2025年12月31日に終了する事業年度の期末から適用する予定であります。

なお、在バミューダの連結子会社において、2022年12月31日に終了する事業年度から早期適用しております。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準の適用による影響は、現在評価中であります。

なお、在バミューダの連結子会社による当該会計基準の適用が連結財務諸表に与える影響は僅少であります。

(追加情報)

当社は、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引「株式給付信託（J-ESOP）」を行っております。

(1) 取引の概要

株式給付信託（J-ESOP）は、予め当社及び当社グループ会社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社及び当社グループ会社の従業員（以下、「従業員」という。）に対し当社株式を給付する仕組みであります。

当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、退職時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものであります。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

- ① 信託における帳簿価額は5,755百万円（前連結会計年度は5,838百万円）であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。
- ② 期末株式数は3,807千株（前連結会計年度は3,862千株）であり、期中平均株式数は3,817千株（前連結会計年度は3,865千株）であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
有価証券	683,609百万円	2,144,726百万円
預貯金	8,589 "	10,600 "
合計	692,198 "	2,155,326 "

担保付き債務の額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
売現先勘定	432,210百万円	1,360,914百万円
債券貸借取引受入担保金	150,117 "	221,007 "
合計	582,328 "	1,581,922 "

なお、上記有価証券には、売現先取引による買戻し条件付の売却を行った有価証券及び現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券が含まれており、その額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
576,344百万円	1,639,240百万円

※2 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
2,928,052百万円	2,902,560百万円

※3 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

保険商品の特性に応じて小区分を設定し、リスク管理を適切に行うために、各小区分を踏まえた全体的な資産運用方針と資金配分計画を策定しております。また、責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションが一定幅の中で一致していることを、定期的に検証しております。

なお、第一生命保険株式会社の小区分は次のとおり設定しております。

- ① 個人保険・個人年金保険（ただし、一部保険種類を除く）
- ② 無配当一時払終身保険（告知不要型）
- ③ 財形保険・財形年金保険
- ④ 団体年金保険（拠出型企業年金保険（拠出型企業年金保険（Ⅱ）及び企業年金保険のうち拠出型企業年金保険（Ⅱ）へ種類変更可能な契約））
- ⑤ 団体年金保険（2）（確定給付企業年金保険、厚生年金基金保険（Ⅱ）、新企業年金保険（Ⅱ））

また、第一フロンティア生命保険株式会社の小区分は次のとおり設定しております。

- ① 個人保険・個人年金保険（円貨建）
- ② 個人保険・個人年金保険（米ドル建）

ただし、一部保険種類・保険契約を除く。

※4 非連結子会社及び関連会社の株式等は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
株式	114,519百万円	266,333百万円
出資金	197,585 "	253,823 "
合計	312,104 "	520,157 "

※5 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる 債権	87百万円	88百万円
危険債権	2,552 "	2,586 "
三月以上延滞債権	—	5,345 "
貸付条件緩和債権	—	—
合計	2,639 "	8,020 "

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

取立不能見込額の直接減額による破産更生債権及びこれらに準ずる債権の減少額は1百万円（前連結会計年度は1百万円）であります。

※6 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
174,785百万円	236,063百万円

※7 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
620,391百万円	631,382百万円

8 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は、次のとおりであります。なお、負債の額も同額であります。

前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
2,338,524百万円	2,161,473百万円

※9 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
期首残高	413,222百万円	423,403百万円
契約者配当金支払額	93,123 "	96,702 "
利息による増加等	8,305 "	8,440 "
契約者配当準備金繰入額	95,000 "	87,500 "
期末残高	423,403 "	422,642 "

※10 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価を行った年月日 2001年3月31日

・同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格及び第2条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出

※11 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債が含まれており、その額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
759,127百万円	764,679百万円

※12 その他の負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれており、その額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
245,000百万円	245,000百万円

※13 消費貸借契約で借り入れている有価証券及び再保険取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は次のとおりであります。なお、担保に差し入れているものはありません。

前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
178,669百万円	190,320百万円

14 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
117,776百万円	117,776百万円

(連結損益計算書関係)

※1 事業費の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業活動費	319,449百万円	315,985百万円
営業管理費	101,636 "	102,464 "
一般管理費	420,612 "	507,875 "

※2 固定資産等処分益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
土地	2,394百万円	6,055百万円
建物	2,154 "	480 "
リース資産	—	3 "
その他の有形固定資産	1 "	2 "
その他資産	—	1 "
合計	4,550 "	6,543 "

※3 固定資産等処分損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
土地	2,463百万円	1,491百万円
建物	2,443 "	3,999 "
リース資産	31 "	25 "
その他の有形固定資産	109 "	71 "
ソフトウェア	315 "	312 "
その他の無形固定資産	—	166 "
その他資産	198 "	456 "
合計	5,562 "	6,523 "

※4 連結される国内の保険会社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産をグルーピングした方法

保険事業等の用に供している不動産等については、会社ごとに保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等及び遊休不動産等については、物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下又は時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

用途	場所	件数 (件)	種類(百万円)			合計 (百万円)
			土地	借地権	建物	
賃貸不動産等	東京都八王子市	1	—	—	57	57
遊休不動産等	東京都中央区等	19	9,082	3,402	3,396	15,881
合計	—	20	9,082	3,402	3,454	15,939

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

用途	場所	件数 (件)	種類(百万円)		合計 (百万円)
			土地	建物	
遊休不動産等	東京都千代田区等	16	4,063	1,243	5,307

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを1.89%（前連結会計年度は2.00%）で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については売却見込額、不動産鑑定評価基準に基づく評価額、固定資産税評価額又は相続税評価額に基づく時価を使用しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△2,160,984百万円	1,498,034百万円
組替調整額	△6,536 "	△133,397 "
税効果調整前	△2,167,520 "	1,364,636 "
税効果額	515,754 "	△373,610 "
その他有価証券評価差額金	△1,651,766 "	991,026 "
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△26,836 "	△91,512 "
組替調整額	9,344 "	1,859 "
資産の取得原価調整額	△13,907 "	—
税効果調整前	△31,399 "	△89,653 "
税効果額	9,510 "	25,028 "
繰延ヘッジ損益	△21,888 "	△64,624 "
為替換算調整勘定		
当期発生額	142,589 "	92,740 "
組替調整額	—	—
税効果調整前	142,589 "	92,740 "
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	142,589 "	92,740 "
退職給付に係る調整額		
当期発生額	10,228 "	139,314 "
組替調整額	9,955 "	△7,991 "
税効果調整前	20,184 "	131,322 "
税効果額	△5,608 "	△36,681 "
退職給付に係る調整額	14,575 "	94,641 "
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金		
当期発生額	2,104 "	△17,864 "
組替調整額	—	—
税効果調整前	2,104 "	△17,864 "
税効果額	—	—
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	2,104 "	△17,864 "
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	△3,151 "	8,838 "
組替調整額	△216 "	△334 "
持分法適用会社に対する持分相当額	△3,368 "	8,504 "
その他の包括利益合計	△1,517,753 "	1,104,423 "

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,031,348	121	41,581	989,888
自己株式				
普通株式	6,886	41,585	41,772	6,699

(注) 1 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、株式給付信託(J-ESOP)により信託口が所有する当社株式がそれぞれ、3,899千株、3,862千株含まれております。

2 普通株式の発行済株式の株式数の増加121千株は、譲渡制限付株式報酬としての新株の発行によるものであります。

3 普通株式の発行済株式の株式数の減少41,581千株は、自己株式の消却によるものであります。

4 普通株式の自己株式の株式数の増加41,585千株は、自己株式の取得によるもの41,581千株並びに譲渡制限付株式の無償取得によるもの3千株であります。

5 普通株式の自己株式の株式数の減少41,772千株は、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使によるもの152千株及び信託口から対象者への当社株式の給付によるもの37千株並びに自己株式の消却によるもの41,581千株であります。

2 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	483

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年6月20日 定時株主総会	普通株式	85,030	83	2022年 3月31日	2022年 6月21日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)導入に伴い設定した信託口に対する配当金323百万円を含めておりません。これは、信託口が所有する当社株式を自己株式として認識しているためであります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	84,554	86	2023年 3月31日	2023年 6月27日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)導入に伴い設定した信託口に対する配当金332百万円を含めておりません。これは、信託口が所有する当社株式を自己株式として認識しているためであります。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	989,888	81	37,298	952,672
自己株式				
普通株式	6,699	38,295	37,494	7,500

- (注) 1 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、株式給付信託 (J-ESOP) により信託口が所有する当社株式がそれぞれ、3,862千株、3,807千株含まれております。
- 2 普通株式の発行済株式の株式数の増加81千株は、譲渡制限付株式報酬としての新株の発行によるものであります。
- 3 普通株式の発行済株式の株式数の減少37,298千株は、自己株式の消却によるものであります。
- 4 普通株式の自己株式の株式数の増加38,295千株は、自己株式の取得によるもの38,291千株並びに譲渡制限付株式の無償取得及び単元未満株式の買取によるもの3千株であります。
- 5 普通株式の自己株式の株式数の減少37,494千株は、新株予約権 (ストック・オプション) の権利行使によるもの141千株及び信託口から対象者への当社株式の給付によるもの55千株並びに自己株式の消却によるもの37,298千株であります。

2 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	302

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	84,554	86	2023年 3月31日	2023年 6月27日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託 (J-ESOP) 導入に伴い設定した信託口に対する配当金332百万円を含めておりません。これは、信託口が所有する当社株式を自己株式として認識しているためであります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	106,804	113	2024年 3月31日	2024年 6月25日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託 (J-ESOP) 導入に伴い設定した信託口に対する配当金430百万円を含めておりません。これは、信託口が所有する当社株式を自己株式として認識しているためであります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
現金及び預貯金	1,619,087百万円	2,064,416百万円
コールローン	966,900 "	719,300 "
買現先勘定	—	58,136 "
有価証券	46,711,704 "	51,781,703 "
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△68,702 "	△70,083 "
現金同等物以外の有価証券	△46,711,704 "	△51,781,103 "
現金及び現金同等物	2,517,285 "	2,772,370 "

※2 株式の取得により連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得によりTAL Life Insurance Services Limited、Partners Group Holdings Limited及びアイペットホールディングス株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式等の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりです。

なお、当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定および「会計方針の変更」に記載のとおり会計方針の変更の遡及適用を行っており、前連結会計年度の関連する数値については遡及修正を反映させています。

(1) TAL Life Insurance Services Limited

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
資産	409,574 百万円
(うち現金及び預貯金)	(17,259 " )
負債	△323,668 "
(うち保険契約準備金)	(△297,473 " )
子会社株式の取得価額	85,905 "
子会社の現金及び現金同等物	△17,259 "
差引：子会社株式取得のための支出	68,645 "

(2) Partners Group Holdings Limited

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
資産	130,539 百万円
(うち現金及び預貯金)	(23,855 " )
のれん	18,451 "
負債	△62,948 "
(うち保険契約準備金)	(△24,988 " )
子会社株式の取得価額	86,042 "
子会社の現金及び現金同等物	△4,048 "
差引：子会社株式取得のための支出	81,994 "

(3) アイペットホールディングス株式会社

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
資産	50,370	百万円
(うち現金及び預貯金)	(13,986	” )
のれん	15,990	”
負債	△27,343	”
(うち保険契約準備金)	(△17,027	” )
子会社株式の取得価額	39,015	”
子会社の現金及び現金同等物	△13,986	”
差引：子会社株式取得のための支出	25,029	”

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

前連結会計年度(2023年3月31日)及び当連結会計年度(2024年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
1年以内	3,147百万円	2,717百万円
1年超	20,163 "	25,773 "
合計	23,310 "	28,490 "

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
1年以内	484百万円	623百万円
1年超	12,159 "	12,852 "
合計	12,644 "	13,475 "

## (金融商品関係)

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは生命保険事業を中心に事業を行っており、生命保険契約の持つ負債特性を考慮し、年金や保険金等を長期にわたって安定的に支払うことを目的に、ALM (Asset Liability Management : 資産・負債総合管理) の考えに基づき確定利付資産 (公社債、貸付等) を中心とした運用を行っております。また、経営の健全性を十分に確保した上で、許容できるリスクの範囲で株式や外国証券を保有することで、収益力の向上及びリスクの分散を図っております。

デリバティブ取引については、主に保有している現物資産に係る市場リスクのヘッジを目的とした取引を行っております。

資金調達については、主として、自己資本充実の一環として、銀行借入による間接金融の他、劣後債の発行といった資本市場からの資金の調達を行っております。調達したこれらの金融負債が、金利変動等による影響を受けないように、デリバティブ取引をヘッジ手段として一部の金融負債に対するヘッジ会計を適用しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産のうち、有価証券は、主に株式、債券であり、これらは、それぞれ市場価格の変動リスク、発行体の信用リスク及び金利の変動リスクに晒されている他、外貨建のものは為替の変動リスクに晒されております。また、貸付金は、取引先の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

資金調達における借入金・社債は、予期せぬ資金の流出等により支払期日にその支払を実行できなくなることや、通常より著しく高い金利で資金調達が余儀なくされることといった流動性リスクに晒されております。また、借入金・社債のうち変動金利や外貨建のものは、金利の変動リスクや為替の変動リスクに晒されております。

貸付金や借入金等の一部に関する金利の変動リスクのヘッジ手段として金利スワップ取引、国内株式の一部に関する価格変動リスクのヘッジ手段として株式先渡取引、外貨建債券や短期外貨預金等の一部、外貨建借入金等の一部に関する為替変動リスクのヘッジ手段として為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。

この他、保険負債の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(業種別委員会実務指針第26号) に基づく金利スワップ取引、資金保証契約に関する為替変動リスクのヘッジ手段として通貨スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。

ヘッジ会計の適用にあたっては、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号) 等における適用要件を満たすため、方針文書・規程等を整備した上で、ヘッジ対象とリスクの種類及び選択するヘッジ手段を明確にし、事前並びに事後の有効性の検証を実施しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループでは、リスク管理に関する基本方針及び管理手法等を定めた規程等を取締役会等で定め、これらの方針・規程等に基づき、リスク管理を行っております。

##### ① 市場リスクの管理

第一生命保険株式会社では、資産運用に関する方針及び市場リスク管理に関する諸規定に従い、負債の特性を勘案した中長期的なアセットアロケーションによりリスク管理を行うことを基本とし、ポートフォリオを運用目的別に区分し、それぞれのリスク特性に応じた管理を行っております。

a 金利リスクの管理

金利の変動リスクに関して、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握するとともに資産と負債のギャップ分析や金利感応度分析等のモニタリングを行い、定期的に取り締役会等に報告しております。

b 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関して、金融資産及び負債の通貨別の構成比等を把握するとともに感応度分析等のモニタリングを行い、定期的に取り締役会等に報告しております。

c 価格変動リスクの管理

価格変動リスクに関して、有価証券を含めた運用資産ポートフォリオ全体を対象として、資産別のリスク特性に応じてリスク管理のスタンス、具体的管理方法を定め、保有残高や資産配分のリミットを設定する等の管理を行っております。

これらの情報はリスク管理所管を通じ、定期的に取り締役会等に報告しております。

d デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の検証、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、投機的な利用を制限するため、資産区分別にヘッジ等利用目的による制限やポジション上限額等を設定しております。

上記以外の連結子会社においても、グループのリスク管理の基本方針等に基づき、適切なリスク管理体制を構築しております。

なお、第一フロンティア生命保険株式会社では、債券に係る為替リスクのヘッジ等を目的としてデリバティブ取引を行っております。最低保証リスクを含む全社的なリスクの状況については、リスク管理所管を通じ、定期的に取り締役会等に報告しております。

② 信用リスクの管理

第一生命保険株式会社では、資産運用に関する方針及び信用リスク管理に関する諸規定に従い、貸付金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応等与信管理に関する体制を整備し、運営しております。社債投資においては、審査所管が個別に内部格付等に基づいて投資上限枠を設定し、運用執行所管は上限枠の範囲内で投資を行うことで過度なリスクテイクを抑制しております。また、大口与信先に対しては取組方針を策定し、遵守状況を確認する等、与信集中を回避するための枠組みを整備しております。これらの与信管理は、審査所管の他、リスク管理所管が行い、定期的に取り締役会等に報告しております。更に、与信管理の状況については、内部監査部門がチェックしております。また、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、審査所管において、カウンターパーティー別・取引商品別に上限額を設定するとともに信用情報の把握を定期的に行い、リスク管理所管において、カレントエクスポージャー等の把握を定期的に行うことで管理しております。

上記以外の連結子会社においても、グループのリスク管理の基本方針等に基づき、適切なリスク管理体制を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「(デリバティブ取引関係)」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2023年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 買入金銭債権	246,105	246,105	—
(2) 金銭の信託	911,246	911,246	—
(3) 有価証券(※2)(※3)			
① 売買目的有価証券	5,788,023	5,788,023	—
② 満期保有目的の債券	148,240	145,192	△3,047
③ 責任準備金対応債券	19,265,186	19,591,271	326,084
④ 子会社・関連会社株式	1,368	1,368	—
⑤ その他有価証券	20,560,545	20,560,545	—
(4) 貸付金	4,348,495		
貸倒引当金(※4)	△14,742		
	4,333,752	4,182,038	△151,714
資産計	51,254,471	51,425,793	171,322
(1) 社債	906,612	840,698	△65,913
(2) 借入金	657,759	653,772	△3,986
負債計	1,564,371	1,494,471	△69,900
デリバティブ取引(※5)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	25,094	25,094	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	(100,575)	(99,318)	1,257
デリバティブ取引計	(75,481)	(74,223)	1,257

(※1) 現金及び預貯金、コールローン、短期社債及び売現先勘定は、主に満期までの期間が短いもの及び満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

(※2) 一部の投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

(※3) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)有価証券」には含まれておりません。

区分	前連結会計年度 (2023年3月31日) (百万円)
市場価格のない株式等(*1)(*3)	181,754
組合出資金等(*2)(*3)	766,583

(\*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(\*3) 当連結会計年度において、780百万円減損処理を行っております。

(※4) 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 買入金銭債権	226,450	226,450	—
(2) 金銭の信託	888,720	888,720	—
(3) 有価証券(※2)(※3)			
① 売買目的有価証券	7,367,280	7,367,280	—
② 満期保有目的の債券	111,391	106,581	△4,809
③ 責任準備金対応債券	20,471,469	19,610,247	△861,222
④ 子会社・関連会社株式	137,061	134,922	△2,139
⑤ その他有価証券	22,471,672	22,471,672	—
(4) 貸付金	4,719,209		
貸倒引当金(※4)	△20,548		
	4,698,660	4,547,323	△151,336
資産計	56,372,708	55,353,200	△1,019,507
(1) 社債	922,198	874,584	△47,613
(2) 売現先勘定	1,360,914	1,360,793	△121
(3) 借入金	862,409	865,092	2,683
負債計	3,145,523	3,100,470	△45,052
デリバティブ取引(※5)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	3,749	3,749	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	(162,700)	(161,499)	1,200
デリバティブ取引計	(158,950)	(157,750)	1,200

(※1) 現金及び預貯金、コールローン、買現先勘定及び短期社債は、主に満期までの期間が短いもの及び満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

(※2) 一部の投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

(※3) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)有価証券」には含まれておりません。

区分	当連結会計年度 (2024年3月31日) (百万円)
市場価格のない株式等(*1)(*3)	211,592
組合出資金等(*2)(*3)	1,011,233

(\*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に従い、時価開示の対象とはしていません。

(\*3) 当連結会計年度において、1,888百万円減損処理を行っております。

(※4) 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注) 1 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預貯金	1,609,940	8,499	650	—
コールローン	966,900	—	—	—
買入金銭債権	3,012	54,414	24,627	165,102
有価証券				
満期保有目的の債券 (公社債)	54,600	33,000	17,100	34,400
満期保有目的の債券 (外国証券)	5,100	4,180	—	—
責任準備金対応債券 (公社債)	103,952	814,835	2,117,931	13,291,023
責任準備金対応債券 (外国証券)	99,309	613,026	1,142,418	1,157,380
その他有価証券のうち満期 があるもの(公社債)	141,000	1,019,841	507,889	645,200
その他有価証券のうち満期 があるもの(外国証券)	424,553	3,163,264	3,338,188	7,117,538
その他有価証券のうち満期 があるもの(その他の証券)	26,880	313,045	175,396	32,024
貸付金(※)	428,271	1,555,158	1,055,480	765,397

(※) 貸付金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない86百万円、期間の定めのないもの539,742百万円は含まれておりません。

当連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預貯金	2,054,906	8,566	808	141
コールローン	719,300	—	—	—
買現先勘定	58,136	—	—	—
買入金銭債権	4,155	51,137	30,998	141,858
有価証券				
満期保有目的の債券 (公社債)	4,900	49,300	16,100	34,400
満期保有目的の債券 (外国証券)	800	5,054	1,000	—
責任準備金対応債券 (公社債)	82,460	823,630	2,382,505	14,085,449
責任準備金対応債券 (外国証券)	58,325	1,015,329	855,248	1,441,853
その他有価証券のうち満期 があるもの(公社債)	214,637	1,052,726	568,883	661,324
その他有価証券のうち満期 があるもの(外国証券)	733,890	2,924,565	3,596,844	6,942,982
その他有価証券のうち満期 があるもの(その他の証券)	72,893	572,572	260,700	44,767
貸付金(※)	567,822	1,619,855	1,025,332	957,333

(※) 貸付金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない86百万円、期間の定めのないもの545,957百万円は含まれておりません。

(注) 2 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債(※1)	43,062	—	—	7,170	—	211,088
売現先勘定	432,210	—	—	—	—	—
借入金(※2)	8,190	16,008	37,339	329,812	23	21,551

(※1) 社債のうち、期間の定めのないもの678,715百万円は含まれておりません。

(※2) 借入金のうち、期間の定めのないもの245,000百万円は含まれておりません。

当連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債(※1)	53,186	—	7,893	—	56,732	168,879
売現先勘定	1,360,914	—	—	—	—	—
借入金(※2)	17,536	40,989	335,258	—	103,666	120,000

(※1) 社債のうち、期間の定めのないもの678,715百万円は含まれておりません。

(※2) 借入金のうち、期間の定めのないもの245,000百万円は含まれておりません。

### 3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	246,105	246,105
金銭の信託	716,700	194,546	—	911,246
有価証券(※)				
売買目的有価証券	2,571,530	3,163,524	52,968	5,788,023
その他有価証券				
国債	1,121,132	—	—	1,121,132
地方債	—	28,149	—	28,149
社債	—	1,446,827	10,001	1,456,828
株式	3,162,223	—	—	3,162,223
外国公社債	505,773	12,072,200	430,378	13,008,352
外国その他証券	613,732	436,558	46,145	1,096,436
その他の証券	14,536	591,227	32,240	638,004
デリバティブ取引				
通貨関連	176	61,179	—	61,356
金利関連	—	34,928	—	34,928
株式関連	6,925	45,570	—	52,495
債券関連	2,463	1,013	—	3,477
その他	—	726	71,028	71,754
資産計	8,715,194	18,076,452	888,868	27,680,514
社債	—	7,075	—	7,075
借入金	—	82,010	—	82,010
デリバティブ取引				
通貨関連	240	107,788	—	108,029
金利関連	—	28,387	—	28,387
株式関連	1,839	27,625	—	29,465
債券関連	1,422	4,407	—	5,830
その他	—	169	127,610	127,779
負債計	3,503	257,465	127,610	388,578

(※) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び9項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は有価証券49,418百万円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	226,450	226,450
金銭の信託	584,966	303,753	—	888,720
有価証券(※)				
売買目的有価証券	3,115,525	4,167,652	84,102	7,367,280
その他有価証券				
国債	1,054,218	—	—	1,054,218
地方債	—	30,704	—	30,704
社債	—	1,737,530	8,909	1,746,439
株式	3,989,223	23	—	3,989,247
外国公社債	388,756	12,327,769	479,252	13,195,778
外国その他証券	852,580	411,638	51,608	1,315,827
その他の証券	5,985	1,033,177	34,892	1,074,055
デリバティブ取引				
通貨関連	—	81,688	—	81,688
金利関連	—	16,593	—	16,593
株式関連	5,518	130,370	—	135,888
債券関連	4,418	7,431	—	11,850
その他	—	1,101	75,640	76,742
資産計	10,001,193	20,249,436	960,856	31,211,486
社債	—	7,818	—	7,818
売現先勘定	—	277,402	—	277,402
借入金	—	81,632	—	81,632
デリバティブ取引				
通貨関連	471	155,240	—	155,712
金利関連	—	48,157	—	48,157
株式関連	797	96,517	—	97,314
債券関連	3,909	1,995	—	5,904
その他	—	—	174,624	174,624
負債計	5,178	668,765	174,624	848,568

(※) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び9項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は有価証券65,401百万円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	54,179	—	—	54,179
社債	—	81,764	—	81,764
外国公社債	—	7,873	1,374	9,248
責任準備金対応債券				
国債	15,236,943	—	—	15,236,943
地方債	—	137,131	—	137,131
社債	—	1,414,622	—	1,414,622
外国公社債	237,275	2,565,300	—	2,802,575
子会社・関連会社株式	—	336	1,032	1,368
貸付金	—	—	4,182,038	4,182,038
資産計	15,528,397	4,207,027	4,184,446	23,919,871
社債	—	822,664	10,958	833,623
借入金	—	—	571,762	571,762
負債計	—	822,664	582,721	1,405,385

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	5,584	—	—	5,584
社債	—	94,166	—	94,166
外国公社債	—	4,966	1,863	6,830
責任準備金対応債券				
国債	15,055,200	—	—	15,055,200
地方債	—	120,385	—	120,385
社債	—	1,363,025	—	1,363,025
外国公社債	348,527	2,720,843	2,265	3,071,635
子会社・関連会社株式	128,448	5,361	1,112	134,922
貸付金	—	—	4,547,323	4,547,323
資産計	15,537,762	4,308,748	4,552,564	24,399,075
社債	—	854,759	12,006	866,765
売現先勘定	—	1,083,390	—	1,083,390
借入金	—	—	783,460	783,460
負債計	—	1,938,150	795,466	2,733,616

(注) 1 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 資産

### 買入金銭債権

買入金銭債権は、外部業者、取引金融機関から入手した価格を用いて評価しております。入手した価格に使用されたインプットには、重要な観察できないインプットを用いているためレベル3の時価に分類しております。

### 金銭の信託

金銭の信託は、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

相場価格をもって時価としている金銭の信託以外は、外部業者、取引金融機関から入手した価格を用いて評価しており、主に信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル1の時価又はレベル2の時価に分類しております。

### 有価証券

有価証券は、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

相場価格をもって時価としている債券以外の債券は、主に外部業者、取引金融機関から入手した価格を用いて評価しております。これらの価格は将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートにクレジットスプレッドを加味した割引率で割り引くことで現在価値を算定しており、算定にあたって観察可能なインプットを用いている場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託は、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求めらるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

一部の在外連結子会社における資産担保証券は、外部業者から入手した価格をもって時価としており、算定にあたって観察可能なインプットを用いている場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

### 貸付金

貸付金は、対象先に新規貸付を行った場合に想定される内部格付・残存期間に応じた利率、新規貸付を行った際に想定される利率に市場リスクや流動性リスクを加味した割引率で、将来キャッシュ・フローを割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

また、リスク管理債権は、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒引当金を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表の債権等計上額から貸倒引当金を控除した金額に近似しているため、当該金額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しております。なお、貸付金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

## 負債

### 社債

社債は、相場価格を利用できる社債については相場価格によっており、相場価格を利用できない社債については、将来キャッシュ・フローを類似商品の市場利回りに基づく割引率を用いて時価を算定しております。相場価格及び算定にあたって観察可能なインプットを用いている場合はレベル2の時価に分類しており、それ以外の場合はレベル3の時価に分類しております。

### 売現先勘定

売現先勘定は、残存期間に応じた利率で、将来キャッシュ・フローを割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、売現先勘定のうち、返済見込期間が短期間であるものは、時価が帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

### 借入金

借入金は、新規借入を行った場合に想定される内部格付・残存期間に応じた利率を用いて、元利金の合計額を割り引いて時価を算定しており、算定にあたって観察可能なインプットを用いている場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。また、一部の借入金については、金利条件等から時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引は、取引所取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式関連取引、債券関連取引等がこれに含まれます。公表された相場価格を用いているとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

店頭取引については主に外部業者、取引金融機関から入手した割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価格を用いております。店頭取引の価格を算定する評価技法に使用されるインプットは主に金利や為替レート、ボラティリティ等であり、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でないため、レベル2の時価に分類しております。

一部の在外連結子会社における組込デリバティブ取引は、保険数理キャッシュ・フローモデルを利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、保険契約の死亡率、解約失効率、引出率等であり、重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しております。

(注) 2 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券 売買目的有価証券	割引現在価値法	割引率 返済率	0.76%-4.60% 15.52%-18.62%
その他有価証券 外国公社債	割引現在価値法	割引率 返済率	0.43%-4.80% 15.52%-18.62%
デリバティブ取引 その他 (組込デリバティブ)	保険数理キャッシュ・フローモデル	死亡率  解約失効率  引出率	公表されている死亡率に 仮定を加味した割合を使用  契約期間等に応じた 解約失効率の割合を使用  引出率に最低限の引出額等の 仮定を加味した割合を使用

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券 売買目的有価証券	割引現在価値法	割引率 返済率	1.10%-7.00% 15.20%-19.80%
その他有価証券 外国公社債	割引現在価値法	割引率 返済率	0.91%-7.00% 15.20%-19.80%
デリバティブ取引 その他 (組込デリバティブ)	保険数理キャッシュ・フローモデル	死亡率  解約失効率  引出率	公表されている死亡率に 仮定を加味した割合を使用  契約期間等に応じた 解約失効率の割合を使用  引出率に最低限の引出額等の 仮定を加味した割合を使用

## (2) 期首残高から期末残高への調整表、当連結会計年度の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(2023年3月31日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当連結会計年度の損 益又はその他の包括 利益		購入、売 却、発行及 び決済によ る変動額 (純額)	レベル3 の時価へ の振替 (※3)	レベル3 の時価か らの振替 (※4)	期末 残高	当連結会計年 度の損益に計 上した額のうち 連結貸借対 照表日におい て保有する金 融資産及び金 融負債の評価 損益 (※1)
		損益に 計上 (※1)	その他 の包括 利益に 計上 (※2)					
買入金銭債権	255,902	1,722	△5,763	△5,756	—	—	246,105	—
有価証券								
売買目的有価証券	46,448	△1,772	3,758	4,293	351	△111	52,968	△893
その他有価証券								
社債	7,966	528	35	1,469	—	—	10,001	1,213
外国公社債	438,393	2,704	△1,999	1,272	6,408	△16,401	430,378	10,320
外国その他証券	47,132	546	1,821	△3,354	—	—	46,145	546
その他の証券	28,543	—	3,697	△0	—	—	32,240	—
デリバティブ取引								
その他(組込デリ バティブ)	△191,357	164,189	△29,414	—	—	—	△56,581	164,189

(※1) 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」及び「為替換算調整勘定」に含まれております。

(※3) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定方法の変更に伴いインプットの観察可能性が変化したことによるものであります。この振替は会計期間の末日に行っております。

(※4) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、観察可能なインプットが利用可能になったことによるものであります。この振替は会計期間の末日に行っております。

	期首 残高	当連結会計年度の損 益又はその他の包括 利益		購入、売 却、発行及 び決済によ る変動額 (純額)	レベル3 の時価へ の振替 (※3)	レベル3 の時価か らの振替 (※4)	期末 残高	当連結会計年 度の損益に計 上した額のうち連結貸借対 照表日において保有する金 融資産及び金 融負債の評価 損益 (※1)
		損益に 計上 (※1)	その他 の包括 利益に 計上 (※2)					
買入金銭債権	246,105	△58	△634	△18,962	—	—	226,450	—
有価証券								
売買目的有価証券	52,968	937	3,173	27,023	—	—	84,102	21
その他有価証券								
社債	10,001	624	△139	△1,577	—	—	8,909	1,839
外国公社債	430,378	7,462	31,486	6,282	5,056	△1,414	479,252	17,090
外国その他証券	46,145	242	△3,202	8,422	—	—	51,608	—
その他の証券	32,240	—	651	1,999	—	—	34,892	—
デリバティブ取引								
その他(組込デリ バティブ)	△56,581	—	△42,401	—	—	—	△98,983	△38,509

(※1) 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」及び「為替換算調整勘定」に含まれております。

(※3) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定方法の変更に伴いインプットの観察可能性が変化したことによるものであります。この振替は会計期間の末日に行っております。

(※4) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、観察可能なインプットが利用可能になったことによるものであります。この振替は会計期間の末日に行っております。

### (3) 時価評価のプロセスの説明

当社グループは財務諸表作成部門にて時価の算定及び時価のレベルの分類に関する方針及び手続を定め、当該方針及び手続に沿って運用事務部門にて時価評価モデルを選定したうえで時価を算定し、時価をレベル別に分類しております。当該時価については、算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。また、第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合には、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により、妥当性を検証しております。

### (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

#### 有価証券

##### 割引率

割引率は、基準市場金利に対する調整率であり、主にキャッシュ・フローの不確実性と金融商品の流動性を反映して割引率を調整する流動性プレミアムと、発行者の信用リスクや同様の金融商品に関連する全体的な市場リスクを反映して割引率を調整するリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇(下落)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

#### 返済率

返済率は、予想される毎年の元本の返済率であります。一般に、著しい返済率の増加（減少）は対象となる金融商品の償還期間の減少（増加）を伴い、時価の著しい上昇（下落）を生じさせます。

#### その他（組込デリバティブ）

##### 死亡率

死亡率は、ある集団に属する人のうち、一定期間に死亡した人の割合であります。一般に、著しい死亡率の増加（減少）は、負債の時価の著しい下落（上昇）を生じさせ、組込デリバティブの時価に影響します。

##### 解約失効率

解約失効率は、ある集団に属する人のうち、一定期間に解約又は失効した人の割合であります。一般に、著しい解約失効率の増加（減少）は、負債の時価の著しい下落（上昇）を生じさせ、組込デリバティブの時価に影響します。

##### 引出率

引出率は、一定期間に引き出される保険料積立金の割合であります。一般に、著しい引出率の増加（減少）は、負債の時価の著しい上昇（下落）を生じさせ、組込デリバティブの時価に影響します。

## (有価証券関係)

## 1 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (2023年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (2024年3月31日) (百万円)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	△740,909	386,761

## 2 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2023年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの			
(1) 公社債	55,840	56,174	334
① 国債	50,835	51,151	315
② 地方債	—	—	—
③ 社債	5,005	5,023	18
(2) 外国証券	1,500	1,501	1
① 外国公社債	1,500	1,501	1
小計	57,340	57,676	335
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの			
(1) 公社債	83,118	79,769	△3,349
① 国債	3,084	3,028	△56
② 地方債	—	—	—
③ 社債	80,033	76,740	△3,292
(2) 外国証券	7,781	7,747	△34
① 外国公社債	7,781	7,747	△34
小計	90,900	87,516	△3,383
合計	148,240	145,192	△3,047

当連結会計年度(2024年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの			
(1) 公社債	4,454	4,480	25
① 国債	—	—	—
② 地方債	—	—	—
③ 社債	4,454	4,480	25
(2) 外国証券	—	—	—
① 外国公社債	—	—	—
小計	4,454	4,480	25
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの			
(1) 公社債	100,070	95,271	△4,799
① 国債	6,102	5,584	△517
② 地方債	—	—	—
③ 社債	93,968	89,686	△4,282
(2) 外国証券	6,866	6,830	△36
① 外国公社債	6,866	6,830	△36
小計	106,937	102,101	△4,835
合計	111,391	106,581	△4,809

### 3 責任準備金対応債券

前連結会計年度(2023年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの			
(1) 公社債	9,449,766	10,777,210	1,327,444
① 国債	9,028,369	10,329,614	1,301,245
② 地方債	57,999	65,113	7,114
③ 社債	363,398	382,482	19,084
(2) 外国証券	376,516	385,372	8,856
① 外国公社債	376,516	385,372	8,856
小計	9,826,283	11,162,583	1,336,300
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの			
(1) 公社債	6,806,811	6,011,485	△795,326
① 国債	5,608,614	4,907,328	△701,286
② 地方債	77,891	72,017	△5,874
③ 社債	1,120,305	1,032,139	△88,165
(2) 外国証券	2,632,092	2,417,202	△214,889
① 外国公社債	2,632,092	2,417,202	△214,889
小計	9,438,903	8,428,687	△1,010,215
合計	19,265,186	19,591,271	326,084

当連結会計年度(2024年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの			
(1) 公社債	8,000,753	8,823,827	823,074
① 国債	7,650,010	8,457,796	807,786
② 地方債	50,783	54,681	3,898
③ 社債	299,960	311,350	11,389
(2) 外国証券	385,190	392,195	7,005
① 外国公社債	385,190	392,195	7,005
小計	8,385,944	9,216,023	830,079
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの			
(1) 公社債	9,140,481	7,714,783	△1,425,697
① 国債	7,911,379	6,597,404	△1,313,975
② 地方債	75,562	65,703	△9,858
③ 社債	1,153,539	1,051,675	△101,863
(2) 外国証券	2,945,044	2,679,440	△265,603
① 外国公社債	2,945,044	2,679,440	△265,603
小計	12,085,525	10,394,224	△1,691,301
合計	20,471,469	19,610,247	△861,222

#### 4 その他有価証券

前連結会計年度(2023年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 公社債	1,624,370	1,483,752	140,618
① 国債	1,053,246	947,271	105,975
② 地方債	23,267	21,390	1,877
③ 社債	547,856	515,090	32,766
(2) 株式	3,045,443	1,080,409	1,965,033
(3) 外国証券	3,348,759	2,978,982	369,777
① 外国公社債	2,754,085	2,519,450	234,634
② 外国その他証券	594,674	459,531	135,142
(4) その他の証券	323,249	297,571	25,678
小計	8,341,823	5,840,715	2,501,107
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 公社債	981,739	1,002,398	△20,658
① 国債	67,885	73,349	△5,463
② 地方債	4,882	4,904	△22
③ 社債	908,971	924,144	△15,172
(2) 株式	116,780	134,535	△17,755
(3) 外国証券	10,804,802	12,437,610	△1,632,807
① 外国公社債	10,295,281	11,871,092	△1,575,810
② 外国その他証券	509,521	566,517	△56,996
(4) その他の証券	634,182	653,666	△19,483
小計	12,537,505	14,228,210	△1,690,705
合計	20,879,328	20,068,926	810,402

(注) その他の証券には、連結貸借対照表において現金及び預貯金として表示している譲渡性預金(取得原価72,680百万円、連結貸借対照表計上額72,677百万円)及び買入金銭債権として表示している信託受益権(取得原価247,281百万円、連結貸借対照表計上額246,105百万円)が含まれております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 公社債	1,654,846	1,523,599	131,246
① 国債	857,469	791,771	65,697
② 地方債	24,050	20,958	3,091
③ 社債	773,326	710,869	62,457
(2) 株式	3,964,576	1,116,287	2,848,288
(3) 外国証券	4,911,716	4,335,776	575,940
① 外国公社債	4,181,022	3,832,461	348,561
② 外国その他証券	730,694	503,315	227,379
(4) その他の証券	540,783	474,484	66,299
小計	11,071,923	7,450,148	3,621,775
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 公社債	1,176,516	1,207,875	△31,358
① 国債	196,749	212,424	△15,675
② 地方債	6,654	6,703	△48
③ 社債	973,112	988,746	△15,634
(2) 株式	24,671	29,028	△4,357
(3) 外国証券	9,665,289	10,928,208	△1,262,918
① 外国公社債	9,057,745	10,288,153	△1,230,408
② 外国その他証券	607,544	640,054	△32,509
(4) その他の証券	852,467	881,163	△28,696
小計	11,718,945	13,046,275	△1,327,330
合計	22,790,868	20,496,423	2,294,444

(注) その他の証券には、連結貸借対照表において現金及び預貯金として表示している譲渡性預金(取得原価92,751百万円、連結貸借対照表計上額92,745百万円)及び買入金銭債権として表示している信託受益権(取得原価228,260百万円、連結貸借対照表計上額226,450百万円)が含まれております。

5 連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)及び当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

6 連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 公社債	824,090	71,292	1,997
① 国債	754,274	70,639	330
② 地方債	3,471	118	14
③ 社債	66,344	534	1,652
(2) 外国証券	442,523	273	38,565
① 外国公社債	442,523	273	38,565
② 外国その他証券	—	—	—
合計	1,266,614	71,565	40,562

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 公社債	764,817	39,792	47,114
① 国債	643,269	39,117	25,829
② 地方債	—	—	—
③ 社債	121,547	674	21,285
(2) 外国証券	435,169	678	40,672
① 外国公社債	435,169	678	40,672
② 外国その他証券	—	—	—
合計	1,199,986	40,471	87,787

## 7 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 公社債	1,596,530	118,704	25,967
① 国債	955,692	115,957	302
② 地方債	—	—	—
③ 社債	640,837	2,747	25,664
(2) 株式	265,715	143,065	5,127
(3) 外国証券	5,954,794	234,892	431,598
① 外国公社債	5,468,350	153,886	407,571
② 外国その他証券	486,444	81,006	24,026
(4) その他の証券	277,663	3,560	13,323
合計	8,094,704	500,223	476,016

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 公社債	678,524	938	6,972
① 国債	158,756	—	1,268
② 地方債	4,745	9	68
③ 社債	515,023	929	5,634
(2) 株式	393,018	218,249	5,734
(3) 外国証券	3,834,006	172,853	210,188
① 外国公社債	3,162,246	95,885	173,287
② 外国その他証券	671,760	76,968	36,901
(4) その他の証券	276,251	2,309	45,929
合計	5,181,801	394,350	268,825

## 8 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて20,970百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて5,978百万円減損処理を行っております。

なお、その他有価証券で時価のあるものについては、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄のうち一定程度の信用状態に満たない等と認められる銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があるとして認められる場合を除き減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	911,246	△2,999

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	838,627	17,027

2 その他の金銭の信託(運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外)

前連結会計年度(2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	50,092	49,073	1,018	1,018	—

## (デリバティブ取引関係)

## 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## (1) 通貨関連

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	20,040	—	△64	△64
	(英ポンド/米ドル)	9,216	—	176	176
	(ユーロ/米ドル)	7,818	—	△101	△101
	(円/米ドル)	3,005	—	△139	△139
店頭	為替予約				
	売建	1,123,673	—	△10,908	△10,908
	(米ドル)	493,884	—	△3,904	△3,904
	(豪ドル)	268,371	—	1,669	1,669
	(ユーロ)	135,072	—	△3,545	△3,545
	(英ポンド)	125,642	—	△5,061	△5,061
	(加ドル)	41,635	—	0	0
	(その他)	59,067	—	△67	△67
	買建	162,641	—	392	392
	(米ドル)	98,714	—	55	55
	(英ポンド)	23,971	—	201	201
	(ユーロ)	11,735	—	78	78
	(加ドル)	5,217	—	14	14
	(豪ドル)	3,846	—	7	7
	(その他)	19,155	—	35	35
	通貨スワップ				
	外貨受取/円貨支払	437,940	422,481	29,629	29,629
	(豪ドル)	355,640	340,181	18,015	18,015
	(米ドル)	82,300	82,300	11,614	11,614
	円貨受取/外貨支払	7,590	5,651	△1,343	△1,343
	(米ドル)	7,590	5,651	△1,343	△1,343
	外貨受取/外貨支払	75,904	73,028	△1,071	△1,071
	(豪ドル/米ドル)	60,109	59,411	△1,048	△1,048
(豪ドル/ユーロ)	15,794	13,616	△23	△23	
通貨オプション					
売建					
コール	49,272	—			
(311)		—	115	195	
(米ドル)	49,272	—			
(311)		—	115	195	

買建 プット	188,951 (4,283)	— —	— 1,345	— △2,938
(米ドル)	138,564 (3,109)	— —	— 829	— △2,279
(豪ドル)	50,387 (1,174)	— —	— 515	— △659
トータル・リターン・スワップ 為替指数連動	111,216	80,601	9,369	9,369
合計	—	—	—	23,260

(注) 1 括弧内には、連結貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。

2 評価損益欄には、先物取引、先渡契約及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	23,963	—	△471	△471
	(英ポンド/米ドル)	12,717	—	△190	△190
	(ユーロ/米ドル)	7,312	—	△168	△168
	(円/米ドル)	3,932	—	△112	△112
店頭	為替予約				
	売建	1,504,191	—	△26,000	△26,000
	(米ドル)	599,545	—	△10,711	△10,711
	(豪ドル)	385,228	—	△5,898	△5,898
	(ユーロ)	238,206	—	△4,407	△4,407
	(英ポンド)	195,199	—	△3,951	△3,951
	(加ドル)	59,543	—	△1,078	△1,078
	(その他)	26,468	—	47	47
	買建	386,845	—	△1	△1
	(米ドル)	220,430	—	△12	△12
	(ユーロ)	53,646	—	△123	△123
	(英ポンド)	42,757	—	3	3
	(豪ドル)	25,934	—	88	88
	(加ドル)	19,281	—	82	82
	(その他)	24,794	—	△40	△40
	通貨スワップ				
	外貨受取/円貨支払	361,538	333,986	55,895	55,895
	(豪ドル)	325,538	310,486	43,319	43,319
	(米ドル)	36,000	23,500	12,575	12,575
	円貨受取/外貨支払	5,651	3,005	△2,049	△2,049
	(米ドル)	5,651	3,005	△2,049	△2,049
	外貨受取/外貨支払	168,626	168,626	△998	△998
	(豪ドル/米ドル)	153,655	153,655	△964	△964
	(豪ドル/ユーロ)	14,970	14,970	△34	△34
	通貨オプション				
	売建				
	コール	2,788	—		
	(10)	(10)	—	—	10
	(ノルウェークローネ)	2,788	—		
	(10)	(10)	—	—	10
プット	2,943	—			
(—)	(—)	—	—	—	
(スウェーデンクローナ)	2,943	—			
(—)	(—)	—	—	—	

買建				
ユーロ	5,177	—		
	(43)	—	22	△20
(ノルウェークローネ)	2,788	—		
	(29)	—	0	△29
(ポーランドズロチ)	1,632	—		
	(—)	—	—	—
(米ドル)	757	—		
	(13)	—	22	8
プット	194,510	—		
	(3,577)	—	15	△3,562
(米ドル)	190,019	—		
	(3,563)	—	2	△3,561
(スウェーデンクローナ)	2,858	—		
	(—)	—	—	—
(ユーロ)	1,632	—		
	(14)	—	12	△1
トータル・リターン・スワップ 為替指数連動	88,617	—	17,683	17,683
合計	—	—	—	40,484

(注) 1 括弧内には、連結貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。

- 2 評価損益欄には、先物取引、先渡契約及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しております。

## (2) 金利関連

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	固定金利受取/変動金利支払	27,446	27,446	△1,232	△1,232
	固定金利支払/変動金利受取	10,000	10,000	338	338
	金利スワップション				
	買建				
	固定金利受取/変動金利支払	140,206 (371)	— —	75	△295
	固定金利支払/変動金利受取	1,873,766 (20,670)	635,000 (7,108)	34,028	13,358
	合計	—	—	—	12,168

(注) 1 括弧内には、連結貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。

2 評価損益欄には、スワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	固定金利受取/変動金利支払	70,463	70,463	△2,237	△2,237
	固定金利支払/変動金利受取	49,003	49,003	689	689
	トータル・リターン・スワップ				
	外国金利指数連動	416,377	416,377	△4	△4
	金利スワップション				
	買建				
	固定金利受取/変動金利支払	21,274 (74)	— —	62	△11
	固定金利支払/変動金利受取	1,584,460 (22,695)	1,180,000 (20,119)	14,507	△8,188
	合計	—	—	—	△9,751

(注) 1 括弧内には、連結貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。

2 評価損益欄には、スワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しております。

## (3) 株式関連

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	円建株価指数先物				
	売建	7,832	—	29	29
	買建	8,782	—	△67	△67
	外貨建株価指数先物				
	売建	41,364	—	△579	△579
	買建	66,306	—	552	552
	円建株価指数オプション				
	買建				
	プット	335,865 (4,826)	2,452 (386)	2,636	△2,189
	外貨建株価指数オプション				
	売建				
	コール	499,892 (32,119)	— —	12,776	19,343
	プット	17,159 (863)	— —	584	278
	買建				
コール	474,773 (40,721)	— —	17,881	△22,839	
プット	76,932 (3,474)	9,726 (250)	2,876	△597	
店頭	円建株価指数オプション				
	買建				
	プット	2,210 (727)	2,210 (727)	110	△617
	外貨建株価指数オプション				
	売建				
	コール	378,527 (27,078)	— —	13,605	13,473
	プット	7,260 (412)	— —	305	106
	買建				
	コール	427,637 (36,426)	36,711 (1,662)	18,578	△17,847
	プット	89,696 (12,838)	39,032 (6,448)	7,835	△5,002
トータル・リターン・スワップ					
外貨建株価指数連動	67,061	5,513	448	448	
	合計	—	—	—	△15,508

(注) 1 括弧内には、連結貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。

2 評価損益欄には、先物取引及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	円建株価指数先物				
	売建	2,935	—	△24	△24
	買建	8,175	—	161	161
	外貨建株価指数先物				
	売建	20,226	—	△741	△741
	買建	75,709	—	1,321	1,321
	円建株価指数オプション				
	買建				
	プット	464,297 (10,731)	— —	3,298	△7,432
	外貨建株価指数オプション				
	売建				
	コール	464,920 (31,856)	— —	53,234	△21,378
	プット	8,359 (208)	— —	54	153
	買建				
コール	448,532 (40,244)	— —	64,623	24,379	
プット	49,709 (1,521)	6,970 (489)	833	△687	
店頭	円建株価指数オプション				
	買建				
	プット	2,362 (777)	— —	14	△762
	外貨建株価指数オプション				
	売建				
	コール	390,042 (23,299)	116 (2)	41,267	△17,967
	プット	19,290 (574)	— —	115	459
	買建				
	コール	436,627 (37,462)	23,281 (1,035)	57,692	20,229
	プット	177,599 (14,809)	92,608 (8,003)	7,381	△7,428
トータル・リターン・スワップ					
外貨建株価指数連動	93,851	179	△1,575	△1,575	
マルチアセット指数先物					
買建	35,320	—	259	259	
	合計	—	—	—	△11,034

(注) 1 括弧内には、連結貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。

2 評価損益欄には、先物取引及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しております。

(4) 債券関連

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	円建債券先物				
	売建	34,941	—	△310	△310
	買建	63,695	—	1,033	1,033
	外貨建債券先物				
	売建	52,694	—	343	343
	買建	394,754	—	321	321
店頭	外貨建債券先渡契約				
	買建	204,873	—	△4,121	△4,121
	円建債券店頭オプション				
	売建				
	コール	29,124	—		
	(25)		—	72	△47
	プット	95,842	—		
	(341)		—	102	239
	買建				
	コール	95,842	—		
(296)		—	554	257	
プット	29,124	—			
(33)		—	0	△32	
	合計	—	—	—	△2,315

(注) 1 括弧内には、連結貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。

2 評価損益欄には、先物取引及び先渡契約については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	円建債券先物 買建	104,075	—	78	78
	外貨建債券先物 売建	198,978	—	△3,680	△3,680
	買建	562,556	—	4,014	4,014
店頭	外貨建債券先渡契約 売建	13,967	—	5	5
	買建	229,282	5,619	5,577	5,577
	円建債券店頭オプション 売建	74,630	—		
	コール	(88)	—	351	△262
	買建	74,630	—		
	プット	(117)	—	301	184
	合計	—	—	—	5,916

(注) 1 括弧内には、連結貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。

2 評価損益欄には、先物取引及び先渡契約については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しております。

(5) その他

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ プロテクション売建	85,134	41,548	596	596
	プロテクション買建	7,000	7,000	△40	△40
その他	組込デリバティブ	2,603,690	2,603,690	△56,581	△56,581
合計		—	—	—	△56,025

(注) 1 組込デリバティブには、一部の在外連結子会社において現地の会計基準に基づき組込デリバティブとして区分処理された変額年金の最低保証部分等を記載しております。

2 評価損益欄には、時価を記載しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ プロテクション売建	91,154	57,997	1,101	1,101
	組込デリバティブ	2,799,434	2,799,434	△98,983	△98,983
合計		—	—	—	△97,882

(注) 1 組込デリバティブには、一部の在外連結子会社において現地の会計基準に基づき組込デリバティブとして区分処理された変額年金の最低保証部分等を記載しております。

2 評価損益欄には、時価を記載しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2023年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	
原則的 処理方法	通貨スワップ					
	円貨受取/外貨支払 (米ドル)	外貨建債券	310,111	297,161	△15,273	
	(ユーロ)		207,737	205,890	△11,073	
	(英ポンド)		82,801	71,698	△5,074	
	外貨受取/外貨支払 (ノルウェークローネ/米ドル)	資金保証契約	19,572	19,572	873	
			15,549	15,549	△2,018	
			15,549	15,549	△2,018	
ヘッジ対象 に係る損益 を認識する 方法	為替予約					
	売建	外貨建債券	2,243,706	—	△57,587	
	(米ドル)		998,694	—	△42,438	
	(豪ドル)		640,128	—	1,316	
	(ユーロ)		480,482	—	△14,633	
	(加ドル)		36,023	—	△769	
	(英ポンド)		34,167	—	△1,325	
	(その他)		54,210	—	262	
	買建		94,813	—	973	
	(ユーロ)		42,573	—	1,035	
	(米ドル)		36,963	—	△26	
	(加ドル)		13,472	—	△67	
	(英ポンド)		567	—	26	
	(豪ドル)		67	—	△1	
	(その他)		1,169	—	8	
	為替予約等 の振当処理		為替予約			
売建			外貨建定期 預金	5,000	—	
(米ドル)			5,000	—		
通貨スワップ						
外貨受取/円貨支払		外貨建社債 (負債)	368,715	368,715		
(米ドル)			368,715	368,715		
円貨受取/外貨支払 (米ドル)	外貨建貸付金	22,878	12,958			
		22,878	12,958			

当連結会計年度(2024年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	為替予約				
	買建	外貨建予定取引	33,879	—	723
	(米ドル)		33,879	—	723
	通貨スワップ				
	円貨受取/外貨支払		755,553	724,883	△88,727
	(米ドル)		550,187	537,205	△61,534
	(ユーロ)		172,839	155,150	△23,294
	(英ポンド)	外貨建債券	27,215	27,215	△3,652
	(加ドル)		4,360	4,360	△181
	(豪ドル)		950	950	△63
	外貨受取/外貨支払		85,752	85,752	1,051
(英ポンド/米ドル)		60,576	60,576	3,967	
(ノルウェークローネ/米ドル)	外貨建債券 資金保証契約	16,619	16,619	△2,840	
(米ドル/ユーロ)		8,556	8,556	△75	
ヘッジ対象 に係る損益 を認識する 方法	為替予約				
	売建		1,139,616	—	△31,173
	(米ドル)		549,072	—	△16,172
	(豪ドル)		425,188	—	△8,780
	(ユーロ)		136,283	—	△5,461
	(英ポンド)		11,521	—	△286
	(加ドル)		1,834	—	△25
	(その他)	外貨建債券	15,715	—	△446
	買建		573	—	7
	(米ドル)		417	—	5
	(ユーロ)		30	—	0
	(豪ドル)		29	—	△0
	(英ポンド)		7	—	0
	(その他)		89	—	0
為替予約等 の振当処理	為替予約				
	売建	外貨建定期預金	10,001	—	
	(米ドル)		10,001	—	
	通貨スワップ				
	外貨受取/円貨支払	外貨建社債(負債)	368,715	260,550	
(米ドル)		368,715	260,550		
円貨受取/外貨支払		10,260	10,260		
(米ドル)	外貨建貸付金	10,260	10,260		

## (2) 金利関連

前連結会計年度(2023年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ				
	固定金利受取/変動金利支払	貸付金 保険負債	710,600	710,600	△27,155
金利 スワップの 特例処理	金利スワップ				
	固定金利受取/変動金利支払	貸付金	8,300	2,300	53
	固定金利支払/変動金利受取	借入金	245,000	245,000	1,204

当連結会計年度(2024年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ				
	固定金利受取/変動金利支払	貸付金 保険負債	710,600	710,600	△44,427
	固定金利支払/変動金利受取	貸付金 資金保証契約	230,473	187,924	△716
金利 スワップの 特例処理	金利スワップ				
	固定金利受取/変動金利支払	貸付金	2,300	2,300	30
	固定金利支払/変動金利受取	借入金	245,000	245,000	1,169

## (3) 金利通貨関連

前連結会計年度(2023年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	金利通貨スワップ				
	固定金利支払/変動金利受取	社債	7,085	7,085	485

当連結会計年度(2024年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	金利通貨スワップ				
	固定金利支払/変動金利受取	社債	7,659	7,659	561

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

第一生命保険株式会社は、営業職等については、確定給付型の制度として退職一時金制度及び自社年金制度を設けております。内勤職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

一部の在外連結子会社は、確定給付制度及び確定拠出制度を設けております。

一部の国内連結子会社は、複数事業主制度による企業年金基金制度に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に処理しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	728,888百万円	709,968百万円
勤務費用	26,878 "	25,836 "
利息費用	3,339 "	4,254 "
数理計算上の差異の発生額	△10,404 "	△77,293 "
退職給付の支払額	△45,326 "	△38,675 "
その他	6,592 "	4,171 "
退職給付債務の期末残高	709,968 "	628,261 "

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
年金資産の期首残高	336,366百万円	342,159百万円
期待運用収益	4,490 "	4,346 "
数理計算上の差異の発生額	△247 "	62,285 "
事業主からの拠出額	8,965 "	15,697 "
退職給付の支払額	△13,449 "	△10,838 "
その他	6,034 "	2,438 "
年金資産の期末残高	342,159 "	416,088 "

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	388,213百万円	350,940百万円
年金資産	△342,159 "	△416,088 "
	46,053 "	△65,148 "
非積立型制度の退職給付債務	321,754 "	277,321 "
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	367,808 "	212,173 "
退職給付に係る負債	367,808百万円	212,173百万円
退職給付に係る資産	—	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	367,808 "	212,173 "

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	26,878百万円	25,836百万円
利息費用	3,339 "	4,254 "
期待運用収益	△4,490 "	△4,346 "
数理計算上の差異の費用処理額	9,605 "	△8,200 "
過去勤務費用の費用処理額	175 "	176 "
その他	218 "	101 "
確定給付制度に係る退職給付費用	35,728 "	17,822 "

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
過去勤務費用	172百万円	172百万円
数理計算上の差異	20,011 "	131,149 "
合計	20,184 "	131,322 "

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
未認識過去勤務費用	1,015百万円	842百万円
未認識数理計算上の差異	△32,819 "	△163,941 "
合計	△31,803 "	△163,098 "

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
株式	50%	53%
債券	22 "	26 "
共同運用資産	16 "	11 "
生命保険一般勘定	3 "	4 "
その他	9 "	6 "
合計	100 "	100 "

(注) 年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が57%（前連結会計年度は52%）含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
割引率	0.30%～5.09%	1.42%～4.92%
長期期待運用収益率		
確定給付企業年金	1.40%～6.75%	1.40%～6.75%
退職給付信託	0.00%	0.00%

3 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、3,648百万円（前連結会計年度は3,217百万円）であります。

#### 4 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に処理する、企業年金基金制度への要拠出額は、46,101百万円（前連結会計年度は27,555百万円）であります。

##### (1) 制度全体の積立状況に関する事項

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
年金資産の額	77,272 百万円	93,049 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任 準備金の額との合計額	75,263 〃	90,531 〃
差引額	2,008 〃	2,517 〃

##### (2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合

前連結会計年度 0.14%（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当連結会計年度 0.19%（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

##### (3) 補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の別途積立金2,008百万円及び当年度剰余金509百万円であります。

また、上記（2）の割合は、実際の負担割合とは一致しません。

なお、上記については連結財務諸表作成日現在において入手可能な直近時点の情報に基づき作成しております。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第一生命保険株式会社 第1回新株予約権	第一生命保険株式会社 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く。) 10名 当社執行役員 16名	当社取締役(社外取締役を除く。) 11名 当社執行役員 16名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 169,800株	普通株式 318,700株
付与日	2011年8月16日	2012年8月16日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。	該当事項はありません。
権利行使期間(注2)	自 2011年8月17日 至 2041年8月16日	自 2012年8月17日 至 2042年8月16日

	第一生命保険株式会社 第3回新株予約権	第一生命保険株式会社 第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く。) 11名 当社執行役員 17名	当社取締役(社外取締役を除く。) 11名 当社執行役員 17名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 183,700株	普通株式 179,000株
付与日	2013年8月16日	2014年8月18日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。	該当事項はありません。
権利行使期間(注2)	自 2013年8月17日 至 2043年8月16日	自 2014年8月19日 至 2044年8月18日

	第一生命保険株式会社 第5回新株予約権	第一生命ホールディングス株式会社 第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く。) 11名 当社執行役員 18名	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) 10名 当社執行役員 15名 子会社の取締役等 38名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 110,600株	普通株式 269,600株
付与日	2015年8月17日	2016年10月18日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。	該当事項はありません。
権利行使期間(注2)	自 2015年8月18日 至 2045年8月17日	自 2016年10月19日 至 2046年10月18日

	第一生命ホールディングス株式会社 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) 6名 当社執行役員 15名 子会社の取締役等 37名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 215,800株
付与日	2017年8月24日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。
権利行使期間(注2)	自 2017年8月25日 至 2047年8月24日

(注1) 株式数に換算して記載しております。なお、当社は2013年10月1日付で株式の分割を行い、当社普通株式1株を100株に分割したため、株式の分割を考慮した株式数に換算して記載しております。

(注2) 新株予約権者は、権利行使期間内において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員、第一生命保険株式会社の取締役及び執行役員、第一フロンティア生命保険株式会社の取締役及び執行役員、並びにネオファースト生命保険株式会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができます。なお、2016年10月1日付で持株会社体制へ移行したことに伴い、持株会社体制移行前に付与したストック・オプションについて、当該権利行使期間に関する条件を変更しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	第一生命保険株式会社				
	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利確定前(株)					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後(株)					
前連結会計年度末	13,100	50,200	34,800	37,100	29,000
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	13,100	32,600	19,200	18,400	11,000
失効	—	—	—	—	—
未行使残	—	17,600	15,600	18,700	18,000

	第一生命ホールディングス株式会社	
	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	84,100	100,500
権利確定	—	—
権利行使	21,800	25,300
失効	—	—
未行使残	62,300	75,200

(注) 当社は2013年10月1日付で株式の分割を行い、当社普通株式1株を100株に分割したため、株式の分割を考慮した株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第一生命保険株式会社				
	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	2,752円	2,668円	2,668円	2,667円	2,656円
付与日における公正な評価単価	885円	766円	1,300円	1,366円	2,318円

	第一生命ホールディングス株式会社	
	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格	1円	1円
行使時平均株価	2,655円	2,588円
付与日における公正な評価単価	1,344円	1,568円

(注) 当社は2013年10月1日付で株式の分割を行い、当社普通株式1株を100株に分割したため、株式の分割を考慮した行使時平均株価及び公正な評価単価を記載しております。

2 ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
保険契約準備金	484,410百万円	482,835百万円
その他有価証券評価差額金	211,468 "	185,858 "
税務上の繰越欠損金(注)3	196,925 "	185,630 "
価格変動準備金	85,380 "	90,636 "
退職給付に係る負債	132,496 "	88,759 "
その他	87,681 "	159,575 "
繰延税金資産小計	1,198,362 "	1,193,294 "
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)3	△28,186 "	△21,922 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△26,329 "	△88,946 "
評価性引当額小計(注)2	△54,515 "	△110,869 "
繰延税金資産合計	1,143,847 "	1,082,425 "
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△574,047百万円	△924,333百万円
その他の無形固定資産	△85,601 "	△97,670 "
企業結合に伴う評価差額	△48,636 "	△36,484 "
その他	△126,187 "	△103,882 "
繰延税金負債合計	△834,473 "	△1,162,370 "
繰延税金資産(負債)の純額	309,373 "	△79,944 "

(注)1 当連結会計年度において、「会計方針の変更」に記載のとおり会計方針の変更の遡及適用を行っており、前連結会計年度は遡及修正を反映させています。

2 評価性引当額が56,353百万円増加しております。この増加の主な内容は、一部の海外連結子会社が、2025年より適用予定のパミュダ法人所得税制度を前提とした移行措置に係る評価性引当額を認識したことに伴うものであります。

3 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2023年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	406	453	290	4,887	85	190,802	196,925
評価性引当額	△375	△435	△256	△4,452	△3	△22,663	△28,186
繰延税金資産	30	17	33	434	82	168,139	(*2) 168,739

(\*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(\*2) 税務上の繰越欠損金196,925百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産168,739百万円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	879	284	5,471	52	88	178,853	185,630
評価性引当額	△857	△272	△2,869	△0	△44	△17,878	△21,922
繰延税金資産	22	11	2,602	52	44	160,974	(*2) 163,707

- (\*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- (\*2) 税務上の繰越欠損金185,630百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産163,707百万円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
連結子会社との税率差異	△3.56 "	△4.83 "
評価性引当額の増減	△1.62 "	△0.89 "
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.59 "	△0.84 "
その他	8.62 "	0.81 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.47 "	24.87 "

(注) 当連結会計年度において、「会計方針の変更」に記載のとおり会計方針の変更の遡及適用を行っており、前連結会計年度は遡及修正を反映させています。

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び国内連結子会社は、当社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

2022年11月30日に行われたPartners Group Holdings Limitedとの企業結合について前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、当連結会計年度の連結財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されております。この結果、暫定的に算定されたのれんの金額247百万NZドルは、会計処理の確定により27百万NZドル減少し、219百万NZドルとなっております。また、前連結会計年度末は、のれんが27百万NZドル、無形固定資産（保有契約価値）が29百万NZドル減少しております。

また、2023年1月17日に行われたアイペットホールディングス株式会社との企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。この暫定的な会計処理の確定に伴う金額の変動はありません。

(賃貸等不動産関係)

一部の国内連結子会社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。2023年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は25,607百万円（賃貸収益は資産運用収益に、主な賃貸費用は資産運用費用に計上。）、売却損益は602百万円（特別損益に計上。）、減損損失は15,829百万円（特別損失に計上。）であり、2024年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は23,578百万円（賃貸収益は資産運用収益に、主な賃貸費用は資産運用費用に計上。）、売却損益は1,632百万円（特別損益に計上。）、減損損失は5,307百万円（特別損失に計上。）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高(百万円)	859,937	937,941
期中増減額(百万円)	78,003	△13,218
期末残高(百万円)	937,941	924,722
期末時価(百万円)	1,284,841	1,280,150

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は不動産取得（153,805百万円）であり、主な減少額は不動産売却（55,995百万円）、減価償却費（13,631百万円）及び減損損失（15,829百万円）であります。また、当連結会計年度の主な増加額は不動産取得（38,819百万円）であり、主な減少額は不動産売却（38,101百万円）、減価償却費（13,951百万円）及び減損損失（5,307百万円）であります。

3 期末時価は、主要な物件については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額、その他の物件については自社において合理的に見積った評価額等を使用しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、主に国内外の生命保険会社を子会社等とする保険持株会社であり、これらの会社の経営管理等を行っております。また、これらの会社は保険業法等の規制環境の下にあります。

従って、当社は、傘下の子会社等を基礎としたセグメントから構成されており、「国内保険事業」、「海外保険事業」、「その他事業」の3つを報告セグメントとしております。

「国内保険事業」は国内の保険事業を行っている子会社から構成されており、「海外保険事業」は海外の保険事業を行っている子会社及び関連会社から構成されております。「国内保険事業」及び「海外保険事業」のどちらにも該当しない当社、子会社及び関連会社は「その他事業」としており、主にグループ会社の経営管理及び資産運用事業であります。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。また、報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益は、市場実勢価格等に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	国内保険 事業	海外保険 事業	その他事業	計		
経常収益(注) 1						
外部顧客からの経常収益	8,237,443	2,584,254	7,226	10,828,924	△1,320,158	9,508,766
セグメント間の内部 経常収益又は振替高	103,615	34,432	287,155	425,204	△425,204	—
計	8,341,059	2,618,687	294,381	11,254,129	△1,745,362	9,508,766
セグメント利益又は損失(△)	344,147	4,773	268,948	617,869	△230,368	387,500
セグメント資産	43,377,249	18,184,846	3,297,784	64,859,880	△3,206,180	61,653,699
セグメント負債	41,028,862	17,654,954	709,768	59,393,585	△401,649	58,991,935
その他の項目						
賃貸用不動産等減価償却費	13,660	22	—	13,682	—	13,682
減価償却費	48,307	35,455	259	84,023	—	84,023
のれんの償却額	266	6,764	—	7,030	—	7,030
利息及び配当金等収入	981,081	451,248	275,869	1,708,199	△276,842	1,431,356
支払利息	9,772	21,317	4,606	35,695	△2,695	33,000
持分法投資利益又は 損失(△)	—	3,394	2,789	6,184	—	6,184
特別利益	4,548	36	—	4,584	—	4,584
特別損失	39,751	53	—	39,805	—	39,805
(減損損失)	(15,939)	(—)	(—)	(15,939)	(—)	(15,939)
税金費用	65,156	16,350	2,036	83,544	—	83,544
持分法適用会社への投資額	—	47,604	35,481	83,085	—	83,085
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	207,316	4,822	146	212,284	—	212,284

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 調整額は次のとおりであります。

- (1) 外部顧客からの経常収益の調整額△1,320,158百万円は、主に経常費用のうち責任準備金繰入額1,159,128百万円、為替差損82,290百万円について、連結損益計算書上は、経常収益のうちその他経常収益、為替差益にそれぞれ含めたことによる振替額であります。
- (2) セグメント利益又は損失(△)の調整額△230,368百万円は、主に関係会社からの受取配当金の消去額であります。
- (3) セグメント資産の調整額△3,206,180百万円は、主に関係会社株式の消去額であります。
- (4) セグメント負債の調整額△401,649百万円は、主にセグメント間の債権債務消去額であります。
- (5) その他の項目の調整額は、主にセグメント間取引の消去額であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	国内保険 事業	海外保険 事業	その他事業	計		
経常収益(注) 1						
外部顧客からの経常収益	8,471,714	3,092,703	10,945	11,575,363	△547,197	11,028,166
セグメント間の内部 経常収益又は振替高	311,213	57,100	215,936	584,250	△584,250	—
計	8,782,927	3,149,804	226,882	12,159,614	△1,131,447	11,028,166
セグメント利益又は損失(△)	407,033	127,382	199,229	733,644	△194,638	539,006
セグメント資産	45,699,790	21,551,988	3,528,768	70,780,547	△3,240,238	67,540,309
セグメント負債	42,437,218	20,773,635	1,088,518	64,299,373	△641,221	63,658,152
その他の項目						
賃貸用不動産等減価償却費	14,029	15	—	14,044	—	14,044
減価償却費	53,705	21,389	296	75,392	—	75,392
のれんの償却額	1,066	8,554	—	9,620	—	9,620
利息及び配当金等収入	925,774	510,179	201,791	1,637,746	△206,757	1,430,988
支払利息	8,804	29,388	5,084	43,277	△3,602	39,675
持分法投資利益又は 損失(△)	—	3,072	6,458	9,531	—	9,531
特別利益	6,470	176	—	6,646	—	6,646
特別損失	30,957	196	—	31,153	—	31,153
(減損損失)	(5,307)	(—)	(—)	(5,307)	(—)	(5,307)
税金費用	78,750	28,255	△793	106,212	—	106,212
持分法適用会社への投資額	—	57,450	174,559	232,010	—	232,010
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	89,872	5,704	27	95,604	—	95,604

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 調整額は次のとおりであります。

- (1) 外部顧客からの経常収益の調整額△547,197百万円は、主に経常収益のうちその他経常収益456,702百万円、金融派生商品収益43,763百万円について、連結損益計算書上は、経常費用のうち責任準備金繰入額、金融派生商品費用にそれぞれ含めたことによる振替額であります。
- (2) セグメント利益又は損失(△)の調整額△194,638百万円は、主に関係会社からの受取配当金の消去額であります。
- (3) セグメント資産の調整額△3,240,238百万円は、主に関係会社株式の消去額であります。
- (4) セグメント負債の調整額△641,221百万円は、主にセグメント間の債権債務消去額であります。
- (5) その他の項目の調整額は、主にセグメント間取引の消去額であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

## 【関連情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

### 1 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	国内保険 事業	海外保険 事業	その他事業	合計
保険料等収入	5,053,959	1,600,467	—	6,654,426

### 2 地域ごとの情報

#### (1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
6,377,801	1,726,353	1,404,610	9,508,766

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 経常収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

#### (2) 有形固定資産

有形固定資産全体に占める本邦の割合が90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

### 3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、主要な顧客ごとの記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

### 1 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	国内保険 事業	海外保険 事業	その他事業	合計
保険料等収入	5,734,557	1,791,799	—	7,526,357

### 2 地域ごとの情報

#### (1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
7,349,252	1,936,588	1,742,325	11,028,166

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 経常収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

#### (2) 有形固定資産

有形固定資産全体に占める本邦の割合が90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

### 3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、主要な顧客ごとの記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	国内保険 事業	海外保険 事業	その他事業	合計
当期償却額	266	6,764	—	7,030
当期末残高	15,724	101,511	—	117,236

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	国内保険 事業	海外保険 事業	その他事業	合計
当期償却額	1,066	8,554	—	9,620
当期末残高	14,300	100,906	—	115,206

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)及び当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

記載すべき重要な取引はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	2,706円78銭	4,107円03銭
1株当たり当期純利益	171円01銭	329円68銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	170円94銭	329円60銭

(注) 1 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	173,735	320,765
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	173,735	320,765
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,015,963	972,971
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	363	232
(うち新株予約権(千株))	(363)	(232)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要	—	—

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	2,661,764	3,882,157
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	485	302
(うち新株予約権(百万円))	(483)	(302)
(うち非支配株主持分(百万円))	(1)	(—)
普通株式に係る連結会計年度末の純資産額 (百万円)	2,661,278	3,881,854
1株当たり純資産額の算定に用いられた連結会計 年度末の普通株式の数(千株)	983,188	945,172

3 株式給付信託(J-ESOP)により信託口が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前連結会計年度3,865千株、当連結会計年度3,817千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度3,862千株、当連結会計年度3,807千株であります。

4 「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度における会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の1株当たり純資産額は214円96銭減少し、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、それぞれ18円27銭減少しております。

## (重要な後発事象)

1 当社の連結子会社であるProtective Life Corporationは、2024年4月9日(米国時間)に、米国で団体保険事業を展開するShelterPoint Group, Inc. (以下、「ShelterPoint社」)を同社株主から買収することを決定し、買収取引に係る契約を締結いたしました。当該買収取引は、日米監督当局による認可等を前提として、2024年10月-12月頃の完了を予定しております。

### (1) 買収の目的

ShelterPoint社は米国で1972年に創業され、ニューヨーク州等で企業・団体に加入が義務付けられているDisability Benefits Law insurance (短期所得補償保険、以下「DBL」)やPaid Family Leave insurance (有給休暇補償保険、以下「PFL」)、Paid Family and Medical Leave insurance (DBLとPFL双方の補償範囲を兼ね備えた有給休暇補償保険、以下「PFML」)の販売・引受を主に行っており、ニューヨーク州ではDBL・PFLにおいてリーディングポジションを確立しております。本件買収は、Protective Life Corporationにとっては新規の事業ライン獲得であり、事業分散・収益安定化に寄与するものと考えております。また、PFMLの採用州は今後も増加する見込であり、更なるお客さま基盤の拡充が期待されております。

### (2) 買収する会社の概要

#### ① 名称

ShelterPoint Group, Inc.

#### ② 事業内容

団体保険事業

### (3) 取得価額

当事者間の合意により非公表としております。

なお、取得価額につきましては第三者算定機関による評価等を総合的に勘案して決定しております。

### (4) 買収完了時期

日米監督当局による認可等を前提として、2024年10月-12月頃を予定しております。

なお、当該買収取引による当社の当連結会計年度の連結業績への特段の影響はありません。また、翌連結会計年度以降の連結業績への影響については現在調査中であります。

2 当社は、2024年2月8日開催の取締役会において、株式会社ベネフィット・ワン(以下、「ベネフィット・ワン」という。)の株券等を金融商品取引法に基づく公開買付け(以下、「本公開買付け」という。)によって取得することを決議し、本公開買付けを2024年2月9日から2024年3月11日の期間で実施しました。その結果、2024年3月18日(本公開買付けの決済の開始日)付でベネフィット・ワンは当社の持分法適用関連会社となりました。

また、当社は、ベネフィット・ワンを完全子会社とすることを目的とする取引の一環として、ベネフィット・ワンに株式併合の実施を要請し、その要請を受けたベネフィット・ワンが2024年5月22日を効力発生日として株式併合を行ったことで、同日付でベネフィット・ワンの株主は株式会社パソナグループ(以下、「パソナグループ」という。)及び当社のみとなりました。

その後、ベネフィット・ワンは、2024年5月23日付でパソナグループより自己株式を取得しました。その結果、同日付でベネフィット・ワンは当社の完全子会社となりました。

### (1) 企業結合の概要

#### ① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ベネフィット・ワン

事業の内容 福利厚生代行サービス事業

#### ② 企業結合を行った主な理由

当社グループにベネフィット・ワンが参画し、両社が強固に連携することで、当社グループの広範な顧客基盤・チャネルネットワークの提供や機動的な資本支援等を通じてベネフィット・ワンのバリューアップ、ひいては当社グループとしてのシナジーの実現が可能となり、ベネフィット・ワン固有のサービスに当社グループの持つサービスを上乘せ提供し、企業課題を総合的に解決する福利厚生ソリューションを展開することで、企業による人的資本経営・健康経営の支援、並びに従業員一人ひとりの様々なライフスタイルに対応した商品・サービスの提供が可能になると判断したためです。

③ 企業結合日

2024年5月23日

④ 企業結合の法的形式

株式の取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	37.38%
企業結合日に追加取得した議決権比率	62.62%
取得後の議決権比率	100.00%

(注) 企業結合直前に所有していた議決権比率は、2024年3月31日時点の議決権比率となります。

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得等により、当社がベネフィット・ワンの議決権の100%を取得したため、当社を取得企業といたしました。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類

取得の対価	現金	292,056	百万円
取得原価		292,056	〃

3 当社は、2024年3月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを次のとおり決議し、実施いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るため。

(2) 取得の内容

① 取得する株式の種類

普通株式

② 取得し得る株式の総数

50,000,000株（上限）

③ 株式取得価額の総額

1,000億円（上限）

④ 取得期間

2024年4月1日～2025年3月31日

⑤ 取得方法

取引一任方式による市場買付

(3) 2024年5月31日までに取得した自己株式の累計

① 取得した株式の総数

3,801,400株

② 取得価額の総額

14,952,899,400円

## ⑤ 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第1回～ 第4回 円建永久 劣後債	2019年3月19日 ～ 2021年12月23日	310,000	310,000	0.90 ～ 1.22	なし	定めず
第一生命保険 株式会社	外貨建(米 ドル建)永 久劣後債	2014年10月28日 ～ 2016年7月20日	368,715 (3,500百万米ドル)	368,715 (3,500百万米ドル)	4.00 ～ 5.10	なし	定めず
Protective Life Corporation	外貨建(米 ドル建)社 債	2009年10月6日 ～ 2019年9月20日	140,409 (1,058百万米ドル)	149,700 (1,055百万米ドル)	3.40 ～ 8.45	なし	2028年9月30日 ～ 2039年10月15日
	外貨建(米 ドル建)コ マーシャ ル・ペー パー	2022年12月13日 ～ 2023年12月22日	43,062 (324百万米ドル) [43,062]	53,088 (374百万米ドル) [53,088]	4.65 ～ 5.60	なし	2023年1月3日 ～ 2024年1月18日
(*)	外貨建(米 ドル建)劣 後債	2017年8月10日 ～ 2018年5月1日	80,412 (605百万米ドル)	85,964 (606百万米ドル)	3.55 ～ 5.35	なし	2038年5月1日 ～ 2052年8月10日
Partners Group Holdings Limited	外貨建(豪 ドル建)社 債	2021年12月23日	7,075 (80百万豪ドル)	7,818 (80百万豪ドル)	7.22	なし	2026年12月23日
合計		—	949,674 [43,062]	975,287 [53,088]	—	—	—

(注) 1 (\*)は在外連結子会社Protective Life Corporation及びProtective Life Insurance Companyの発行した社債をまとめて記載しております。

- 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の( )書きは外貨建による金額であります。
- 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の[ ]書きは1年以内に償還が予定されている金額であります。
- 連結決算日後5年内における償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
53,186	—	7,893	—	56,732

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	8,074	17,536	5.4	—
1年以内に返済予定のリース債務	2,735	2,380	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	649,684	844,872	1.7	2025年4月～定めず
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	4,301	2,467	—	2025年1月～2037年2月
その他有利子負債 売現先勘定(1年以内返済予定)	432,210	1,360,914	0.1	—
合計	1,097,007	2,228,172	—	—

(注) 1 本表記載の借入金、リース債務及び売現先勘定は、連結貸借対照表のその他負債に含まれております。

2 平均利率は、当連結会計年度末残高に対する加重平均利率を記載しております。ただし、リース債務については、一部のリース債務においてリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、記載を省略しております。

3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のもの及び期間の定めのないものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	40,989	335,258	—	103,666
リース債務	907	359	149	82

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、作成を省略しております。

## (2) 【その他】

## 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	3,003,428	5,536,713	7,767,381	11,028,166
税金等調整前四半期(当期)純利益 (百万円)	89,733	211,474	295,266	426,998
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純利益(百万円)	67,323	157,454	217,945	320,765
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	68.47	160.13	222.18	329.68

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	68.47	91.66	61.96	108.34

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	126,861	381,889
前払費用	87	81
未収還付法人税等	50,135	36,023
その他	※2 1,193	※2 9,537
流動資産合計	178,276	427,532
固定資産		
有形固定資産		
建物	2	—
工具、器具及び備品	3	10
有形固定資産合計	6	10
無形固定資産		
商標権	2	1
無形固定資産合計	2	1
投資その他の資産		
投資有価証券	3,822	9,946
関係会社株式	667,264	760,768
関係会社出資金	1,165,594	1,019,994
関係会社長期貸付金	—	145,600
繰延税金資産	430	722
その他	409	511
投資その他の資産合計	1,837,521	1,937,543
固定資産合計	1,837,530	1,937,555
繰延資産		
社債発行費	1,551	1,337
繰延資産合計	1,551	1,337
資産の部合計	2,017,358	2,366,425

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
関係会社短期借入金	110,000	170,000
1年内返済予定の関係会社長期借入金	7,267	7,267
未払費用	※2 4,909	※2 5,485
未払金	※2 1,008	※2 4,689
未払法人税等	41	9
預り金	36	27
その他	1,046	1,865
流動負債合計	124,310	189,344
固定負債		
社債	310,000	310,000
長期借入金	250,000	450,000
関係会社長期借入金	21,799	134,532
その他	70	333
固定負債合計	581,869	894,865
負債の部合計	706,179	1,084,209
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	344,074	344,205
資本剰余金		
資本準備金	344,074	344,205
資本剰余金合計	344,074	344,205
利益剰余金		
利益準備金	5,600	5,600
その他利益剰余金	630,869	604,306
価格変動積立金	65,000	65,000
特定事業出資積立金	200	—
繰越利益剰余金	565,669	539,306
利益剰余金合計	636,469	609,906
自己株式	△13,918	△17,258
株主資本合計	1,310,700	1,281,059
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△5	351
繰延ヘッジ損益	—	502
評価・換算差額等合計	△5	853
新株予約権	483	302
純資産の部合計	1,311,178	1,282,215
負債及び純資産の部合計	2,017,358	2,366,425

## ② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)
営業収益	269,261	195,553
関係会社受取配当金	※1 255,392	※1 179,259
関係会社受入手数料	※1 13,865	※1 16,291
その他	※1 3	※1 1
営業費用	14,935	17,658
販売費及び一般管理費	※1, ※2 14,935	※1, ※2 17,658
営業利益	254,326	177,894
営業外収益	145	1,220
受取利息	4	※1 1,033
為替差益	—	8
未払配当金除斥益	98	113
還付加算金	7	31
その他	36	32
営業外費用	5,213	7,336
支払利息	※1 1,299	※1 1,775
社債利息	3,306	3,308
資金調達費用	—	1,351
為替差損	199	—
その他	408	※1 900
経常利益	249,258	171,778
税引前当期純利益	249,258	171,778
法人税、住民税及び事業税	△44	△1,949
法人税等調整額	△330	△668
法人税等合計	△375	△2,617
当期純利益	249,633	174,396

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
						価格変動積立金	特定事業出資積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	343,926	343,926	—	343,926	5,600	65,000	—	519,804
当期変動額								
新株の発行	147	147		147				
剰余金の配当								△85,030
当期純利益								249,633
自己株式の取得								
自己株式の処分			△143	△143				
自己株式の消却			△118,394	△118,394				
利益剰余金から資本剰余金への振替			118,538	118,538				△118,538
特定事業出資積立金の積立							200	△200
特定事業出資積立金の取崩								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	147	147	—	147	—	—	200	45,865
当期末残高	344,074	344,074	—	344,074	5,600	65,000	200	565,669

(単位：百万円)

	株主資本			評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	利益剰余金合計							
当期首残高	590,404	△12,718	1,265,539	△63	—	△63	694	1,266,171
当期変動額								
新株の発行			295					295
剰余金の配当	△85,030		△85,030					△85,030
当期純利益	249,633		249,633					249,633
自己株式の取得		△120,000	△120,000					△120,000
自己株式の処分		405	262					262
自己株式の消却		118,394	—					—
利益剰余金から資本剰余金への振替	△118,538		—					—
特定事業出資積立金の積立	—		—					—
特定事業出資積立金の取崩			—					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				58	—	58	△211	△152
当期変動額合計	46,065	△1,199	45,160	58	—	58	△211	45,007
当期末残高	636,469	△13,918	1,310,700	△5	—	△5	483	1,311,178

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						価格変動積立金	特定事業出資積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	344,074	344,074	—	344,074	5,600	65,000	200	565,669
当期変動額								
新株の発行	130	130		130				
剰余金の配当								△84,554
当期純利益								174,396
自己株式の取得								
自己株式の処分			△229	△229				
自己株式の消却			△116,175	△116,175				
利益剰余金から資本剰余金への振替			116,405	116,405				△116,405
特定事業出資積立金の積立								
特定事業出資積立金の取崩							△200	200
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	130	130	—	130	—	—	△200	△26,363
当期末残高	344,205	344,205	—	344,205	5,600	65,000	—	539,306

(単位：百万円)

	株主資本			評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	利益剰余金合計							
当期首残高	636,469	△13,918	1,310,700	△5	—	△5	483	1,311,178
当期変動額								
新株の発行			261					261
剰余金の配当	△84,554		△84,554					△84,554
当期純利益	174,396		174,396					174,396
自己株式の取得		△120,000	△120,000					△120,000
自己株式の処分		485	255					255
自己株式の消却		116,175	—					—
利益剰余金から資本剰余金への振替	△116,405		—					—
特定事業出資積立金の積立	—		—					—
特定事業出資積立金の取崩	—		—					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				356	502	858	△181	677
当期変動額合計	△26,563	△3,339	△29,641	356	502	858	△181	△28,963
当期末残高	609,906	△17,258	1,281,059	351	502	853	302	1,282,215

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法によっております。

また、その他有価証券のうち市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法によっております。

なお、市場価格のない株式等については、期末日の純資産価額に基づいて減損判定を行います。純資産価額以外を実質価値として採用すべき合理的な理由が認められ、かつその金額を合理的に算定可能な場合は、当該価額を純資産価額に代えて減損判定を行っております。これらの純資産価額以外には、将来の超過収益力等が含まれません。

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

#### 2 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（2016年3月31日以前に取得した建物付属設備及び構築物を除く。）については定額法）によっております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとした定額法によっております。

#### 3 その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

社債発行費…期間の経過を要件として任意償還が可能となる最初の日までの期間にわたり均等償却しております。

##### (2) ヘッジ会計の方法

外貨建予定取引に係る為替予約等について繰延ヘッジ処理によっております。

##### (3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税のうち、法人税法施行令に定める繰延消費税については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税以外のものについては、発生事業年度に費用処理してしております。

(追加情報)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引について、連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 保証債務

前事業年度（2023年3月31日）

当社は第一生命インターナショナルホールディングス合同会社の為替予約取引の履行に関して債務保証を行っております。

なお、当事業年度における当該保証取引に対する保証極度額は350百万米ドル（当事業年度末における円換算額46,735百万円）であります。

当事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記されたものを除く）

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
短期金銭債権	1,112百万円	7,365百万円
短期金銭債務	911 "	2,538 "

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	269,261百万円	195,553百万円
営業費用	5,683 "	6,059 "
営業外収益	—	1,033 "
営業外費用	402 "	847 "

※2 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
給料手当	4,184百万円	4,660百万円
業務委託費	6,103 "	7,616 "
減価償却費	10 "	2 "

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2023年3月31日)

子会社株式及び出資金並びに関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び出資金並びに関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び出資金並びに関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

区分	前事業年度 (2023年3月31日) (百万円)
子会社株式及び出資金	1,829,392
関連会社株式	3,466

当事業年度(2024年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	20,473	23,114	2,640
関連会社株式	130,587	128,448	△2,139

(注) 上記に含まれない市場価格のない子会社株式及び出資金並びに関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (2024年3月31日) (百万円)
子会社株式及び出資金	1,625,935
関連会社株式	3,766

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式	507,467百万円	511,579百万円
有価証券評価損	32,408 "	32,408 "
税務上の繰越欠損金	9,635 "	9,883 "
その他	381 "	455 "
繰延税金資産小計	549,892 "	554,327 "
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△9,337 "	△7,332 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△540,055 "	△544,136 "
評価性引当額小計	△549,393 "	△551,468 "
繰延税金資産合計	499 "	2,858 "
繰延税金負債		
有価証券評価損	—	△1,757百万円
その他有価証券評価差額金	—	△155 "
繰延ヘッジ損益	—	△221 "
その他	△68百万円	△2 "
繰延税金負債合計	△68 "	△2,136 "
繰延税金資産の純額	430 "	722 "

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△31.03 "	△32.93 "
評価性引当額の増減	△0.26 "	1.20 "
その他	0.52 "	△0.41 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.15 "	△1.52 "

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(重要な後発事象)

1 株式会社ベネフィット・ワンの完全子会社化について、連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2 当社は、2024年3月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを次のとおり決議し、実施いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るため。

(2) 取得の内容

① 取得する株式の種類

普通株式

② 取得し得る株式の総数

50,000,000株（上限）

③ 株式取得価額の総額

1,000億円（上限）

④ 取得期間

2024年4月1日～2025年3月31日

⑤ 取得方法

取引一任方式による市場買付

(3) 2024年5月31日までに取得した自己株式の累計

① 取得した株式の総数

3,801,400株

② 取得価額の総額

14,952,899,400円

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額	償却 累計率
有形固定資産							%
建物	2	—	2	0	—	—	—
工具、器具及び備品	3	9	0	2	10	117	92.0
有形固定資産計	6	9	2	2	10	117	—
無形固定資産							
商標権	2	—	—	0	1	2	57.3
無形固定資産計	2	—	—	0	1	2	—

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取・売渡	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・売渡手数料	以下に定める算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取請求及び売渡請求に係る単元未満株式の数で按分した額(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる)に消費税を加算した額。 (算式) 買取単価又は売渡単価(※)に1単元の株式数を乗じた金額のうち 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円超の金額につき 0.900% (円未満の端数を生じた場合には切り捨てる) ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には2,500円とする。 (※)買取単価又は売渡単価: 買取請求又は売渡請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する立会市場における最終価格。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格。
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://www.dai-ichi-life-hd.com/">https://www.dai-ichi-life-hd.com/</a>
株主に対する特典	2024年3月末時点の株主名簿に記載された100株(1単元)以上を保有する株主を対象にヘルスケアアプリ「QOLism(キュオリズム)」を提供いたします。 (※)詳細は当社ウェブサイトにて掲載

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当社は、当事業年度の開始日から本書提出日までの間に次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第121期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）2023年6月27日 関東財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書

2023年6月27日 関東財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書及び確認書

第122期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）2023年8月10日 関東財務局長に提出

第122期第2四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）2023年11月14日 関東財務局長に提出

第122期第3四半期（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）2024年2月14日 関東財務局長に提出

#### (4) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第119期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）2023年9月29日 関東財務局長に提出

事業年度 第120期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）2023年9月29日 関東財務局長に提出

事業年度 第121期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）2023年9月29日 関東財務局長に提出

#### (5) 臨時報告書

①2023年6月28日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における決議）の規定に基づく臨時報告書であります。

②2023年12月12日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

③2024年2月14日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（届出を要しない株券又は新株予約権証券等の発行）の規定に基づく臨時報告書であります。

#### (6) 自己株券買付状況報告書

2023年7月7日、2023年8月7日、2023年9月7日、2023年10月6日、2023年11月8日、2023年12月7日、2024年1月11日、2024年2月7日、2024年3月7日、2024年4月5日、2024年5月9日、2024年6月7日 関東財務局長に提出

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月24日

第一生命ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寺 澤 豊

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 原 初 美

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 春 日 雄 太

## <連結財務諸表監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている第一生命ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一生命ホールディングス株式会社及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

IFRS第17号「保険契約」の適用に伴う会計処理の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記（会計方針の変更）に記載のとおり、TAL社及びPNZ社において、Australian Accounting Standards Board及びNew Zealand Accounting Standards Boardが公表した会計基準「保険契約」（AASB第17号）（NZ IFRS第17号）（以下、「IFRS第17号」という。）を当連結会計年度の期首から適用している。同注記に記載の通り、IFRS第17号は遡及適用され、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、前連結会計年度の利益剰余金の期首残高は198,165百万円減少して1,136,668百万円となっている。</p> <p>注記事項「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4 会計方針に関する事項（10）その他連結財務諸表作成のための重要な事項②責任準備金の積立方法」に記載されているとおり、IFRS第17号においては、保険契約準備金は貨幣の時間価値、保険契約から生じるキャッシュ・フローの金融リスク、及び保険契約から生じるキャッシュ・フローの不確実性の影響を反映するように測定される。特に、IFRS第17号の初度適用に当たっては、以下を含む新しい会計基準への移行時の会計方針の選択及び移行日時点の保険契約準備金の測定等には経営者の重要な判断及び保険数理に関する高度な専門性が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの保険契約のグループに適用する適切な移行アプローチの決定</li> <li>それぞれの保険契約のグループに適用する適切な測定モデルの決定（特に、保険料配分アプローチの採用の可否）</li> <li>移行アプローチとして公正価値アプローチを採用した場合の適切な公正価値の算定方法の決定</li> <li>リスク調整を含む保険契約準備金を計算するための適切な評価モデル、保険数理計算上の仮定（割引率、保険事故発生率、継続率、経費率）の決定及び適用</li> </ul> <p>以上から、当監査法人は、TAL社及びPNZ社におけるIFRS第17号の適用に伴う会計処理の適切性についての検討が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、各連結子会社の監査人に監査の実施を指示し、その実施状況について適時にコミュニケーションを行うとともに、監査手続の結果の報告を評価した。また、当監査法人は、各連結子会社の監査人の監査調書を閲覧することで監査手続の十分性を検討した。</p> <p>連結子会社の監査人は、TAL社及びPNZ社におけるIFRS第17号の適用に伴う会計処理の適切性の検討に関して、連結子会社の監査人の保険数理の専門家を関与させ、監査手続を実施した。当監査法人が特に注意を払った監査手続には以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>採用した会計方針及び保険契約準備金の測定等における判断について、関連する内部資料の閲覧並びに経営者及び会社担当者に対する質問による適切性及び会計基準への準拠性の評価</li> <li>計算に利用される評価モデル（リスク調整の評価モデルを含む）の目的適合性の評価及び保険数理計算上の仮定（割引率、保険事故発生率、継続率、経費率）の適切性の評価</li> </ul> <p>上記に加えて、当監査法人は、IFRS第17号を適用したTAL社及びPNZ社の連結財務諸表が、第一生命ホールディングス株式会社の連結財務諸表に正確に組替及び集計され、また、当該会計基準の変更に伴う影響額が連結財務諸表注記に適切に反映されているかどうかを確認した。</p>

のれんの減損損失の計上の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>第一生命ホールディングス株式会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されているのれん115,206百万円には、注記事項「(重要な会計上の見積り) 1 のれんの評価」に記載されているとおり、同社によるProtective Life Corporation (以下「PLC社」という。)の買収並びにPLC社が行う買収事業に関連して計上されたのれん55,479百万円、TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd (以下「TAL社」という。)の買収に関連して計上されたのれん26,773百万円、Partners Group Holdings Limited (以下「PNZ社」という。)の買収に関連して計上されたのれん18,652百万円及びアイペットホールディングス株式会社 (以下「アイペット社」という。)の買収に関連して計上されたのれん14,300百万円が含まれている。</p> <p>注記事項「(重要な会計上の見積り) 1 のれんの評価」に記載されているとおり、PLC社及びTAL社の買収等に関連して計上されたのれんは、各連結子会社の連結財務諸表に計上されており、各連結子会社の所在国の会計基準に準拠して各連結子会社でのれんの減損損失の計上の要否に関する判断が行われる。その後、各連結子会社での判断結果を踏まえ、第一生命ホールディングス株式会社では、日本の会計基準に基づき減損損失の計上の要否の判断が行われる。また、PNZ社及びアイペット社の買収に関連して計上されたのれんは、第一生命ホールディングス株式会社の連結財務諸表に計上されており、第一生命ホールディングスが日本の会計基準に基づき減損損失の計上の要否の判断を行っている。仮に、買収等が想定どおりのメリットをもたらさず著しい企業価値の減価がある場合には、減損損失が計上される可能性がある。</p> <p>(1) 各連結子会社が実施する、のれんの減損損失の計上の要否に関する判断</p> <p>① PLC社の買収及びPLC社が行う買収事業に関連して計上されたのれん</p> <p>PLC社は、定期的に、のれんの減損損失の計上の要否を判断している。</p> <p>まず、のれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回っている可能性が50%超であるかどうかについて定性的要因を評価する(減損の兆候の有無の判定)。なお、会計基準において全部又は一部の報告単位について、減損の兆候の有無の判定を省略し、後述の定量的減損テストに進むことが認められている。減損の兆候の有無は、PLC社及び各報告単位を取り巻く経済環境及び市場環境の悪化の有無、将来の利益又はキャッシュ・フロ</p>	<p>当監査法人は、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 各連結子会社が実施する、のれんの減損損失の計上の要否に関する判断</p> <p>当監査法人は、各連結子会社の監査人に監査の実施を指示し、その実施状況について適時にコミュニケーションを行うとともに、監査手続の結果の報告を評価した。また、当監査法人は、各連結子会社の監査人の監査調書を開覧することで監査手続の十分性を検討した。</p> <p>当監査法人が特に注意を払った連結子会社の監査人による監査手続には、以下が含まれる。</p> <p>① PLC社の買収及びPLC社が行う買収事業に関連して計上されたのれん</p> <p>連結子会社の監査人は、当監査法人の指示に基づき、減損損失の計上の要否を判定するプロセスに関してPLC社が構築した関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、のれんの減損損失の計上の要否に関する判定資料の作成及び判定結果に関する承認の統制に焦点を当てた。</p> <p>また、連結子会社の監査人は、のれんの減損損失の計上が必要かどうかに関するPLC社の判断の妥当性に関して、主に以下の実証手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営者及び複数の会社担当者に対する質問</li> <li>・ 関連する内部資料の開覧</li> <li>・ 判断に用いられた財務実績情報の信頼性の評価</li> </ul> <p>② TAL社の買収に関連して計上されたのれん</p> <p>連結子会社の監査人は、当監査法人の指示に基づき、定量的減損テストに関してTAL社が構築した関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、減損テストの判定資料の作成及び判定結果に関する承認の統制に焦点を当てた。</p> <p>また、連結子会社の監査人は、定量的減損テストに用いられる回収可能価額の評価の検討に関して、主に以下の実証手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用される評価モデルの目的適合性の評価及び前年度からの変更点の妥当性の確認</li> <li>・ 連結子会社の監査人の保険数理の専門家を利用した、計算に利用される保険数理計算上の仮定(割引率、保険事故発生率、継続率)の適切性の評価</li> </ul>

のれんの減損損失の計上の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>一にマイナスの影響を及ぼす要因の有無、一般的な業績の悪化の有無、PLC社及び各報告単位に固有のその他の事象を考慮して総合的に検討される。特に、減損の兆候の有無を判定する際に基礎となるPLC社及び各報告単位の業績は景気動向等の影響を受けやすく、その業績予想には経営者の重要な判断を伴う。</p> <p>次に、減損の兆候の有無の判定において、のれんに減損の兆候が認められると結論付けられた場合、又は減損の兆候の有無の判定を省略することを選択した場合に、のれんを含む報告単位の帳簿価額と公正価値との比較（定量的減損テスト）を行う。公正価値の算出に当たって使用される主要な仮定（事業収支予測、割引率等）には見積りの不確実性があるほか、公正価値の算出には保険数理及び企業評価に関する高度な専門性が必要となる。</p> <p>② TAL社の買収に関連して計上されたのれん</p> <p>TAL社は、定期的に、のれんを配分した資金生成単位の帳簿価額と回収可能価額との比較（定量的減損テスト）を行うことで、のれんの減損損失の計上の要否を判断している。回収可能価額は、エンベディッド・バリュー等に基づき算出される。エンベディッド・バリューの算出に当たって使用される保険数理計算上の仮定（割引率、保険事故発生率、継続率等）には見積りの不確実性があるほか、保険数理計算には保険数理に関する高度な専門性が必要となる。</p> <p>(2) 第一生命ホールディングス株式会社が実施する、のれんの減損損失の計上の要否の判定</p> <p>第一生命ホールディングス株式会社による減損の兆候の有無の判定は、のれんを含む資産グループから得られるキャッシュ・フロー等が継続してマイナスとなっていないかどうか、のれんを含む資産グループの回収可能額が著しく低下していないかどうか、のれんを含む資産グループの経営環境が著しく悪化していないかどうかを定期的に検討するが、これには経営者の重要な判断を伴う。</p> <p>のれんに減損の兆候が認められる場合には、当該のれんを含む資産グループから生じるキャッシュ・フローを見積り、その総額と連結財務諸表における帳簿価額を比較することにより、減損損失を計上するか否かを判定する。その結果、減損損失の計上が必要と判定された場合、各連結子会社または第一生命ホールディングス株式会社が算定</p>	<p>(2) 第一生命ホールディングス株式会社が実施する、のれんの減損損失の計上の要否の判定</p> <p>当監査法人は、のれんの減損損失の計上の要否を判定するプロセスに関して第一生命ホールディングス株式会社が構築した関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、のれんの減損損失の計上の要否に関する判定資料の作成及び判定結果に関する承認の統制に焦点を当てた。</p> <p>また、当監査法人は、のれんの減損損失の計上が必要かどうかに関する第一生命ホールディングス株式会社の判断の妥当性に関して、主に以下の実証手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営者及び複数の会社担当者に対する質問</li> <li>・ 関連する内部資料の閲覧及び資料間の金額の照合</li> <li>・ 判断に用いられた財務実績情報の信頼性の評価</li> </ul>

のれんの減損損失の計上の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>した回収可能価額まで帳簿価額が減額され、当該減少額は減損損失として計上される。第一生命ホールディングス株式会社における回収可能価額の算出に当たって使用される主要な仮定（事業収支予測、割引率、保険数理計算上の仮定等）には見積りの不確実性があるほか、保険数理計算には保険数理に関する高度な専門性が必要となる。</p> <p>以上から、当監査法人は、のれんの減損損失の計上の要否に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	

買収等に関して計上されている保有契約価値の償却又は損失の計上に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>第一生命ホールディングス株式会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されているその他の無形固定資産463,364百万円には、注記事項「(重要な会計上の見積り) 2 保有契約価値の評価」に記載されているとおり、同社によるPLC社の買収並びにPLC社が行う買収事業に関する保有契約価値相当額287,996百万円、同社の中間持株会社である第一生命インターナショナルホールディングス合同会社を通じたPNZ社の買収に関する保有契約価値相当額34,200百万円及び同社によるアイペット社の買収に関する保有契約価値相当額21,608百万円が含まれている。なお、前連結会計年度末に計上していた同社によるTAL社の買収に関する保有契約価値相当額(前連結会計年度末計上額:20,188百万円)は、AASB第17号「保険契約」を適用したことに伴い全額償却している。</p> <p>注記事項「(重要な会計上の見積り) 2 保有契約価値の評価」に記載されているとおり、買収及び買収事業により計上された保有契約価値は、保険数理計算に基づき、買収及び買収事業で獲得したその買収時点で有効な保険契約及び投資契約のキャッシュ・フローから得られる将来利益の現在価値として算定され、連結子会社の連結財務諸表に計上されている。また、注記事項「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載されているとおり、各会計期間末における保有契約がもたらす将来利益やその契約期間等を基礎として、その効果が及ぶと見積られる期間にわたり、効果の発現する態様に従って償却される。保険数理計算上の仮定が当初想定より乖離する場合、償却額の増減又は保有契約価値の減価相当額の損失計上の可能性がある。</p> <p>具体的には、保有契約価値は、各連結子会社の所在国の会計基準に準拠して、以下のように各連結子会社で評価が行われる。</p> <p>(1) 保険数理計算上の仮定の更新を通じて検討される保有契約価値の償却</p> <p>PLC社の投資性保険商品等から生じる保有契約価値は、将来の見積総利益及びその契約期間等を基礎として償却される。PLC社は、定期的に、保険数理計算上の仮定(金利、死亡率、継続率等)を見直し、必要に応じて更新することにより、保有契約価値の償却額を増減させる。特に、継続率の変動により見積総利益等の変動が見込まれる場合には、仮定の更新を通じて償却額が増減する可能性がある。保険数理計算上の仮定には見積りの不確実性があるほか、保険数理に関する高度な専門性が必要となる。</p>	<p>当監査法人は、連結子会社の監査人に監査の実施を指示し、その実施状況について適時にコミュニケーションを行うとともに、監査手続の結果の報告を評価した。また、当監査法人は、連結子会社の監査人の監査調査を閲覧することで監査手続の十分性を検討した。</p> <p>当監査法人が特に注意を払った連結子会社の監査人による監査手続には、以下が含まれる。</p> <p>(1) 保険数理計算上の仮定の更新を通じて検討される保有契約価値の償却</p> <p>PLC社の投資性保険商品等から生じる保有契約価値に関して、連結子会社の監査人は、当監査法人の指示に基づき、PLC社が構築した関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、保有契約価値の償却額を認識及び測定をする統制に焦点を当てた。</p> <p>また、連結子会社の監査人は、保有契約価値の償却の正確性及び合理性に関して、連結子会社の監査人の保険数理の専門家を関与させ、主に以下の実証手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用される償却モデルの目的適合性の評価</li> <li>・更新された保険数理計算上の仮定(金利、死亡率、継続率)の適切性の評価</li> </ul> <p>(2) 責任準備金の積立ての十分性に関する判断と一体で検討される保有契約価値の減価相当額の損失計上</p> <p>PLC社の伝統的保険商品等から生じる保有契約価値に関して、連結子会社の監査人は、当監査法人の指示に基づき、PLC社による責任準備金の積立ての十分性に関する判断の検討とあわせて、保有契約価値の減価が発生しているかどうかを検討した。</p> <p>具体的には、連結子会社の監査人は、当監査法人の指示に基づき、PLC社が構築した関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、保有契約価値の減価の有無を判定する統制に焦点を当てた。</p> <p>また、連結子会社の監査人は、保有契約価値の損失計上の要否に関する判断の妥当性に関して、連結子会社の監査人の保険数理の専門家を関与させ、主に以下の実証手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来キャッシュ・フローの見積りに適用された保険数理計算上の仮定(将来の投資利回り、死亡率、継続率)の適切性の評価</li> </ul>

買取等に関して計上されている保有契約価値の償却又は損失の計上に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>(2) 責任準備金の積立ての十分性に関する判断と一体で検討される保有契約価値の減価相当額の損失計上</p> <p>PLC社の伝統的保険商品等から生じる保有契約価値について、保険数理計算上の仮定（将来の投資利回り、死亡率、継続率等）に比して実績が悪化した場合、追加の責任準備金の計上に先立ち、保有契約価値の減価相当額が損失計上される可能性がある。このため、PLC社は、定期的に、責任準備金の積立ての十分性に関する判断と一体で保有契約価値の減価の有無を検討している。監査上の主要な検討事項「責任準備金の積立ての十分性に関する判断の妥当性」に記載のとおり、責任準備金の積立ての十分性を確認するテストでは、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な判断が必要となるとともに、保険数理に関する高度な専門性が必要となる。</p>	<p>・ PLC社が実施した責任準備金の積立ての十分性を確認するテストが、関連する会計基準に従って行われているかどうかの評価</p>
<p>(3) のれんの減損損失の計上の要否に関する判断と一体で検討される保有契約価値の減損損失の計上</p> <p>PNZ社及びアイペット社の買取に際して計上した保有契約価値について、第一生命ホールディングス株式会社は、定期的に、のれんの減損損失の計上に関する判断と一体で検討を行っている。監査上の主要な検討事項「のれんの減損損失の計上の要否に関する判断の妥当性」に記載のとおり、のれんの評価における減損の兆候の有無の判定には、経営者の重要な判断を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、買取等に関して計上されている保有契約価値の償却又は損失の計上に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>(3) のれんの減損損失の計上の要否に関する判断と一体で検討される保有契約価値の減損損失の計上</p> <p>PNZ社及びアイペット社の買取に際して計上した保有契約価値に対して、当監査法人は、第一生命ホールディングス株式会社におけるのれんの減損損失の計上の要否に関する判断の妥当性の検討とあわせて、保有契約価値の減損の兆候が発生していないかどうかを検討した。</p> <p>具体的には、当監査法人は、監査上の主要な検討事項「のれんの減損損失の計上の要否に関する判断の妥当性」の監査上の対応(2)に記載している手続を実施した。</p>

責任準備金の積立ての十分性に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>第一生命ホールディングス株式会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において責任準備金55,268,875百万円が計上されており、負債及び純資産の部合計の約82%を占める。このうち、第一生命保険株式会社及び第一フロンティア生命保険株式会社における個人保険区分及び個人年金保険区分の責任準備金並びにPLC社における伝統的保険商品等の責任準備金が金額的に重要である。</p> <p>保険会社の負債の大部分を占める責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険契約を引き受ける保険会社が所在する国の規制や会計基準の定めに基づく具体的な方法や計算前提等を踏まえ、保険数理計算に基づいて算出した額が積み立てられている。注記事項「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項 (10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項②責任準備金の積立方法」に記載されているとおり、連結される国内の生命保険会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金として一定の方式により計算された金額が計上され、連結される海外の生命保険会社の責任準備金は、米国会計基準等、各国の会計基準に基づき算出した額が計上される。加えて、各国で責任準備金の積立ての十分性を確認するテストを実施することが求められている。</p> <p>(1) 第一生命保険株式会社及び第一フロンティア生命保険株式会社における責任準備金</p> <p>これら2社の責任準備金は、金融庁から認可を受けた算出方法書に基づき積み立てられる。具体的には、算出方法書の計算前提(将来の死亡率(予定死亡率)、資産運用収益率(予定利率)、事業費率(予定事業費率)等)に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りを基礎として責任準備金が算出される。当該見積りが直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、責任準備金を追加して積み立てる必要がある。第一生命保険株式会社の責任準備金には、同規則に従い、一部の終身保険契約を対象に追加して積み立てた責任準備金が含まれている。</p> <p>責任準備金の積立ての十分性に関する検討は、金額的重要性の観点から重要である。</p>	<p>当監査法人は、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 第一生命保険株式会社及び第一フロンティア生命保険株式会社における責任準備金</p> <p>当監査法人は、各連結子会社が構築した個人保険区分及び個人年金保険区分の責任準備金に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、契約マスターファイルの必要なデータが漏れなく責任準備金の計算に反映されていることを確かめる統制及び承認された保険数理計算上の仮定が正しく責任準備金の計算に使用されていることを確かめる統制に焦点を当てた。</p> <p>当監査法人は、各連結子会社の責任準備金の積立ての十分性に関して、主に以下の実証手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人保険区分及び個人年金保険区分の責任準備金について、再帰式を利用した、責任準備金残高の増減と、責任準備金の増減要素(保険料等収入、保険金等支払金、事業費、利源分析結果等)との全体的な整合性の分析</li> <li>第一生命保険株式会社で追加して積み立てた責任準備金について、関連するシステムから出力した証拠と帳簿との残高の照合及び当事業年度の責任準備金繰入額と積立計画との比較</li> </ul> <p>また、当監査法人は、各連結子会社が実施した責任準備金の積立ての十分性を確認するテスト(将来収支分析及び第三分野保険のストレステスト)に関する各連結子会社の判断の妥当性に関して、当監査法人における保険数理の専門家を関与させ、主に以下の実証手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>責任準備金の積立ての十分性を確認するテストが、関連する法令、「生命保険会社の保険計理人の実務基準」(公益社団法人 日本アクチュアリー会)及び社内規程に基づいて行われていることの確認及び前事業年度の計算結果との比較</li> <li>保険計理人の意見書及び附属報告書内容及び結果の吟味(責任準備金を追加して積み立てる必要があるか否かに関する検討を含む)並びに保険計理人に対する質問</li> <li>保険計理人の意見書及び附属報告書における将来収支分析で利用している金利シナリオについて、当監査法人が独自に入手した金利情報との整合性の検討</li> </ul>

責任準備金の積立ての十分性に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>また、責任準備金の積立ての十分性を確認するテスト（将来収支分析及び第三分野保険のストレステスト）の内容及び結果は、保険計理人の意見書及び附属報告書に記載されるが、当該テストにおいては、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な判断が必要となるとともに、保険数理に関する高度な専門性が必要となる。</p> <p>(2) PLC社における責任準備金</p> <p>PLC社の伝統的保険商品等の責任準備金は、米国会計基準に基づき、保険数理計算上の仮定（将来の投資利回り、死亡率、継続率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りを基礎として算出される。当該見積りが直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、仮定の見直しを行い、追加で責任準備金を計上する必要がある。なお、監査上の主要な検討事項「買収等に関して計上されている保有契約価値の償却又は損失の計上に関する判断の妥当性」に記載のとおり、追加の責任準備金の計上に先立ち、保有契約価値の減価相当額が損失計上される可能性がある。このため、PLC社は保有契約価値の償却又は損失の計上に関する判断と一体で検討を行っている。</p> <p>責任準備金の積立ての十分性に関する検討は、金額的重要性の観点から重要である。また、責任準備金の積立ての十分性を確認するテストでは、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な判断が必要となるとともに、保険数理に関する高度な専門性が必要となる。</p> <p>以上から、当監査法人は、責任準備金の積立ての十分性に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>(2) PLC社における責任準備金</p> <p>当監査法人は、連結子会社の監査人に監査の実施を指示し、その実施状況について適時にコミュニケーションを行うとともに、監査手続の結果の報告を評価した。また、当監査法人は、連結子会社の監査人の監査調書を閲覧することで監査手続の十分性を検討した。</p> <p>連結子会社の監査人は、監査上の主要な検討事項「買収等に関して計上されている保有契約価値の償却又は損失の計上に関する判断の妥当性」の監査上の対応(2)に記載している手続を実施した。</p>

繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>第一生命ホールディングス株式会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、回収可能性があるとして判断された繰延税金資産については、繰延税金負債と相殺された上で繰延税金資産178,914百万円及び繰延税金負債258,858百万円が計上されている。注記事項「(税効果会計関係)」に記載されているとおり、回収可能性があるとして判断された繰延税金資産の金額は1,082,425百万円である。このうち、注記事項「(税効果会計関係)」に記載されているとおり、グループ通算制度を適用する第一生命ホールディングス株式会社及び一部の国内連結子会社(以下、「通算グループ」)において計上された繰延税金資産722,484百万円が金額的に重要であり、その主な発生原因は、保険契約準備金、価格変動準備金、退職給付引当金である。</p> <p>通算グループの法人税及び地方法人税に係る繰延税金資産の回収可能性は、主に通算グループ全体の収益力に基づく将来課税所得の見積額を基礎として判断され、通算グループ全体の「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)で示されている、会社分類の妥当性、将来の課税所得の充分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリングに用いられる仮定に依存し、これらは経営者の重要な判断と見積りの要素を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、通算グループにおける繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>第一生命ホールディングス株式会社及び第一生命保険株式会社が構築した関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、繰延税金資産の回収可能性に関連する計算資料の作成及び計算結果に関する承認の統制に焦点を当てた。</p> <p>(2) 繰延税金資産の回収可能性に関する第一生命ホールディングス株式会社の判断の妥当性</p> <p>当監査法人は主に以下の実証手続を実施した。手続の実施に当たって留意した事項には、金利をはじめとするマーケット環境の変動が、通算グループ全体の会社分類の判断、将来の課税所得の見積り及びスケジュールリングに与える影響の検討が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づく通算グループ全体の会社分類の妥当性、特に、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれるかどうかに関する検討</li> <li>繰延税金資産の回収可能性に関する判断に利用される将来の通算グループ全体の課税所得の見積りの前提となった事業計画が取締役会で承認を得られていることの確認</li> <li>事業計画の作成の基礎となる主要な仮定について、関連する内部資料の閲覧、利用可能な外部データとの比較並びに経営者及び会社担当者に対する質問による適切性の評価</li> <li>前事業年度に見積った当事業年度の通算グループ全体の課税所得について、見積りと実績との比較による将来の課税所得の見積りの合理性及び実現可能性の評価</li> <li>将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリングに用いられた主要な仮定について、関連する内部資料の閲覧、資料間の金額の照合並びに経営者及び会社担当者に対する質問による適切性の評価</li> </ul>

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### <内部統制監査>

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、第一生命ホールディングス株式会社の2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、第一生命ホールディングス株式会社が2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3) 【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年6月24日

第一生命ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寺 澤 豊

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 原 初 美

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 春 日 雄 太

## <財務諸表監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている第一生命ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第122期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一生命ホールディングス株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような

重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監

査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。





GREEN PRINTING JFPI  
P-A10007